昭和三十九年十二月

四日市市議会会議録目次

ページ

才一号（十二月七日）

会議録署名議員の指名について……一六

会期の決定について……一七

町及び字の区域の変更についてその他

議案説明…質疑、討論、議決……一七

昭和三十九年度四日市市一般会計補正予算（才四号）その他

議案説明……一九

才二号（十二月十一日）

一般質問

山中忠一君

港湾管理組合と埋め立て問題のその後の経過についてその他……五〇

加藤定男君

関連質問……六七

坂上長十郎君

科学的な世論に基づく市政の運営についてその他……七〇

日比義平君

来年度の財政見通しと重点施策についてその他……一〇六
鈴木愛次君
関連質問……一二五
伊藤太郎君
関連質問……一二九
第三号（十二月十二日）
一般質問
前川辰男君
当面の諸問題に対する市長の考え方について……一四八
訓覇也男君
関連質問……一八三
橋詰興隆君
関連質問……一九二
中島忠勝君
各種団体補助金交付金についてその他……二〇二
北村与市君
関連質問……二〇七
大島武雄君
公災害問題についてその他……二一四

酒井昌一君
関連質問……二三六
昭和三十九年度四日市市一般会計補正予算（第四号）その他
質疑・委員会付託……二四二
昭和三十八年度四日市市歳入歳出決算並びに各特別会計等歳入歳出決算認定について
質疑・決算特別委員会設置・付託……二六九
第四号（十二月二十二日）
昭和三十九年度四日市市一般会計補正予算（第四号）その他
委員長報告・質疑、討論、議決……二八六
四日市市水道事業給水条例の一部改正について
委員長報告・質疑、討論、議決……三〇一
四日市市職員給与条例の一部改正についてその他
議案説明・質疑、討論、議決……三二二
監査委員の選任について
議案説明・質疑、討論、議決……三三四
審査請求について
議案説明・質疑、討論、議決……三三五
四日市市選挙管理委員の選挙について
選挙……三三九

四日市市選挙管理委員補充員の選挙について
選挙……三四〇
水道事業に対する意見書提出について
議案説明・質疑、討論、議決……三四一
中小企業対策強化に関する決議について
議案説明・質疑、討論、議決……三四六
陳情・請願書等審査結果報告
採否決定……三四九

昭和三十九年十二月七日

四日市市議会定例会会議録（第一号）

四日市市議会

昭和三十九年十二月四日市市議会定例会会議録　第一号

米田　好　兼速記

昭和三十九年十二月七日（月曜日）

○議事日程　オ一号

昭和三十九年十二月七日（月）午後二時開会

オ一　会議録署名議員の指名について

オ二　会期の決定について

オ三　議案オ一四九号　町及び字の区域の変更について……議案説明…質疑、討論、議決

オ四　議案オ一五〇号　町の区域及び名称の変更について……〃　……〃、〃、〃

オ五　議案オ一五一号　四日市市役所出張所設置条例の一部改正について……〃　……〃、〃、〃

オ六　議案オ一四二号　昭和三十九年度四日市市一般会計補正予算（オ四号）……議案説明

オ七　議案オ一四三号　昭和三十九年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（オ一号）……〃

オ八　議案オ一四四号　昭和三十九年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（オ一号）……〃

オ九　議案オ一四五号　昭和三十九年度四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算（オ二号）……〃

オ一〇　議案オ一四六号　昭和三十九年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（オ二号）……〃

第一一　議案第一四七号　昭和三十九年度四日市市立四日市病院事業会計第二回補正予算……議案説明
第一二　議案第一四八号　昭和三十九年度四日市市水道事業会計第二回補正予算……〃
第一三　議案第一五二号　四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について……〃
第一四　議案第一五三号　四日市市職員定数条例の一部改正について……〃
第一五　議案第一五四号　四日市市吏員退隠料、退職給与金、遺族扶助料支給条例の一部を改正する条例の一部改正について……〃
第一六　議案第一五五号　四日市市国民年金印紙購入基金条例の制定について……〃
第一七　議案第一五六号　四日市都市計画下水道事業受益者負担審査委員会条例の制定について……〃
第一八　議案第一五七号　市道路線の認定について……〃
第一九　議案第一五八号　市道路線の認定について……〃
第二〇　議案第一五九号　四日市市水道事業給水条例の一部改正について……〃
第二一　議案第一六〇号　四日市市簡易水道条例の一部改正について……〃
第二二　議案第一六一号　昭和三十八年度四日市市歳入歳出決算並びに各特別会計等歳入歳出決算認定について……〃
第二三　議案第一六二号　町の区域の変更について……〃
第二四　議案第一六三号　工事請負契約の締結について……〃

○本日の会議に付した事件

第一　会議録署名議員の指名について
第二　会期の決定について
第三　議案第一四九号　町及び字の区域の変更について
第四　議案第一五〇号　町の区域及び名称の変更について
第五　議案第一五一号　四日市市役所出張所設置条例の一部改正について
第六　議案第一四二号　昭和三十九年度四日市市一般会計補正予算（第四号）
第七　議案第一四三号　昭和三十九年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第一号）
第八　議案第一四四号　昭和三十九年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）
第九　議案第一四五号　昭和三十九年度四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算（第二号）
第一〇　議案第一四六号　昭和三十九年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第二号）
第一一　議案第一四七号　昭和三十九年度四日市市市立四日市病院事業会計第二回補正予算
第一二　議案第一四八号　昭和三十九年度四日市市水道事業会計第二回補正予算
第一三　議案第一五二号　四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
第一四　議案第一五三号　四日市市職員定数条例の一部改正について
第一五　議案第一五四号　四日市市吏員退隠料、退職給与金、遺族扶助料支給条例の一部を改正する条例の一部改正について

一六　議案第一五五号　四日市市国民年金印紙購入基金条例の制定について
第一七　議案第一五六号　四日市都市計画下水道事業受益者負担審査委員会条例の制定について
第一八　議案第一五七号　市道路線の認定について
第一九　議案第一五八号　市道路線の認定について
第二〇　議案第一五九号　四日市市水道事業給水条例の一部改正について
第二一　議案第一六〇号　四日市市簡易水道条例の一部改正について
第二二　議案第一六一号　昭和三十八年度四日市市歳入歳出決算並びに各特別会計等歳入歳出決算認定について
第二三　議案第一六二号　町の区域の変更について
第二四　議案第一六三号　工事請負契約の締結について

○出席議員（三十四名）

酒井昌一君　北村与市君　錦安吉君　藤谷祐一君　安垣勇君　坪井妙子君　岩田久雄君

喜多野等君　前川辰男君　志積政一君　伊藤太郎君　鈴木愛次君　宮崎春吉君　坂上長十郎君　中島忠勝君　野崎貞芳君　日比義平君　荒木武治君　矢田繁郎君　伊藤泰一君　大島武雄君　前川宗雄君　加藤定男君　山中忠一君　高橋伊祐君

笠田七衛君
服部昌弘君
橋詰興隆君
永田利一郎君
谷口専九君
訓覇也男君
味岡一郎君
山本栄一君
渡部権太郎君

○欠席議員（三名）

田村末松君
須藤総太郎君
増山英一君

○議案説明のため出席した者

市長　平田佐矩君
助役　岩野見斉君
助役　庄司良一君
収入役　川崎祐男君
副収入役　村木喜代次君
市長公室長　谷村文男君
総務部長　平井清三君
税務部長　園浦和己君
産業部長　芝田敬太郎君
厚生部長　山本軍一君
衛生部長　中山英郎君
土木部長　城井義夫君
建設部長　鬼頭鉄郎君
秘書課長　天野正春君
人事課長　山北彰君
財務課長　伊藤涼一君
管財課長　杉本治芳君
市民課長　喜田喜重郎君
税務課長　小林正君
資産税課長　伊藤治郎君

収税課長　新山篤君
商工課長　小西忠臣君
農林課長　永澄幹君
耕地課長　奥村仁人君
事業課長　加藤智工君
民生課長　村山了君
青少年課長　国保義一君
社会福祉事務所長　西川敏郎君
年金課長　大平源彌君
衛生課長　鷲野正和君
清掃ヤ一課長　荒木三郎君
清掃ヤ二課長　赤塚啓次郎君
土木課長　杉本義広君
都市計画課長　谷川正逸君
下水道課長　天野助春君
港湾課長　上杉勇君
建築課長　石原菊三郎君
失業対策事務所長　池見正信君

調達契約課長　小林清君
管理課長　小林義喜君
学校教育課長　水原寿君
社会教育課長　六田猶裕君
保健体育課長　舘義夫君

市立四日市病院
事務長　三輪喜代司君
副事務長　藪田裕君

水道局長　山本文雄君
次長　滝伝之助君
技術部長　加藤弘君

消防長　竹内鉄雄君
総務課長　大倉尚明君

○市議会事務局

事務局長　榮地英也君
議事係長　小坂靖君
主事　佐藤正俊君
主事補　芳野孝君

午後二時四分開会

○議長（錦安吉君）　ただいまより昭和三十九年十二月、四日市市議会定例会を開会いたします。
本日の出席議員数は、三十二名であります。
本日の議事につきましては、議事日程第一号により取り進めたいと思いますから、よろしくお願いいたします。
要求いたしておきました議事説明者の氏名は、お手元に配布いたしておきました要求書写のとおりであります。
なお、本日は総務課長、保険課長、教育委員長が公務のため欠席いたしましたから御了承願います。

○議長（錦安吉君）　これより会議を開きます。

日程第一　会議録署名議員の指名について

○議長（錦安吉君）　日程第一、署名議員の指名を行ないます。
本定例会の会議録署名議員は、服部議員と永田議員にお願いすることにいたします。

日程第二　会期の決定について

○議長（錦安吉君）　次に、日程第二、会期の決定についてを議題といたします。
今期定例会の会期は、本日より二十二日までの十六日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦安吉君）　御異議なしと認めます。よって会期は、十六日間と決定いたしました。

日程第三　議案第百四十九号町及び字の区域の変更についてから日程第五議案第百五十一号四日市市役所出張所設置条例の一部改正についてまで

○議長（錦安吉君）　次に、日程第三、議案第百四十九号町及び字の区域の変更について、ないし日程第五、議案第百五十一号四日市市役所出張所設置条例の一部改正についての三議案を一括議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
市長。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君）　ただいま御上程の議案について御説明申し上げます。
議案第百四十九号は、羽津土地改良区が昭和三十八年六月十七日付三重県指令耕第一、八二六号をもって認可のあった土地改良事業の施行により大字羽津字井詰ほかを、お手元に配布いたしました図のように、町及び字の区域の変更をしようとするものであります。

議案第百五十号は、内部地区采女町の日本合成ゴム株式会社森ケ山団地を、お手元に配布いたしました図のように采女町より分離して、新しく森ケ山町としようとするものであります。

議案第百五十一号四日市市役所出張所設置条例の改正案は、内部地区采女町の一部が森ケ山町と変更されたことに伴い、内部出張所の所管区域について所要の改正をしようとするものであります。

どうかよろしく御審議のうえ、御決議賜わりますようお願い申し上げます。

○議長（錦安吉君）　御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦安吉君）　質疑なしと認めます。

おはかりいたします。ただいま議題となっております議案第百四十九号ないし議案第百五十一号については、委員会の付託を省略し、直ちに採決を行ないたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦安吉君）　御異議なしと認めます。

それでは、議案の採決を行ないます。議案第百四十九号ないし議案第百五十一号の三件を、原案どおり可決いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦安吉君）　御異議なしと認めます。よって、議案第百四十九号町及び字の区域の変更について、ないし議案第百五十一号四日市市役所出張所設置条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第六、議案第百四十二号昭和三十九年度四日市市一般会計補正予算（第四号）から日程第二十四号、議案第百六十三号工事請負契約の締結についてまで

○議長（錦安吉君）　次に、日程第六、議案第百四十二号昭和三十九年度四日市市一般会計補正予算（第四号）ないし日程第二十四、議案第百六十三号工事請負契約の締結についての十九議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君）　ただいま御上程の議案につきまして御説明申し上げます。

議案第百四十二号は、昭和三十九年度四日市市一般会計補正予算（第四号）案でありまして、歳入歳出予算におきましては八千百二十三万八千円の追加補正と、債務負担行為としましては富田排水場排水機購入費二千万円の契約締結と、農業土木災害復旧費立替金八十一万一千円の追加をお願いするものであります。

歳入歳出予算における主なものとしましては、保育所等児童福祉関係施設及び生活保護関係費の措置単価の引き上げ並びに諸経費、失業対策事業における就労者賃金単価の引き上げ並びに就労人員の増加による賃金不足額、起債の内定に伴う清掃車購入費、補助対象事業費の変更に伴う土地改良事業及び農業構造改善事業、子酉・八王子線の築造と関連した笹川中学校用地費等のほか、万古窯業のばい煙規制に関連して行なう設備近代化事業助成費等の補正でありまして、これを加えますと予算総額は、三十九億一千三百六十二万八千円となるのであります。

以下、主なものにつき、各科目ごとに概要を御説明申し上げます。

議会費は、本市として緊急に解決をせまられております都市災害対策などのための視察、陳情その他必要な旅費・

交際費等の追加をお願いするものであります。

総務費のうち、総務管理費におきましては、一般管理費は西館庁舎の開設に伴う電灯料、水道料及び通信料等の不足分、常磐小学校校舎の増築に伴い同小学校の運動場が狭隘になるので、これを解決するため常磐出張所を常磐公民館敷地内に移築するための経費を計上しましたほか会議室借上料等を計上しま

人事管理費は、先般退任せられました前二宮助役に対する退職慰労金をお願いしたものであります。

また、文書広報費では、自治会長の各位に日ごろ文書広報事務をはじめとして市政全般に種々御協力をいただいておりますので、今回五年以上御在職の方々に謝意を表したく記念品料を計上しました。

財産管理費は、昨年十二月行ないました株式会社久保村木材工業所所有地と市有地との交換につき、その後住友林業株式会社及び四日市製函株式会社から訴訟が提起されましたので、これに応ずるための弁護人報償金、四日市警察署待機宿舎用地として河原田地内の市有地九百四十五坪を貸し付けするために要する整地費及び土地明け渡しに要する経費、並びに羽津土地区画整理事業の完了に伴い市有地に対する区画整理事務費負担金等の追加をお願いしております。

企画費は、公害対策資料として行なう風洞実験に要する経費でありまして、調査は日本工業立地センターへ委託して行なうもので、総事業費は六百万円でありますが、このうち二分の一は国、残りを県・市折半で負担するものであります。

支所及び出張所費は、東京連絡事務所職員宿舎の賃借に関する経費をお願いしたものであります。

東京連絡事務所の職員宿舎は、現在テパートの一室を賃借し二名の職員が同居しておりますが、職員の異動を円滑に行なうためにはさらに住宅を一カ所賃借いたしたく必要経費をお願いしたものであります。

諸費は、市税過納返還金のほか、過年度国・県支出金等の精算によります返還金等を計上したものであります。

その他賦課徴収費においては、課税及び収税に要するスクーターの購入費等並びに昭和四十年度固定資産税の計算事務等の委託料等を計上し、統計調査費では指定統計国県委託事業の増加による諸経費の追加をお願いしたものであります。なお、財源といたしましては、指定統計調査費については同額の国県委託金を歳入に計上いたしました。

民生費中社会福祉費は、社会福祉総務費におきましては身体障害者、肢体不自由者等を対象として社会福祉協議会が行なう機能回復訓練のための療育センターへの維持費補助金及び本年当地において行なわれる傷痍軍人総会に対する補助金の追加、その他嘱託員報償金の賃金への更正等を計上いたしました。

精神薄弱者福祉費は、精神薄弱者保護施設収容者措置費の単価引き上げによるものであり、老人福祉費は、老人健康診断の受診人員が予定より減少したことによる減額と、老人福祉施設事務費及び事業費の単価引き上げによる追加をお願いしたものであります。

国民年金費は、別案条例をもって御審議をお願いしておりますように、国民年金印紙の購入について基金を設定し運営の円滑化をはかろうとするものであります。

社会福祉施設費は、さきに着工いたしました神前共同浴場建設工事は、用地問題のためにやむをえず工事を一時中断いたしましたので、この工事再開に伴う補償費及び追分寮の便所配管等改修工事をお願いしたものであり、老人福祉施設費は、事務費及び事業費の措置単価の引き上げに伴い養楽園の収容者に対する諸経費の増額をお願いしたものであります。

児童福祉費は、児童福祉総務費におきましては、福祉事務所内に設置する児童家庭相談室に関する経費及び保育所その他施設職員の病欠、産休等の代替職員、臨時傭人料等の補正と同じく施設職員の旅費不足分等を計上したものの

あります。

また、児童措置費におきましては、保育所措置費の単角引き上げによる事務費、事業費交付金等の追加をお願いしたものであり、保育所費は、これに関連した市立保育所の諸経費の追加と、来年四月開園いたします高花平保育園の設備費、備品費の追加並びにさきに故山本三郎議長の御遺族からの寄付されました五十万円を財源としてピアノ五台を購入することと、塩浜児童遊園設置工事費をお願いしております。

なお、児童福祉施設費におきましては、財源としましては、家庭相談員の設置に対しては、設置基準の四分の三の県費、児童措置費に対しては同じく十分の八の国費と十分の一の県費、児童遊園の設置に対しては三分の二の県費が交付されます。

生活保護費は、主として扶助単価の引き上げに伴う扶助費及び施設収容者の事務費の追加と収容人員の減少による補正等をお願いしたものであります。

国民健康保険費は、四日市市国民健康保険特別会計への繰出金をお願いしたものであります。

衛生費のうち、保健衛生費は公害対策事務として市内のパトロール、その他実態調査等のため生じた職員の時間外勤務手当不足分であり、清掃費は今回起債の内定により塵芥収集車両一台及びし尿収集車両二台を購入するための経費と、これに伴い増加する作業員八名分の給与をお願いしております。なお、今回購入いたします塵芥収集車は、能率的な新しい方式の車でありますので、その効果を期待しております。

その他、この項におきましては、末永焼却場の焼却炉の補修に要する材料費のほかにかねてから工事に着手しておりますし尿投入槽建設工事が予定よりやや遅れたために、当初計画どおりのし尿を下水処理場で処理することができなくなり、その大部分を海洋投棄によらざるをえなくなりました結果、生し尿委託料を減額し、船舶使用料を追加いたしました。

なお、その他船舶使用料には、し尿収集増加による分も含んでおります。

労働費中失業対策費は、就労人員の増加と就労賃金の引き上げによる不足分並びにこれに関連した保険料等をお願いしております。

農林水産業費のうち農業費は、農業構造改善事業費の追加でありまして、水沢・野田区画整理事業の設計変更による追加をお願いするものでありまして、この工事費に対しては県補助金十分の七、地元負担金十分の一・五を歳入に計上しております。

畜産業費は、と畜場食肉市場費特別会計への繰出金をお願いしたものであります。

農地費は、農地総務費におきましては、地籍調査事業の補助決定による事務費の補正減額であり、土地改良費は、市営土地改良事業として昨年から行なっております朝明水路工の事業割当増加に伴う事業費の追加と、非補助受託事業として新たに農林漁業金融公庫から融資の決定された山城区画整理事業の追加と事業費の決定に伴う既決事業費の変更並びに新たに水道局から委託せられた采女及び尾平の水路工事費等のほか、昭和三十八年度に行ないましたかんがい排水、農道、区画整理等の非補助土地改良事業に対して利子補給をいたしたく追加をお願いしております。

また、農地防災費では、県営茂福湛水防除事業にかかる地質調査工事費等の追加と、県営四日市楠地区湛水防除事業の負担割合が改められましたので、その減額をお願いしたものであります。

商工費は、主として万古陶磁器業者に対するばい煙規制法の適用を機会として行なう設備近代化に対する援助対策費と、商店街発展策としてのアーケード及び街路灯の建設に対する補助金を計上しました。アーケード及び街路灯に対する補助は、すでに建設を終った諏訪公園南大通りほか二団体に対するものであり、建設費の二〇%を補助しよう

とするものであります。

万古工業に対しましては、三十九年五月ばい煙規制法が適用され、その対象は五十余工場ありますが、これが設備改善については、相当の資金を要しますので、通産関係当局の御指導といたしましても、これを機会に設備の近代化を行なうことが望ましいとの御意向でもあり、これに対して国・県で対象設備費の四八%を一定期間無利子、無担保による融資を行なう措置を取られることになりましたので、本市といたしましてもこれら国・県の施策に応じて援助策を講じたいと思います。

すなわち、設備改善費のうち国・県の融資額の六〇%程度を金融機関を通じて融資できる措置をとり、これに対して三カ年ないし五カ年、年六分の利子補給を行なおうとするものでありまして、金融機関へ予託すべき資金五百万円と利子補給分をお願いしております。

なお、受託金融機関は、予託金額の三倍までを年八分以内の利子で該当者に貸し付けるものであります。

土木費につきましては、道路橋梁費のうち道路橋梁総務費は、主として塩浜・大治田線の築造に関連し障害となる公共用地不法占拠者を退去せしむるについて必要な経費を計上したものでありまして、これにつきましてはなるべく話し合いにより円満に解決すべく努力する予定でありますが、かなり困難な見通しであり、行政代執行による措置も必要と考えられますので、これに要する経費をお願いしております。

道路維持費は、電々公社からの路面復旧受託工事費と、これに伴う事務費を計上したものでありまして、同額を受託事業収入として歳入に計上しております。

道路新設改良費は、川島地内真菰谷川島線道路新設費で、最近、松本山付近は社宅団地並びに教員住宅等急速に宅地化されつつありますので、交通量の増大を勘案してお願いしたのでありまして、工事費につきましては、三菱化成

株式会社からの寄付金三百万円を歳入に計上しました。

港湾費は、今回ライオンズクラブから寄贈せられました旧港及び相生橋詰の外灯二基分の電気使用料と、四日市港を海外に紹介するための広告料を計上したものであります。

都市計画費は、楠町が行ないます都市計画街路富田浜北五味塚線に対する市の協力費をお願いしたものであります。

住宅費は、本年度は当初予算におきまして、地区改良住宅二十四戸の予算をお願いしておりますが、その後用地の取得については地域的な条件と地主との交渉等にかなりの期間を要したことと、用地は本事業に要する用地の全部を一時に取得することが望ましい等のことがあり、主務省に協議いたしましたところ、工期の関係もあり、本年度は全体事業に必要な用地取得を行ない、建物の建設は、次年度から行なうことが適当であるとの意向を示されましたので、今回建物の建設を次年度に行なうこととし、本年度は本事業に必要な用地千六百八十七坪の取得を行なうことに変更いたしたいと存じます。

なお、用地は茂福地内において確保する見通しがついております。

教育費は、主なものといたしましては、中学校費におきましては、特殊学級教材備品及び産業教育教材備品の補助決定に伴う追加と、本年度着手される子酉・八王子線が笹川中学校敷地北部にかかるため、その後の校舎配置計画に要する用地九百九十五坪の購入費をお願いしております。

幼稚園費は、三重幼稚園の増築工事費をお願いしたものでありますが、同地区は、最近各工場の社宅が建設され、来年度から入園児が増加いたしますので、一学級分を増築しようとするものであります。

社会教育費は、小山田地区和田ケ平古墳発掘に関する経費と、同和地区子供会の育成に要する経費をお願いしたものでありまして、同和事業に対しては同額が県補助金として交付されます。

保健体育費は、明年度本市で開催される第十九回三重県民体育大会のうち、明年二月開催予定の冬期大会に対する地元の分担経費と、毎年お願いしております選手強化費をお願いしたものであります。

災害復旧費は、一般農業土木災害復旧事業費でありまして、今回査定をえました三十九年度災害四件の事業費と工事を補助金交付年度以前に行なうことにより必要な地元立替金に対する利子補給金をお願いしております。

次に、歳入は、歳出各款に関連いたしました国・県支出金、寄付金等のほか、競輪事業からの繰入金及び繰越金をもって収支の均衡をはかりました。

次に、債務負担行為は、富田排水場排水機の購入契約と、昭和三十九年度の一般農業土木災害復旧工事の立てかえ施行をお願いしたものであります。

富田排水場は、昭和三十八年度から着工し本年度は基礎及び上屋の工事を施行し、明年度は排水機のすえつけを行なう予定でありますが、来年の台風期を目途として排水機のすえつけを完了するため早急に発注いたしたくお願いするものであります。

一般農業土木災害復旧事業は、三十九年度災害四件を歳入歳出予算でお願いしており、このうち三件は来年度以降において補助金が交付されるものでありますが、明年度植え付け期までに工事を完成するため、関係者が本年度中に県及び市補助金を借入金により立てかえて施行いたしますので、これら県及び市補助金が交付されるまでの間の立てかえ工事費及びこれに対する年五分の利子補給をいたしたくお願いするものであります。

議案第百四十三号は、昭和三十九年度四日市市競輪事業会計補正予算（第一号）案でありまして、今回の補正は、車券売り上げの増加に伴い必要な経費と、一般会計への繰出金をお願いするものでありまして、この財源といたしましては、入場料及び車券売上金等の増収分をあてるものであります。

議案第百四十四号は、昭和三十九年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）案でありまして、受診率の上昇等に伴う医療費の増高により療養給付費等に不足が生じましたので追加をお願いするものであります。

財源といたしましては、保険料のほか、一般会計からの繰入金をもつて収支の均衡をはかりました。

議案第百四十五号は、昭和三十九年度四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算（第二号）案であります。

と畜場食肉市場は、先に冷蔵庫等の建設を主とする整備計画を御決議願っておりますが、精密検査室の建設については、県の態度等も決定せず未解決でありましたが、このほど県補助金の見通しもつきましたので、追加補正をお願いするものであります。

財源といたしましては、今回見通しをえました検査室建設に対する県補助金のほか、すでに御決議願っております冷蔵庫等と畜場食肉市場整備事業についても県補助の見通しがつきましたので、歳入に計上し、なお不足する分は、一般会計からの繰入金をもって収支の均衡をはかりました。

議案第百四十六号は、昭和三十九年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第二号）案でありまして、本年度事業に対する起債が増額決定せられたことによる事業費の追加と、今回ようやく本省の認可をうる見通しをえました受益者負担金徴収のための経費及び工事契約に関した債務負担行為等をお願いしたものであります。

受益者負担金につきましては、受益者負担金徴収に必要な事務費、前納報償金等のほか、別案条例をもって御審議をお願いしております下水道受益者負担金審議会委員報酬等をお願いしております。

建設改良費は、阿瀬知、納屋の両排水区とも主要幹線の工事はほとんど終りましたが、その末端の枝管工事並びに雨水桝及び汚水桝の取り付け工事、側溝改良工事等は、かなり残っておりますので、これらの工事費を計上いたしましたほか、管布設に伴うガス管、水道管、地下ケーブル等埋設物の移設工事費、舗装復旧工事費、納屋排水場敷地内

に設置する車庫及び材料置場設置工事費等をお願いしております。ただし、地下埋設物移設工事費のうち二百五十万円は、委託料からの組みかえであります。

歳入につきましては、受益者負担金の本年度収入見込み分及び市債増額分等を計上するとともに、一般会計予算で御説明申し上げましたように、し尿投入槽工事の関係で減少するし尿処理委託事業収入及び県支出金等を減額いたしました。

なお、歳入歳出予算のほかから、泊山終末処理場築造費一億三千百八十六万五千円の債務負担行為をお願いしておりますが、これは泊山処理場の築造工事につきましては、本年度の歳入歳出予算に計上されていない分も含めて一括契約することが適当と存じますのでお願いしたものであります。

議案第百四十七号は、昭和三十九年度四日市市市立四日市病院事業会計第二回補正予算案でありまして、収益的収入及び同支出二千二百十九万七千円並びに資本的収入及び同支出百二十八万三千円の補正追加をお願いするものであります。

収益的収入及び同支出の内容は、患者数の増加に伴う薬品及び医療材料の購入費等のほか、建物及び備品等の修繕費を計上したものでありまして、収入は、医業収益をもってあてるものであります。

また、資本的支出におきましては、国から貸借しております泊山崎町の住宅を改善して医師公舎として使用いたしたく所要経費をお願いしたものであります。

なお、収入は、企業会計引継金で補てんいたしたいと存じます。

○議長（錦安吉君）　暫時、休憩いたします。

午後二時五十分休憩

午後三時十分再開

○議長（錦安吉君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君）　（続）議案第百四十八号は、昭和三十九年度四日市市水道事業会計第二回補正予算案でありまして、収益的収入及び支出二百八十七万八千円の追加補正をお願いするものであります。

その主な内容を申し上げますと、収益的収入及び支出の追加は、桜町に建設される近鉄住宅団地の簡易水道建設工事等の受託給水工事の収入及び支出九百九十九万五千円、工事用材料の払い下げによる収入及び支出百六十万円等であります。

資本的収入及び支出の追加は、小林町の簡易水道水源施設改修工事の収入及び支出二百七十一万五千円、松本町に建設される三菱化成株式会社の住宅団地への配水管布設工事の収入及び支出四百四十万円、前年度の減価償却費等の損益勘定留保資金を支出して行なう配水管布設工事費七百万円であります。このほか山城簡易水道建設工事が住宅団地建設工事の予定に合せて二カ年継続施工に変更されましたことに伴う本年度分の山城簡易水道建設工事費の支出及びその収入である企業債、国庫補助金、工事負担金の減額一千五十七万六千円と水源開発に伴う地元への補償工事費の追加の必要から施設用地購入費から補償費への組みかえ三百万円等も含んでおります。

議案第百五十二号、委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正は、先般議会の御同意をえて新たに選任いたしました二宮監査委員が監査委員協議の結果、代表監査委員に就任されましたので、現行の代表監査委員

の報酬と、別案で御審議をお願いしております四日市都市計画下水道事業受託者負担審査委員会の委員報酬について定めようとするものであります。

議案第百五十三号、職員定数条例の一部改正は、急激な発展を続ける本市の清掃事業を推進し、市民生活をより向上させるため、じん芥、し尿車を増強いたしたく、これに伴う作業員の増員はまことにやむをえないものと考え、ここに増員をお願い申し上げるものであります。

議案第百五十四号は、吏員退隠料、退職給与金、遺族扶助料の支給について、現行恩給法に準じて別表の改正を提案したものであります。

議案第百五十五号、国民年金印紙購入基金条例の制定は、国民年金印紙の売りさばきにより、国民年金被保険者の利便をはかるため、地方自治法の改正に伴い基金を設置しようとするものであります。

議案第百五十六号は、近く制定になります四日市都市計画下水道事業受益者負担に関する省令に基づき、受益者負担金の減免について調査審議するため地方自治法第二百二条の三の規定に基づき、市長の諮問機関として委員会を設置しようとするものであります。

議案第百五十七号及び第百五十八号の市道路線の認定案は、その後調査のできました塩浜及び大矢知地内の市道について認定いたしたいと存じ提案申し上げましたので、所在はお手元に配布いたしました参考図に示すとおりであります。

議案第百五十九号、四日市市水道事業給水条例の一部改正について御説明申し上げます。

御承知のとおり上水道は、市民の日常生活の基盤としてきわめて重要な存在で、かつ、あらゆる社会活動、経済活動の原動力となるものであり、この事業の円滑な運営は市民の等しく要望するところであると信じます。さいわいに

して、本市におきましては、年々増加する給水量を確保するための拡張事業も円滑に推進することができ、断水のない水道を維持してまいったのであります。

しかしながら、ひるがえって経営状態をみますと、能率的、効率的運営を旨とし、極力給水の円滑化と経営の改善及び向上をはかってきたのでありますが、事業の伸びにもかかわらず財政は本年度から次第に悪化の一途をたどるという事態になったのであります。このままの状態で経営を続けていくといたしました場合は、給水の万全を期することはもちろんのこと、現状の維持すら困難となり、ひいては公営企業としての公共性にそむくということにもなり、終局的には市民の利益に相反する結果と相成るものと考えられるのであります。

本市上水道の料金は、昭和三十一年一月に改正されましてから、九年間現行料金を維持してまいりました。しかしこの間企業債の利息、固定資産の減価償却費及びこのほかの維持管理費用が年々増額を続け、本年度に至りついに収益的収入及び支出の予算上、事業費用に対し事業収益が一千八百一万円不足する、いわゆる赤字予算となり、料金を値上げしなければこんご事業運営上財政困難な状態になりました。現行料金による本年度予算上の一立方メートルの生産原価は十九円七十銭でありますが、販売単価は十八円三十銭となり、一立方メートルにつき一円四十銭の赤字となる見込みであります。

水道局といたしましては、経営の合理化をはかるほか企業債の利率の引き下げ、償還期限の延長等を他都市水道事業体とともに水道協会を通じて全国的な運動として政府に対して要望する等努力してまいりましたが、現在のところこの効果には限界があり、全国的にみましても政府の公共料金等の値上げ抑制要望期間中の本年中でさえ、一月から三月までの三カ月間に七十八事業体が料金値上げを行なっている現状であります。

本市の料金につきましては、慎重に検討いたしました結果、改正する必要があるという結論に到達いたしましたが

以下原因及び現況につきまして、概略御説明申し上げます。

一、市政の発展と市民の文化生活、事業活動等の向上に伴い給水人口と給水量が年々増加し、この給水量を確保するため、毎年拡張工事を継続して行なってきたため、この資金となった企業債の元金、利息の償還費と施設の減価償却費及びその他の維持管理費用が増額したため、本年度は赤字予算となりましたが、本市は毎年施設の拡張、改良工事を継続して行なわなければならない状態でありますのでこんごさらに前記費用が年々増額し、その結果赤字が毎年増額していくことになります。

こんご拡張工事資金として、相当額の企業債を確保することができましても、一部自己資金が必要であり、また、既存施設の改良、修理のための費用は、全額自己資金でまかなわなければなりませんので、赤字が増大すれば必然的に円滑な給水のため必要な工事が制約されることになります。国・県及び市の一般会計からの補助が期待できない現況といたしましては、どうしても必要な支出をまかなうことができる料金収入の確保をはかる必要があります。

こんご拡張工事資金としての相当額の企業債を確保いたしましても、なお、事業資金の不足累計は、昭和四十二年度までに約二億九千三百万円、同四十五年度までには六億二千四百万円となり、円滑な事業の運営は望むべくして絶対にえられないことになります。

二、本市の上水道事業は、去る昭和三十三年四月一日から地方公営企業法の適用を受け、公営企業として発足し、その経理は特別会計であり、独立採算制を原則としております。「その経費は当該企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない」ことになっており、一般会計からの補助は、「災害の復旧と一般行政上の必要から地方公営企業をして行なわせる事務であって、その経費を当該地方公営企業のみに負担させることが適当でないと認められる場合等、真に止むを得ない場合」に限定されております。

また、一般会計から拡張事業資金を出資または貸し付けすることは可能ですが、一般会計でもその余裕がない状態であり、いまだ全市民が水道を使用していない現況といたしましては、企業債の対照となる拡張事業資金を除くすべての事業費をまかなうための財源は、現在の給水区域内の水道使用者が負担する料金収入をもってあてるほか方法がない現況であります。

三、自治大臣の諮問機関である地方公営企業制度調査会の地方公営企業の財政再建についてとるべき当面の方策に関する答申の内容が最近発表されましたが、その中の「今後の赤字を生じさせないためにとるべき当面の措置」として「料金の適正化」のためには、「地方公営企業における料金は、その水準、体系、決定方法等については、それぞれ基本的な問題があり、こんごなお検討の要があると思われるが少なくとも企業の健全な経営を維持する場合、必要で適正な原価を償うに足る水準まで是正すべきである。この場合において、料金の適正な水準を計算するにあたっては将来における賃金、物価の推移累積赤字の負担等をもにらみ合せて適切な水準を定めるべきである。水道料金については、地方公共団体限りで改訂することができるものであるが、適正な原価を償うに足りないものはこの際地方公共団体において適正な水準まで是正すべきであり、国はこのような料金是正に対して抑制的な措置をとるべきではない」と述べております。

なお、政府の公共料金等の値上げ抑制要望期間は本年末までであり、現在のところ上水道事業に対する国からの根本的な助成措置は期待できない状況であります。

四、料金改正までの期間の全国平均は、昨年中に値上げを実施しました百七十五事業体についてみますと、平均四年六カ月となっており、本市の場合は現行料金を九年間維持しております。

五、近隣でも名古屋市はすでに昨年十月に四二%、楠町でも本年四月に二五%の料金値上げを行なっております。ま

た、京都市は本年十一月に四八％の値上げを決定しており、その他静岡・岡崎・東京・水戸・盛岡・山形・青森・福井・富山・和歌山・大阪・枚方等の各市と神奈川県及び大阪市近辺の各市へ水を供給している大阪府営水道等が料金値上げ準備中であり、厚生省の調査資料によれば、現在、全国で百六十事業体が料金値上げを要望している状態であります。

六、本市の現行料金は、全国平均並びに三重県平均より低い状態にあります。家庭用の一カ月分の料金について比較してみますと、基本料金は、本市百二十円、全国平均二百三十二円、三重県平均百七十八円であり、その比率は本市を一〇〇としますと、全国平均一九四、三重県平均一四八となり、超過料金では一立方メートルにつき本市十五円、全国平均二十四円、三重県平均二十円であり、その比率は本市を一〇〇としますと、全国平均一六一、三重県平均一三四となり、本市の現行料金は、三重県十三市町の料金の中では最低の位置にあります。

次に、料金改正案につきまして御説明申し上げます。

給水戸数で全体の八八％を占める家庭用は、一カ月当りの基本料金は、十立方メートル百二十円を百六十円に、超過料金は、一立方メートル当り十五円を二十円に改正するものであり、値上げ率は基本料金、超過料金とも三三・三％となります。この改正料金を三重県平均と比較しますと、基本料金では十八円、超過料金では八銭ほどそれぞれ低く、また、全国平均より基本料金は七十二円、超過料金は四円十銭ほどそれぞれ低くなっており、名古屋市と比較しましても、同市の基本料金は百四十円でありますが、超過料金は使用水量により二十円、二十五円、三十円、三十五円の四段階となっておりますので、超過料金では本市のほうが低いということがいえると思います。

給水戸数で全体の九・八五％を占める営業用は、現行のヤ一種、ヤ二種を整理統合し、事業用と名称を改め、一カ月当りの基本料金は、十立方メートル百二十円を百六十円に、超過料金は、二十円と二十一円を三十円に改正するもの

のであり、値上げ率は、基本料金三三・三％で、超過料金はヤ一種が五〇％、ヤ二種が四二・八％となります。この改正料金を三重県の平均と比較しますと、基本料金では三十二円低く、超過料金は五円高く、また名古屋市の料金より基本料金で十円高く、超過料金では、用途により同額または十五円低い状態であります。

湯屋営業用は、一カ月当りの基本料金百立方メート九百七十五円を千三百円に、超過料金十四円を十八円に改正するものであり、値上げ率は基本料金三三・三％超過料金二八・五％となっており、家庭用の共同せんは、基本料金八立方メートル七十五円を百円に、超過料金十一円を十五円に、また、船舶用は一立方メートル十五円を二十円に、それぞれ改正するものであり、値上げ率は家庭用の共同せんの基本料金三三・三％、超過料金三六・三％で、船舶用は三三・三％となっております。

なお、全種目とも支せん料金、メーター使用料金は現行のままえ置きとなっており、料金体系につきましては、種々検討を重ねました結果、東京・名古屋等の先進都市と同様、家庭用、湯屋営業用を一般営業用より低額にする等現行料金体系をおおむね維持する方法を採用しました。

以上、全種目を合せました平均値上げ率は、約三四％となりますが、昨年中に値上げしました給水人口十万人以上の都市の平均値上げ率三八％、昨年十月に値上げしました名古屋市の四二％、本年十一月に値上げを決定しました京都市の四八％等に比較しましても低いものであり、円滑な事業の推進のため必要な最小限度の財源確保のための値上げ額であります。家庭用の場合、平均値上げ額は、一戸一カ月当り約七十五円程度で、一日当り約二円五十銭程度であり、一般家庭への経済的影響は少ないものと考えます。

改正料金を実施いたしますと、現行料金の場合より昭和四十年度で約九千三百三十万円、同四十一年度で、一億百七十万円、同四十二年度で一億一千八十万円程度の増収となり、向う三カ年間くらいは、起債の対象となる拡張事業

資金を除いた事業経営のための必要最小限度の資金が確保される見込みであります。

市勢の発展に即応する上水道事業の整備拡充は、最も緊急かつ重要な問題であり、独立採算制を原則とする上水道事業の健全な財政を維持するための今回の料金改正は、まことにやむをえない状況でありますので、なにとぞ事情御賢察のうえ、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

なお、給水条例ヤ四十二条で需要者の不正行為のありました場合に科すことができます過料の金額を現行の二千円以下から、一万円以下に増額しますのは、地方自治法の改正により過料の金額が増額されましたことに伴い改正しようとするものであります。

どうかよろしく御承認くださいますよう、お願い申し上げる次ヤであります。

議案ヤ百六十号、簡易水道条例の一部改正は、本市簡易水道のうち、内部簡易水道の料金は、現在一戸当り二百二十円の定額制でありますが、給水関係者の要望により、基本料金十立方メートルまで百八十円、超過料金一立方メートル二十円の従量制に改正しようとするものであります。

次に、議案ヤ百六十一号の昭和三十八年度一般会計並びに特別会計及び桜財産区の各歳入歳出決算の概要について御説明を申し上げます。

まず、一般会計の歳入決算額は三十九億四百四十五万三千四百四十六円となっておりますが、このうち市税収入は二十一億八千八十七万三百六十七円で、五四・七三%、市税以外の収入は十八億三百五十八万三千七十九円で四五・二七%になっております。

これを予算現額に比較いたしますと、市税収入において一億五千二百二万二千三百九十七円の増収をみましたが、市税以外の収入において一千百九十九万九千六百一円の減収となりましたので、差し引き一億四千二万二千七百九十

六円の増収となっております。市税収入の増収になりました主なる原因といたしましては、国の経済施策による国民所得の伸長と金融引き締め後の経済情勢がいくぶん緩和されたこと、並びに市民各位の納税に対する御協力により増収となったものであります。

次に、市税以外の収入において減収になった主なるものの理由について申し上げます。

国庫支出金の三千三百十八万九千五百十四円の減は、生活保護費負担金二千七十八万五千五百七十円で、これは当初の予定人員に比し措置人員の減少及び医療費の社会保険診療報酬支払基金よりの請求が少なかったためであります。老人福祉費負担金二百八十七万七千二十七円についても、措置人員の減少によりまして収入減となっております。また、義務教育費負担金における減は、事業の繰り越しに伴い五百九万一千円の財源繰り越しを行なったためであります。

市債において、九百万円の減も、教育債で事業の繰り越しに伴って財源繰り越しをしたものであります。

なお、以上のほか事業繰り越しに伴う収入減となっているものに国庫補助金で土木費補助三百四十万八千円、環境改善費補助五十四万八千円、県補助金で教育費補助二十万円並びに雑入で教員住宅建設費二百一万円がありますので事業繰り越しにかかる特定財源の合計は二千二十五万七千円となっております。

次に、歳出決算額は、三十六億三千五百四十一万七百二十円となっておりまして、これを予算現額に比較いたしますと、二億九百一万九千九百三十円が不用額となっておりますが、この不用額のうちには、税務署施設建設交換工事費三千六百八十三万二千円、し尿投入施設工事費六百二十二万八千円、道路新設改良費一千百十五万円、教職員厚生施設補助金三百九十六万八千円、教員住宅建設工事費二百二十一万円、海蔵小学校整備工事費四百五十二万円、高花平小学校増築工事費一千四百二十二万円、富洲原中学校室内運動場新築工事費一千七十万八千円、その他五百三十六

万八千円、合計九千五百二十万四千円の翌年度事業繰越額が含まれており、これを差し引きいたしました一億一千三百八十一万五千九百三十円が純不用額になるのであります。

この不用額を生じました主なる理由といたしましては、本年度予定の防災街区造成組合の設立がとん座し、また、機械金属工業団地組合の事業進行が遅延し、ともに貸し付けの必要がなかったこと及び生活保護費等において予定の措置を要しなかったこと、漁業補償等賠償金並びに他会計への繰出金において予定の支出を要しなかったこと、その他消費的経費の節減をはかったことなどによるものであります。

以上申し上げました歳入決算額から歳出決算額を差し引いた三億四千九百四万二千七百二十六円が歳計剰余金として昭和三十九年度へ繰り越されているのでありますが、このうちには前に申し述べました翌年度事業繰越額九千五百二十万四千円と、その特定財源合計額二千二十五万七千円との差額七千四百九十四万七千円のいわゆる事業繰越財源繰越高が含まれており、また、本年度の支出負担とすべきであった土木事業費負担金四千四百五十五万円、港湾事業費負担金一千二十二万円、都市計画事業費負担金七千二百三十四万円、小山田地区開拓地改良事業費補助金百七十二万三千円、朝明川右岸土地改良事業費補助金二百十七万一千円計一億三千百万四千円の翌年度繰延高がありましたので、これらの合計二億五百九十五万一千円を差し引きいたしました残額一億四千三百九万一千七百二十六円が一般会計の実質剰余金であります。

なお、この実質剰余金に関しましては、本市財政調整基金条例第二条第二号の規定により原則としてその二分の一を下らない金額を積み立てることになっておりますが、とくに同条例第五条第一号及び第三号にかかげる財源にあてるため積立てを停止することに本年九月定例市議会において御了承をえております。

次に、特別会計は、市立四日市病院費のほか九会計で、特別会計の決算合計は桜財産区を合せて歳入が二十三億六

千九百五十九万四千百九十五円、歳出が二十三億三千二百五万二千八百八円となっておりまして、歳入歳出差し引き三千七百五十四万一千三百八十七円が歳計剰余金として昭和三十九年度へ繰り越されております。

会計別に歳計剰余金の内訳を申し上げますと、市立四日市病院費が一千三百五十六万三千六百五十円、市立印刷所費が五百三十万七千九百七十九円、基本財産、積立金が十二万四千四百三十八円、公益質屋費が三十七万一千四百五十円、競輪事業費が八百四十八万九千百八十一円、国民健康保険費が六百七十七万七千百六十三円、と畜場食肉市場費が二十三万八千五百九十円、公共下水道費が百一万八千六十五円、市営魚市場費が百四十七万一千円、桜財産区が十七万九千八百七十一円であります。

なお、市立四日市病院特別会計につきましては、昭和三十九年度から地方公営企業法に基づく財務規定の一部適用によりまして、昭和三十九年三月三十一日をもって打切決算を行なっております。従って、歳計剰余金一千三百五十六万三千六百五十円のほか、収入未済額三千三百六十五万二千百五十三円及び債務未払額一千百四十三万二千百五十三円を昭和三十九年度市立四日市病院事業会計へ引き継いでおります。

工場誘致費特別会計は、本年度をもって完結したので、特別会計を廃止し、市営魚市場費特別会計は、昭和三十九年一月一日以降一般会計から切りかえたものであります。

また、基本財産、積立金特別会計の歳計剰余金のうち、十二万二千五百六十八円は、災害救助基金収入の翌年度積立分であり、一千八百七十円は、財政調整基金運用利子収入の予算超過分であります。

以上申し上げましたように一般会計、特別会計及び桜財産区の決算総額は、歳入におきまして六十三億五千四百四万七千六百四十一円、歳出におきまして五十九億六千七百四十六万三千五百二十八円となりまして、歳入歳出差し引きいたしまして三億八千六百五十八万四千百十三円の歳計剰余金をえまして、本年度の決算を無事結了いたしました

次第であります。

どうかよろしく御審議のうえ、御認定を賜わりますようお願い申し上げます。

議案第百六十二号は、過般の市議会において確認いただきました日本板硝子株式会社埋め立ての市内千才町地先公有水面埋立地百二十七坪余を、千才町に編入することについて、地方自治法第二百六十条第一項に基づき提案申し上げたものであります。

議案第百六十三号、工事請負契約案は、下水道日永終末処理場築造工事の請負契約でありまして、指名競争入札の結果、金額五千十万円をもって名古屋市中区広小路通り二丁目往原インフイルコ株式会社名古屋事務所に落札決定いたしましたので、工事請負契約を締結いたしたく御提案申し上げるものであります。

以上、十二月定例議会に提出いたしました議案について、その趣旨等を御説明申し上げましたが、詳細につきましては、そのつど御答弁申し上げたいと存じます。

年末なにかと御多端の折、かくも多数の議案を長期間にわたり御審議いただきますことは、まことに恐縮に存じますが、市政発展のためどうかよろしく御審議くださいまして、御決議を賜わりますようお願い申し上げます。

○議長（錦安吉君）　議事日程に従いまして、本件に関する審議は留保いたします。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、来る十一日午前十時に会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後四時五分散会

昭和三十九年十二月十一日

四日市市議会定例会会議録（第二号）

四日市市議会

昭和三十九年十二月四日市市議会定例会会議録　第二号

米田好兼速記

昭和三十九年十二月十一日（金曜日）

○議事日程　第二号

昭和三十九年十二月十一日（金）午前十時開議

第一　一般質問

○本日の会議に付した事件

第一　一般質問

○出席議員（三十三名）

北村与市君　錦安吉君　藤谷祐一君　安垣勇君　坪井妙子君

岩田久雄君　喜多野等君　前川辰男君　志積政一君　伊藤太郎君　鈴木愛次君　宮崎春吉君　坂上長十郎君　中島忠勝君　野崎貞芳君　日比義平君　荒木武治君　矢田繁郎君　伊藤泰一君　大島武雄君　前川宗雄君　加藤定男君　山中忠一君

高橋伊祐君　笠田七衛君　服部昌弘君　橋詰興隆君　永田利一郎君　谷口専九君　訓覇也男君　味岡一郎君　山本栄一君　渡部権太郎君

○欠席議員（四名）

酒井昌一君　田村末松君　須藤総太郎君　増山英一君

○議案説明のため出席した者

市長　平田佐矩君

助役　岩野見斉君
助役　庄司良一君
収入役　川崎祐男君
副収入役　村木喜代次君
市長公室長　谷沢文男君
総務部長　平井清三君
税務部長　園浦和己君
産業部長　芝田敬太郎君
厚生部長　山本軍一君
衛生部長　中山英郎君
土木部長　城井義夫君
建設部長　鬼頭鉄郎君
秘書課長　天野正春君
人事課長　山北彰君
総務課長　佐々木晃精君
財務課長　伊藤涼一君
管財課長　杉本治芳君
税務課長　小林正君

資産税課長　伊藤治郎君
収税課長　新山篤君
農林課長　永澄幹君
商工課長　小西忠臣君
耕地課長　奥村仁人君
事業課長　加藤智工君
民生課長　村山了君
青少年課長　国保義一君
社会福祉事務所長　西川敏郎君
保険課長　川口山岳君
年金課長　大平源彌君
衛生課長　鷲野正和君
清掃オ一課長　荒木三郎君
清掃オ二課長　赤塚啓次郎君
土木課長　杉本義広君
都市計画課長　長谷川正逸君
下水道課長　天野助春君
港湾課長　上杉勇君

建築課長　石原菊三郎君
失業対策事務所長　池見正信君
調達契約課長　小林清君

教育委員長　杉浦酉太郎君
管理課長　小林義喜君
学校教育課長　水原寿君
社会教育課長　六田猶裕君
保健教育課長　舘義夫君

市立四日市病院
事務長　三輪喜代司君
副事務長　藪田裕君

水道局長　山本文雄君
次長　滝伝之助君
技術部長　加藤弘君

消防長　竹内鉄雄君
総務課長　大倉尚明君

○市議会事務局

事務局長　菊地英也君
議事係長　小坂靖君
主事　佐藤正俊君
主事補　芳野孝君

午前十時七分開議

○議長（錦安吉君）　ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の出席議員数は、二十八名であります。

議事説明者中、市民課長は公務のため欠席いたしましたから、御了承願います。

本日の議事は、一般質問であります。

お手元に配布の一般質問通告一覧表のとおり、各会派から通告がまいっております。発言の順序は、一覧表のとおりでございます。

日程第一　一般質問

○議長（錦安吉君）　それでは、日程第一、一般質問を行ないます。

山中議員、どうぞ。

〔山中忠一君登壇〕

○山中忠一君　昭和三十九年度のまさに暮れゆかんとする十二月の定例議会にあたりまして、公友会を代表いたしまして質問を申し上げます。

第一問に、港の管理組合、埋め立て、しゅんせつという問題について、御質問を申し上げます。

第二問に、西浦の土地区画整理事業についてお尋ねしてみたいと思います。

第三問には、都市公共下水問題という問題でございますが、以上、三点の質問でございます。

第一問の、港湾関係の諸問題についてでございますが、回顧いたしますなれば、この問題はまさに二カ年の歳月を、私は要しておることと思います。しかるに、いまなお、その妥結の点が見出されていないという現状でございますが、新聞紙上には、一つの特ダネかのようにしてにぎやかされておる現状は、まことにわれわれ市民にとっては残念でもあり、遺憾に存ずる次第でございます。当公友会といたしましては、迎える新春、昭和四十年こそは、すべての諸問題を解決いたしまして、躍進四日市にふさわしい建設のつち音も高らかな最良の年といたしたいと存ずる次第でございますが、市長は、この問題について、日夜、東奔西走、寝食も忘れて御奮闘を願っておるのは、われわれ議会の一員として敬意を、感謝の意を表わす次第ではございます。ただし、その後の進展たるや、今日も中日新聞を拝読するなれば、解決のめどがどこにあるのかというような現状を、まことに遺憾に存じますが、この問題については、私は、まことに慎重を要せられるであろうとは存じますが、詳細なる説明が、できうる範囲内においてわれわれに聞かしていただけるなれば、私は幸甚だと存じて、この質問を申し上げたわけでございます。

第二問の、西浦土地区画整理事業問題についてでございますが、当会派といたしましては、九月の定例議会にも御質問を申し上げております。その節、理事者よりは詳細なる説明は承わって、了解はいたしておるのでございますが、その後にさような質問を繰り返すということは、私らといたしまして、まことに残念には存ずるのでございますが、見聞いたすなれば、県立高等工業の増築問題に端を発して、その後ますます複雑化のような現状を呈しておるということを見聞しますので、その後の話し合い、こんごの見通しというようなものは、いかようになっておるかということを、いま再び聞かしていただきたいという質問でございます。

第三問の、公共下水道、受益者負担金の問題についてでございますが、それを、理事者側の、市民に対し、いや、いろいろと御努力をわずらわしたのは、まことに感謝にたえない次第ではございますが、その結果は、いかなる市民感情の進展がいたしておるかということを、お伺いするわけでございます。

また、料金については、全員協議会においての説明には、たしかに水道料金のパーセントによってこの料金がきめられるというように承わったように思いますが、水道料金においてただし書きが入れられたというようなことを拝聞いたしますが、それは、いかなる理由によって、下水道の料金がこのようにせられていくのであろうかというようなことを、お伺いするわけでございますが、この問題を、非常に当面には、私は、真重を要するであろう。なぜなれば、今議会に、水道料金の値上げ問題が上程されておりますので、その答弁のいかんにおいては、われわれ議員としても、よほど考えなければならないというような、私は観点に立つのではないかと存じますので、この御答弁は、真重に御答弁を願いたいと存ずるものでございます。

以上、三点の質問でございますが、代表質問をあえて壇上に立っておりますので、できうる限り市長の御答弁をいただいて、そうして、詳細なる説明においては、部課長でけっこうでございますから、よろしく明快なる御返

答、御答弁をいただきとう存じます。

以上、三点の質問でございます。

よろしく、お願い申し上げます。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君）　ただいま御質問をいただきました三点は、いずれも本市にとりまして非常に重要なことでございます。

まず、才一問に対しまして、ただいま御質問をいただきました中に、市長は慎重を期するであろうが、できるだけ詳しくいえ、こういう御趣旨で、まことに恐れ入りました次才でございます。従いまして、その意を体しまして、十分気をつけて申し上げたいと存じております。

御承知のとおり、本問題につきましては、遠く出発点をいいますれば、三十六年に、知事、市長は、三十七年の四月を共同管理問題にもっていくように努力しよう、ということを声明いたしました時代から、端を発しておるのでございまして、県・市にとりまして、なかなか容易ならぬ問題であったのでございますが、遂に今日にまで及びましたことは、これは、はなはだ残念に思う次才でございまするけれども、何をいたしましても非常に重要な問題であり、また他の都市、県におきましても、こういう例は、なかなか一朝一夕に解決つかぬ問題が、たくさん包含しておりまするので、やはりわれわれの場面におきましても、できれば簡潔にものごとを取り運びたいという考えでございましたが、その間にいろいろの事情が発生してまいりまして、単に港湾の管理ばかりでなしに、埋め立てという問題をも加わってまいりまして、いまいっそう今日の状態まで長引いてまいりました次才でございますが、かねがねお聞き及びくださいまするとおり、とくに、留意をいたしませんならぬ点といたしましては、知事、市長が単独会見をもちまして、港湾のこの管理問題と埋め立て問題との両立てにしていこう、一本ということでなしに両立てにしていこうと。そして、その権利・義務を三分の二と三分の一でやろうじゃないかという案に到達をいたしました。そして、握手をいたしまして、その線に沿って努力すべく別れたのでございますが、不幸にいたしまして、県側におかれましては、なかなかこれに御難点がありまして、そのことが容易に実現しないという状態になってまいりまして、さらに問題を困難にいたしましたことは、事実でございます。

で、何とかいたしまして、埋事者といたしましては、円満なる妥結をみたいということで、この両方の問題を、さらに検討を加え、何べんも何べんもお互いに修正しながら進んでおるのでございますが、やはり大綱をきめましても、それに付属した問題がたくさんございます。場合によりまするというと、付属した問題のほうに論議が起こってまいりましたりいたしまして、肝心の本筋の進行を妨げるというような場面もできてまいりまして、このまま県・市の意見が調整できないというと、三重県のためにも四日市のためにも、四日市港の開発をしていくという事業がおくれるという点から申しましても、また、さしずめ本年度の事業といたしておりまするしゆんせつ等の問題につきましても、至るところに支障が生じてまいりまするので、埋事者といたしましては、何とかしてこの問題を解決いたしたいということで、いわゆる再三再四、払暁に及ぶ会談を遂げてまいりましたのでございますが、最近あまりに時局が紛糾しても困るから、場合によっては、県下御選出の衆・参議院の方々にもひとついろいろとお知恵をいただくというような場面も、できてまいりましたのでございますが、やはり一つの、何といいますか、よりどころなしにその場面へもっていくということが、非常にむずかしいことになってまいったように、県でも市でも考えられまするので、やはり知事・市長の線で、基本線だけはどうしても取りまとめようということから、さらにまた再三再四を繰り返しまして、まいっておるようなわけでございまして、とくに、県におきましても市におきましても、議会が開催されまするので、

何らかひとつ、このさいによりどころとなるべき点をひとつ決定しようじやないかということで、知事・市長といたしましては、双方がいろいろの論議を戦わし、また、県・市一体に及ぶいろいろの行政面の影響をも勘案いたしまして、できればひとつ、このさいに大きな線だけは踏み切ってしまおうと、こういうことで協議を続けておる次第でございますが、その過程におきまして、非常にこまかい点、あるいは専門のことになりまするというと、知事・市長にも、時間の関係もありまするので、特別な指名者を選びまして、そして、両方からおのおの知事なり市長なりにその意見を申し述べさして、そして、一つの資料といたしまして、できるだけまああやまちのない考えを取りまとめていこうというふうに取り運びをいたしましたが、しかし、御承知のように、最終段階になりますと、やはり知事・市長の線でもってそれを取りまとめまして、結論をえなけりやならぬということから、さいわい東京におきまして知事の御会合もあり、私もまた都市の問題につきましての特別な市長会の部会が創設せられましたので、上京いたしておりましたので、両者は懇談を重ねました。そうして、できる限り双方が誠意をもって、一つの成案に近いものをえようと努力いたしまして、ある程度まではその運びに至っておるのでございますが、やはりそれにつきましては、ちやんとした締めくくりをいたしませんならぬ。付帯的な問題につきましてもおよその了解をしなきやならぬというので、東京から帰って、さらに懇談をして、できればひとつ年内中に結論をえてしまいたいと、こういうことで、まあ何といいますか、ちよっと大げさではございますが、二人は不死身のような恪好で取り組んでおりまして、順次、考えておりまする線には近寄ってまいりました。

しかし、県におかれましては、やはり今日までの県会との御経過もありまするし、市におきましても、市会の方々との御懇談の場面もお願いを申し上げて、そうして、それがふたをあけたときに、あまりに論議にならぬような、ひとつ円滑な恪好のものをつくり上げたいということが、知事・市長の念願でございますので、ただいまやっておる最

中でございまするが、やはり問題といたしましては、管理組合は管理組合でつくり、埋め立て公社は埋め立て公社でつくり、二本立てでいきたいと。そして、できればひとつ一緒に発足せしめたい。そして、それに対する権利・義務はこうあるべきであると。また、付帯的な条件については、この点はこういうふうにしようと。また、あの点はこういうふうにしてお互いに負担し合おうじやないかということに、取り運びを急いでおる次第でございますが、今日までの経過からいいますと、その間にいろいろの障害に出くわしまするので、できる限り理事者間の意見の取りまとめ方を先にやらしていただきたい。そして、両方の御了解をうることに、知事・市長がおのおの努力をするということに取り運ばせていただきたいと、こういうような考えでおる次第でございまして、交渉の内容につきましては、知事・市長間で、できる限りこれは、公表できるまでは、ひとつお互いの問題として取り扱おうじやないかというようなふうになっておりまするので、いましばらく御猶予をいただきたいと思います。

今日まで、たびたびいましばらく御猶予願いたい、ということを申し上げてまいりましたんでございまするが、従いまして、こんどもまたそういうようなことになってはいかぬと思いまするので、知事も非常に慎重に処しておられまするので、私どもといたしましては、なおさらひとつ慎重を期したいと、こういうふうの考えでおるような次第でございます。

どうぞ、その点、十分御理解のいかぬ点がおありだろうとは存じまするが、いずれまた御懇談の機会をえまして、申し上げたいと存ずるような次第でございます。

なお、このことにつきましては、やはり県・市ともおのおの議会を持っておりまするので、論議をいたしかけますると、果てしのつかぬことになると思います。ですから、やはり一つの成案をえまして御認諾をえるというところに取り運んでいったほうが、県・市のために最もふさわしいことでないかと、こういうふうに考えておるような次第で

ございますので、どうか、その点、御了承をいただきたいと存じます。

二問の、西浦の区画整理事業の経過でございますが、このことにつきましては、すでに書類となりまして、県のほうに出ております。ただ、一部に障害がありまして、区画外の方々がさらにその区画の中に入るというようなことが起こってまいりましたので、その方々との話し合いが、少し手間取っておるような次才でございますが、しかし、この点につきましても、だいぶ御理解をいただけるように相成ってまいりましたので、取り進め方を急いでいきたいということで、関係の部課長を督励しておるような次才でございます。

むしろ、国のほうといたしましては、早くその書類が上達せられてくることを待っておっていただくような場面になっておりますが、その間少しく困りましたことは、学校の中の一部の建造物につきまして、県のほうで予定がおありになりましたので、その線を進めておいでになると。これは、将来、道路に当たるような場面になってまいりますので、なるべく簡素なことにしておいていただきたいということを、申し出ておるのでございまするが、その間少しく食い違っておるように思うのでございます。これらの点につきましても、いま交渉をいたしておりまする部課長から、ひとつ御報告をさせることにいたしたいと思いまするが、地元の方々の御熱望といたしましては、どんどん家が建っていくと。消防車一つ入っていくということができないと。さいわいこの計画ができたのであるから、これを強力に取り進めるべきであるという激励をいただいて、御鞭撻をいただいておりまするので、もちろん、市の理事者といたしましては、その線に踏み切っておるのでございまするから、さらに、県との交渉を積み重ねまして、取り急がせていただきたいと存じておるような次才でございます。

才三問の受益者の負担の問題につきましては、先日、詳しく私といたしましての説明は、申し上げたつもりでおりまするが、なお、事務を担当いたしておりまする者から、いっそう詳しく御報告を申し上げて、そうして、このさい、

ぜひ御賛同をえて、四日市の公共事業に対する進路を、できる限りスムーズにいくようにお願いを申し上げたい、こういうふうに考えておりますので、大綱を申し述べまして、御説明をさしていただいたような次才でございます。

どうぞ、よろしくお願いを申し上げます。

〔都市計画課長（長谷川正逸君）登壇〕

○都市計画課長（長谷川正逸君）　お答えをいたします。

西浦の区画整理事業についてのいままでの経過とこんごの見通しということでございますが、ただいま市長のほうから御説明がありましたように、この問題につきましては、主管課長といたしまして、日々努力をいたしておるわけでございます。ときたま、機械科の過度におきます自動車部門の実習教育の課程におきまして、現在の工業高校の平屋建の建物を取りこわして、延べ二百六十平、鉄筋の校舎が新しく建設せられつつあります。このことについて、先月の二十四日、今月の三日、先月の二十四日の日は、県の教育委員会の向井総務課長、別所教育長にお会いいたしまして、当時、西浦の事業を施工いたします場合に、七十メーターの道路計画をいたしましたときに、いろいろと工業高等学校の用地の関係等につきまして、県知事並びに県教育委員会といろいろ折衝をもちまして、七十メーターの決定をいたしたわけでございまして、その間におきます詳細にわたります経過につきましては、県当局も十分御承知のことと私は信じております。そういった矢先につきまして、今回この鉄筋の校舎が建築せられましたことは、非常に、西浦の事業を阻害するかのような感じを与えますので、これを何とかひとつ考えてもらいたいということを、申し出をいたしたわけでございます。

御承知のように、西浦の区域界と戦災復興の区域界が、あの工業高校の東の道路によって二つに分れておりまして、現在の七十メーターは、区域内だけ実施をいたしまして、戦災復興の区域内は二十七メーターの巾員の道路と、現在、

駅の裏に八百坪の広場を持っておりますが、ここで、ひとつ事業といたしましては、戦災復興の区域と西浦の区域と二つに分けまして、大きな駅裏の広場計画といたしましては、現在、決定はいたしておらないわけであります。そういう関係がありますので、地元から出ております、本年の五月の十七日に地元から出ております陳情書につきましては、一応、駅の裏の広場計画というものは、構想というものは持っておりますが、何年度から実施するという計画の決定はいたしておりませんので、この点につきましては、十分地元に御了解を願いたいということを、たびたび申し出をいたしまして、今日まで来ておるわけでございます。この間、地元といたしましては、将来、市が七十メーターにふさわしい駅前広場をつくった場合には、われわれはまた移転をしなくちゃならんではないかと、それでは困るというので、何とかいまのうちに、その自分たちの行き先を考えてくれ、というのが趣旨でございまして、この点につきましては、いますぐに計画を織り込んでいくことができませんので、この西浦の事業が、一応、予定してありますのが、五年でございますので、この五年の間に、何とかみなさん方の要望せられます土地そのものを計画いたしまして、そのほうに移転を願ったらどうかというのが、私たちの趣旨でございます。決していますぐに移転をするというようなことは、考えていないわけでございます。こういう点について、市長とも相はかりまして、五月十七日に出ております陳情書の趣旨を、回答をいたしまして、それで、地元の御了解をえ、また地元のほうから、一応その回答書によってよろしいから、いまのようなことを申し上げておりますが、それについては一応納得いたしましょう、という線までこぎつけたのでございますが、たまたま先ほど申しました鉄筋の建築をやっておられますので、非常にまた刺戟をいたしておるという現況でございます。

こんごにつきましても、十分地元の方と連絡をとり、なるべく円満のうちに処理をすることが、こういう大きな事業をやります上に立って得策ではなかろうかというので、多少時間をかけまして、九月の議会のときにもいろいろ御

答弁を申し上げたわけでございますが、延び延びになっておりまして、まことに相すまないと思いますが、できる限り努力をいたしております。

また、本月の三日にお会いいたしました竹内教育委員につきましては、部長も同道いたしまして、現在の工業高校のあり方というものを、地元の議員として、ひとつ十分御協力を願いたいと。そして、県の教育委員会に、そういった移転をするというムードをつくり上げてもらいたいということを申し上げたのですが、竹内委員といたしましては、いわれることはもっともでありますが、すぐにこれを即答ということは非常にむずかしいと。むずかしいが、七十メーターのときの場合もありますから、十分この点につきましては私のほうも努力をいたしましようと、ただ、先般、起こりました商業高等学校等の問題かありますので、定時制、全日制の問題等がありますので、十分この点につきましては考慮をいたしたい、善処をする、という約束で、後日会いましようということをかたく約束いたしまして、私たち引き下ったわけでございますが、今日までの経過といたしましては、以上のような経過でございますが、こんごも、一日も早くこの事業認可をうるために努力をいたしたい所存でございます。

〔下水道課長（天野助春君）登壇〕

○下水道課長（天野助春君）　お答えいたします。

下水道の受益者負担金の問題でございますが、九月の全員協議会におはかりいたしまして、さっそく建設省との手続きをすませまして、建設大臣から三重県の都市計画の審議会に諮問があったわけでございます。これが十一月の二十五日でございまして、本市から、市会議員の方々で県の都市計画審議会の委員をしていただいておる方、それから理事者、出まして、審議をしていただきまして、そこで、一応、審議を終りました結果を、建設大臣に答申したわけでございまして、建設省からおとつい連絡がありまして、建設省令の第三十号をもって公布する、という通知をいた

だいております。これは、十三日付か十四日付の官報に登載するということで、一応、建設省令として公布されることが決定したわけでございますので、われわれは、その線に沿いまして、十二月の一応十日ごろを目標といたしまして、十月の下旬から十一月中に下水道の職員三名を一班とする三班を編成いたしまして、毎晩のように各地へ出向いたわけでございます。これは、五十何カ所で会議を開いておるわけでございますが、だいたい自治会を単位にいたしまして説明会を開かしていただきました。これは、なぜかと申しますと、一応、建設省令が公布して、納付通知書を出せば一応いいわけでございますが、その間に、われわれがよく市民の方に納得をしていただきまして、こういう趣旨であるから、受益者負担金をお願いするのだということを、よく納得していただきまして、納得の上、これを納付していただきますのが、われわれの仕事でございますので、毎晩出向きまして、私も一晩に三カ所歩いたことがございますが、歩きまして、一応お願いしたわけでございます。

そのときに、先ほど山中議員のいわれました市民の感情でございますが、いろいろわれわれが説明をした結果、一応納得をしていただいたということを、われわれは感じました。中にはいろいろ意見もあったわけでございますが、いろいろの財政的な問題その他を説明いたしまして、これをやれば、四日市の下水道の体系が立つんだと。将来、公共下水道を大いに進めるためには、受益者負担金をどうしてもとらなければならないのだということを説明いたしまして、納得をしていただいたとわれわれは感じております。

そのときに、いろいろまあ質問があったわけでございますが、いままで、公共下水道といたしましては、補助対象になっておる幹線が、相当進みまして、それに伴います枝管とか、汚水ます、雨水ますの工事が遅れておったわけでございますので、いわゆるそういうものは、国庫補助対象外の市単独事業でございます。国庫補助対象の関係は相当進んできておりまして、残っておるのが枝管とか雨水ます、汚水ますが多かったわけでございますが、これを早くやってくれという注文がありました。近くまでは完備しておるが、われわれのところはまだ完備しておらない。そういうところで受益者負担金を出すところと出さないところ、いろいろあるわけでございますが、近所あたりまでは完備されておって、われわれは完備されておらないのに出さなきゃならぬという意見が出たわけでございますが、こういうものを早急に解決するということを、われわれも努力するということをお話しだけいたしまして、一応、納得していただきました。

そこで、昨日から、建設省令が公布になるということが決定いたしましたので、甲告の受付をしたわけでございます。これは、いろいろ条例からいきますと、土地の所有者が申告制度になっておりますので、申告の受付をやったわけでございますが、昨日やりました地区は、西新地と本町をやったわけでございますが、その結果を担当者から聞いたわけでございますが、七〇%が申告をすましていただいたという報告を受けております。そういうことで、市民の方々は受益者負担金に協力を願っておるということを、われわれは感じております。

なお、一部には、全部、全地域にわたって三十九年度の負担する地区について説明会を終ったわけでございますが、一地区においてもう一度説明会をしてほしいという申し入れがあるところがございますが、これは、十四日の晩にわれわれ出向きまして説明をさしていただくということになっております。

それから、水道料金との問題でございますが、これは、受益者負担金は、受益者の方々から一坪三百二十円を負担していただくという制度でございまして、これは、建設費の一部に充当するという性質のものでございます。

使用料は、そういう施設を維持、管理するという費用の一部にあてるものでございまして、四日市の場合は、水道料金の四〇%、基本料金の四〇%ということできまっておるわけでございますが、その点につきましては、水道料金の値上げについていろいろ検討しておりまして、現在の使用料の総額を下回らぬ程度お願いしたい、当分の間お願い

したいということで考えておるわけでございまして、現在、公共下水道が終っておりますのは、管渠の工事と阿瀬知のポンプ場とそれから納屋のポンプ場ができておるわけでございまして、日永の終末処理場がまだ完成しておりません。この時期は、四十年度に管渠の工事を終り、それから、日永の終末処理場は、四十年度で一応才一期の工事が完了することになりますので、その後、すなわち四十一年度から水洗便所化の時期になるわけでございますが、そのときには、いわゆる使用料をいただいた、その費用による維持管理費というものが、相当ふえるわけでございますので、それを、十二分に利用さしていただきまして、せっかくつくったそういう施設を、十分な維持、管理をやっていきたいと、そのように考えておるわけであります。

〔山中忠一君登壇〕

○山中忠一君　ただいま私の三点の質問につきまして、市長、部長の詳細な説明をいただきまして、ほゞ了承はいたしたのでございます。

才一問の港の管理と埋め立ての問題の説明でございますが、市長の根本的な基本と申しまするか、港と埋め立ては二本立てで行くんだという御意見でございますが、われわれも最もこれは解せない、当四日市市の基本線であると賛成を申し上げるのでございますが、だれにいたしましても、今日ただ世間をさわがしておるだけだ。四日市市に名市長の平田市長を迎えておるというわれわれは、自信満々たる、自慢の心組みをもって、今日の市政を協力申し上げておるのでございます。

また、田中三重県知事も、三重県の信望を一身に集められて、二期三期と、連続当選をしておられるような名知事であるこのお二人が、話し合いが、二年に余っても解決がつかぬというのは、ただ、市民であり県民が、なぜそんなに話し合いがつかんのであろう。はたして、われわれが信頼する市長、知事には、政治力、政治手腕力がないのであ

ろうか。われわれが見あやまっておったのであろうかというような、私は、現実に感じを与えておると、こう存ずるのでございます。願わくば、この三十九年度、ただいま市長が仰せられましたように、ぜひとも妥結の糸口を見出して、四十年こそはよき年を迎えていただくように努力をしていただきたいと思うのでございますが、ただ、四日市市民の一人といたしまして、お願いしておきたいことは、私は、こういうことを申し上げてみたい。四日市市民の、これはほんとうの願いであろうと。ふぐは食いたし命は惜しい、四日市市政の財政を考えて、ぜひとも私は、知事の話し合いを進めていただきたい。ただこの一点を市長にお願いいたしまして、私は、この管理組合問題の質問を打ち切らさしていただきたいと思います。

才二問、西浦の土地計画でございますが、この計画たるや十年の歳月を、私は要したのでなかろうかと思います。その間仕事がはかどらない。そこに、今日、現在、西浦区画の担当を受け持つ長谷川課長は、非常にその道のベテランでもあり、私は達人である。よき課長を迎えられたのだから、一挙にこれは解決がつくのでなかろうかと期待をしておったのでございますが、課長が来られてから、はや二年の上にもなるという今日、ただ、問題になるのは、私は、一市民を対象にしたり、個人を相手にしてこれは行き話ったというのなれば納得がいくのでございますが、ただいま課長の説明もあったように、県の審議会にかけて可決していくものに、県自体の事業が四日市市将来の発展のガンになるというような行き方に、どこに不通があるのであろうかと。県と市と手をつないでやる事業に、県がじゃまをしておるとか、市がじゃまになるとかというような、私は行政に疑いを持つのでございますが、ぜひともそのような疑いのない、私は、相両手を携えていけるような市政であり県政を望むものでございますから、その点、とくに、こんごは緊密な私は連絡を保って、そうして、市政の発展のために一段の、私は努力をしていただきたいと思うのでございます。

才三問の公共下水の問題でございますが、課長より詳細な説明を賜わって、おるのでございます。この点ほゞ了承もし、そうして、努力のほどを、私はここにお礼を申し上げてみたいと思いますが、いろいろ私は、今日、水道料金の諮案の提案についても、市民の方から聞かされ、また、理事者の方よりも詳細な説明を受けて、今日の現状を乗り越えなければということも、よくわかっておるのでございます。ただし、私は、四日市市政の上において、市民の願いを踏みにじっていくというわけにはいかない。市民があっての四日市市政であるということを、とくに感ずるものでございますが、ただし、四日市二十万市民で、私は、どこまでこの声があるのか、まことに勉強が不行き届きでございますので、自分の知る範囲内においては意見を申し上げれない立場にはおりますが、しいては、この水道問題に私は関連してくるのでなかろうかというようなことを感じましたから、説明を求めたわけでございます。

ただ一点、私は、説明が落ちておるということは、上水道の使用料をしていただくと、下水道に。その使用料のパーセントにおいて使用料を下水道はいただくのだということに、それが、ただし書きがついて、そうして、まず何年何月までは現在の料金でいくんだということを申されたと思いますが、それが、はたして政治配慮であるのか、それとも、まあ現在はそれだけもらわなくともやっていけるんだというような観点に立って理事者が申しておられるのか、その一点がちょっとわかりにくいと思いますが、これは、私は、市長の政治配慮であろうとは思いますが、この政治配慮が、はたしてこんどの水道料金につながるのか、つながらないのかという一点を、さらにお尋ねしてみたいと思います。

以上でございます。

○議長（錦安吉君）　暫時、休憩いたします。

午前十一時二分休憩

○議長（錦安吉君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

下水道課長。

〔下水道課長（天野助春君）登壇〕

○下水道課長（天野助春君）　下水道の使用料の問題でございますが、現在、下水道の条例できまっております使用料の算定基準でございますが、これは、水道料金の十分の四ということになっております。それで、三十七年度からこちらへ使用料をとってきたわけでございまして、昭和三十七年度では百五十九万円使用料を徴収しております。

それから、昭和三十八年度では五百九万円の使用料を徴収しております。

それから、昭和三十九年度では、七百三十八万七千円の使用料を徴収しておりまして、維持・管理費といたしましては、千八百二十二万円程度の維持・管理費がいっておりますので、その維持・管理費の使用料で占めるパーセンテージは四三％程度でございまして、その残りの五七％は、一般の市費をもって維持・管理をやっておるという状況でございます。それは、どういう考え方かと申しますと、四日市の公共下水道のやり方は、合流式を採用しておりまして、雨水とそして汚水を一緒に合せましてこれを処理するという方法を採用しております。

それで、雨の水でございますが、これは、天から降ってくる水でございまして、これは、市の責任において解決するのが、これは当然でございまして、これを、受益しておられる方に使用料として徴収するのは、これはできないわけでございまして、一応、汚水を処理する、それに要する維持・管理費を使用料でまかなうというのが、適当な考え方と思っておるわけでございます。

そこで、雨水と汚水の比率でございますが、これは、いろいろ建設省あたりで資料をとって調べておられます結果に基づきますと、約、合流式におきましては、半分々々程度だと。五〇%が汚水の処理する維持・管理費であり、それから五〇%が汚水を処理するパーセンテージであるということになっておりまして、まだ、四日市の使用料では少し市のほうがよけい持っていただいておるという状況でございます。

それを、こんど水道料の値上げによりまして、それに伴いまして、当分の間と、私、先ほど申しましたが、これは、四十年度いっぱいでございまして、四十年度いっぱいは十分の三にするんだということでございますが、これはどういう考え方かと申しますと、現在の十分の四と同じ使用量の率だということでございます。現在、基本料金が百二十円でございますが、こんど百六十円に値上げされるように提案されておりますが、百二十円の四〇%は四十八円だと。それから、百六十円の三〇%も同じく四十八円であるということで、同じ率だということでございます。これはなぜかと申しますと、現在、維持・管理をしておりますのは、先ほど申しましたように管渠と阿瀬知と納屋のポンプ場を維持・管理しておる程度でございまして、処理場は、まだ現在では本格的な運転をしておらないという状態でございます。

この時期でございますが、これは、やはり四十一年度でございまして、四十一年度からは、日永の処理場の運転を開始いたしまして、これには莫大な維持・管理費がいるわけでございまして、それを、現在、予想いたしまして、維持・管理費を計上いたしまして、使用料も四十一年度の、予想されます四〇%に復元した場合の算定をいたしますと、二千万円程度の使用料が入るということでございますが、維持・管理費は四千万円以上になりまして、ほゞ半分程度の使用料だということでございますので、四〇%の使用料をいただくという考え方をしておるわけでございます。

そしたら、四十年度はどうかと申しますと、日永の処理場がまだ動きませんので、三十九年度と同じような状態だと。それよりも少し維持・管理はいるわけでございますが、それは、その増額はどうするかと申しますと、現在、使用料をとっておる面積が、三十九年度よりも四十年度は面積が、使用料を納めていただく面積がふえるわけでございまして、現在の同じようなパーセンテージの維持・管理費、使用料が、維持・管理費の同じようなパーセンテージでまかないうるという見通しをつけておりますので、四十年度は十分の三にやりまして、四十一年度から従来の十分の四という線で進んでいくと。そういう考え方を持っておるわけでございます。

〔山中忠一君登壇〕

○山中忠一君　ただいま下水課長の説明におきまして、詳しく私にも聞かしていただきましたので、この問題は喜んで了承すべきであると、私は考えたのでございまするが、どうか、お願いをしておきたいと思うことは、非常に、ありとあらゆる物価が日一日として上ってくると。市民生活に、非常に経済的に圧迫をされているという現状でございますので、はたして市長の政治配慮というものが、どこまで組まれておるのであろうかということを、私はお聞きしたかった。こういう自分の観点から質問を繰り返したわけでございまするが、ただいまの課長の説明によりますとさいが、非常に、市長、市民のことを考えて、できうる範囲内においてはとらないんだと。現実に迫って建設に差しつかえがあるというときに、初めてそれをとって、市民に文化生活の向上をはかってやりたいという意思だというような、私は解釈に受け取ったのでございまするが、どうか、市長も、よき四日市の父でありまた市長として、この緊迫する市の財政、また市民の財政を考えられた行政を、私は切に懇願をいたしまして、私の質問を打ち切りたいと存じます。

〔加藤定男君登壇〕

○加藤定男君　同僚議員の山中議員がるる質問をいたされまして、私も了解をした一人でございます。

その中に、才三点の公共下水道事業の受益者負担分のことについて、お尋ねをいたします。課長は、この事業を、九月の定例協議会におきまして、以来、三ヵ月にわたる間いろいろの労苦をいたされまして今日に及び、一地区においては七〇%の成果をおさめたという報告がされたのであります。私も、その関係地区における関係上、たびたびこの受益者負担の問題について呼び出されまして、そのつど理事者と力を合せて、いろいろ地区関係市民のみなさんに訴えをし、また説明をしてまいった一人でございます。

しかし、この問題は、そもそも政治というものが非常に配慮されなかったのが、原因の一点であることを痛切に感じた一人でございます。われわれは政治に関与し、市政をよりよくするのがわれわれの使命であるということを痛切に考えた観点から、私は再度質問に上ったわけでございます。こんごも、いろいろの企業体に対する料金の値上げ問題等も、後日に出てくることに相なっておりまするが、この受益者負担の問題を課せられたときに、市民の感情問題というものが、そうたやすく理解と協力を求めることが困難であったということを、痛切に感じた上においての質問でございます。三ヵ月を要する今日に、七〇%、一地区と申されますが、私は、けさこの会に出るまでに、中部地区連合自治会長、組頭全員この十四日の午後六時半に不動寺において、この受益者負担の説明会を再度しようと、それに対する助役、市長また部課長も出席をして、明細に説明を求めたいと。こういうことは、やはりすでに課長のところまでお申し出があったかのように、私は承わっております。地元議員として私も出席をし、議会の政治をあずかるあなたと、地区の感情的問題をどのような質問にも答えてほしいと、こういうことで、私もけさその通達を受けたわけでございます。なぜ三ヵ月にわたるかかる問題が、今日までぐずぐずと、理事者の苦労も相まって行なわれておるかということに、懸念を持っておるわけでございます。これは、しいては、市長が市民に信頼されて、また感謝をされて、市政をおあずかりになる一点から、まことに政治配慮の欠くことが、薄かったということが、私は考えるわけ

でございます。

市民は、自分らの市政がよくなることには、理解と協力が惜しまないということは、私は厚く信じておる一人でございます。その行政のいかんを十分に真に把握し、さらに喜びと感激をもって、理解の上に協力は、市民は惜しむものではないということを、すでに持っての、私は信念のもとから市長に御質問を願いたいと思うわけでございます。

一地区の七〇%というのはその大きな区域の中の一部分にも足りない課長の説明でございます。しかし、この問題は、一たんこの事業というものが、私も六年間、この事業にいろいろと関連として、勉強し、みなさんのお教えを受け、そうして、地区民のみなさんに喜ぶ事業として、今日まで協力さしていただいた議員の一人として、一日も早くこの事業の完遂には、私だけでなく、市民はつねに期待をしておるのであるということは、私、関係地区の市民のみなさんとお会いするごとに、喜び感激をしとるわけでございましたが、今日の受益者負担になりますと、やはり市民感情というものは、納得できない、突然であると、こういうようなこと。事業が、どういう事業でどうするんだという説明、明細、事業内容、すべてがわからない。そこで、議会できめられたことが、決定したことが行なわれるということは、全く市民として感情がよくないので、三ヵ月にわたる過程の苦労、また、関係理事者の苦労は、私、目にあまる、まことにその努力は敬服して、私もお手伝いをしております。

そういう見地から、こんごの公共料金値上げには、抑制がとれたというて、すぐ公共料金の値上げを考えず、事業の推進上やむをえないとしても、執行の時期は、やはり市長、市民の納得する時期までよく周知徹底してPRをしていただき、その上において行っていただきたいことを、私は念願するわけでございます。この問題についても、私は努力を惜しむものではございません。みなさんとともに、受益者負担の問題には、こんごとも必らず苦労はあると思いますが、努力はいたします。だが、こういうことにおきまして、こんご市長は、こういうような、市民に課す税外

負担を行なわれる場合には、いかに市民のためといえども、いささかでも政治配慮、市民の喜びを裏切らないように御配慮を願いたい。

だれでも、金がなければすぐ値上げをしてもらえば、理事者は仕事がやりよいだろうが、やはり市民のための市政であるから、苦しい中でも機構改革、またいろいろの角度で努力されて、市民に喜ばれ、その上においてよく事業の認識を深めた上の値上げを要望されるのが望ましいと思います。こんご、この受益者負担には相当問題もたくさん残っておるかのように私は思います。だが、公共料金の値上げは、こんごともそういう問題を、時間をつくって、納得する時間をおかけしていただくことを強く要望申し上げ、私の質問を終ります。

○議長（錦安吉君）　よろしいですか、加藤さん。

坂上議員、どうぞ。

〔坂上長十郎君登壇〕

○坂上長十郎君　市政クラブを代表して、質問いたします。

わが市政クラブは、市政各般の調査研究を行ない、これを政策の上に検討を加えて、市政の上に反映し、市民の福祉増進と、本市の繁栄を旨として会派運営を進めておるものでございます。そういう会派結成の精神から、さる八月輿論調査をやったのでございます。その輿論調査の内容の一部を申し上げ、それに基づいて、市政各般に向って質問をしたいと思うのでございます。

四日市全市四百の町を基盤とし、各町内の戸数が百戸以上になるときには、これを単位として四捨五入をいたしまして、全市にわたって男女の性別、二十代、三十代、四十代、五十代、六十代以上の方々六百五十九名を選びまして、市民生活に最も関係の深い交通安全の問題、塵芥の処理問題、水道問題、青少年問題、町を美化する諸点、市民が市

政に対してどういうような要望を持っておられるかという市政の重要事項を十二項目あげて輿論調査をしたのでございます。その結果、回収率は七七％、男女の比率は五六対四四。これを、年令別に見ますると、二十代の方々が一九・五％、三十代が二〇％、四十代が二五・一％、五十代二〇・五％、六十代以上が一四・九％という回答率をえたのでございます。

とくに、私の感心したのは、四十代の壮年の方を頂点として、三十、五十、二十、六十代以上の方々の回答率が正常曲線を描いておったということでございます。これは、この輿論調査の、私は、非常によかったということを、統計的に認めるものでございます。

この結果を、総体あるいは性別、年令別、中学校単位の内容に分析、検討をして、その結果から推しますると、回答をえました市民の方々が、非常にまじめに、自分の生活の現実に立脚して御回答を願っておる。また、堅実な常識の上に立ち、建設的な意見をえたということにおいて、わがクラブにおいては、非常に喜んだのでございまして、その内容の一端が、昨日の日刊新聞に報道されたとおりでございます。

私は、こういう科学的な数字的世論に基づいて、以下、来年度の予算編成などに関して、お尋ねをしたいと思うのでございます。

科学的な世論に基づく市政の運営について、と題して、その一といたしまして、先ほど山中、加藤両議員からの市政の重要問題についていろいろ質問になり、市民の納得する政治が必要であるというように仰せられたのでございます。こういう点において、私は、科学的な標本調査に基づく統計資料に基づいて、市民の市政に対する声、世論がどこにあるかということをおやりになって、それに基づいて市政を運営することが、民主政治の今日において最も重要な問題と、私は自信を深めておるのでございます。こういう点において、市長は、来年度において、こういうような

科学的な輿論調査をやり、それに基づいて市政の運営をやられるようにお運びを願いたい。その意思をお尋ねするわけでございます。

お隣りの名古屋におきましては、才四回を実施し、理事者は申すに及ばず、議会人も市民も、この名古屋の輿論調査が市政の上に反映せることを、喜んでおられるということを、最近、広報課の方々にお会いいたしまして、喜んだのでございます。わが四日市におきましても、こういうような状態をぜひ取り上げてもらいたい。予算は、わずかに五十万そこそこで、りっぱな科学的調査ができることを、私は信じておるのでございます。

才二点。まことに失礼でございますけども、現在のわが四日市におきましては、こういうような科学的データは、わが市政クラブだけでございまするから、わが市政クラブにおきましては、この資料を理事者に差し上げますから、来年度の予算編成の重要な参考資料として活用せられる御意思はどうかという問題でございます。

とくにですね、市民が市政に対してどういう考えを持っておるか。どういうことを要望しておるかという市政の重要問題十二項目を分けて、その回答をえたところをえまするとと、最も多く回答をえたのは、道路の整備でございます。いかに市民が、道路の整備内容の充実に希望しておるかがよくわかる。

才二番は、公害対策でございます。問題点が相当あること。市長も相当心配されておりまするが、これは、一四日市市だけではできないのでございまするけれども、これに向って重点を注ぐ。

才三番、教育施設の充実問題。才四番、社会福祉。才五番、下水道施設の整備、才六番、清掃事業の促進というようなところが出とります。ことに、私が、二年前に個人でやったときの結果と同じ順位が出てまいりました。パーセンテイジにおきましては多少の相違はあるが、三十七年と三十九年の同じ年代で、人をかえて調査した結果においても同様な順位の出たということは、市民の声がどこにあるかということを知る上において、ある程度の確実性を持っ

ておるものと信ずるのでございます。この点をお尋ねいたしたい。

次、水道問題についてお尋ねいたします。

私どもの輿論調査の結果を、まず先に申し上げまして、それについて質問としたいのであります。

まず、水道問題に関しましては、上水道の普及率をお尋ねしたのでございまするが、この回答書の内容を見ますると、上水道の普及率は六八・八%、簡易水道が一一・二%、井戸水その他が約一八%となっておるのでございます。残りのパーセントは無回答でございます。この点からいきまして、市民生活に非常に水の必要なること。その水道行政が相当進んでおることが、伺われるのでございます。

才二問。現在の水道料金に対する輿論を尋ねたのでございます。安いと答えた方が九・七%、適当であると答えた方が六四・七%、高いと答えられた方が五・二%。わからない、あるいは不答の方が約二〇%近くあったのでございます。問題になりますが、わが市政クラブにおきましては、この内容を仔細に検討して、今回の水道料金の問題には、態度を慎重に検討したいという、この問題につきましては、議案のときに質問いたしますが、この点に基づきまして二点、水道行政の過去について、ひとつ伺います。

水道行政が、公営企業法に基づいて独立採算性をとられて以来、水道局の財源の確保にいかに努力されたかという問題。

二番。水道行政の未来についてお尋ねいたします。現在は触れるといきませんから。四日市の水道行政の将来計画はどうあるか。その内容においては、水源の確保の見通し。

今日、問題になりますのは、丘陵地帯に対する水道供給でございます。平地においては、水圧に関係ないのでございますが、丘陵地帯は、水圧の影響を受けて、給水が十分できない。こんごの問題点は、この丘陵地帯の水源施設を

いかにするかという問題。

次、簡易水道と上水道を将来一本化にするのには、どういうような配慮が望まれるかという三点について、お願いしたいのでございます。

第三問。農業行政についてお尋ねいたします。

この問題につきましては、この壇上において幾たびか多くの議員諸公が、その内容改善について質問があり、理事者がこれに答えておるのでありますが、農業の近代化、構造改善という問題については、相当むずかしい問題が多々あるので、思うように進んでいないのでございまするが、わが四日市においても、こんご農業行政ということは重要な問題であると信じまするから、三点についてお尋ねします。

その一点。政府の指導に従って農業協同組合を一本化し、農業行政を、ややもするとばらばらになっておったものが、農協単位において多少不統一であったものを統合し、統一的にこれを指導して、近郊農業並びにその他の農業問題に対して、熱意をもって取り組む御意思があるかないか。

お隣りの鈴鹿市においては、はや相当な資金を出して、農業協同組合の統一をはかられるその第一歩が進められております。岐阜市においては、市長自ら農協統一の第一線において活動されておるのでございまするが、これに対して、市長の御見解を伺いたい。

第二点。産業部内の耕地課に、機動力を導入して、土地改良、農道の新設、改良を促進し、受益者負担を軽減する方向に予算をお組みになる御意思はないかと。耕地課の事業は、土地改良にいたしましても、農道の新設、改良にいたしましても、受益者が約五〇%その費用を負担しとるのでございます。これがために、周辺の農家地帯においては、農道を立てたい、つくりたい、あるいは土地改良をやりたいと思うけれども、負担率があるのでというので、見合さ

れ、不便な立場において、生産増強をみすみす見送っている現状でございます。道路一本にいたしましても、市道なれば、土地を出しますれば、工事費はみな市で負担してもらえる。農道なるがゆえに、土地を無償提供しても、その工事費の半分を負担しなくちゃならぬ現状にある。同じ末端の市民であって、市道と農道の取り扱いに差があるのでございます。こういう点を改善していくのには、私は、耕地課に、土木課同様ブルトーザーとかトラックというようなものを備えつけて、その工事費を軽減し、受益者負担を軽くすることが、今日の農政の一端であり、農産物の生産を下げずして、農業家の余力を、現金収入のほうに向けられて、所得格差を少しでもよくする上においては、最も重要な施策ではないかと感ずるのでございます。これに対する市長の御見解を承わりたい。

第三。今日、農家地帯には、有線放送が普及しております。すでに一万戸以上になっている。たいへん文化的生活をしてらっしゃる。このときにおきまして、この有線放送の施設を本庁に導入いたしまして、周辺の農家地帯の広報活動に御利用されたり、あるいは出張所の事務の簡素化、迅速をはかれるような文化的な施設に対して、予算を組み入れられる御意図がいかがであるかと。

この問題において、大成功してらっしゃるのは長野県の松本でございまして、先般も視察いたしまして、いろいろとその内容、方法を承わって、私は感激したものでございます。こういうような諸点についての市長の御見解を、御回答願いたい。

第四番、教育行政でございまするが、この問題に関しましては、民主クラブ、民政会、社会クラブから出されておりまするから、私は省略いたしまして、三会派の質問にまちたいと思います。これを省略いたします。

第五問。文化、福祉都市建設の構想について、をお伺いいたします。

まず最初に、文化施設の建設構想でございます。正直に私どもが他都市と比較いたしまして、わが四日市におきま

しては、文化施設がおくれているということが、はっきりいたすのでございます。これに対して、市民の要望は、数年前からいろいろと出されておるのでございますが、そのために、市は相当な費用を出して、諸会館総合計画審議会なるものをつくられておるのでございまするが、その審議会における検討、審議も、いよいよ終末段階になりまして、近い将来、答申が行なわれるものと思います。市長は、この多くの方々を御依頼してやられておるところの審議会の答申に対して、これを、来年度以降において建設の運びにお用いになる御決意があるかどうか。もちろん、これらの諸会館には多くの資金を要するものでございまするが、私は、各地を視察した一端を申し上げたい。

他の諸都市におきまして、りっぱなる文化的施設の諸会館のできておる資金を伺いまするが、政府の援助資金を受けておられるのも多いのでございまするが、地元の有力産業の特別な協力をえて、その資金の半分以上をそこに求めておられる。さいわい本市には、石油コンビナートという大会社がたくさんあるのでございまするから、その方面と特別な折衝をされ、そこに建設資金の半分くらいを求められて、市民の望んでやまないこの文化施設、四日市の誇りになるべきものに対して、実施の御決心、御意向があるかどうかということ。

第二に、福祉都市の建設構想でございます。

わが会派の輿論調査によりまするとこの福祉施設に対しては、先ほども申しましたように、重要事項のうちの回答が第四位でございます。二年前も同様に一〇％以上の回答をえております。ことに、福祉施設に対して強き関心を持っておられる方々は、婦人層である。年令別にこれを見まするとこの二十代の方々に社会福祉施設の増強を要望しとられます。さすがは婦人層並びに若き世代の方々が、社会福祉のために、いろいろと心配しておられる。新しい政治感覚を持っていられるということを、私ははっきりと認識したものでございます。政治家の最終目的は、福祉国家の建設であります。だから、中央においても、党派、イデオロギーを超越して、社会福祉の問題にはお互いに手をつな

いでやってらっしゃる。

しかし、この民生行政は、主として国の施策にまつところが多くて、その経費の半分は、国あるいは一部県の負担でございまして、残る部分を市が持つのでございまするが、この国の施策に対して、自治体が積極的に協力し、市民の福祉増進にやるか、いかんということは、理事者の熱意いかんにあろうと思うのでございます。市長は、明るい住みよい町づくりということをおっしゃられますが、その内容は、社会福祉の広い意味の充実したところを意味するのであろうと。

また、かっての施政方針に、福祉都市建設のことを標榜されたことがございまするから、わが平田市長も、この政治家としての最終ビジョンである福祉都市の建設には、相当の熱意を持っておられることと思うのでございまするが、私は、具体的に二点を申し上げて、その具体的事項が、どのように将来展開されるかの、市長の御意見を伺いたい。

第一点。国民健康保険の料金の問題と、世帯員七割給付の実施の問題でございます。今日の市民層を見まするとと、青年、中年層の者は、どこかの職場、事業所において健康保険あるいは共済会に入って医療扶助を受けておられまするが、国民健康保険の加入者の方々約七万、本市の人口の三分の一でございまするが、こういう方々は、比較的所得の低い方々、または、第一線の事業所において活動されまして、停年になられて、高令のため職をしりぞいて収入の減られた方々が大多数でございます。ところが、来年一月から、世帯主の給付率が七割に向上し、医療費の九・五％が上げられようとしとります。自然これは、来年度において保険料に影響するものと思いまするが、七万近くの国民保険に加入をしておられる経済状態に思いをはせられて、その保険料をなるべく上げないようにされることが、社会福祉の一端である。

また、政府は、来年一月から、順次、世帯員全部を七割給付にしていこうという施策を講じておりますが、本市に

おいては、その実現の運びになっておりません。伺うところによると、楠町、川越町、菰野町は、四十年一月から世帯員全部の七割給付に踏み切られておるのでございます。市長は、つねに広域経済、広域都市の建設を叫ばれておりまする。この点において、いまあげました楠、川越、菰野町を、あるときには合併のときがくるのではないかと思う。そういうときに、本市において七割給付が遅れておるということは、市長の政治施策として、つねに述べられておるところの広域経済、広域都市の建設に支障がくるんではないかということを、私は憂うるものでございます。そういう立場から、世帯員七割給付の実施を、来年度早急におやりになる御意図のいかんを伺いたいと思います。

次。さる六月十八日、精神薄弱児の施設設置に対する問題が、全員協議会に提案され、市長の熱烈なる説明に対して、われわれ議会人はこれに協賛をしたのでございます。爾来すでに六カ月、いまだその運びをみないのでございます。承わるところによりますと、これを建設しようと計画された浜田町のカトリック教会のムニ神父さんは、市の、あるいは議会のこの態度にたいへん感激されて、本国に帰られ、その建設資金を東奔西歩して、いまその浄財を求められ、相当多額な資金をえて、十日以後において御帰朝になるということを聞いておるのでございます。

また、手をつなぐ親の会のみなさんは、さまざまの方法をもって協力され、だんだんと資金を獲得されておられる様子だ。また、教会側は、この事業認可の書類作成、相当困難があるようでございまするが、市の関係者あるいは県の関係者あるいは権威者の指導を受けられて、年内の間に事業認可申請の書類の草案ができるように承わっております。

県におかれましては、もし四日市にそういう施設が来年できるのならば、その措置費の二〇％を来年度の予算に組む気配もされておるようであり、中央においては、厚生省が、カトリック教会の事業に対して非常に協力され、また、本市出身の山手代議士も、この点について努力されております。が、いま残った問題とし、このりっぱなる社会福祉

の殿堂を建設する用地の問題が、いまだそのめやすがつかない状態にあります。御不幸の子弟を持たれる御家族の方も、この問題、土地の問題の解決に千秋の思いをしておられる切々なる気持ちを、私どもは伺っておるのでございます。児童福祉の行政は、非常に困難でございます。その困難な事業に対して、いまあげました多くの方々の善意が結果され、一大殿堂ができようとするときに、その敷地のためにいまだその明るみを見ないということは、私、一市民としても、ほんとうに何ともいえない気持ちにおちいるのでございます。

市長は、社会福祉に対して非常に御理解がある。熱心なる仏教信者でございまするから、仏陀のあの慈悲の精神をもって、この恵まれざる青年の施設に対して、六月十八日の全員協議会に寄せられたあの熱情を、この席上において、いま一度お示しを願いたいと思うのでございます。

最後に、第六。予算執行の状況と市政の将来性について。

本市の当初予算もだんだんとぼう張いたしまして、四十近くになろうとしております。まことに慶賀の至りでございます。そこで、私は、三月の当初予算に、三十有余の予算を協賛したのでございまするが、その予算の執行状態がどのようにいま進んでおるか、その内容。

もし、予算の執行が遅れておる事業があるならば、その理由をひとつ御発表になりたいと思います。

次。九月の議会において、わが会派の志賀議員の経済質問に対して、来年度の財政状態の非常に困難なることを、理事者は発表されたのでございます。いよいよ来年度の予算編成期に迫ってまいりましたのでございます。

そこで、来年度の経常支出の概要を、また、義務的経費の概要など。

次に、市債並びに予算外義務負担の償還金額の状態など、ただいまわかっておる状態をここに明示されたい。

次に、財政調整基金の中で、漁業補償として八幡より送られた六億五千万円のあの金が、いまどのように使われ、

いまどのようになっておるかという、これも明細をお示し願いたいのでございます。

次、三十八年度の決算書も配布されて、私もしさいに検討したのでございますが、何をなすにも財源が必要でございます。そういう点につきまして、本年度の税収入について、こんごの見通しをはっきりお願いしたい。当初予算において、二十二億が使われておりますが、それ以後、六月、九月、今回とも税収入には手をつけておられませんが、その見通しについて。

なお、四十一年度あるいは二年度に対する一つの見込みがあるならば、これも明示されたい。

あわせて、お手数でございますが、本年度に入ってからの月別の税収入、月別の収支の状況をひとつ資料にして、われわれ議員に御配布を願いたい。ということは、わが市の財政収入がどの状態にあり、財政の支出がどのように動いておるかということを知りたいのでございます。これに従いまして、来年度の予算編成にも大きな資料をうることができると思うのでございます。

以上、非常に広範にわたってお尋ねいたしましたが、どうか、市長は、懇切丁寧にお答えを願い、市長において説明のできないところは部長において、おかわりになって御答弁を願いたいことを申し上げます。

○議長（錦安吉君）　休憩いたします。

午後零時十分休憩

午後一時十五分再開

○議長（錦安吉君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

このさい、御注意申し上げますが、質問者並びに答弁者、それぞれ簡潔に要領よくお答えなり御質問をいただきたいと思います。一人で長々と時間を費やさないように、努めて御協力のほどをお願い申し上げます。

市長。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君）　世論調査を行なっていただきました。非常にけっこうなことだと、お礼を申し上げたいと思います。

とくに、坂上先生は、だいたいおれの考えておったことがずっとここへ出ておる、という御意見でございました。実に御識見に感服した次第でございます。恐れ入りました。

世論調査をこの市政の上に反映する意思があるかどうか。これは、世論調査、もちろん非常に貴重なことでございますので、十分に世論に耳を傾けまして、さらに、この調査の上に現われたのみならず、声なき声につきましても、十分思いをいたしまして、市政の上に反省させていきたいと、こう念願いたしております。

水道関係の御質問でございますが、過去の財源に対してどんな努力をしてきたか。これは、御承知のとおり、第二期の拡張事業が、大まかに見まして十二億七千万円所要をいたします。このうち、起債の対象となりますものが十一億五千万円。それから、三十五年から三十九年にわたりまして、約七億五千万円を確保いたしました。これは、概算七〇％くらいにあたると思いますが、現在の時点といたしましては、政府に国庫補助の問題を、要望はいたしておりますが、これは、御承知のとおり、独立採算の企業性の業務に属しますので、非常にむずかしいことだと思います。これは、全国一般のことでございますので、四日市市だけではございません。こういう問題につきましてはどうしておるかといいますと、水道協会あるいは市長会あるいは議長会というようなものを通じまして、全国的に水道事業についても国庫の補助をすべしである、こうやっておるのでございますが、これは、なかなか、やっぱり一つ

の事業と政府が見なしておりまするうちは、困難でないかと存ずるのであります。

この、過去の四日市市のとりましたことにおきましては、起債のワクにおきましては、十分なる処置をとってきたと思いまするし、当局におかれましても、四日市に対しては、すべて好意的に取り扱ってきたといっておられますので、われわれも感謝しておる次第でございます。

で、この将来計画でございますが、御承知のとおり、昭和五十年までにどれくらい水が不足するであろうかということを、概算させますと、不足量は十二万トンになると、こう思います。で、この十二万トンを確保いたしますることにつきましては、幾多の計画がございます。かねがね申し上げましたように、三重用水の多目的な面からとってくる場合、あるいは県が計画しておりまする町屋川用水の工業用水の中へひとつ割り込みたいということ。それから、さらには、大問題といたしておりまするところの、いわゆる木曽三川の利用の例の、河口堰によりまする水の確保と。さらに、その水を上水用に仕立てかえまして使うというようなことでございますが、これは、いずれも非常に大きな問題でございまするので、四日市市単独だけでは非常に困難を加えておると思いますが、しかし、四日市の将来の発展並びに周辺の都市の発展とにらみ合せてみまするというと、どうしてもこういうような線に割り切っていかなきやならぬと、こういうふうに考えられます。

それから、丘陵地に対しまする給水計画でございまするが、第三期の拡張計画中に織り込みたいと、こういうふうに考えておるのでございまするが、さらに御質問の簡易水道と上水の合併でございますが、これは、御指摘の点は、やはり地区々々によりまして簡易水道をやっておりますが、まず、それの近いところのものをなるべく統合いたしまして、合理化していくということをまず先へやって、それと分水道と、第二弾の方策として結び合せていって、いろいろの、使用料の問題、料金の問題等をもあわせて考えていきたい、こういうふうに当事者は計画を立てておるのでございます。

農業政策についてでございますが、農業の協同組合を合併いたされまして、統一的に指導をしておるかどうかというお考えでございますが、これは、われわれの考えといたしましては、やはりなるべくみなさまが自主的にお考えになって、そしてお進めくださるのが、ものごとの本筋だと思うのでございますが、市といたしましては、大局上、やはりそういうふうにお進め願いたいと、こう申しておるのであります。

すなわち、農業協同組合の合併の必要を考えまして、すでに三十八年度から、市の予算の中に合併の推進費を計上いたしまして、合併の推進をはかっております。こうごともこの方針で、できうる限りひとつ実現を期していただきたいと、期したいと、こういうふうに考えておるような次第であります。

耕地課に機動力を導入して、受益者負担を軽減させたらどうか、こういうことでございますが、この点につきましては、四日市のようなところは、やはり機動力を用いたほうが、合理的でもありまするし、単なる農業と申しましても、産業と非常に結びついておる、工業とも結びついておる。労働力とも結びついておりまするような農家の多いところにおきましては、やはり御趣旨のようなことを導入いたしまして、農業面の時代の要請することを促進していきたいと、こういうふうに考えておりまして、財政面を考慮いたしまして、できうる限り御要望におこたえ申し上げたいと、こういうふうに存じております。

それから、有線放送を本庁に導入して、農業指導や出張所を通じて利用する考えはないかということでございますが、有線放送を本庁内に導入することにつきましては、最近、関係法案の改正によりまして、可能となるであろうと考えられまするので、この点は、大いにひとつ意を用いまして、できうる限り利用度を高めていきたいと、こういうふうに考えさしていただいております。

保険料を現在のままにして上げずに、四十年度の一月、すなわち四十一年一月から実施するごとでございますが、この問題は非常にこみ入っておりまするし、専門の者からお答えさしたほうがはっきりいたすと思いますので、部課長からお答えさしていただきたいと思います。

それから、精薄児童の方々に対する処置でございまするが、まことに御趣旨のとおりで、そういう方々をできる限りひとつよい方面に向けていきたい。お役に立つような場面をつくりたいということを考えておりますのでございまするが、実はいま、いささか行き当たっておりまする点は、私の存じておりまするところでは、主務省と大蔵省との間にかなりの意見の相違があるように思います。で、この調査をどの程度までやっていただけまするか、これをひとつ推進いたしていきたいと思いますが、四日市市自体といたしましては、すでに予定しております地区に対しまして、坪四百円の、いろいろ地主さんに対してお手当てを出しておるんでございますが、これは、もちろん市のほうで負担していきたいと、これは考えておる次第でございます。

最後に、財政をどう考えるか。また、今日までの市のやり方の上においての経過、これは、まあひとつ関係の者からお答えさしたほうが明確にいくと思います。また、数字のことにつきましては、いつでも御覧のとおりの次第でございますので、はっきりお答え申し上げましてもよろしいし、また、書類の上で御覧に入れましてもよろしいし、いたしますと思いますが、将来の財政の見すかしでございます。これにつきましては、一言お答えさしていただきたいと。

現段階におきましては、一般の日本の情勢から思いをいたしまするというと、決して明るいほうにあゆみを続けておるというのではなくて、非常な、ある意味からいきますと、苦難な道をたどっておりまするが、しかし、日本の国力といいますか、国全体の運営につきましては、順調な歩調をあゆんでおりますので、その非常に悪い面を補うてい

ま進んでおるような時代でございますが、それは、補い切れるか切れないかということが、これは、四日市の問題でなくて、日本の問題であろうと。それには二つの原因があって、国内的な問題と国外から起こってくる問題と二つございまする。

従いまして、将来に対する見すかしといいますか、見通しといいますか、非常に、どなたさまが掌にお立ちくだすってもむずかしいことだろうと思いまするので、あまりほしいままな意見は申し上げないほうがよくはないかと思うのでございまするけれども、わが市の上にこれをあてはめまするというと、いろいろ困難な場面が片方に起こっておりまするけれども、また、片方のほうでは、それを克服しながら発展をしつつあると。大、中、小工業におきましても、そういうものを克服しながら進んでおるということは、これは事実であります。従いまして、むやみな楽観は許しませんが、また、むやみに悲観をしたり恐怖をしたりする必要もないと思うのであります。

そこで、来年度の財政をどう切り盛りしていくかということでありますが、総理大臣は調和財政だということを申しておられますが、私は、四日市は調整財政だと思うんです。ちょうと調べるという字と、せいは整頓する整でございますが、四日市は、私は調整財政であろうと、こう思うんであります。と申しますのは、今日までの移推してきましたいろいろの問題を抱えておりますものを、そのままではなかなか切り抜けていけませんから、ピークの高いところのものはこれに規制を加え、そして、やれないと考えるものをある程度までやらしていくと。いわゆる調整をしながら一つの財政計画を立ててしまう、こういうことにもっていくのが、いちばん賢明な策でないかと思いまして、この調整策をとる方途といたしましては、いちばん大きな問題は、来年度は、四日市といたしまして、過去の起債の償還期限のピークに達しております。これを、できうる限り、いま申し上げました調整をはかると。そうして、少なくとも、私は、本年度よりかは悪くしないようなふうにもっていきたい。都合よければ、少しでもそれに活力を加えた

いというのが念願でございます。

とくに、自分がそういうことを思いますことは、本年度に、当初立てました財政計画のうち、とくに税収の問題につきましては、期待しておりましたよりかは安全性が多かったということでございます。で、来年度におきましても、そういうふうに、十の危惧を持っておったやつが五ですんだと。あるいはそれが二ですんだというような情勢になれるかどうかという見すかしでございまするが、本質そのものからいいますると低下するだろうと思いまするが、場面におきましては、量がふえます。また、本年思わざる低い程度に追い込められましたものが、来年は必らずしもそうではないだろうと考えられる場面もあるように思うのであります。従いまして、過当な楽観も許さぬが、過当な悲観もする必要はないと。まずまず本年に準じた成長を遂げていけるのではないかと。

そこで、いま申し上げましたように、とくに著しくでこぼこのあるところのものを調整を加えまして、そうして、できうる限り健全なる財政計画を組み上げていきたいと。これには各方面の御協力を仰がなければならぬことでありますので、せっかくただいま努力を続けておる最中でございます。

どうか、一般論から申しますれば、非常にむずかしい年であろから、みなさまの御協力をえまして、この山をひとつ無事に越えていきたいという心がまえを、市長は持っておるのだというようなふうに御理解をいただくことができれば、まことにありがたいと存ずる次第であります。

なお、自分が申し述べておりません点は、関係の者から申し上げさしていただいたほうが御明確だろうと存じますので、譲ることにさしていただきます。

〔厚生部長（山本軍一君）登壇〕

○厚生部長（山本軍一君）　第四問の国保関係について、お答えいたします。

御質問の意味は、来年度、医療費の引き上げに伴って、しかも、それに加うるに、非世帯主の七割給付の問題が出てくるが、これについて、保険料を上げることなく、しかも、その七割給付を来年度早急にやる意思があるかどうかということだと思います。

これにつきましては、現在、検討しておりますが、ただいまの一人当たりの保険料は、約二千百円でございます。で、これを、来年度すなわち四十一年一月の予定で、保険料を上げることなく実施いたしましたときに、市の持ち出しが五千九百万円の一般費の持ち出し、繰り入れをいたさなければならぬことになります。なお、これを、十月、三カ月早めまして十月に実施いたすといたしますと、これは、全部市の持ち出しとなりますので、八千三百万の持ち出しでございます。

そういたしますと、たいへんな市費の繰り入れということでございますので、事務を扱う者といたしましては、現在、慎重に考えて検討しておるということでございます。

〔総務部長（平井清三君）登壇〕

○総務部長（平井清三君）　予算の執行状況その他について、私から申し上げます。

十一月末現在、収入済み額は、二十二億七千三百万でございまして、予算額に対しまして五九％の執行済みでございます。支出済み額は、十八億二千万でございまして、予算額に対して四七％でございます。

それから、事業費につきましては、全体を通じまして、おおむね四四％の執行を終っておるような状況でございます。

少し詳しく具体的に申し上げますと、総務費におきまして、税務署施設の建設工事につきましては、さる六月に竣工いたしております。それから、電話交換機の設置工事につきましては、十一月の中旬に契約を終っております。

それから、民生費関係では、保育所費におきまして、高花平の保育園は、来月中に竣工の予定でございます。また、なでしこ保育園の改築工事につきましては、この月の中旬に契約の予定でおります。それから、清掃費の関係で、し尿処理費のし尿の投入施設工事につきましては、だいたい七五%の進捗を示しております。それから、大型吸引自動車等の購入につきましては、すでに終っております。

それから、農業費関係におきまして、農業構造改善事業でございますが、野田の区画整理事業につきましては、だいたい三〇%の補助をえとります。それから、堂ケ山の農道工事につきましても、すでに着工いたしておりまして、年度内竣工の予定でございます。それから、農業研究指導所でお願いいたしました温室の建築工事は、すでに完了いたしております。

それから、農地関係の土地改良費でございますが、桜の水路溝とか朝明の水路溝は、だいたい四〇%の進捗でございます。それから、非補助の自宅工事関係におきましては、六〇%から、おそいもので三〇%前後の進捗状況でございます。

それから、土木費の関係で、道路の維持費でございますが、だいたい執行率は七六%でございます。それから、グレーダーとかダンプカーは、すでに購入を終えております。それから、道路の新設改良関係で、大治田線につきましては、現在、設計変更の段階でございます。それから、一般の舗装につきましては、八四%ぐらいの修理を終えております。局部改良につきましては、これまた三〇%程度の進捗状況でございます。

それから、都市計画へまいりまして、街路事業費の関係では、千才町・小生線の関係は、立体交差のために国鉄と建設省が協議中の状況でございます。それから、金場・新正線の慈善橋につきましては、さる五日に入札をやりました。それから、子酉・八王子線は、立体交差の用地の交渉が成立したような段階でございます。

それから、公園費につきましては、だいたい七〇%の工事を終えております。

それから、都市下水路の関係でございますが、富田の排水路の改良工事は、約四〇%、それから、雨池の関係につきましては、立てかえ権の問題で、関係工場と交渉中の状況でございます。

それから、住宅費へまいりまして、一般の公営住宅の建設につきましては、だいたい半分ちょっとの進捗状況でございます。また、地区改良住宅の建設につきましては、用地の売買契約ができたような状況でございます。

それから、消防費でございますが、先にお願いしました消防ポンプ四台の購入は、すでに終えております。

それから、教育関係でございますが、松本の教員住宅の関係は、現在、設計を発注した段階でございます。それから、水沢の教員住宅の建設につきましては、すでに契約をいたしておりますが、場合によっては、一部繰り越しをお願いせんならぬかと思っております。

それから、学校の建設で、高花平の小学校の増築工事は、設計の発注をした段階でございます。それから、海蔵小学校は、十月の五日から工事に着手さしております。それから、常盛の小学校は、十一月の二日から着工いたしております。

それから、中学校の関係でございますが、富田中学校の改築工事は、九月の中旬から着工しております。笹川中学校の増築は、十一月の初旬から着工いたしております。中部中学校の屋内運動場の新築工事は、現在、設計を発注した段階でございます。この小・中学校費につきましては、事業繰り越しをお願いしなければならぬのじゃないか。こういうような見方をいたしております。

だいたいおもな事業は、以上のようなことでございます。

それから、先ほどおっしゃいました本年度の月別の収支一覧表につきましては、ただいま印刷いたしておりまする

ので、後刻、配布いたしたいと思います。

それから、明年度の経常的経費はどのぐらいになるだろうかということでございますが、九月の定例議会におきまして、市長から、ここ数年の財政の見通しとして、平均した考え方を基調とする予算ということをおっしゃっておりましたが、この数年間、平均した行政水準を維持するために、どれだけの経費が考えられるか。たとえば、需用費のあり方とか、また、負担金、分担金についての考え方、こういったことにつきましていろいろ検討し、現在、試算をいたしておりますような状況でございますので、具体的にこれくらいの数字になるだろうということは、ただいま申し上げかねるのでございます。

それから、人件費でございますが、現在は、約十億でございますが、先ほど人事院の勧告がございましたが、これを実施した場合、明年度は平年度化いたしますので、それと、それから昇給財源を考えますと、だいたい十四、五%は伸びるのではないかと、このように見ております。

それから、市債の関係でございますが、三十八年度末におきます一般会計の減債額は、約十億二千五百万でございますが、これに、本年度借り入れ予定の、現在、予算に計上いたしております八千六百五十万円、それは、まだ全部決定はいたしておりませんので、来年度の総体費はこれだけだということは、はっきりはいたしませんけれども、だいたい私どもとしては、一億四千七百万程度を考えております。

それから、予算外義務負担契約によります未償還分が、三十九年度末で約十七億一千八百万円でございまして、償還計画表によりますと、明年度の償還費は、五億七千九百万円が予想されます。しかし、財政の都合によりましては、ある程度の延伸も考えなければならぬのじゃないかと、このように見ております。

それから、八幡の財政援助資金は、現在どれだけあるかということでございますが、当初は、御承知のように六億

一千七百二万九千二百二十六円ございましたが、昭和三十八年度に、一般会計に繰り入れました分が、一億九千九百八十八万四千六百八十四ございますし、本年度繰り入れ見込みとして予算計上さしていただいておりますのが、一億三千万円ございますので、三十九年度末には、二億八千七百十四万四千五百四十六円が残るものだと、このように見ております。

〔市長公室長（谷沢文男君）登壇〕

○市長公室長（谷沢文男君）　諸会館の問題について、お答え申し上げます。

諸会館の問題につきましては、本年二月一日に審議会をつくっていただきまして、審議会二十三名、これは、各界、各層の方々の二十三名を選んでいただきました。その後、各都市の事情あるいは資料等を中心にし、さらに、各都市の実情調査等をいたしまして、今日まで五回の審議を重ねてまいりまして、現在、審議会といたしましては、近く答申の運びに至っております。

なお、審議会の答申に付随いたしまして、諸会館の構想図あるいは基本設計図というようなものの作業が若干残っておりますが、現在まで審議された過程で各市の検討がなされ、おおむね四つの考え方にとりまとめられております。

一つは、勤労会館、一つは、体育館、一つは、総合会館、もう一つは図書館と相なっております。

従いまして、この答申が、いまのところ二月上旬と予定されておりますので、この答申の暁には、答申の精神を十分汲みまして、そうして、来年度予算において、できるだけの配慮をいたしたいという考えでおります。

以上でございます。

〔税務部長（園浦和巳君）登壇〕

○税務部長（園浦和巳君）　御質問の最後の面にございました本年度の税収見込みについて、お答え申し上げます。

御指摘にありましたように、今年度で二十二億で出発いたしておりますが、その後、いろいろと検討いたしました結果、市民税の中の個人市民税において約四千万、法人市民税において約七千万、それから、固定資産税において四千五百万、それから、目的税である都市計画税において六百五十万、合計、普通税におきまして一億六千百三十万、及び特別とん譲与税において四千万、合計二億百三十万。二億百三十万が現在の時点において推定される今年度の増収見込みでございますが、企業の九月決算状況等を見ておりますと、非常にきびしい経済状況にあるように考えられますので、これを確保していく上において、非常な努力を要するものと、こういうふうに考えております。

なお、御質問の最後のほうに、引き続いて、来年度、昭和四十年度及び四十一年度等の将来の見込みについて言及されておられましたが、これは、いま申し上げましたように、市税の大きな柱をなしております法人市民税等に直ちに影響する経済界の動向を、どのように見通すかということが、大きな要素になってまいりますので、いまの時点で正確なことは御答弁できかねますが、もう一つの柱である大規模償却資産の帰すうを考えますと、昭和四十年度、来年度におきましては、いままで特例計算において市に課税権があったものの中から、市の課税権の期間が過ぎて、県に移行する大規模償却資産が、税額にして約一億余りございますので、いいかえますと、大規模償却資産において、来年度は一億県のほうに移行をしますので、市の税収が減りますということであります。

その翌年の四十一年度におきましては、現在、建設中の昭和石油及び三菱油化の川尻工場等の大規模償却資産が、市の税収の日程に上ってまいりますので、税額にして約一億余りがふえると、ふえることが期待できるということがいえます。

あとは、在来資産の計算によって県に移行すべきものはするでしょうし、あるいは、経済界の動向によって、法人市民税等が、いままでのような伸び率によって伸びるか。あるいは、考えられるような、現在いわれているような状

況でだんだんと細っていくか、これは、一に経済界の動きにあると思います。

〔坂上長十郎君登壇〕

○坂上長十郎君　私が多方面的に質問いたしたために、理事者の答弁にもいろいろと御困難があったと思うのでありますが、市長初め関係部長の懇切丁寧な御答弁を受けたのでございます。が、しかし、私の質問の意図とは違った問題、足らざるところ、将来に対する問題について、再質問をさしていただきます。

才一番の問題につきまして、市長はたいへんお世辞をいわれまして、実に恐縮の至りでありますが、議長が、あまり簡潔にと注意されたので、あまりに考えすぎられて、いわゆる過ぎたるは及ばざるがごとき感になりまして、私の期待とは反したところがあるのでございますから、その点について、再質問をいたします。

私の科学的な世論調査に基づく市政の運営についてですね、私どもの会派でやったことに対してはこういうような考えを持っておる。それに対しては、市長は全面的に肯定されておられるのでございますが、これを、市の事業として、来年度五十万円くらいの予算を組んでおやりになる御意図のいかんは、お答えがなかったのでございます。これについて、再度、質問を申し上げたいと思うのでございます。

その次に、私どものデータに対して満腔の敬意を表されたのでございまして、ありがたいのでございまするが、この私どものえた資料を、来年度の予算の上にはっきりと、ある程度織り込まれるところのお気持ちがあるかないかということでございます。しかし、これは、将来の問題でございますので、こんご御検討を願うと思うのでございますから、強くは申しませんけれども、私どもの会派におきましては、これだけ資料を申し上げますから、ひとつぜひ織り込んでもらいたい。しかし、私どもの会派といたしましては、当初予算の内容が、われわれの主張しておる市民の声、輿論がどのように予算の上に反映をするかを見とるのでございますから、これについて、ぜひ特別な御配慮を願

いたいと、こう思うのでございます。

水道問題に対しまして、いろいろと御答弁をえたのでございまして、一応、私は了解するのでございまするが、最初の問題の、水道局の財政の確保についてを御説明申し上げて、努力されたことはよくわかるのでございます。が、現在、赤字になろうとしておる段階に入ったその理由についての問題に、あまり触れておられない。これは、専門の課長からでいいですから、事業拡張のこういう事情からかくなったというように、ひとつ支出の面をはっきりとお示しを願いたいのでございます。

水道の将来計画については、一応、市長の説明で満足するのでございまするが、こんごの水道行政の改良に対して、市民の文化的な生活のために、私は万全を期してもらいたいことを切に要望を申し上げておきます。

次に、文化施設の問題に対して、はっきりとお答えになって、答申案に基づいてやると。私はたいへん喜んでおるのでございます。ぜひこの片りんが現われ、もちろん一年計画ではできないのでございまするが、これに必要な財政の確保あるいは見通しをえられまして、大いにやってもらいたいということを申し述べます。

社会福祉事業に関しまして、関係部長から、私の申しました保険料の値上げの問題、国民保険加入者の全員の七割給付に対しての希望を述べたのでございますが、これに対して、相当額の繰り入れ金額が必要だというお答えがあったのでございます。市の財政関係もあるのでございまするけれども、この本市の人口の七万、三分の一の加入人口の経済状態、年令層等を考えられて、私は、部長のいわれた六割ないし七割の一般会計から繰り入れのために善処されんことを、お願いしたいのでございます。

次に、精薄の問題についてお答えがありまして、たいへん私は敬意を表するのでございまするが、いま市長のお答えになった中の一部について、私は訂正をお願いしたいのです。中央の厚生省と大蔵省の折衝に問題がありはしないかというお答えがあったのでありまするが、私の聞き及びます範囲内、すなわち本市出身の山手先生の御尽力、県の民生部長、担当の課長らの中央に話しかけの段階では、厚生省のほうから大蔵省のほうに向って、低姿勢をもって土地の問題解決に進んでおるのでございます、こう承わっております。だから、この点には、私は御心配はないと思うのであります。

ただ、問題は、敷地に予定されているところの国有土地の提供に対して、市側、市理事者がどのように積極的な行動をとられるかということが、大きな問題でございます。はっきりと私は申し上げます。敷地の確保が、市のあたたかい御理解により御協力を賜わるならば、関係の皆さんの善意の結集は必らず実現するものと、私は信じておるのでございます。さいわい、これを設立しようというところの浜田のカトリック教会のムニ神父さんは、旬日を出ずしてお帰りになります。おそらくムニ神父さんは、市長にいろいろとお願いをされると思いますが、さる六月十八日の全員協議会において、全会一致をもって協賛申し上げましたあの精神に基づいて、何とぞこのむずかしい、児童福祉の行政の事業が実現するように、わが四日市にそういうりっぱなものができるように最大の努力をされんことを切望してやみません。

次に、最後に、予算執行の問題でございまするが、各般にわたって詳細にお答えを願ったんでございます。概括的に要望を申し上げます。

予算が組まれたときには、これが実行しうる、執行しうると自信のもとにやられたのでございます。従って、年度内にこれが完成して、その予算の値打ちが、生きて市民にはね返るようにしてもらいたいのでございます。しかるに、なでしこ保育園の契約あるいは学校の建設、あるいはその他土木に関係の事業にして四〇％以下になっておるのがございます。こういうような大事な建設事業が、なぜこんなに遅延したのか。理事者の手が足らないのか、あるいは、

用意ができたけれども、これを請負業者に渡すときに、いろいろの問題があったのか。あるいは国の補助金の決定のいかんか、はっきりとお答えを願いたい。それに対して、私は、さらに重ねて質問をしたいと思うのでございます。これは、担当の部長からでけっこうでございますから。

次に、経常的な経費の人件費に対してはよくわかるけれども、他のものに対してはまだ集計ができていないとおっしゃるのでございますから、これも、いまの時点においてはやむをえぬと思います。しかし、相当、経常的な支出、義務的な経費がかさんできて事業費に圧迫する、これは、事実でございます。こういう問題に対して、市長は調整財政を新しく打ち立てていこうというような財政計画を意図されているようでございまして、私は、これに対して敬意を表するものでございます。

ただいまの市債並びに予算外義務負担の償還の金額を合せまするとと、間違いがあるかしりませんが、私は、七億近くになると思うのでございます。この七億近くの償還に必要な財源を、どのように調整しようとする御意図があるのか。もし、もらされるならば、ひとつ方針だけでもよろしいから、お示しを願いたいのでございます。

次、財政調整資金の八幡より受けました六億の金が、いま二億八千七百万円くらいの残高になっておるようで、六割程度をすでにお使いになっておるのでございます。この、いま残りの金を、来年度の、市長の申される調整財政の中に組み入れて、市民の要望する市政にこたえるような御意図がどうあるかという点、ひとつお答えを私は願いたいのでございます。

次に、市税の収入につきまして、本年度の見込み、来年度――来年度というのは四十一年度に対する見通しをある程度示されたのでございまするが、いちばん大事なことは、本年度に例をとれば、二十二億プラス二億の金がありそうでございまするが、これは帳面の上だけでございまして、納税者の協力なくてはできないものでございます。こういう点について、ひとつ税務関係の方は、市民のほんとうの納税義務の達成に努力されるようにしていただきたい。

なお、資料がまいりませんので、月別の収支についての希望を申し上げることができないのでございまするが、後日これが出ましたら、この問題について私は、さらに要望を申し上げたいために、この問題だけ、議長に、ぜひ保留さしてもらいたいことを希望しときます。

以上、私の再質問について、お答えを願いたいと思います。

○議長（錦安吉君）　暫時、休憩いたします。

午後二時十四分休憩

午後二時二十五分再開

○議長（錦安吉君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君）　世論調査のことでございますが、市の予算としてやる気があるかどうかということですが、これは、ひとつよく考えさしていただきます。

それから、第二の市政クラブの御調査くださいました貴重な世論につきましては、十分耳を傾けまして、よくその内容も検討を加えまして、われわれが来年度の予算を組む上におきまして、参考資料にはいたさしていただきたいと存じております。

それから、水道のことにつきましては、水道局から。

精薄の施設につきましては、土地を確保し敷地を確保するということがいちばん問題でございますので、ただいま

仰せられましたが、いちばんむずかしいところはそこにございますので、何とかして手に入れて、そして、あたたかい施設ができますことに、極力努力をさしていただきたいと思っております。

それから、経常費及び義務的の経費の増大に対しまして、調整さしていただきたいと思うのでございますが、この調整をするということにつきまして、それぞれの相手方がございます。また、一般のこの資金の面のこともございますので、いちがいに市が計画を立てたからその線に向うがのってくれるところもございますし、のってくれんところもございますので、これは、大いにひとつ工作をいたしまして、できる限り市の考えているような面にもっていきたいと思っております。

それから、八幡の残高をくずして、そしてこれに充当するかどうか。これは、御承知のとおり、八幡の財政援助資金というものは、いまいろいろのことに使う場合が起こってきましたときには、いちいち市会の御承諾をえて、これに流用さしていただくが、財政がもどってくれば、この基金というものは、やはり元へ戻して、そしてりっぱに市の一つの基本的な財源としてもっておりたいということが、御承知のとおりわれわれの念願なのでございます。

従いまして、よほどのことでなければ、残高をくずすということは、やりたくございません。できるだけの手を尽しまして、どうしても仕方がないというときには、御了解をえたいと思いますが、しからざる限りは、これは確保していきたいというのが、われわれの理念でございます。この点につきましては、こうごの努力をさしていただいた上、さらにおはかりいたしまして善処さしていただきたい、こういうふうに考えております。

○坂上長十郎君　答えがでたらめや。事業のおくれとるその理由を一べん説明してくださいと、こういっておるのですが。

○議長（錦安吉君）　いちいちこまかく理由を一つ一つ答えなきやならぬ…。いまいったでしょう。学校の建設が

何と何の遅れておる理由と、指摘をしていただいたらどうですか。

〔坂上長十郎君登壇〕

○坂上長十郎君　私の発言が悪かったそうでございます。

予算執行上においてですね、大きな建設事業が遅れとるものがあると、これは、総務部長から説明があった。その建設事業に関するもので、おくれている理由。たとえば、学校の建設がおくれたのはどういう原因か。あるいは保育園の建設の入札が遅れておるのはどういうわけか。あるいは、土木関係の大きな事業のおくれとるわけはどんなのか、ということをですね、私はまとめて総務部長からあるのかと思っていたのですが、総務部長は、各担当の部長からというような話ですから、失礼ですが、重ねてひとつ御答弁を願いとうございます。

〔厚生部長（山本軍一君）登壇〕

○厚生部長（山本軍一君）　厚生部関係で、なでしこ保育園のおくれていますのは、継続事業でございますので、来年度との調整をとる意味でおくれている状態でございます。

〔水道局長（山本文雄君）登壇〕

○水道局長（山本文雄君）　先ほど市長が水道局から答弁さすという問題につきまして、水道になぜ赤字ができたか、こういう御質問でございます。

この点につきましては、先般、水道料金改正の資料をお手元のほうに差し出してございますが、これの八ページと十一ページと十三ページをお読みいただくとよくおわかりだと、こういうふうに思います。

要は、三十一年の一月に値上げをいたしましてから、相当水は売れまして、三十五年あたりは、一トン売るのに五円程度の利潤がございましたが、三十八年にはほとんどもうその利潤が二十銭程度になりまして、これが、公営企業

としましていちばんいい姿でございます。本年に入りまして、この四月に議決を認められました千八百万の赤字、こういったのは、やはり生産原価と販売単価が食い違ってきたわけでございまして、要はコスト高その他起債の償還が、ちょうど五年すえ置きの期間が切れたというようなとこでこういう状態になってきたと、こういうことでございます。

〔産業部長（芝田敬太郎君）登壇〕

○産業部長（芝田敬太郎君）　産業関係の予算執行の遅れております問題でございますが、構造改善事業に二千六十万の事業費をもったものがあるのでございます。それは、水沢野田の区画整理事業でございますが、これは、九月議会に御提案を申し上げて御決議を賜わりまして、早急着手をいたしましたところ、心土耕をいたしましたら、下部の土層の中に、いわゆる漏水をする個所がありましたので、それの防遏につきまして、大学、試験場等に協議をいたしておりました。そういったことから、現在、三〇％の進捗率を示しております。

以上でございます。

〔土木部長（城井義夫君）登壇〕

○土木部長（城井義夫君）　先ほどの総務部長の報告に、公共下水道の点が、私、ちょっと聞きもらしたように思いますので、簡単に加えさしていただきます。

公共下水道につきましては、現在のところ、竣工したものに対する進捗率というのは、非常に低いのでございまして十数％というところでございます。しかし、これは、先般、すでに管渠工事につきましては、今年度の計画を全部業者を決定し、すでに着工しております。従って、一月の中旬ないし一月中にはほとんどが解決つき、最終の竣工は三月までかかりますが、一月中にはほとんど目ぼしがつくという見通しをしております。

なお、公共下水道につきまして、こんご事務処理といいますか、手続きのこんごまだ残っておる問題につきまして

は、泊の住宅公団の行ないます事業に関係する下水関係、これがこんご計画をいたします。本年度は、その処理場に着工する予定でございますが、総体的に一億八千万余の計画でございまして、本年度千五百万ないし六百万の事業を行なうんでございますが、これにつきましては、このたびの市会に御了承をうれば、総体計画を一括契約をして進みたい、こういうふうに考えております。

この問題は、四十一年から住宅建設が行なわれる計画になっておりますので、それには支障のないように間に合う予定でございます。

次に、先ほどの報告の都市下水路関係で約四〇％という報告でございましたが、そのおもなるものは、雨池川改修でございまして、それ以外の分はほとんど完了しておりますが、雨池川の改修工事がいまだに着工しておりません。この工事につきましては、設計その他一切の準備はできております。ただし、その財源の中に、関係会社の融資の問題が組んでございますが、この点を、口頭でなしに、はっきりした本仕の文章でいただいた上で発注したいという考え方から、いまだに着工に至らないのでございますが、これにつきましては、この年末までに、今月中にどうしても契約まで進めたいということで、関係会社といま意欲的に話を進めておりますので、近く発注の運びになると思っております。

工事は、そういたしますと、三月一ぱいまでかかる予定でございます。

次に、土木課関係の問題の中に、塩浜・大治田線、道路改良工事費の塩浜・大治田線の問題がございます。他の事業につきましては、先ほどの報告どおりほとんど七、八〇％の進捗率でございますが、塩浜・大治田線につきましては、現在まだ用地買収あるいは使用物件の移転という話し合いを進めておりまして、工事に着手するのは、その問題の解決後ということになります。ただし、本年度の事業といたしましては、予算の大部分がそういった補償関係でご

ざいまして、工事費は、前年度に引き続いた近鉄の西側のピアーないし水路工事の一部でございます。

この補償の問題につきましては、管財関係で、このたびの御審議にもお願いしておりますように、水路の上に不法占拠された問題がございます。この問題を解決いたしませんと着工できないという事態に押し迫っておるのでございますが、これにつきましては、市の関係者がいろいろ打ち合せ調整いたしまして、早急に解決をつけたいということで予算もお願いしとるわけでございまして、これが解決次第すぐ着工できるように、書類的な、設計的な面は進んでおります。その進捗状況によっては、あるいは年度内の仕事が一部不可能になる場合も考えられるわけでございます。

次に、都市計画課の関係でございますが、先ほどの報告どおり子酉・八王子線、千才町・小生線といった問題が残っております。もう一つの大きな慈善橋の架設の工事につきましては、すでに入札が終りまして、近く着工の運びに至っております。これは、本年度下部工事でございますので、現在の状況から、着工いたしまして、三月までに終りますと、新年度から下部の追加ないし上部構造ということに、引き続いて工事が進捗いたす計画を立てておりますので、一応、とくにこんごの進捗に支障を及ぼすようなおくれ方はしておらないということに考えております。

で、子酉・八王子線につきましては、先ほどの説明にもありましたように、用地買収の問題でございますが、本年度は、県道の四日市、楠、鈴鹿線から近鉄までの間を、大部分を買収を進める計画でございまして、これは、逐次話を進めております。この路線につきましては、工事は本年度ございません。

千才町・小生線につきましては、現在までの計画では、曙町のところの関西本線の上の陸橋を着工する予定で計画を進めてまいりました。ところが、国鉄当局との間の調停が、いまだにまとまらない状況でございます。と申しますのは、付近の小さな踏切の除去という問題につきまして、市のほうではそれ相当の国鉄の負担金を要求しとるわけです。ところが、国鉄においては、いろいろその負担金は持てないともおっしやらないのですが、持ちにくいということで、いまだに難航しとるわけでございます。それで、都市計画課長が、昨日県の課長に随行してけさ帰ったんでございますが、こういった事態を推移するわけにいかないので、予算の使途を変更さしていただきまして、近鉄線の交差のところへこの予算を回さしていただきたい。そういたしまして、近鉄線を約一メートル八〇から二メートル上げるという計画になっておりますが、これの一部に、本年度の予算を執行さしていただきたいと思うんでございます。

近鉄のかさ上げにつきましては、総体で九千万余りの予定でございますが、そのうち、公共事業的に考える分としまして約六千万あまりでございます。その事業の中に、本年度の一千五百万を執行さしていただきたい、こういうことでございます。これは、近鉄鉄道工事でございますので、近鉄に委託という格好に処理されるんじやないかと考えております。この問題は、年明けましたら早々に近鉄との話し合いによって執行いたしたい、こういうように考えております。

以上でございます。

〔管理課長（小林義喜君）登壇〕

○管理課長（小林義喜君）　学校関係の工事におきまして遅延いたしておりまする理由につきまして、簡単に申し上げます。

笹川中学校と常盤小学校関係で若干おくれとりますけれども、これは、一部、設計変更がございましたこと。さらに、高花平小学校の才三期工事につきましては、昭和四十年度との継続事業でございますので、これも、来年度との調整の関係でおくれとりますけれども、実施設計も完了いたしておりますので、近く発注できると思います。

さらに、中部中学校の体育館につきましては、実施設計を完了いたしておりましたので、近く発注できる段階にございますので、よろしく御了承いただきたいと思います。

〔坂上長十郎君登壇〕

○坂上長十郎君　いろいろと御答弁を願いまして、私も事業のおくれとる理由、各関係部長の説明で、説明はわかるのでございます。私は、重ねてお願いしたい。

せっかく当初予算において計上された問題が、年度の四分の三もすぎようとしておるときに、まだすんでないということは、市民に対して私は申しわけないものだと思うのでございます。その理由はよくわかりますが、この点について、さらに理事者において御努力願って、要は、われわれは市民の福祉ということが才一でございます。ただ、職務上の関係で、いろいろ調査とか折衝とかという理由でおくれることは、はなはだ遺憾だと思いますから、この点よろしくお願い申し上げます。

なお、先に、税務のことに関しまして、税を納めてもらうことに対していろいろ要望を申し上げたのでございますが、もれ承わるところによりますると、相当多額な納税の必要な方にして、未納な方があるようでございます。ことに、そういうような方の中に、市と関係のある事業者のほうにあるかのごとく承わっておるのでございます。もし、そういう点がありますならば、相当、慎重を期する要があると思いますから、どうか、税務徴収の内容について、十分御検討の上、そういうことがないように。事業の請負におきましては、請負者の資格審査会があるのでございますから、十分そういう方面の、人格的な立場においても重点を置かれんことを、私は切望してやまないのでございます。

なお、市長からいろいろと答弁がありましたが、最後に、私は要望を申し上げたいと思うのでございますが、前に立ちましたときに、農業行政に対する要望を落しましたから、先、申し上げます。

農協の合併問題に対する問題、あるいは耕地課に機動力導入の問題あるいは有線放送の本庁に導入の問題について

の決意を伺って、私は、満足するものでございます。おそらく関係の各位は喜んでおられると思うのでございますが、ただ一つ、この点の要望といたしまして、私の質問の中にも織り込んでおるのでございますが、農道の拡張に対する地元負担と、市道の拡張の地元負担において、違いがあるのでございます。もし、予算状態が許されるならば、農道の拡張を、市道の拡張と同様の、すなわち、土地の無償提供を地元はいたしますが、工事費については、できるだけ理事者において負担するような手配について、研究をお願いし、こういうような予算編成が来年度に行なわれることを、私は切にお願いする次才でございます。

次に、財政問題でございますが、いろいろとお尋ねもしいろいろとお答えを願ったんでございますが、来年度さ来年度の予算執行につきましては、財政問題上、非常に難点があると思うのでございます。ということを申し上げるならば、限られたる財源において、本市のような発展途上の市が、予算を組むときにはいろいろと問題があるのでございます。このさい、担当の助役並びに総務部長にお願いしたい。

いわゆる冗費を節約し、過去の予算を検討されまして、冗費というようなものはできるだけ節約する。なお、その他、補助金の問題におきましても、緊急欠くべからざるものと、でもええ、すればええというような問題との差がかかる予算に現われておるのでございます。どうか、できうる限りの費用の節約をし、合理的な運営を考えて、少しでも市民からの税金を多く事業費のほうに回すようにお願いしたい。そのために、私は、財政調整資金の一部の流用もやむをえないのではないか。あるいは、市長のおっしゃった調整、財政調整をやってでもやっていこうという、ぼくは、その意図に満腔の敬意を表するものでございます。どうか、来年度の予算編成がですね、市民の輿論にこたえ、理事者側ができるだけの努力と苦心を重ねて、本年度に劣らないようなよい予算編成をされんことを、切に希望いたしまして、私の質問を終ります。

○議長（錦安吉君）　暫時、休憩いたします。

午後二時五十五分休憩

午後三時十四分再開

○議長（錦安吉君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日比議員、どうぞ。

〔日比義平君登壇〕

○日比義平君　民主クラブを代表いたしまして、六項目にわたって、御質問をいたしたいと思います。

才一番の、来年度の財政見通と重点施策についてということでございますけれども、来年度の見通しにつきましては、先ほど市長からお答えがございました。情勢は必らずしもよくないけれども、起債の返還等を極力調整をして、本年度の予算を下回らない程度の、しかも、健全な予算を組みたいという御答弁がございました。まことにけっこうだと存じますので、どうぞ、そういう方針のもとに、数多い市民のみなさまの要望を、さらに来年度において満たしていただくように御努力を願いたいと、かように考えるわけでございます。

ちょうど今年で、市長並びに私どもの任期の前半を終る格好になり、いよいよ明年度から、四年のうちの後半に入るわけでございます。従いまして、このさい、市長に十分伺っておきたいと思いまして、才一問を申し上げるわけでございます。

四日市の百年の大計のために、いろいろの施策を布石をされるということは、最も重要なことでございます。たとえば、港の管理問題、それから霞ケ浦の埋め立ての問題等々、四日市の百年の大計のために、是が非でもこのさい布

石をしておかなきやならぬということは、十分わかり、われわれも協力、そういう面におきまして市長を叱咤激励してまいったつもりでございます。過去二年間に、非常に目立ちはいたしませんけれども、市長は市長なりにです、道路、橋梁、学校建設、上下水道の整備等々、かなりの業績をあげられたということは、私、率直に認めてよろしいと、かように考えるわけでございますけれども、あまりにも港の管理問題、八幡の問題等々のアドバルーンが大きいために、実際やられた業績が陰に隠れているような傾向がなきにしもあらずというふうな気がいたします。従いまして、市長の残る人気の間は、どうぞ、もう少し直接的に、われわれ市民の生活にひしひしと感ぜられる問題に、重点的に取り組んでいただくべきではなかろうか、このように考えますが、来年度の予算編成の上におきまして、非常に乏しい財源を十分に活用するために、まだ市民のみなさんからたくさんの要望がございまして、満たされておらない問題が多くあるわけでございますからして、どうぞ、そういう点を二年間のうちにできるだけおこたえしていただいて、任期を全うしていただくというのが、民選市長としての当然の義務であろうかと思いますが、その点、重点的にどういうものにお取り組み願うかということを、市長から御答弁にあずかりたいのでございます。

次に、公災害等に対して、市のとるべき態度ということを、ひとつお尋ねをいたしたい。

御承知のように、四日市の公災害というものは非常に大きくなりまして、それの抜本的な対策に対して、日夜、市長初めみなさんが御努力願っているという姿は、市民もよくわかってもらっております。一四日市の力、一工場だけの力だけでは、とうていこの問題は解決できないので、総力をあげて解決をしていただくということに対しては、相当の日時も要しますし、市民の側といたしましても、できるだけがまんしていただかなきやならぬという問題はございますけれども、そういう問題に取り組んでもらっている間に、施策のいかんによっては、防止しうべき性質のものが、市の態度が非常にあいまいであるために防止ができない。また、新しい事態が次から次へ発生しているというこ

とは、これは、いったいどういうことなのかと。市長は、つね日ごろ市民のために、というふうにおっしゃってもらっておりますけれども、実際やられる結果が、まるで市民の要望に、耳を貸さないわけではございませんけれども、結果において非常に市民の不満を買ってゐるという事実がございます。まあここで、その事実に対して、具体的に三つばかり例をあげまして、市御当局の見解をただしたい、かように考えるわけでございます。

その才一問は、南部某石油工場が、民家に近接した場所へ四万五千トンのタンクを次から次へ建設いたしておる。聞くところによりますと、九本できるのやそうでございます。その工場が自分の土地に、国の許可をえておつくりになるということ自体は、決して違法ではないと思います。けれども、それによって、その周辺の市民が非常な不安におののいており、再三、市当局へ陳情これ努めておりまするにもかかわらず、依然としてタンクが次から次へ建設をされていくと。いろいろ市の御当局は、それに対して御努力はなすっておられるだろうと思いますけれども、何ら市民の不安を除かせうるような結果には、相なっておらぬ。消防の見地から、三十メーターないし五十メーター民家から離れておれば、それは適法でございましょう。適法でありますからそれでよろしいというわけには、相ならぬと思うのでございます。何のために、市長があるのかと。それでは、全く政治というものがなさすぎるではないか、かように私は考えるわけであります。合法的に通産省の許可をとっておるから、市としては何とも手の出しようがございませんというような市長であれば、これは月給を返してもらいたい、極端にいえば。（笑声）ぐらいに私は思うのです。それに対して、どういう御処置をとられるのかということを、才一点で伺いたいと思うのでございます。

それに、また類したような問題が、他の地区にもございますから、重ねてそれを申し上げたい。と申し上げますのは、久保田、野田、西伊倉地区の農民が、農家の方々が、三滝川にある某加工工場の汚水のために、非常に困っておられるのでございます。近く、これも県の補助をえて取水管の埋めかえをして、莫大なる地元負担によって布せかえ

をしようという矢先に、その上でどんどん水を濁らせるような設備をそのまま放っておくということは、実にけしからぬ話であろうと、かように考えるわけでございます。もちろん、それには県の所管の部分もございましょうし、四日市の所管の分もございましょうし、いろいろむずかしい問題はございましょうと思います。けれども、現実に困っておるのは、四日市市民でございます。野田、久保田、西伊倉の農家の方々が、いかに困っておられるかということは、ここにおる産業部長がいちばんよく知っておるのじゃないか。また、県の工業用水の方がいちばんよく知っておる。ことは衛生の問題でございましょうけれども、何によりもう少し産業部長がその問題についてがんばらんのかと。それは衛生の問題でございますと。同じ屋根の下におってですよ、そんなばかな月給取りの人間はないと、私はかように思うんでございます。まあそれは毒舌でございますけれども、現に困っておる市民の楯となって、市長並びに市長部局が働いてくれてこそ、われわれ喜んで市民税を納めるわけです。市民税は取るだけとっておいて、そういうことに一向耳を貸さぬわけではございませんけれども、ふろの中でへをふったような状況では、われわれたまったもんじゃございませんので、やむにやまれず、本会議において訴える次才でございます。

もっとも、こんどは新しく助役が選任されましたので、従来のようなことには相ならぬだろうと、私は信頼をいたしております。信頼はいたしておりますけれども、その結果いかんによっては、農家の方々は非常におとなしゆうございますので、むしろ旗を立てたりすわり込み等はいたしません。そのかわり、その気持ちだけは十分に汲んで善処していただくのが、市長のお役目ではなかろうか、かように考えますので、その点もお答えを願いたいと思うわけでございます。

次に、公災害と直接的には関係ございませんけれども、これは、北部の某石油会社でございますが、それの内陸部進出という問題がかなりございまして、その用地問題がいまだに解決をいたさない。これにはいろいろ実情もございい

ましょう。けれども、会社あるいは農家の困っておられる状況はよくおわかりのはずでございますからして、なぜもっと積極的に、会社の側にも立ち、また農家の側にも立ってあっせんの労をしないのかと、実に私、不満であるわけでございます。聞くところによりますと、十二月の末が、そういう問題の結着をつけなきやならぬという時期に来ておるにもかかわりませず、確たる意見もなしに、その日その日を送っておるということは、これまた月給どろぼうといわざるをえないと思うんであります。どうか、その点に関しましても、よく御配慮くださいまして、会社並びに地元が納得しうるようなあっせんの労をとってやっていただきたい。市長は、それに対してどういうふうにお考えになっておるか。お差しつかえない範囲でけっこうでございますから、おもらしを願いたいと思います。

第三番目に、常備消防の拡充ということでございます。この問題については、私ども日ごろから、できうる限り地区消防というものを縮少して、そして常備消防に切りかえていくべきだというのが、年来の主張でございまして、その主張を次から次へ実現していただきまして、南部にも消防署ができ、北部にも独立の消防署ができました。その御努力に対しては、十分敬意を払うわけでございますが、前の議会にも、同僚議員からも御質問ありまして、いわゆる西部地区に一つ常備消防をつくると、じやつくりましようというような御答弁を消防長からいただいておるように思いますので、その後の進捗状況はどうなっておりますか。これは、来年度の予算でひとつ解決をするというところまでいっておればけっこうでございますが、その点いかがでございましようかということでございます。

これはまあ、申し上げるまでもなく、消防署の西の近鉄踏切の非常な交通遮断が多うございまして、一朝有事のときに、本庁から飛び出していったのでは、おそらく桜のうちでは丸焼けになっておるだろうというようなこともございますんで、西部を一括した西部消防署というものは、これはぜひ必要であろう。その後の進捗状況についてお伺いをいたしたいのでございます。

第四番に、墓地公園の促進ということでございます。これも、前の議会でいろいろ応答がございました。われわれ議会といたしましても、中央の、いわゆる北大谷、それから北部に朝明墓地というものをつくろうではないかということに決意されまして、その方針のもとに御努力を願っておることはわかっておるんでございますけれども、いわゆる北大谷の問題が、すでに用地も買収ずみにもかかわりませず、進入道路の未解決云々という理由のもとに、たな上げになっているように考えます。進入道路の問題、もちろん大事でございますけれども、それは単なる理由であって、市長自らつくる意思があるのかどうかということさえ危ぶまれますので、このさい明確に御答弁をお願いいたしたいと思うわけでございます。

それから、第五点の教育関係の御質問に入る前に、これは、市長に一言苦言を呈しておきたいと、かように考えるわけでございます。

この十二月の本会議までにです、教育長が任命されておらないということに対して、私、非常な不安をもつものでございます。もちろん、教育長問題は、いろいろ十分市長において御検討願っており、なかなかむずかしい問題ではあろうかと思いますけれども、少なくとも十二月に定例会があるということは、既定の事実なんです。にもかかわらず、依然として教育長を空席のままに置くということは、議会のわれわれから見まして、非常にけしからぬというふうにふんまんを抱くものでございます。実は、本日も、もし教育長がおられれば、教育長にいろいろ御質問を申し上げたいと思っておりましたけれども、おりませんので、もうやむをえず課長に御答弁を願うよりいたし方ない、そういう不便を議員に与えるということは、私はどうかと思いますので、至急補充をされるべきではなかろうか。これは、質問に入る前に苦言を申し上げるわけでございます。

では、第五項の幼児教育施設の充実について。これは、担当課長に御答弁をお願いいたします。

市民の家庭の多くが、最近、幼児教育というものに対して非常な関心を持たれており、その数がましつつあるということは、四日市のために非常に喜ばしいことであろうと考えます。また、一人でも働く人を多くするために、子供さんを預っておくということも、これ、一つの必要なことでございまして、私は、過ぐる議会におきましても、この問題をお尋ね申し上げたわけでございますが、来年度のそういう幼児、いわゆる幼稚園へ入りたい、あるいは保育園へ入りたいという方々が、かなり多いように思います。にもかかわりませず、その収容人員というものに制限がございまして、なかなか市民のみなさんの御希望にかなうようなとこまでおそらくいってないと。現状は、来年度の様相はどんなことになっておるかということを、担当課長から御説明願うと同時に、それに対してどういうふうな手を打っておられるのかと。少なくとも、来年度は全部御希望どおり入れるようにいたしましようというんならよろしゆうございますけれども、その点どういうふうになっておるのかということを、このさいお聞きすると同時に、これは、市長にお願いいたしたいのは、何とか市民のそういう方々の希望をかなえうるように、来年度予算において御処置を願うようにお願いをいたしておきたいのでございます。

それから、第六項が、社会教育に対する考え方、ということについて、これまた担当課長にお尋ねをいたしたいと思うのでございます。

なかなか社会教育という問題は、そう簡単にならぬむずかしい問題だということは、私、百も承知いたしておりますけれども、現在の四日市における社会教育の不振の原因は一体どこにあるのかということ、どういうふうに考えておられるのか。これは、予算面を見ますると、かなりの人件費が組まれてはおりますけれども、遺憾ながら事業費というものがゼロに近うございますので、人ばかり配置をして、仕事をしろといってもその仕事ができないんじゃないかというふうに私は考えますが、どうでございましようか、そういうこと。

それと、金がないならないなりにもう少し知恵をしぼる点はないのかと。これは、えらい僭越ないい方でございますけれども、少なければ少ないだけに何とか考えるということがないのかと。たとえばです。既存の婦人会あるいは青年団等がございます。まるでいままでの方針を見ておりますと、既存団体は既存団体で勝手にやりなさい。社会教育はわが道を行くというようなことでもって、あまりこういう諸団体との連携が密接にいっておられる地区もあるようでございますけれども、どうもその辺の調和といいますか、悪くいえば、もう少しそういう団体を利用して、社会教育の充実をはかるということ。

それから、各所に主事がおられますけれども、それは、事務官であって指導者ではないんじゃないかと。これまたおこられるかもわかりませんが、そういう感が深いのでございます。だから、人員の配置等に関しても、再考慮の余地があるんではないかというふうにすら思いますが、どういうふうに御当局は考えておられるかということでございます。

それから、そういうくらいなら、もう社会教育なんちゆうようなものはやめてしもうたらどうかというふうに、極端に思うわけでございます。実際、むだ使いということはいいすぎでございますけれども、どうもそういうような気がいたしてなりませんので、私の疑問に対して明快にお答えくださるなら、私も了解いたしますけれども、現在まではどうもそういうような気がいたしますので、むしろ、そういうことなら、やめてしまって、その予算をほかへ使ったほうが市民は喜ぶんではないかというふうにさえ、私は極端に考えておるわけでございます。

まあそれに類したことがほかにもございます。御承知のように、四日市には文化財を保護するための文化財調査委員会というのがございます。けれども、それもまた名前だけであって、全然事業費というものはゼロでございます。それにおいていろいろ文化財を保護しなさいとかいろいろいうてみたって、それはできない問題だと思うんです。で、

この文化財等のごときは、そんなに多額の金はいりません。ごくわずかの事業費さえあれば、りっぱに生きていける性質のものでございますので、その点に対して市長はどういうふうにお考えになっておられるかということも、お聞きをいたしたいわけでございます。

以上、六点にわたりまして御質問をいたしました。再質問をいたさぬでもいいような御答弁を期待いたしまして壇を降ります。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君）　まことに頭の痛い御質問ばかりではなはだ恐縮に存ずるのでございますが、まず才一番に、公災害の問題でございます。

これにつきましては、われわれは、日本の最先端をいって、そうして、大きく国の力を動かして、都合よければ法的処置において、根本からひとつやってほしいと、こういうことをいうておりますのは、ただいま御指摘になりましたように、たとえば、タンクの問題が起こってくる。そうしますと、かかる問題につきましては、一応、監督官庁といたしましては、これは県に属しております。従いまして、幾ら抗議をいいましても、やらないときにはそれを取り静める方法がないのでございます。こういうことでは、とうてい住民としても困りまするし、また、これからの、いわゆる近代的産業の代表ともあろうものが、将来、国には幾多起こってくるのでございまするから、これは、ひとつどうしても大きな力を動かしてやらなきやならぬということがまず一つと、それから、同時に、それは待っておれないから、現在の実情に即した市としての、あるいは県と協力の対応態勢をとるということと、この二つがございまするが、まず非常に遠いところのことを申し上げて恐縮に存ずるのでございますが、この国のほうの扱い方でございます。これにつきましては、何しろ大きな分野にある国といたしましては、われわれはもう火のつくほどにがんつきまして、なかなかうまく手が届かないと。

そこで、やり方といたしましては、いろいろのことが行なわれております。あるいは産業の災害に対する公団をこしらえる。また、都市を改造をすることを主眼とした公災害の対策をこしらえる。それから、昨今の問題でございますが、市長会が取り上げましたように、とくに、石油化学工業に属しておりまする市が結束をいたしまして、これを便々しておることができないと。どんどんこれが建設せられつつあるんだと。この実情に鑑みて、どうしても早急に処置をしてほしいというので、実は新聞でも御承知のとおり、川崎市を会長にいたしまして、四日市、堺というようなものが副会長になりまして、そうして、この災害を同じゆうする都市が、ひとつ突進をしようじやないかという申し合せをいたしました。そうして、協議会を結成いたしました。ただで月給をいただいておるように御批判がございましたが、私は、大胆不敵に国に向ってもやっております。また、県に向いましてもいやだと思うことは、午起のようにいやだといい切ってまいりましたが、現在の法規上では行なえませんでした。

また、現在、タンクの問題につきましても、あの南部タンクを見まして、ここに学校があって目の下にこういうものをやるということは、どう考えてもこれは理論が合わぬじやないかと。これは、ぜひひとつやり抜いていこうとするのならば、それに対応するような考えを起こしてくださいと。そうして、住民の方に安心してもらうようにせなけりや困る、というのでございまするけれども、やはり産業の方面の方々からいいますと、ただいま質問者からお答えのありましたとおり、おれのほうは正規の手続きをとってちやんとやっておるのだと、こうやられますというと、こいつをでんぐり返す方法は、いまのところはございません。

従いまして、私といたしましては、ああいうような方面の土地をできる限り早く解放いたしまして、そうして、危険と思われる区域から取り除きたいと。それには、いわゆる公災害に伴なうところの都市の改造というようなことは

待っておれませんから、直接ひとつ会社に交渉をいたしまして、この方面はこういうふうにして保護していきたいと思うと。だから、ひとつ会社としては特別な協力を惜しまないでくれという考え方を取りつつあるのでございますが、なかなか会社におかれましても、建設を次から次へ急がなきやならぬ。いろいろの大きな施設を急がなきやならぬ。そこに経済の問題も入ってくる。いろいろの事情がありまして、なかなか、そういう、向うからいえば余裕のあることにまで手が及ばないと。

しかし、われわれとしましては、市民の安否にかかわることでございますから、これはひとつおいでになった会社の方々も、同じく市民としての特別なひとつ配慮をしていただきたいということを、こうごさらに強力に申し述べまして、みなさま方の危惧を薄めたいというふうに考えております。

それから、三滝川の沿線で魚の廃棄物を処理する工場ができた。これは、私どもは初めから困ると。だから、やめていただきたいと、こういうことをいっております。非常に業者に対しては申し上げにくいことでございますが、申し上げておる。ところが、県のほうの御担当の方々では、設備をさしてやらせるということよりかいまのところでは方法がないんだから、これをやらさせないということはできぬと。

けれども、現実に災害が起こってきて、周囲のみならず下流にまで非常なことが起こるんだから、これは、公けの立場から考えてそういうところにやらないで、もっと災害の起こらないようなところでやらせるように県・市が協力をして、そうして、だれが見ても困るにきまっとるような仕事をそこで始めさせることは、県当局としては阻止していただきたい、私どもは承服しかねるということを回答しておるのです。なかなかこれがまたむずかしい。これと同じような苦い目に会っておりますのは、例の朝明川におきまする澱粉の処理工場のことにつきまして、これは、上水に影響して、私もその下流におるのでございますが、手ぬぐいがくさくて使えないというようなことでございまして、

悲惨そのものです。これを法律の力で食いとめることができねえというのは、日本の情けない法治国の状態です。こんなことでは、一体民生の安定をはかるとかあるいはいわゆる文化生活をするとかということはできねえじやないかということをがなり込んで、何べんもいったんですが、四日市の市長が一人や二人本省へ行ってがなったくらいじやなかなか問題が解決つかぬので、やむをえず当面の処置として、沈澱池を大きくするとかその堤防を大きくするとかということでお茶を濁しておる次才でございますが、実に危険千万な話でございます。こういうようなこと、それから、私のほうの市内ばかりでなしに、新聞でも御承知のとおり鈴鹿川の沿線におきましてもそういうことができて、下流の楠町から盛んなる御攻撃が出ておるが、ああこれは商売じやから仕方がないと、許可したものだから仕方がないと、こういうような社会性にそむくような法律といいますか何といいますか、まだそういうものが残っておってどうにもならぬ、どうにもならぬということで、もう日に日に災害こそふえはすれ、それをほろぼす方法がないというに至っては、実際、慨嘆にたえないのであります。私の月給を返すより、大臣の月給を返さしたほうがいいと私は思う。（笑声）何も四日市の市長の十二万や十六万返したって問題にならねえと思うんですが、（笑声）これは少しいいすぎかもしれません。が、しかし、お説のとおり、そんな理屈をいっとるよりも、現実にそれを防げるだけは防いでいくと同時に、阻止できることは阻止すると、はっきりとひとつ態度をきめまして、われわれは、魚の問題のごときは、これはまっぴらごめんだと、困る、よろしい、市長の判を押して出しなさいと、こういっとるような次才でございます。

とくに、タンクの問題につきましては、相手が大物でもございますしするので、こいつはひとつ、今日までもずいぶんやり合っておるのでございますが、御指摘を受ければ身を挺してやる誠意が足らぬといわれると、そのとおりであります。一そうのひとつ市民の方々の御要望にこたえたいと、こういうふうに考えます。

それから、阿倉川の工場用地の問題でございますが――。

○議長（錦安吉君）　簡単に――。

○市長（平田佐矩君）（続）　会社のほうにおかれましても、いろいろの都合で非常に悩まれたと。そうして、最終段階におきましては、ここ一週間ほど前に、三社長がそろっておいでになりまして、本省とも打ち合せたが、四日市は日本一の公害地としていま取り扱いを受けており、そうして、都市改造にまで事が及んでおる、非常な脚光――悪い脚光ですが――があびておるところであるので、まずここに置くことということは、地元の方々も御心配になるだろうし、われわれの見地からいっても非常に難点があると。できればひとつほかのほうでやったほうがよくはないかというような御意向のように思われまするし、また、このさい、さらに災害問題をそれで起こしましても申しわけない、会社といたしましてはそういうことのないようにいたしまするけれども、どうも周囲の情勢からながめましてやむをえぬということを思いまするので、かねてお約束申し上げていることにつきましては履行をいたしまするし、また、特別な御事情のある方については、御事情をよく承わって、できるだけの善処はさしていただきたいと思いますが、会社の態度を、一応そういうふうに取りきめましたので、あとのときの取り扱いについて、すなわち、地主さんとのことについて、市ができるだけのひとつ御支援をしていただいて、まあ何といいますか、しりぬぐいができたらひとつしりぬぐいをして、そして、地元の方々の御迷惑にならぬようにお願いしたい、ということをいっていかれましたので、われわれといたしましても、誘致につきましては御協力を申し上げ、また、地元の方々とも御相談をして、立会人にもなっておりまするので、できるだけごめんどうをみたいと、そうして、あすこの地の何か生きていく都合のいい、市といたしましても、これはいいことだと考えるような方途のことをいろいろ研究いたしまして、一、二その方面にも当たりをつけて、何とかこのさいひとつあすこを生かして使う、いままでよりももっといいことに、市民の喜んでもらえるようなことに生かして使うというようなことにしていただきたいが、といって交渉をしておる場面もございまするが、現段階におきましては、かかることも万一あったときのことを考えまして、すでに二年前に、こういうことがあったときには地主さんに対してこういう償いをなさい、ということをはっきり会社に明示いたしておりますので、会社は、そのことは正確に踏み行なわせるつもりでおります。

しかし、ただいま御指摘のありましたように、何とかして活用をすることができますれば、地主の方々とも、また地元のみなさま方とも御相談をして、そういうふうにさせていただきたいと、こういうふうに考える次第であります。

この消防の問題につきましては、消防長からひとつお答えさしていただきたいと思いますが、教育長の問題につきましては、実に恐縮にたえません。一市の教育長が時間を長くかかっているということに対しては、まったく市長の不徳のいたすところでありまして、恐縮に存ずる次第でございます。また、単に恐縮に存ずるだけではいけませんので、各方面との折衝をさらに重ねまして、できうる限り円満な方を御推挙申し上げ、早くお取りきめ願うように取り急いで御要望にこたえたいと思います。延引いたしましたことにつきましては、おわびを申し上げたいと存じます。

墓地の問題につきましては、計画したことでございますので取り進めていきたいと思いまするが、やはり土地を買収したりいろいろ交渉いたします上におきましても、あまりけたのはずれたやりにくいことを無理にいたしますと、ほかに影響いたしますので、実は、これにつきましても苦慮いたしておるような次第でございますが、これとても全然ほり出しておくわけにいきません。どうしてもひとつ片をつけまして、そうして、いまのお話のように自分の責務を果さなければならぬと、こういうふうに心得ております。

だいたい申し上げましたように思いまするが、なお、お答えもれの点がございましたら、御指摘をいただきましてお答えさしていただきまするし、係の者からもお答えさしていただきますが、ただいまのような心境でおりますので、

どうかひとつよろしくお願いを申し上げます。

〔消防長（竹内鉄雄君）登壇〕

○消防長（竹内鉄雄君）　常備消防の拡充の問題でありますが、西部のほうに消防署をつくることは必要でございますけれども、予算その他の関係で非常に困難でございますので、さしあたり財政の許す限り、私どもの計画といたしましては、明年度、市の消防署あるいは出張所から遠隔地にある西部、南部、北部の三カ所に二人ないし三名を常駐させて、各地区の分団の機械・器具を利用する消防署の派出所のようなものをつくりたい考えでございます。

〔管理課長（小林義喜君）登壇〕

○管理課長（小林義喜君）　幼児教育施設の拡充についての御質問でして、お答えを申し上げたいと思います。

それと、この問題につきまして、教育委員会としての基本的な考え方、さらに、先ほど御質問のございました来年度の対策につきまして、申し上げたいと思います。

まず、幼児教育施設の拡充につきましては、教育委員会といたしましては、御承知のように、本市には全地区にわたりまして一応幼稚園なりあるいは保育園がございまして、それぞれ設置目的に従いまして、幼児の保育並びに教育施設といたしましてその機能を発揮いたしておるわけでありますけれども、さらに、これをこまかく分析してみますと、ある地区におきましては保育園はございますけれども、幼稚園がない。あるいはまた、幼稚園はあっても保育園も必要とすると。そういったいろいろの地区があるわけでございます。もう少し詳しく具体的に申し上げますと、非常な、幼稚園へ入園しておる者は多いのでございますけれども、保育園が非常に収容能力がございませんので、どうしても保育園も入れない、従いまして、他地区の幼稚園のほうへ通わなければならないと、こういった部面があるわけであります。こういった地区につきましては、いわゆる幼児の、最近の交通事情に鑑みまして、安全通園の面とか、

あるいはまた、その幼児の心身等に及ぼす影響等にも鑑みまして、そういった地区には、私どもといたしましては、早急に幼稚園を建設しなければならないと、こういうような考え方をいたしておるわけであります。

さらにまた、幼稚園がないために、保育園へ多数の五才児を収容していただいて、そうして、保育園本来の機能を著しく阻害していると思われるような地区も二、三あるわけでございますが、こういった地区にも、逐次、私どもといたしましては、幼稚園を新設していかなければならないと、こういう基本的な考え方をいたしておるわけであります。

さらに、最近、相当団地が造成されておるわけでございますけれども、こういった団地の造成による社会増につきましては、よくこんごの動向、また、その地区の動向をよく見きわめました上で、その地区へ保育園を建てるべきか、あるいは幼稚園を新設すべきか、こういったことを十分検討いたしまして、こんご関係の厚生部とも十分連携をとりまして、幼稚園の新設を進めてまいりたい、このように考えておる次第であります。

これが、まあ、教育委員会として、幼児教育施設拡充の基本的な考え方でございますが、来年度の対策はそれではどうするのか、という御質問でございますけれども、教育委員会といたしましては、十二月の一日から来年度の幼稚園の入園申し込みを受け付けまして、昨日をもって一応締め切ったわけでございますけれども、その状況を申し上げますと、全部で千五百九十一名と、そういうことになっております。本年度と比較いたしますと、本年度は千六百二十二名でございましたので、一応、申し込み数といたしましては三十一名の減になっておりますけれども、これを個々に検討いたしました場合、二地区におきましては、三十九年度は八十五名であったものが、本年度の申し込みは九十九名ございます。また、さらに、羽津地区等におきましては、幼稚園の入園申し込みが百二十名の多きにも達しておるわけでございます。こういったことでございますので、この対策といたしましては、三重幼稚園につきましては、

本定例会におきまして提案申し上げておりますように、保育室を一室増築いたしまして、そして、お認めを願いましたならば、さっそく工事にかかりまして、来年度の幼児教育に支障のないようにいたしてまいりたい、このように考えております。

さらに、羽津地区におきましては、先ほど冒頭に申し上げましたように、他地区へ多数の子供が現在、通園をいたしておるような状況でございますので、非常な大きな問題でございますので、私どもといたしましては、最大の努力をいたしまして、来年度、何とかしてこの実現を期したいということで、よく関係当局とも御相談をいたしまして、建設に努力をいたしたい、このように考えております。

簡単でございますが、以上、述べましてお答えといたします。

〔社会教育課長（六田猶裕君）登壇〕

○社会教育課長（六田猶裕君）　ただいまの御質問に対して、お答えいたします。

かなり社会教育につきましては手きびしい御批判をいただいたのでございますが、私の就任以来、いろいろそういう問題につきまして、現在、検討を重ねているのでございますが、社会教育で何をやったらよいか、という問題につきましては、これは、教育基本法によりまして、社会教育法の示すところによりまして、内容的に申しますれば多々あるんでございますが、諸事業、公民館の設置あるいは図書館、あるいは青年学級、各種団体の育成等があるんでございますが、ただ、考えますには、その都市は都市なりに社会教育の方法があるんではないかと、こういうことは痛感しております。

で、四日市におきましては、とくに、やはりこのように都市化が急速に進められてまいったと、こういう現況に立ちましては、いままでの進み方を一度反省してみる必要があるんじゃないかということは、たしかに考えております。

それをどのようにもっていくかという点でございますが、やはり都市化が進めば個人は個性化してくると。その個性化した人に対して、どのような教育をしていくか。やはりこれは、場を提供するという、大きな文化会館、そういうようなことをもって、あらゆる集会、講演会、展示会等の利用ができる場を確保すると。あるいは図書館の資料提供を十分にすると。そういうようなことが、まずは大切ではないか。

それと並行して、現在、全国的に大きく取り上げられております後期中等教育でございますが、働く青年の場を強調していく、これが中心じゃないかと、このような点も考えております。たしかに現在、文部省の補助もえまして、後期青年教育の、勤労青年学級でございますが、夜やってくる人たちは非常に熱心にやっておりまして、これをより深くより充実さしていくのも、これも務めじゃないかと、そのように考えております。

従いまして、いま御批判の中に出ております不用な部分は捨てていきたいと、こういうことを私も考えておりまして、現在、各地区にございます公民館の運営につきましても、社会教育委員あるいは公民館の運営審議会委員の方々にもおはかりして、考えていきたいと思っている矢先でございますが、それと、いま御提示がありました文化財の問題でございますが、この点につきましても、内陸開発が進むとともに、そういう保存文化財が破壊される、あるいはそれに損障をきたすという点も出てまいりますので、この点は、市の開発構想と折り合せて文化の保存ということに努めていかざるをえないのじゃないかと、そのように考えております。

なお、こんご私が課題として考えております点は、このように多資本の企業が進出しております四日市でございますから、企業と地域性というものを、何かの場で何かの形で一つの融合体をもっていけないか、そういう点を、こんごの私の課題として考慮したいと、このように考えております。

人員配置とかそういう点の御指示もいただきましたが、現在の運営では、各主事は、そういう受講される方々に場

を提供するお世話をしている立場でございますが、その点につきましても、さらによく検討を進めたいというふうに考えております。

簡単でございますが、説明にかえさしていただきます。

○議長（錦安吉君）　暫時、休憩いたします。

午後四時十五分休憩

午後四時二十六分再開

○議長（錦安吉君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

厚生部長。

〔厚生部長（山本軍一君）登壇〕

○厚生部長（山本軍一君）　保育関係のことについて、お答えいたします。

現在、定員が二千百八十五名に対しまして、志望の集まっていますものは二千九百五十七で、七百名あまりの超過になっております。これに対しまして、来年度は、既設の施設の一部増員と、何とかして新しい施設を一つつくりたいということと、幼稚園との調節を考えまして、これを消化していきたいと思っております。

なお、これは、はなはだ私たちとしては恐縮なんでございますけれども、保育に欠ける子供の実態の把握が、十分いまのところできていませんので、これはたいへんな仕事でございますけれども、保育把握地図のようなものをつくる努力を重ねていきまして、これの基本的な対策を立てていきたいと思っております。

〔日比義平君登壇〕

○日比義平君　それぞれおおむね了解しえられるような御答弁をいただきましたので、その御答弁を信頼いたしまして、みなさんの御行動を将来見守るということにいたしたいと思っています。

ずいぶん毒舌的なことを申し上げて、たいへん非礼であったと思いまするけれども、これひとえに四日市の市民のみなさま方の声を切実に議会へ反映申し上げたいという真心のあふれた、ついロがすべったということに御了解を願いまして、あいつあんなこといいやがったのでかたきをとってやろうというような狭い根性を起こしていただかぬように、そんなことはないと思いますけれども、念のために申し添えておきます。

ついでに、上ったついでに二、三ちょっと御要望を申し上げておきたい。

まあ、いわゆる先ほどの公災害に対する問題でございますけれども、ほんとうに塩浜地区のみなさん、また、伊倉方面のみなさんは困っておられるわけでございます。それは、十分市長もご存じでございますので、相手の会社が大きいからそう簡単にいきませんというような弱気を起こさずに、相手が大きかろうと小さかろうと切実なる農家の方々あるいは市民の盾となってやっていただきたい。やっていただけるものなりと信頼いたしまして、この辺で降壇いたします。

ありがとうございました。

○議長（錦安吉君）　鈴木議員。

〔鈴木愛次君登壇〕

○鈴木愛次君　同僚議員、数氏より質問されたうち、常備消防の拡充について、とくに、西部地区は数年にわたる要望でありまして、先ほど来、消防長から御答弁がありましたが、これはおそらく市長から御答弁なさると思っていたところが、担当の消防長から御答弁がありましたが、重ねて市長に御質問申し上げます。

御承知のとおり、あの消防本部の前から市民病院のほうへまいりますあの道路の中間に、近鉄の路線があります。この路線が、たえず列車の運行ごとに遮断機が下りております。朝五時五分を始発としまして、終車は十二時十二分であります。その間の十九時間のうちいったい何回遮断機が下りるかと。実に四百四十八回も遮断機が下りておるのです。さような多数の遮断機が下りるごとに、車道はいちいち停止する。御承知の、この市内の消防車の出動は、サイレン一つ鳴らせば諸車の運行は停止さして、その消防車の先行を認めております。ところが、あの遮断機は、いま消防長の御答弁のように、まことに二十数貫の体軀堂々たる消防長が陣頭指揮をしまして、サイレンを鳴らしても、あの遮断機は上げてくれません。こういう事情であります。

なお、とくに、特急、準急のような速度のはやい車両は、遮断機は、調べてみますというと、約一分から一分二十秒前からあの遮断機は下ろします。従いまして、この消防活動というものは一分一秒を争う業種であります。それが、五分、七分というような車両の停滞をいたしますと、この活動がにぶることは、いまさら申し上げる必要はないのであります。

みなさんも御承知と思いますが、あの長い停車期間には、消防署の本署の前から延々二百メートルに及ぶ車両が停滞いたしております。また、西のほうでは、病院の前からあの遮断機のあるところまで延々として車が停滞しておる。ために、西部の住民は、もし一朝火災になった場合にはどうなるかということを、非常に心配いたしており、数年にわたりまして、この西部におけるところの消防署の設置を全く切望いたしておるのであります。つねに市長等もお見えになって、いろいろと懇談会の場におきましても、地元の切実な声は、早くこの西部に消防署をつくってもらいたいという念願であります。

で、私は、予算の関係は、消防長も申されましたが、予算の関係で直ちにりっぱな消防署をつくってもらいたいと

は思いません。先ほどの消防長の答弁では、西部、南部、北部の三カ所くらいに常置消防をつくりたい、設置したいというような御答弁がなされましたが、これは消防長の意見であると思います。はたして、市長は、さようなことについてのお考えがあるかないか、重ねてお尋ねをするわけであります。

なお、消防の定員は百三十九名となっております。ところが、私の最近調査をいたしました他の県内を見ますと、見たんでありますが、四日市人口二十二万に対して百三十九名、津市におきましては、人口は四日市の二分の一の十一万三千、それに七十二名で、四十年度には二十名を増員して九十二名にするということをはっきりしていらっしゃいます。なお、上野市におきましては、四日市の人口の四分の一の五万八千であります。現在四十三名で六名の増員をいたしまして四十九名になることになっております。隣県におきましても、一宮市におきましては、人口十九万二千、それに現在の職員が百五十名、明年度三十名を増員いたして百八十名ということになっております。ところが、四日市は人口二十二万二千もあり、防災都市である。しかるに、百三十九名のこの職員におきまして、完全なるそうした消防活動ができるのかどうかという点にきわめて疑念を持ち、なお、消防長の先ほどの御答弁では、西部に二、三名、三カ所設置すれば九名の職員はとられるのであります。そういうようなことについての、実際に、ただ消防長の単なる御答弁であるか、実際に市としておやりになる、市長としてこれをやるという決意があるのかないのか、この点につきまして、重ねて質問申し上げます。

以上。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君）　お説まことにごもっともでございまして、できうる限り拡充を期していきたいと思っておりますが、多方面に予算を割愛しておりますので、なかなかそこまで手が回りません。まことにもう実情のまま申し上

げます。従いまして、予算に何らか処置がとれるという見込みがつきましたならば、拡充をさしていただきたいと思いますが、いま直ちにこれこれのことをやりますとお約束する段階まではまだいっておりません。われわれの理事者の幹部の話し合いはいたしておりますが、どうしたらこれが予算的処置ができるだろうかということにつきましては、苦慮いたしておる次第でございます。それまでしばらくひとつ御猶予願いたいと、こういうふうに存じますでございます。

〔鈴木愛次君登壇〕

○鈴木愛次君　ただいま市長の御答弁で、何々するという確約はできぬと申されましたが、もちろん四十年度の予算の編成の前でもございますので、くどくは申しませんが、これは、市長も御承知のとおり数年にわたるこれは悲願であるのでありますので、決してりっぱな消防署をつくってくれと申しません。現在、四日市の中央には消防本署があり、富田地区には北部の消防署があり、南部にはりっぱな消防署がこんどできております。なぜ西部だけにおつくりにならぬのかという点が、はなはだ私は遺憾に思うのです。従いまして、できれば、四十年度予算には、ぜひこのそうした分駐署と申しますか、分遣隊と申しますか、決して多額な経費を要することは要求はいたしませんので、せめて二、三名の者が常置いたしまして、そこの設備でけっこうと思いますので、その点の程度は、市長として御確約願っても差しつかえないんではないか、かように思いますので、重ねて市長の御答弁をお願いしたい。

以上で終ります。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君）　十分心えまして善処さしていただきます。

○議長（錦安吉君）　伊藤議員。

〔伊藤太郎君登壇〕

○伊藤太郎君　たいへん時間が経過してまいりましたが、民主クラブの代表質問をせられましたにつきまして、それに関連いたしまして、第二項について重ねてお尋ねを申し上げます。

代表質問に対して、市長は、第二項について防げるだけは防ぐ、こういうおことばをもって防災に対しての意欲を聞かしていただきました。まことに感激いたしておるものでございます。

申すまでもなく、公害地帯、あの整備ということは、これは、ただに四日市工業地帯の整備にとどまらず、わが国の新産都市建設の基盤をなすものであると、私は確信をいたしております。さる九月だけにでも、私のほうにこの実情を、いかに地区民が困っておるかということを御調査にいらっしゃっただけでも、千人を越しておると私は考えております。

そういうような実情に加えて、地区民は毎日ことばではいえないような不安におののいております。婦人会のごときもあるいは老人会のごときも、ときどき代表を派したり、自らあの現地におも向いて強硬な申し入れをいたしておるわけでございます。近く、大ぜいの方の会合もせられると聞いておりますが、何とかしていま市長のおっしゃいましたように、防げるだけは防ぐというその心持ちによって、さらにそれを具体的にお進め願いたいのでございます。地元の切望いたしておることは、自分らの生命をそこにかけてまで望んでいることは、市長のおっしゃいますその心持ちを具体化してほしい、何かこれだけはやった、運河だけでもひとつしゅんせつして深くしたり、あるいは近接しておるタンクにでも、こういう申し入れをして会社の了解をえた、あるいは学校問題をこのように解決した、もう父兄が寄るとさわると、危い学校にやれない、やれないといって、私どもに切実な叫びをもらしてくるのが現状でございます。こういう言語、こういう深刻な叫び、私はじっとそれを考えまして、われわれは憲法によって生命、財産を

保障されているのじゃないかしら。それに、大企業が法的になら何でもしてもよいというあの仕打ちに対して、ほんとうに地区民とともに限りない憤激をおぼえておる一人でございます。

どうか、ひとつ具体的な、これをやった、あれをやったということを、大小にかかわらず、小さいことでよろしいから、ひとつ地区民の前に見せていただきたい、これが、私の心からの願いでございます。何とかそれについての御所見を、市長より拝聴いたしたいものであります。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君）　当面の処置をいたします問題につきまして、仰せのとおりこれこれのことがこういうふうにして一つずつ片がついたというふうにやれ、まことにごもっともしたことであります。たえずそのことをやっておるのでありますが、いまだ効が上りませんので、ひたすら恐縮に感ずる次第でございますが、ただいま市でやらしていただいておりまする、公害・災害に対しまする一つの方法として、いちばん切実に感じておりますのは、病気にかかられた方々の処置法でございますが、これを法的にいろいろ論議いたしますと、なかなかむずかしいものでございますから、そういうことは一応将来の問題に譲るとして、さしずめ市として、予算はいただいておりますんですが、これを、私はもっと強化をいたしまして、拡大をして、そうして、できうる限りその手当てを取り急ぎたいということを、一つお願いしようと思っております。

それから、ただいまの、たとえばタンクの問題でございますが、これは、ひとつ対応策というものが、ほゞ前の地所を拡大しておくということが必要なんでございますから、これを一つやらなきゃならぬと。

それから、いま申しておりまする、国にお願いしておることは、大きな問題はさておいて、さしずめこの四十年度、さしずめ来年度において、工場に隣接したこの地帯、すなわち塩浜の東地帯と道路から東の分と、それから午起の一

部とは、これは、ひとつできる限り早く整備を急ぎたいということを申しております。

そのほか、現に目の前に見えてくる煙の問題でございますが、これは、せっかくいままでのカーバイトの問題につきましても、一本やっていただきまして成績が上っておるのでございますから、さらに一つふやしていただいて、あれはひとつどうしても早く処置をしていただきたいと。

それから、少し問題は飛びますが、石原さんのばい煙につきましても、これも非常に強くお願いいたしておりまするし、また、あすこの社長の性格といたしましても、自分自身でやるという言明をしておられますのですが、さしずめ本年は一本やります。そして、その成績を見まして漸次やりますと。何でも四本ないし八本を要するといっておりました。が、しかし、その成績をまずたしかめるために、とりあえず一本をひとつやりますということの御意見でございます。

それから、三重火力につきましては、これはどうしても現在の煙突ではぐあいが悪いので、これはぜひともひとつ煙突をかえていただきたいという具体的な申し出をいたしております。まだやります、という回答をしてこられませんが、これはぜひひとつやっていただきたいと思っておりまするし、それから、お聞き及びでもございましょうが、排水問題につきましては、県等が中に入っていただきまして、会社との間に折衝を重ねて、だいぶ双方のお申し合せの巾が縮まってまいりましたように思いますので、これは、早晩御解決していただけると思います。が、しかし、それをなくするのでなくて、それに対する補償の意味なんでございますから、これは、根本対策ではございません。

そのほか、いま消防長から私の手元へもってまいりましたのですが、御参考になると思いますので、昭和四日市石油の十一号タンクの防災計画でございますが、「あふれをとどめるために、タンクの上部において側板を〇・八メートル延長したから、満量時においても、タンクの空間の容積と、このあふれどめによりタンクの側板の上のほうの部

分と、それから油面との間は一・八メートルの空間があり、地震時においてもタンクの上部から油があふれ出ることがないようになっている。」これは実施しておるそうです。

それから、シールの装置でございますが、「このタンクは浮いた屋根、浮き沈みをする屋根でございますが、浮き屋根タンクであるから、タンクの空板と側板とそれから屋根板の上下による摩擦する部分は人造ゴムを使用し、急激な衝撃にも火花を発することがない。」と。これは、実施しておるのだそうでございます。昭和石油の新潟の精油所のタルクシールは、金属をしていたからあぶいう心配が起こったが、こんどはそういうことをやったと、そういっております。

それから、材質の板の厚さでございますが、「タンクに使用の鋼板は――はがねの板でございますが――消防法による技術上の基準では、厚さは三・二ミリメートル以上であるが、容量が四万五千キロリットルであるから、厚さが八ミリないし二十三ミリの鋼板を使用して、強度を大にし、破裂等による事故の防止を考慮している。」と。

「四、泡沫の消火装置、化学の消火液の表面の被覆の合理化によって、フローテング・タンク――つまり浮き屋根の式のものでございますが――その屋根板に、泡沫流れをとどめる装置をしたために、短時間で完全に消火ができる。」と。これは基準外というのですから、基準以上のことだという意味だろうと思います。

「五、油をとめる、つまり防油堤防でございますね、消防法に規定する防油堤の外側に、道路をかさ上げして、二重の防油堤を築造したので、地震等の災害時に崩壊してはんらんすることは考えられず、万一タンクより油がもれた場合でも、工場敷地外に油が流出しないようになっている。」と。

それから、「自衛消防力の強化。現在の自衛消防力は、化学車二台を配備しているが、さらに化学車二台を常備いたします。」

「七、消防水利。タンクの西の方を流れる元の海軍燃料廠のクリーク――市の下水道課の管理になっておるものでございますが――これを約二百メートルしゅんせつして、常時約二千立方メートルの貯水を確保して、さらに、精油所内に約千立方メートルの貯水槽を新設して、これを連結管で連絡して、通水可能とする計画を持っておる。」と。

合計そうしますと三千立方メートルの水は、消防自動車十五台が二緑放水で約三時間余継続放水可能の水の分量になるそうであります。

それから、計算式では消防車一台、二緑放水量が、毎分一メートル立方、それを十五台分に掛けまして六十分掛け、さらに三を掛けますと、これはむずかしい計算がしてありますが、二千七百メーター立方になっております。それを計算の上で出しておるのでございますが、これはたいへんむずかしい計算方法です。

備考といたしまして、「一つのクリークの全域のしゅんせつについて、このクリークは元海軍の燃料廠が建設当時に設けたもので、その後、約二十七年間をへておりまして、約一メートル泥で埋まっており、これを全面しゅんせつする工事費は概算次のとおりであります」ということをいって、その泥の工事費をここに起債しております。約三千五百万円ほどの金がかかる、こういっております。

それから、「原油の移送用ポンプの能力」、原油を他のほうへ移すポンプの能力でございますが、これが、千三百立方メーターの能力があるそうでございます。それから、ナンバー十一号のタンクの原油その他タンクに移送すると、三十五時かかるという計算式が出ております。さらに、ナンバー十一号のタンクの原油を移送するタンクの有無、それにつきましては、原油保有量を三万キロリットルあるいは四万キロリットルと、三十万ないし四十万といたしまして、原油の受け入れのためのタンクのタンクもれを考慮しますと、常時にはどれだけの輸送ができるかというようなことを、こまかい計算が出ております。

それから、原油タンクの基数の容量でございますが、別の図面がここに添えてございます。

こういうような処置をとっておる、というようなことをいっておられますんですが、さらに、学校を移転させまして、そうして、あのあとを広場にして残すことについてでございますが、これは、まあできればひとつ会社のほうにお願いして、同時に学校問題もそれとかみ合せて解決がつけていきたいと、こういうふうに考えておりまするし、ただいま申し述べたようなほかに、なお、地元の方々から個々にどうも原因がありそうだというような御指摘を受けておるような場面もたくさんございますので、それらもさらに総合いたしまして、こうごは、会社に個々に、その日その日の問題は解決を迫ろうと、こういうふうに考えておりますが、会社におかれましても、近ごろの声が非常に大きくなり、また、非常な大がかりな場面になってまいりましたので、ある程度まではいままでと違って協力的にひとつやっていこうという心がまえはできたように思うのでございます。この点等につきましては、至るところから指摘を受けておることでございますので、できる限り会社とも御相談したいと。

また、会社のほうの御意向も承わりますと、われわれもずいぶんやっておるが、同時に、市においてもひとつ協力してほしいと、むしろ、市が市としてやって、そして、われわれもそれに協力をするというふうにもっていってほしいというような場面も出てまいりましたので、この機をはずさず、ひとつ一生懸命取り組んでいきたいと、こういうふうに考えておりまして、心からこの問題については、自分の心身を痛めて考えておりますような次第でございます。

どうか、この上ともみなさんのお力をひとつお借りしたいと、こういうふうに考えます。

○議長（錦安吉君）　了解ですか。（伊藤太郎君「了解」と呼ぶ）

本日は、この程度にとどめ、あとの方は明日お願いすることにいたします。

明日は、午前十時に会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午後五時七分散会

昭和三十九年十二月十二日

四日市市議会定例会会議録（第三号）

四日市市議会

昭和三十九年十二月 四日市市議会定例会会議録 第三号

米田好兼速記

昭和三十九年十二月十二日（土曜日）

○議事日程 第三号

昭和三十九年十二月十二日（土）午前十時開議

第一 一般質問

第二 議案第一四二号 昭和三十九年度四日市市一般会計補正予算（第四号）：質疑・委員会付託

第三 議案第一四三号 昭和三十九年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第一号）……〃

第四 議案第一四四号 昭和三十九年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）……〃

第五 議案第一四五号 昭和三十九年度四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算（第二号）……〃

第六 議案第一四六号 昭和三十九年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第二号）……〃

第七 議案第一四七号 昭和三十九年度四日市市立四日市病院事業会計第二

回補正予算……質疑・委員会付託
第八　議案第一四八号　昭和三十九年度四日市市水道事業会計第二回補正予算……〃　〃
第九　議案第一五二号　四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について……〃　〃
第一〇　議案第一五三号　四日市市職員定数条例の一部改正について……〃　〃
第一一　議案第一五四号　四日市市吏員退隠料、退職給与金、遺族扶助料支給条例の一部を改正する条例の一部改正について……〃　〃
第一二　議案第一五五号　四日市市国民年金印紙購入基金条例の制定について……〃　〃
第一三　議案第一五六号　四日市都市計画下水道事業受益者負担審査委員会条例の制定について……〃　〃
第一四　議案第一五七号　市道路線の認定について……〃　〃
第一五　議案第一五八号　市道路線の認定について……〃　〃
第一六　議案第一五九号　四日市市水道事業給水条例の一部改正について……〃　〃
第一七　議案第一六〇号　四日市市簡易水道条例の一部改正について……〃　〃
第一八　議案第一六二号　町の区域の変更について……〃　〃
第一九　議案第一六三号　工事請負契約の締結について……〃　〃
第二〇　議案第一六一号　昭和三十八年度四日市市歳入歳出決算並びに各特別会計等歳入歳出決算認定について……質疑……決算特別委員会設置……付託

○本日の会議に付した事件

第一　一般質問
第二　議案第一四二号　昭和三十九年度四日市市一般会計補正予算（第四号）
第三　議案第一四三号　昭和三十九年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第一回）
第四　議案第一四四号　昭和三十九年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）
第五　議案第一四五号　昭和三十九年度四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算（第二号）
第六　議案第一四六号　昭和三十九年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第二号）
第七　議案第一四七号　昭和三十九年度四日市市市立四日市病院事業会計第二回補正予算
第八　議案第一四八号　昭和三十九年度四日市市水道事業会計第二回補正予算
第九　議案第一五二号　四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
第一〇　議案第一五三号　四日市市職員定数条例の一部改正について
第一一　議案第一五四号　四日市市吏員退隠料、退職給与金、遺族扶助料支給条例の一部を改正する条例の一部改正について
第一二　議案第一五五号　四日市市国民年金印紙購入基金条例の制定について
第一三　議案第一五六号　四日市都市計画下水道事業受益者負担審査委員会条例の制定について
第一四　議案第一五七号　市道路線の認定について
第一五　議案第一五八号　市道路線の認定について

第一六　議案第一五九号　四日市市水道事業給水条例の一部改正について
第一七　議案第一六〇号　四日市市簡易水道条例の一部改正について
第一八　議案第一六二号　町の区域の変更について
第一九　議案第一六三号　工事請負契約の締結について
第二〇　議案第一六一号　昭和三十八年度四日市市歳入歳出決算並びに各特別会計等歳入歳出決算認定について

○出席議員（三十四名）

酒井昌一君　北村与市君　錦安吉君　藤谷祐一君　安垣勇君　坪井妙子君　岩田久雄君　喜多野等君　前川辰男君　志積政一君　伊藤太郎君

鈴木愛次君　宮崎春吉君　坂上長十郎君　中島忠勝君　野崎貞芳君　日比義平君　荒木武治君　矢田繁郎君　伊藤泰一君　大島武雄君　前川宗雄君　加藤定男君　山中忠一君　高橋伊祐君　笠田七衛君　服部昌弘君　橋詰興隆君　永田利一郎君

谷口専九君
訓覇也男君
味岡一郎君
山本栄一君
渡部椿太郎君

○欠席議員（三名）

田村末松君
須藤総太郎君
増山英一君

○議案説明のため出席した者

市長　平田佐矩君
助役　岩野見斉君
助役　庄司良一君
収入役　川崎祐男君
副収入役　村木喜代次君
市長公室長　谷沢文男君

総務部長　平井清三君
税務部長　園浦和己君
産業部長　芝田敬太郎君
厚生部長　山本軍一君
衛生部長　中山英郎君
土木部長　城井義夫君
建設部長　鬼頭鉄郎君
秘書課長　天野正春君
人事課長　山北彰君
総務課長　佐々木晃精君
財務課長　伊藤涼一君
管財課長　杉本治芳君
税務課長　小林正君
資産税課長　伊藤治郎君
収税課長　新山篤君
商工課長　小西忠臣君
農林課長　永澄幹君
耕地課長　奥村仁人君

事業課長　加藤智工君
民生課長　村山了君
青少年課長　国保義一君
社会福祉事務所長　西川敏郎君
保険課長　川口嘉君
年金課長　大平源彌君
衛生課長　鷲野正和君
清掃ヤ一課長　荒木三郎君
清掃ヤ二課長　赤塚啓次郎君
土木課長　杉本義広君
都市計画課長　長谷川正逸君
下水道課長　天野助春君
港湾課長　上杉勇君
建築課長　石原茅三郎君
失業対策事務所長　池見正信君
調達契約課長　小林清君
教育委員長　杉浦酉太郎君

管理課長　小林義喜君
学校教育課長　水原寿君
社会教育課長　六田猶裕君
保険体育課長　舘義夫君

市立四日市病院
事務長　三輪喜代司君
副事務長　藪田裕君

水道局長　山本文雄君
次長　滝伝之助君
技術部長　加藤弘君

消防長　竹内鉄雄君
総務課長　大倉尚明君

○市議会事務局
事務局長　菊地英也君

議事係長　小坂　婿君
主　事　佐藤　正俊君
主事補　芳野　孝君

午前十時五分開議

○議長（錦安吉君）　ただいまから、本日の会議を開きます。
本日の出席議員数は、二十三名であります。
本日の議事につきましては、議事日程ヤ三号により取り進めたいと思いますから、よろしくお願いいたします。
なお、議事説明者中、教育委員長は遅刻、市民課長は病気のため欠席いたしましたから御了承願います。

○議長（錦安吉君）　それでは、日程ヤ一、一般質問を昨日に引き続き行ないます。
前川議員、どうぞ。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君　社会クラブを代表いたしまして質問をいたしますが、昨日の代表質問の中ですでに触れらて、重複している点が出てくるかもしれませんが、われわれ会派の中で十分に討議した結果、出た問題点でございますので、その点お含みおき願ってお聞き願いたいと思います。
まず、過去数年間におきまして池田内閣のとった政策というのは、すでに周知のとおり高度経済成長政策であったわけです。このことは、いまさら説明するまでもなく、産業基盤の育成というものに重点が置かれ、公共投資にしろ

財政投融資にしても、すべて大きな企業を中心に進められてきたわけです。しかも、それが国の問題ではなくして、県におきましても、あるいは市町村におきましても、その方向に一致をしてすべてが進められてきました。その結果、非常に現在大きな問題になりまして、なっておるわけですが、すなわち、そういう大企業が新しい技術革新によりましてつくり上げたところの、大きな工場群のある、事業場のあるところは、非常にまあ表面的には発展をした。それのないところは、旧態依然とした形であるというふうな形の地域格差、これが非常に大きくなったということ。そのために、地方自治体におきましては、こぞって工場誘致というものを依然として進めておる。新しい形として新産都市というのが出ておるわけですが、これらは、現在の政治あるいは経済の仕組みの中でたどらなければならない道として、いまだに非常にその方面に重点が置かれておる。
さらに、別の面から見ますというと、大企業を中心とした経済界というのが非常に大きく伸びを示し、まあ世界水準に達したということもいわれておるわけですが、その他の問題、住民の問題等につきましては、依然としてあまり進んでおらない。昨日の、政府の出しました国民経済の白書を見ましても、すべてのそういう大きな企業を含めて出した数字が、国民一人当たりの所得十八万何がしというものが出ておりますけれども、これにしても、非常に伸びたというものの、世界各国の水準から見ますというと、二十番目以下というふうな数字だというふうに聞いておりますし、さらに、それから、先ほどの格差に出ておる高いほうの企業をはずして考えたら、非常に国民の所得というのは伸びておらないのではないかと、こういうふうに思うわけです。
そこで、佐藤内閣にかわってから、にわかに社会開発というものが、大きな問題として取り上げられてきたわけです。十二月の一日に、厚生省におきましては、地域開発研究会、これは、委員長は斉藤潔さんがやっておるわけですが、この委員会がまとめましたところの、地域開発における社会開発の策定に関する報告書というのを出しておりま

す。で、そこで、四日市の問題を例に取り上げておるわけです。これを読んでみますというと、産業開発によって地域の経済や住民生活の発展を目標にしているにもかかわらず、現実に進められている姿は、経済開発に重点が置かれ地域住民の福祉を中心とする社会開発は、むしろその犠牲になっていることがはっきりしたので、経済開発と均衡のとれた社会開発こそほんとうの意味の地域開発でなければならないと。こういう点に重点を置いていることは、われわれとして大いに注目をしなければならないと思うんです。

それから、さらに四日市の問題に触れまして、地域開発の推進に当たって、地方公共団体は、固定資産税の増収を目標に置いて、企業誘致に力を入れ、産業基盤の整備に片寄っている反面、教育、住宅、公害防止など、社会開発、地域住民の生活環境の整理がなおざりにされている、こういうことをいい、四日市の歳出の面を取り上げて、経済的な面の経費の増大と社会費の減少が見られておる。これが、いちばん最初この委員会の打ち出したテーマと一致してくるわけですが、こういう点を、こういうふうな形で四日市の分析をやっております

私どもとしましては、いまさらこれを取り上げるまでもなく、十二分に承知していなければならないはずなんですが、まだまだ昨日の市長の答弁を聞いておりましても、十分なものが出ておらないし、むしろこういう問題に対する方向づけができておらないというふうな感じを受けたわけです。

それに引きかえまして、各会派からの質問は、やはりこの厚生省の指摘しておるところの住民の福祉をいったいどうするんだということに、大きな観点が示されておったように考えます。もう少し具体的に申し上げますというと、もう少しざっくばらんに申し上げれば、どういうことかというと、まあ工場誘致のほうに非常に力が加えられた。そのために、財政的には固定資産税だとか、あるいは法人市民税だとかいうふうなものを中心として、まあ全国的に見た場合には四日市の収入は悪くはない。つまり、一般的なことばでいえば富裕都市だというふうなことがいわれて

おるわけです。ところが、内容を見た場合にはどうかといいますというと、われわれの記憶にまだ新しい問題、しかも、きのうも指摘されたような問題。たとえば下水道の問題、下水道の料金あるいは負担金、こういうものが他の都市なみというより、むしろ四日市よりも経済的な条件の悪い一宮市においては、建設費は全部住民負担にかかってきておらない、こういうふうなことで、むしろ、富裕都市である四日市のほうが悪いというふうなこと。それから、上水道の料金の値上げをしようとしておること、さらに、教育という大切な問題に対しても、学校建築を一つやるについても予算外義務負担、さらに、場合によっては地元に利子の補給をさせておる。一つ一つ取り上げてみますというと、いったい四日市が富裕都市としていわれておりながら、いったい住民のほうはプラスになっておるのかと考えますと、むしろ、きれいであるべき空気はよごされて、生活の基本は根本的にぐらつき出し、そこへもってきまして、税金を出しておりながら、他の赤字都市と何ら変るところのない施策しか講じられておらない。こういう結果になってきますというと、差引勘定は四日市のほうが悪いんじゃないかということがはっきりいえるわけです。

従って、ここでお伺いしたいことは、すでに時期はおそいのですが、しかし、まあ気がつけば早くやったほうがいいわけなんで、市長としていろいろ霞ケ浦地先の問題を取り上げられ、日夜奮闘しておられることは、私どももよくわかりますけれども、ことしの当初予算のときに、市長が政策を述べられた。つまり、内政を充実するということがことばの上でなくして、住民の福祉を守る方向に方向転換をしなければだめなんじゃないかと思うのです。そういう点につきまして、はっきりと市長の考え方をお伺いしたと思うんです。

それから、さらに、具体的な面に入りますが、公害問題に触れます。公害問題につきましては、昨日も若干問題が出ており、市長のことばの中にも、私が九月に質問をした昭石のタンク群に対して、若干の前進がみられたように思いますけれども、抜本的なものではないし、まして、最近、取り上げられております都市改造の問題につきまして、

それを政府に強く要請をして、社会開発事業団ですか、のようなものの中でやってもらいたいということを、たびたびこの席上でもいっておりますが、あれをよく、政府の原案を検討してみますというと、地域住民をどうするということは、出ておらないはずです。いままでふぞろいになっておったところの工場群を整備をすると、こういうふうなことに重点が置かれ、地域住民に対しては、具体的なものは何も入っておりません。その点、市長の説明と政府の考え方との間に大きな食い違いがあるのではないかと思いますので、この点をはっきりさしていただきたい。

それから、さらに、同じく公害問題ですが、政府のほうに要請するのもたしかにけっこうです。しかし、市としてできる問題をやっていくと。このことは、市長もきのういっておられたように思うのです。そのとおりやってもらいたいと思います。

そこで、一つこういう問題についてお答えをいただきたいのですが、それは、議会があれば毎回公害をどうするのだという問題が出ております。この中でいちばん深刻な問題、これは、人間の生命にかかわる問題です。それが、いまだに一部の患者の収容だけにとどまり、むしろ、極端にいえば実験患者です。ところが、一方、厚生省の基礎調査によりますというと、かなりの患者が確認をされております。また、四日市の医師会におきましては、公害病というものをはっきりカルテの上に載せる、こういうところまで進んできており、市の政策に対する遅れの不満を表明しておるような状態です。従って、これを取り返すために、しかも、いままで公害の責任が、非常に、法的な責任が云々というようなことで不明確になっておりましたが、それを明確にする意味におきましても、やってみたいと思うんですが、それは、公害が発生しておる化学関係の工場、こういうところの責任を明確するにおいて、つまり、企業の責任というものをはっきりさせるということにおきまして、それらの工場の固定資産税につきまして、現在、すべて地方自治法の三百五十条の基準どおり標準課税をやっておるわけです。それを、限度額いっぱいといいますと、百分の

二・一ですが、百分の二・一まで引き上げることによってかなりの増収になるんではないかと思われます。その増収分を患者の治療費にあてるという、こういうふうな考え方が、これは四日市としてとれるはずです。

それから一方、その半面ですね、いままで公害をこうむっておる地域におきましては、居住権が侵害され、そして建物、器物等の損耗度が大きくなっておるわけです。ですから、該当地区の家屋税の一・四というのをさらに減額する。方法としましては、いろいろ事務的な手続きはあるでしょうが、それはまあさておきまして、そういうことにする。

それから、もう一つ、公害を防止する設備、各工場においていろいろ検討をされており、また、ここでも報告をされておるわけですが、そういう設備については、税金を免除すると、このような積極的な方法は、これは市としてとれるのではないか。市がそういう方法をとって、初めて国に対する要求も強くなり、また、国のほうもなるほど四日市はやっているのだということで動くと。どうもその辺のところの順序がいままで足らなかったように思います。その点をはっきりさしていきたいと。

それから、次に物価の対策でございますが、いちばん最初申し上げたように、四日市というのは工業的発展をしております。これも、もっとつきつめてみれば、大企業は発展しておりますが、その他のものはそうでもないということなんです。そのために、市自体は非常に落ちつきがなく、いつもがさがさしている都市になり名古屋あたりから比べましても物価が高いというふうなことがいわれておるわけです。こういう点につきまして、市長はどういうふうに責任をとるのか、若干、提案理由の中にも触れますが、水道料金の値上げ問題で、市長は非常にていねいに説明をしておりました。いまだかつてないほどていねいな説明がありまして、感心して聞いたわけですが、しかし、肝心なものが抜けているのではないかと。水道を上げなきやならぬという水道だけの問題については、非常に説明を加えてお

る。これは、水道局長の説明でいいわけです。市長の説明でないと私は思います。市長としては、それによって影響を及ぼすところの諸般の問題というものを考えなきやならぬと。そのことが抜けておる。いちばん大事な問題が抜けておる。水道が値上りになったら、いったいそれはどう物価に反映し、どう市民生活に影響を及ぼすかということをはっきり解明をしていかなきやならぬ、そのことが抜けております。これについて、お答えをいただきたい。

なお、もう少し具体的に申し上げますというと、たとえば、ことしの四月に農政審議会が答申をしております。それは、中央卸売市場を設置して、流通機構を確立させると。野菜ものが非常に高いわけです。従って、そういうものを市として考えていくということを答申しているはずですが、これはいったいどう具体化さしていくのか、これが一点。

次に、この年末になってまいりまして、非常に金融面で中小企業というものはたいへんだと思うんです。四日市は景気がいいっていうけれども、大きな工場は景気がよくても、それをとりのぞけば、よその都市よりももっと深刻な問題がたくさん出ております。そういう中小企業に対する年末の融資対策は、いったいどう考えられておるのか、この二点。

それから、次に税金問題ですが、いままで私が述べてきました趣旨の中の一つにもなりますけれども、どうも四日市の市民として何もいいことないと。これは、四日市はいちばん住みにくい都市だというふうな結論がつけられておるわけですが、それを名誉挽回する意味におきましても、ここで考えてもらいたいことは、最近の交通問題は非常に発達をしまして、自転車が軽自動車になり、軽自動車が自動車になる、こういう状態になるわけです。従って、自転車はもちろん過去のものであって、かつて税金がかかっておったものが、これが廃止になりました。それと同じようにもう軽自動車がそういう時代に入ってきておるんではないかと思います。大衆の足であるところのこの軽自動車に

対しましての課税をこのまま続けていくのか。あるいは、こういうものは、大衆課税を軽減するという意味において考えられるものか。現在、軽自動車税の占める税額と、それから、それに要する手数、職員の手数ですね　これら差引勘定はどのくらいになるのか、この辺についてもお伺いしたいと思うんです。

それから、市民税の問題に入りますが、源泉徴収以外につきましては、申告をするわけですが、この申告漏れをした人に対する控除の措置が現在、講ぜられておらないわけですが、申告、何かの理由で申告漏れになっても、その後そのことが発見された場合には、控除の措置をとっていけるのではないかと思いますが、その点に対する考え方。

それから、昨日の質問にもありました国保に関する問題ですが、給付率を七割にするということに対する部長の説明があったわけです。あれは、私は部長の説明だろうと思うんです。市長の、いわゆる政策としての説明ではなかったように思われますので、その点、再度質問するわけです。

まあ、具体的にいうならば、富裕都市だといわれている四日市におきまして、楠や川越がすでに七割給付をしようといっているのに、四日市ができないはずはないわけです。市費の繰り入れをしてでもやるべきである。この国保の被保険者というのは、どういう層かといいますと、健康保険がない人、つまり、農民とか自田業等の人、あるいは商店、それから一定の事業所を持たないところの労働者、さらに、会社、工場あるいは官庁をやめた退職者、こういうふうな非常に苦しい立場におられる方々です。従って、そこへ手を差しのべるというのは、当然市がやるべきじやないかと思うのです。そういう点につきまして、市長の考え方を聞かしていただきたい。

それから、次に保育園の増設あるいは諸会館の建設につきましては、一応答弁があったので、深くはお伺いいたしませんが、諸会館につきましても、これは三年越しになっておるはずです。ですから、審議会の結論が出ましたというだけではなしに、本年度におきまして予算化をされるのかどうか、そのくらいのことは出てもいいんではないかと

思うのです。

それから、さらにレクリエーション施設ですが、この中のプールにつきまして、かつて海をとられてしまった四日市市民は、いったいどうしてくれるのだ、こういうことで出た結論が、プールをつくるということになったはずです。それも、三つをつくられただけで、あとの具体化がなされていないということは、やはりまずいんではないかと。次の計画をどうしていくのか、この点についてお伺いしたい。

それから、遊園地の問題ですが、こういう問題を持ち出すというと、すぐ泊山の開発ということが答えとして出てきそうなんですが、デスクプランではなしに、やはり実行してもらわなければ、いくらいい大きな問題を取り上げてもらっても、絵に描いたモチでは何にもならない。それが大きくてりっぱであればあるほど、実現の可能性が少ないということにもなっていくんではないかと思うんです。

そこで、もっと地についた、年次計画をもってしていくような方法をとってもらいたいと思うのです。それには、一度に何億というまとまった金がなくてもいけるんではないかと思われます。で、この点につきましては、四日市と同格都市である豊橋とか、近いところでですね、豊橋あるいは浜松等におきまして、りっぱに動物園を持ったり、あるいは遊園地を持ったりしておる。これらを調べてみますというと、決してまとまった金を出して、そうしてりっぱなものをつくったのではないのです。年々やはりそういうものに対する考え方をもって、少しずつ積み上げていったという結果が、あのようなりっぱなものをつくっております。従って、われわれとしても十分これを参考にしてやらなきゃならないと思いますので、その点の考え方についてお伺いしたい。

それから、昨日の答弁の中に出ておりましたのですが、民生関係ですが、現在の予算の進捗状況、遂行状況がどうかという中に、一つ抜けておったように思うのです。それは、市立病院の問題です。これについてお答えをいただきたい。

教育長人事につきましてもお伺いをしたいと思ったんですが、これは、昨日聞かれたので、一応省略いたします。

それから、次に、やはり議会におきまして、市長の定時制の問題につきまして、ずいぶん心配をした意見がかつて出ておったわけですが、その後いったいどう考えておられるのか。聞くところによりますというと、現在のあの塩浜にありますところの仮校舎は、売られたとかあるいは売られるとかいうふうな話も聞いております。これに対して、あれは県の施設であるからということでなしに、少なくとも、四日市の大多数の市民があそこで学んでおるわけです。従って、そういう勤労青年に対するところの市の積極的な考え方がなければならないはずです。もっと進んで、四日市で高校を建てよというような意見も、やはりあったと思うのです。そこまで考えるべきではないかと思います。ここで、いまの市長の定時制に対する対策、これについてお伺いしたいと思います。

それから、最後に、職員給与と人事問題についてお伺いを申したいわけですが、もう一週間も前に、国会では公務員の給与の引き上げを可決をしております。それにならうわけではないんですが、四日市におきましても、諸般の情勢を考えて、この点早く一つの結論を出すべきではないかと思われますが、どうも、市長は組合との交渉を何か避けているのではないか、こういうふうに思われる点があります。この点、ひとつ地方公務員法の五十三条並びに五十五条というものによって、はっきり規定をされ、そして、職員団体としてあるわけですから、この交渉につきましてはこれは、市長の一つの仕事であるわけです。仕事が忙しいから職員団体と会えないと、こういうことはいわないと思いますけれども、大事な仕事として取り組んでもらいたい。いくら市長がいい政策を立て、いい考えを持ったとしても、二千人の職員が不満足な状態で勤務しておったのでは、その政策というのは死んでしまうわけです。逆に、職員を、かして使うことにこそ、市民にプラスになる大きな市政があるわけですから、十分にその点を考えて錯倒しない

ようにしていただきたいと思います。で、現在どのようになっておるのか、その点についてお伺いしたい。

それから、前の議会で、鈴木議員が質問をされた問題も含めて、お答えができればお答えいただきたいと思います。つまり、いま私のいったことと同じように、職員の能力を十分に生かしていくという形がとられなければ、勤労意欲の減退になり、りっぱな力を持っておる者は生かされないということになるわけですから、その点もあわせてお答えをいただきたいと思います。

以上。

「市長（平田佐矩君）登壇」

○市長（平田佐矩君）　ただいまの非常にたくさんな御質問に対しまして、お答え申すんですが、あるいはお答え漏れの点もあるかもしれませんしいたしますが、これは、それぞれ担当の者からも詳しく御説明を申し上げまして、御納得をしていただけるようにお願いいたしたいと思います。

内政の充実の問題でございますが、市長の考え方はどうかと。これは、たびたび申し上げておることでございまして、できうる限り内政の充実に努力いたしたいと、日夜苦心をしておる次第でございますが、十分皆さんの御満足のいくようにならない点につきましては、やはりこれを実行します上におきましての財政面の困難が伴っておりますので、目に見えましてよくやってくれたということになりませんので、はなはだ残念に存じまする次第でございますが、これは、次第々々に実現をいたしまして、皆さんに御満足していただけるようにやらしていただきたいと、こう考えております。

公害の防除の問題でございますが、これは、いろいろ御意見が出ました。およそこの問題につきましては、全市をあげまして解決をはかりたいと思っておる次第でございますが、御承知のとおり、その発生源というものがなけりや

問題は起こらないのであります。どんな工場がたくさんできましたって、発生源がなければこれはできないと。すると、根本問題は、発生源をとめるということ、発生源を除去すると、発生の起こることを見きわめて、その問題を根本的に解決すると、こういうことなんでございますが、これが早急に発達しました産業といたしまして、その点と、仕事の分量の進みました点との食い違いが今日の災害を起こしておると、こういうことでございまして、昨日も申し上げましたように、非常におそまきではございますが、国といたしましても、真剣に取り組んでまいったような次第でございますが、しかし、発生源を押える前に、現在、発生しつつあるものに対する対処の仕方として、いろいろ社会開発とか地域開発とかあるいは都市の改善をさせろとか、いろいろの問題が起こってきておるのでございますが、本市自体といたしましては、昨日も申し上げましたように、現実の問題に取り組んで、一つ一つ解決していくのでなければいかないのじゃないかと。で、それには、昨日の御意見にもありましたように、もっと一生懸命にやれと、こういうおことばでございますので、そのとおり身を挺しましてやらしていただきたいと思いますが、この目の前の問題を解決することについて、昨日は指摘を申し上げましたんですが、その他にもたくさん問題はあると思います。しかし、やはりこれだけ大規模のものになりますると、御承知のとおり大きく国の施策といたしまして展開をさせていきませんというと、根本的な解決がつかないということで、およそこの問題につきまして、四日市が口ばしを出さない場所はございません。他の都市に率先いたしまして大きく叫び声をあげて、そうして、まあ取り組んできたのが、今日の波紋をなしておるといっても、私は過言でないと思うのであります。決して優柔不断ではございません。きわめて、国に向っては、私は勇敢に進んでおるものと、自負しておりまするし、また市長会へまいりましても、四日市の市長が、敢然とこの問題について駒を陣頭に進めてきたということは、万人が認めておることでございまするが、わが思うほどにはなかなかものごとが進みません。ほんとうにじくじたるものがありまするが、しかし、この調子で

もって努力を傾けまして、そして、りっぱなひとつ成果に到達するように努力いたしたいと思っておるような次第でございます。

順序は少し異りまするが、この固定資産税を上げて、いわゆる新聞を拝見いたしますと、公害税という名前がついておりますが、これをやったらどうだという御意見。これにつきましては、非常なこれは大きな問題になるだろうと考えます。従いまして、よほど慎重を期したいと思うのでございまするし、また、税制の上からながめてみましてもいろいろこれは問題があるだろうと思いまするので、十分検討を加えていきたいと思いまするが、現下の、ただいまの情勢といたしましては、むしろ、こういう問題については、いわゆる事業団と市というようなものとの、いわゆる融和をする、あるいは市と一体になって、この問題を解決するためにお互いに協力しあうという建て前をとっていきまして、一面においてはこういうことが論議を尽されて、日本の全般に及ぶような方法にもっていったらどうかというような、現実の問題といたしまして、感じがいたしまするんですが、非常に重要な問題でございますので、この問題につきましては、十分考慮さしていただきたい、こういうふうに存ずる次第でございます。おそらくは、全国の問題になるだろうと思います。

それから、その地区の迷惑せられる家屋税を減じたり、あるいは防除設備をしたものに対しては税金を免除したりというようなことでございますが、この防除設備をした者に対する処置は、政府のほうでもすでに考えておるらしゆうございますので、これはまあ実現するだろうと思います。周辺の家屋税の問題につきましては、これは、ひとつ、よほど税制の上から調査を取り進めていきたいと、こういうふうに考えております。

水道料金の値上げによって、あらゆる物価の上に影響してくるじゃないかと、こういうことでございます。これにつきましては、もうたびたび申し上げておりまするとおり、公共的な料金の値上げということにつきましては、まあ

極力避けたいと思うのでございまするが、水がむかしのように川から流れてきて、それを汲み取って使っておる時代と違いまして、われわれのコップ一ぱいの水もことごとく金がかかるのでございます。

で、これを合理的に処理させるために、いわゆる公営企業性を持ったところの水道事業というようなものが発達して、そして、それが一つの独立な採算制の性格を持たせて、そして、社会の福祉をはかろうという大きな建て前に立っております以上は、使うほうはそのままにしとけと、設備のかかるのはそれはどこかで出せと、こういわれましても、どうも今日の社会を構成しておりまする建て前からいいまするというと、成り立たないように思うのでございまするが、だれでも水を高く買うことはいやでございまするから、できる限りこれを抑制したいという考えでおったのでございまするけれども、こういうふうに次から次へと発展をいたしていきまする町としましては、やはり水道を一歩一歩時世より先へ取り運んでいきませんというと、日本の首都であるところの東京でさえも、ああいうような醜態を演ずることになりまするので、この方面にも思いをいたされまして、ただ何かなしに上げることはやめろやめろ、というようなお声ばかりを承わるということは、はなはだ残念に存ずる次第であります。この点につきましては、十分ひとつ御配慮をお願い申し上げたいと思います。

四日市は物価の高いところで、こんな住みにくいところはないと、非常に四日市をけなすような御言動がございましたが、私はそうは思いません。ものによっては高いものもありますけれども、ものによっては安いものもある。決してそう、その住民の方々にたいへん御迷惑をかけておるような、一部で非常な暴利をむさぼっておるとか、あるいは不合理のために、そこに特別なそういう現象が現われておるというようなことは、私はそうは思いません。ただこういうふうに、どちらかといいますと、名古屋を中心とした都市の周辺にある、大きな都市の周辺にある中小都市といたしましては、その物価に対する感じ方が非常に敏感でございまして、ちょっとものが余るというと非常に安い。

ちょっとものが足らぬというと非常に高いと、こういう神経過敏な動きを出すだろうということは、これはもう四日市に似たようなところは、どこでもやっておることでございますが、これを、何とかいい是正方法はないものかなということなんでございまするが、今日のこの経済機構というものが、一筋なわや二筋なわでなかなかうまくいくものではございません。共産主義の国のような組織をもってピタッとやったら、これは別問題でございますが、自由国家におきましては、これはなかなかやりにくいと、私はまあ思っておるのです。

しかし、そのやりにくい中にも、四日市が住みよい町とするためには、どういう手を打ったらいいかということについて、思いをいたしますと、回りくどいようですけれども、やはり物資をうまく集めてくるようにして、いつでも少し余りごこちであるというようなふうに流れをもっていくということが、いちばんいいんじゃないかと。ものが足らぬという現象があるところに高いということができますから、少しずつは余りごこちのところであるというふうにもっていくためには、やはり市場等の整備を取り進めていきたいということで、この問題につきましても、つとに二、三年前からいろいろ調査をいたしておるのでございまするが、なかなか手が回りませんので、適当な場所等とが困難でございますので、まだまだ打開するところまでいっておりませんが、そういう方面のことをよく考えさしていただきたいと。そして、御指摘のようなことをなくして、いかにも物資の上、物価の上においては住みよいところにしていきたいと思います。

この軽自動車の問題でございますが、これは、税務のほうからお答えさしていただきたいと思います。

それから、市民税の申告の問題、これも、税務の者からお答えさしていただいたほうが明確に申し上げられると思います。

それから、国保のこの問題でございますが、いわゆる給付率の七割のことでございますが、これにつきましては、

時間的に少し遅れておりまするが、やがてやらしていただきたいということを申し上げておるのでございまするからしばらく、御不満があろうと思いまするけれども、御辛抱願って、その線でひとつお願いさしていただいたら、まことに好都合だと存ずるのであります。

レクリエーションの場所でございますが、これは、実は絵に描いたモチだといっておしかりを受けておるのでございますけれども、考えはいいんですが、なかなか、御承知のとおり、いま選んでおりまする場所が国有地でございまするので、四日市がいかに切実に考えておりましても、国のほうで規制を加えてまいりますと、思うようにまいりません。従いまして、一日も早くこの問題を解決して、そうして、その部分に一つ一つ、あなたの御指摘なさるとおり一ぺんにまとまったものをつくるというのでなくて、四日市の力に相応したものを一つずつ一つずつふやしていって皆さんに喜んでいただくように取り運ばせていただくのが、やはり穏当でないかと考えておりますので、御意見のとおりやらしていただきたいと、こう思うております。

それから、定時制の学校の問題でございますが、これは、この前にも申し上げたと思うんでございますが、塩浜のほうのことは、あれはいま県の地所になっておりまして、われわれは、このいわゆる中央道路の高校のほうを、将来道路になりますから、これを移転させると。そのときには、あすこに定時制がある。また、いまの、現在の高商の定時制がある。これを交通の便利なところへもっていって、そういう時間に制約を受ける、勉学の若い人々を、勉強の時間を短かくしないよう、便利を与えるようにいたしたいと、こう考えまして、県に向いましても、塩浜の土地を処分するときにはこういう配慮をしてほしいと。また、中央道路になる場所における、これを処分するときに当たっては、ぜひとも余裕ができたならば、こういう金に使わしてほしいという買取をつけておるのでございますが、県のほうも、その買取がまだついておりませんのか、あるいは処分方法になかなか行きづまりがあって、私のほうへまだ通

告がまいっておりません。が、そういうようなことが解決つき次ヤに、ただいま繰り返し申し上げましたような方向で行ったならば、勉学の方々がみなお喜びくださることと存じておるような次ヤでございます。

公務員の給与の改定につきまして、市長が組合との交渉を渋滞しておると、こういうような御意見でございますがこんどほどいろいろのお話をしておる場合でも、スムーズにいっておる場合はございません。前には大きなストライキがあって、市庁の前に寝込んで、死ぬか生きるかというような問題がありましたが、今日は、そういうけわしい問題は一つもございません。けわしい問題がないということは、およそ諸君の思っていらっしゃることは受け入れておるということです。非常に甘い政策をとっておる。（笑）そうして、いろいろ調査をいたしてみまするというと、全国二十万前後の都市といたしましては、まずまず上の部である。それをどこまでも小言をいうて、難くせをつけて、そうしてやられるということは、私は、ものごとには少なく満足するという観念がなくちゃ、満足しないということばっかり教育するのじゃ、私は困ると思う。やっぱりわれわれには、不満足な点もあるが満足する点もあると。感謝をする念というものも少しは持たないというと、私は困ると思う。

こんどいろいろの問題を改正いたしたいと存じておりますが、明快なる回答を私は担当の助役に与えております。そうして、やはり国家公務員に準じた方向に向って進んでいけと。地方公務員が国家公務員の線にのっかっていけば堂々たるものじゃないかと。たとえわれわれはいろいろの経費は節約しても、ここに働いてもらって、市政のためにその担当の任務に当たって、夜も昼もなく一生懸命に働く。まあ失礼な話ですけれども、全国的にみてここの職員ほど働いてくれる職員はないと思って、私は喜んでおります。ただ、心がまえの上におきましては、非常にスムーズにいっておるものを、無理に苦情がましいことになってはもったいないなあと、古いかもしれませんが、私はそう思うのでございますが、市長は最善を尽して優遇方法を講じておりますから、御安心になっていただきたいと思います。

その他まだ落しておることがあるかもしれませんが、担当の者からお答えさせまして、なお、ふに落ちない点がございましたならば、重ねて答弁させていただきたいと思います。

○議長（錦安吉君）　暫時、休憩いたします。

午前十一時二分休憩

午前十一時十八分再開

○議長（錦安吉君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

市立四日市病院事務長。

〔市立四日市病院事務長（三輪喜代司君）登壇〕

○市立四日市病院事務長（三輪喜代司君）　市立病院の増築の問題でございますが、これにつきましては、ただいま医師会との間で話し合いを進めておりますので、この話し合いがつき次ヤ、早急に着工いたしたいと思います。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

〔商工課長（小西忠臣君）登壇〕

○商工課長（小西忠臣君）　中小企業に対する年末対策はどうなっておるかということにつきまして、簡単にお答えさしていただきたいと思います。

まず、政府系の三庫でございますが、商工組合中央金庫、これは、だいたい三重県で、年末対策といたしまして二億円程度を準備しております。それから、中小企業金融公庫でございますが、これは、一億円程度を準備しておるようでございます。それから、国民金融公庫は、御承知の四日市のほうへ開設されまして、その当時は貸付残高が九億

でございましたけれども、非常に利用度が伸びてまいりまして、その後、二億六千百万ばかりが増資をされてまいっております。そのうちから十分に年末対策をやっていくように話を進めておりますし、所長もそのつもりに了承をしております。

それから、三重県の保証協会でございますが、これは、各市とも出捐金を出しておりますので、三重県の単独の事業ではございませんけれども、これは、年末対策といたしまして、一億二千万を見ております。商工中金あるいは中小公庫の見ておる中で、それでは四日市がどれだけ利用できるんだろうかということにつきましては、現在の貸付残高の比率から考えていかなければならぬかと思いますので、いま申し上げた中の四〇%程度は利用される見込みでございます。

そのほかに、市の保証委員会といたしましては、現在千二百万ばかりの残高をかかえておりますので、年末対策につきましてお申し出がありました場合、優先的に見ていきたいと、こう考えております。

以上でございます。

〔税務課長（小林正君）登壇〕

○税務課長（小林正君）　軽自動車税の廃止について、お答えいたします。

御指摘をいただきましたとおり、軽自動車税につきましては、この軽自動車の普及率の高いことは事実でありますが、現在二・一世帯当り一台の割合でありまして、旧法当時における自転車税のごとき普及率には達していないのでありますのと、これが購買力と担税力という点から大衆課税とは考えられないと思います。

事務面におきましては、市の基幹税であります市民税並びに固定資産税及びその他の諸税に比較いたしまして、たしかに申告の受付から賦課徴収までの事務量は多いのであります。その原因といたしましては、軽自動車税の課税方

式が、月割制度であるため、納税義務の発生、消滅に伴って、随時分徴収、還付事務手続きにあることと、この税の課税客体は、移動性がかなり高いのでありまして、最近におきましては、月平均八百件を越えておる現状にあります。この二点がおもなる原因となりまして、これら一連の台帳整理、賦課徴収及び減額還付手続きによって、税収の二千六百七十万円の割合に多くの職員の投入をしていることは事実でありますが、この税の月割課税制度に問題があってこれが、将来、改められようとしている方向にありますことを考えあわせますのと、現行法規上、廃止することは適当でないとの見解から、市町村普通税として存続する限り、担当課長といたしましては、当然合法的に課税すべきであると考えております。

次に、御質問をいただきました市民税の申告に対する基礎控除について、お答えいたします。

市民税にかかる申告につきましては、地方税法並びに市税条例におきまして申告制度がとられ、納税義務者に対し申告の義務が課されておりまして、申告義務のある者が、その申告書の提出をしなかった場合におきましては、地方税法第三百十四条の二第八項及び市税条例第二十八条の三第七項に規定するところによりまして、雑損控除、医療控除、社会保険控除、生命保険控除、扶養控除等いわゆる所得基礎控除は、当該申告書がその提出期限までに提出されなかった場合におきましては、控除の適用ができないことが明文化されているのでございます。

結論的に申し上げますと、国税・地方税を通じまして、申告制度がとられているものは、すべて諸控除にかかる事項を申告することによってその控除が認められ、また、その控除の権利をうることとなっておるのでございます。

そこで、本年度におきましては、申告義務のあるすべての方々に、漏れなく申告していただくために、各町、組単位の回覧、また広報掲載、有線放送及び広報車の利用により、申告指導に当たったほか、三月十七日現在における未申告者に対しましては、個人別に申告を、個人別通知を発送いたしまして申告書の提出を促したのでございます。

具体的に申し上げますと、申告用紙、発送件数四万五千二百三十九件で、不申告にかかる課税件数は三百件あまりでありまして、これは、市民各位の御理解と御協力によるものと深く感謝しておるのでありまして、昭和四十年度の申告にあたりましても、最善の手段、方法を講じて百パーセント申告率を目途として努力したいと考えておるのでございます。

また、われわれ税務事務に携わるものは、あくまで法及び条例を忠実に守り、適正に税務行政を行なわなければならない責務が課されているのでありますので、申告者と不申告者、すなわち、申告ずみの履行者と不履行者との均衡をも考えあわせまして、合法的な措置をとったのでございます。こんご、このことにつきましては、最善の方法をもって努力を重ね、申告制度の徹底を期することによって、事務の円滑な遂行をはかり、将来に禍根を残さないよう努めてまいりたいと思うのでございます。

〔資産税課長（伊藤治郎君）登壇〕

○資産税課長（伊藤治郎君）　先ほど御質問がありました中で、資産税関係につきまして、市長から御答弁申し上げたわけでございますが、ただ一点、公害防除施設に対する資産税の免除につきまして、私からお答え申し上げます。

公害防除施設に対します資産税の免除につきましては、昭和三十三年に、汚水処理施設につきまして非課税の規定ができたわけでございます。

それから、ばい煙処理施設に対します免税につきましては、昭和三十七年に法が規定されまして、それ以後、免除の処理がなされておるわけであります。ちなみに、総額で申しますと、約十一億、税にいたしまして一千五百万程度でございます。約十二社でございます。

以上、御答弁申し上げます。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君　非常に質問が多岐にわたりましたために迷惑をかけているかもしれませんが、さっきの答弁の中で、おもなものについて再質問したいと思います。

市長の答弁全体について、まず申し上げたいのですが、どうもぼくが質問をしておる趣旨と、やはり市長の考え方の上に大きな問題があるような気がします。それは、一口に申し上げますれば、いろいろとこまかい点をいいましたけれども、すでに厚生省でも指摘し、全国的にも非常に問題になっておる四日市のこの実態、それが、大企業とそれから住民という関係におかれていることを、具体的に述べたわけです。

従って、かりに市長が、ぼくの質問に対しましてうまい表現をもって答えたとしても、実際にそれが具体化させられないものであれば、ますますその問題が深刻になるだけであって、市長の政策として非常にまずいもんがあるんじゃないかと、こういう点を心配するわけです。どうもその辺のところがわかってないような気がします。いわゆる工業立地的なものの考え方がいままでとられてきたわけですけれども、この辺でひとつ大きく転換をささなければ、非常に重要な事態になると、こういうことを申しておるわけです。

いつも議会なり全員協議会で問題になっておりますところの港湾埋め立て問題、これらにつきまして、市長が日夜奮闘しておるということは、私もよく認めます。たいへんな精力を使いやってみえるということは、これは頭が下りますが、しかし、そちらのほうに力が入ってしまって、肝心の市民の生活に対するこまかい配慮というものが、ただ口先だけに終ったんでは、これは、市長自身の自滅であるということを、私はいっておるわけです。その点を、ぼくに対する答えではなしに、市民に対する答えとして、具体的に出していただきたい。再度、要求するわけです。

たとえば、具体的に申し上げますれば、公害問題について、私は、公害税的な考え方、企業の責任を明確にすると

いう考え方を出したことは、むしろおそきに失したのではないかと思います。従って、ここで何%あるいは何億円どうするというふうな答えは出ないにしましても、その方向というものは、市長の決意というものは、出せるんではないかと思います。そういう点で、これに対する積極的な働きかけということもわかりますが、しかし、これは、四日市自身でできる問題として受けとめていただきたい。決意をしていただきたい、こう思います。

なお、その中で、もう少し詳しく申し上げますれば、たとえば、先ほど資産税課長のほうから答弁のありました防除施設については、これこれのものが免除になっておるということですが、どうしても法律というものは、あとから一つの事態が発生して、それによってつくられる。先へ法律をつくっておいて、そうしてやっていくということでないわけです。従って、遅れがちになる。しかも、四日市のような都市が全国的にたくさんあるのなら、また、これが大きな社会問題となって、すぐ政府に反映をさせられるでしょうが、しかし、四日市というのは、そういうことではなしに、まあ高度経済成長政策の一つのサンプル的な都市として、あらゆる不合理な問題が四日市において実験をされておる、こういうところであるわけです。

しかも、それじゃそれが他の都市に対して連鎖反応を起すかというと、そういうものではないはずです。四日市で実験されたものが、他の都市においてはその轍を踏まないようにつくられていく。これが、まあ普通ではないかと思います。

現に、千葉の京葉工業地帯、あるいは堺の工業地帯、あるいは水島工業地帯、この辺のところで計画をされている点を検討してみますというと、まず公害に対しましては、工場地帯とそれから居住地域との間にかなりの距離を置いておるということだとか、あるいは、産業道路につきましてももっと計画的にやっておるというふうなことで、おそらく四日市に起こっておる混乱というのは、こんごには起こらないのではないかというふうに考えます。

従って、やはり四日市は、四日市の受けておる現実をしっかり踏まえて、よそと一緒ということ、もちろんけっこうですが、四日市として解決しなきゃならない問題がたくさんあるということを、真剣に取り組んでいただきたいと思うのです。

それから、国に対する積極的なかまえと。なるほど市長は精力的にやってくれております。しかし、そのことは、市長が、国に対して自分の体を動かすということでなしに、具体的な一つ一つ事実を踏まえて解決をしていくというそういうものがあって、初めて国に対するものがいえるんではないか。そういう点で、私は一つの提案をしておるわけです。

それから、その中で、さらにもう一つ出ました問題で、被害地区に対する家屋の減税をやれ、これを、市長は税制面としてとらえておられるが、そういうもんではないと思うんです。税制面ではなくして、やっぱり政策の問題としてとらえてもらいたい。この辺に大きな誤りがあるように思います。税制面でいったらですね、課税標準税率というのが一・四%になっております。はっきりしております。従って、できないという答えが出るのでしょう。そうではなくしてですね。もし、それが決定的であれば、それらの地域に対して何らかの方法によって交付をするとか、あるいは還元するとか、こういうふうな別の面の出し方があるんではないかと思われます。

また、それじゃどのくらいの金額になるかと。いわゆる財政面で大きな影響を及ぼすんではないかということも考えられますが、たとえば、塩浜地区の住家に対してひとつ考えてみたいと思うんですが、私の聞いた範囲では、だいたい塩浜におけるところの家屋税の税額というのは、一千万からせいぜい一千二、三百万だというふうに聞いておるわけですが、その半分を減税してみても、根本的に市の財政に狂いを生ずるというものでもないし、また、そこで減額したものと、市民が受け取る市政に対する信頼感と、これを相殺してみた場合には、容易に一つの答えが出るんで

はないかと考えます。そこで、再度この問題に対して、市長の考え方をお伺いしたいと思います。

それから、物価の問題につきまして、ただ、水道料金問題に触れられたと思うんですが、何かなしに値上げをやめろということは、おそらくだれもいってないと思うんです。私が聞いておりますのは、ですね、他のものにどのような影響を与えるかということを、どう検討されたかということをお伺いしておるわけです。

一つの問題に対しましては、もちろん賛成もありますし、反対もあるでしょう。しかし、少くとも、どの問題にしろ無責任なものであってはならないと思うんです。

それから、レクリエーション施設の問題につきまして、プールの問題が出なかったと思うので、お伺いしたいと思いますし、それから、もう一つのほうにつきましては、国の財産だから思うようにいかない、という答弁があったのですが、では、実際にどこがどのようにいってないのか、これは、担当者のほうから、詳しく納得のいく説明をいただきたいと思うんです。

それから、次に、病院問題の説明がありましたのですが、よくわかりました。が、しかしですね。これは、この問題が提案されたときに、すでに同僚議員の中から、いまの医師会と政府との関係やら、いろんな社会情勢の中で、こういう問題はたいへんむずかしい問題だということで、心配をした質問が出ておったはずです。そういう上に立って、この病院の建設が決定されてるわけです。従ってですね、これは、単なる、いわゆる病院だけの問題というんじゃなくして、市長が先頭に立って、この問題の解決に当たるということがなければ、とても解決できる問題ではない。事務担当者のやるべき範囲じゃなくして、もっと政治的な問題になっておるということは、最初からわかっておるわけです。その点に対して、どのようにやられ、あるいはこんごどう対処していかれるのか、この点を再度質問したいと思います。

それから、人事、給与問題につきまして、ずいぶん親切なお答えをいただいたわけですが、たいへん、後段にいわれた市長のいうとおりであれば、全くけっこうな話だと思います。まあその中に、どこまでも小言をいって難くせをつけるというふうなことがいわれたのですが、これは、市長、何か勘違いしておられるんじゃないかと思うんです。市長と十二分に交渉をもってやっておれば、そういう発言もあるいは出てくるのかもしれませんけれども、組合のほうの話を聞いてみると、なかなか市長が会わないと。ちゃんと地方公務員法に登録された一つの人格のある団体であるわけです。従って、それと話し合うということ、市長がこれはいっておられたと思うんですが、十分に話し合うということがなければ、このようなことが起らないんであるし、また、一つの問題に対して、やはり要求がある以上、その理由というのははっきりしておるわけです。小言をいうとか難くせをつけるとかいうような問題の前の問題のような気がしますので、どうか、十分に交渉を持たれ、そこで難くせがついたり、あるいは小言がいわれたら、またここで報告していただいてもけっこうでございます。その辺のところを十二分にひとつ配慮願って、いつも市長がいっておられるように、ほんとうに明るくガラス張りでひとつやっていただきたい、これは、要望しておきます。

以上。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君）　ただいま公害税の問題で、非常に重大なことでございますので、よほどの考慮を加えたい、こういうふうに申し上げたんでございますが、工場を誘致して、そうして工場ができあがったと。それに対して公害が起こってきたと。で、今日の時点になるというと、一つの転機にきたのではないかと。転換の時機にきたのではないかと、こういう御議論です。これは、経過的に見ましてまことにそのとおりで、公害さえ起こらなければ何らの問題は起こらなかったが、公害が起こったから、これに対して対処をしなければならぬと。しかも、それが深刻である

し、われわれ市民の間に苦しみをなめておる人が非常に多いのであるから、切実なる問題としてこれを取り上げて対処しなければならぬということで、日夜心を痛めておる次第でございますが、この転換期にまいりましたこの転換を大きく動かしていくやり方でございますが、ただいま御意見がありましたいろいろの機関の御意見、もちろんこれはけっこうな御意見でございますが、ただいま市の行政の面を担当いたしておりまする者のとっておりまする動き方というものは、かなり大きなスケールでございまして、そういう問題もみな包含しておるように思うのでございます。

従いまして、非常な広い範囲から配慮を加えまして、結果が出てくるのではないかと思うのでありますが、御承知のとおり国の動きというものは、そうその簡単で、きよういったからきようというわけにいきませんので、やはり非常な努力の積み重ねということになってまいると思います。

まあ、手近かな問題でいいますると、ちょっと的はそれておるかもしれませんが、南部の丘陵地帯を開発いたますのでも、実は、今日の開発の現象が現われてきたということにつきましても、ずいぶん長い間でございまして、一つのお題目ではないか、絵に描いたモチではないかといって、まあまあ御非難もあったのでございますが、しかし、積み重ねた結果、漸次これが具体的に現われてきて、そして、紆余曲折はあるでしようけれども、最終的には所期の目的を達することになる、こういうことでございますが、それには、やはりわれわれ市の力と、あるいは周囲の情勢というようなものもございまするので、できる限りの力を尽しまして、仰せのとおりのようなふうに実現していくように取りはからっていきたいと。これは、もうどなたも同じお考えだろうと思うのでございまして、その到達点に行きまする途中の情勢にいろいろの御意見が出てまいりまするが、これは、みな国なり市なりの政策の上に反映してまいりますことと存じます。

それから、工場の近くの問題について、これは税制の問題でなくて、そういうことをやるかどうかという考え方だ

ということでございますが、これは、なかなか実際問題となると、将来、こういう例のときにはこうせなきやならぬという例をつくっていきますので、これはひとつ十分研究をさしていただきたいと、こう思います。

これに類したようなことが、まあたくさんあるだろうと思います。これは、時間的に非常に長い間かかって起こる現象ですけれども、手っとり早くいろいろのことが起こる。たとえば、道路の交通がひんぱんになったために、振動が多くなって家がガタガタになって、これじやたまらねえというようなことが起こって　こいつを免除するかどうかというようなこと。これは、考え出すとキリがないことでございますが、これは、ひとつ十分考えさしていただきたいと、こう思います。

しかし、御被害を受けていらっしやる方々の御迷惑を、できるだけこれはまあひとつなくするための根本的な処置を講ずるということが、何よりも肝要だと思うのでございます。

それから、水道料金の値上げに伴って、その影響することを考えてみたかどうか。これは、水道料金はやむをえぬとしても、それがいろいろの方面に影響することをよく考えたかどうか、こういうことでございますが、これは、もう申されるまでもなく、水道料金が上りますれば、いろいろのところにその影響してくるということを、十分検討を加えましたのでございますが、上るよりかは上らぬほうがええということは、もうはっきりわかっております。しかし、これはやむをえざる水道情勢でございますので、他の都市と比較いたしまして、それをやった上におきましてもとくに四日市が致命傷を受けると。著しく他の都市に比して悪くなるとも考えられませんので、まあ、まず大まかに見まして世間なみ、あるいは、世間よりも少しは軽いんだと。そうして、水道行政がうまくいくということなれば、これは、まあひとつ都市生活をする以上やむをえぬなというようなところにお考えを持っていただきませんというとなかなかこの問題を、四日市ばかりじやございません、どんな都市でもこの問題につきましては、御反対の御意見が

いつも出ておりますように存じます。

しかし、四日市のように非常に、他の都市と比較しますと、成長しつつある都市でございますので、非常にこの値上げをしていかなぎやならぬという姿が、はっきりと皆さんにおわかりになっておっていらっしゃるし、過去の受けてきたよさというものについても、十分御理解がいっておると思いますので、どうかひとつ、都市建設的な、進歩した頭でひとつ御判断を願いたいと。

それから、病院の問題でございますが、お説のとおり、ただ病院をつくるということでなくて、これに伴いまして、お医者さまの団体のほうからもいろいろのお申し出があったり、また、市の財政の切り回しの上におきまして、時間的なこともあったり、また、やり方におきまして多少再考を加えたほうがよくはないかということがからみ合いまして、今日に及んでおるのでございますが、外部のことについては、お説のとおり、まあ政治的にお話を申し上げなければならぬと思いますが、非常に差し迫ったようなふうに御判断になってお申し込みのあるときもありまするし、そうでないときもありますが、これは、まあやはり周囲の情勢もございまするしいたしまするので、いろいろ先方さんとのお考えも承わりながら、市で受けいれられること、あるいは御援助申し上げられることは申し上げて、そうしてできうる限り市の全体が円満な姿で取り進めていけるようにやりたいと、こう考えさしていただいておるのでございます。

お答えさしていただくのは、そのような点だと思いますが、一つの会派を御代表願って御質問をしていただいておるのでございますから、御不満の点がありましたら、どうぞ御質問を続けていただきたいと思います。

〔土木部長（城井義夫君）登壇〕

○土木部長（城井義夫君）　御質問のレクリエーション関係の施設問題でございまして、それにつきまして、とくに

泊、南部丘陵地の開発の問題でございます。

約百万坪に及びます区域のうち、西方の五十万坪は、御承知のとおり住宅公団関係の関発でめどがついておるわけでございますが、その南側、東側の、主として公園、緑地計画の分でございまして、これに対しましては、どこでストップしておるのかというような御質問のように承わったわけでございますが、現在の事務段階では、別に障壁はないわけでございます。都市計画のほうで計画決定をしておりまして、国のほうでは、公園、緑地に使用する場合は、無償貸付という線は出ておるわけでございますが、これが、御案内のとおり国有地が一団地の形でまとまっておりますと解決がつけやすいんでございますが、何と申しますか、八つ手のように国有地の丘陵の背だけにございまして、平地のほうは全部民有地になっております。

従って、民有地の問題を解決つけないと、総体計画が遂行できないという形になっておりまして、その比率につきましては、御案内のように約半分が民有地ということになります。そういたしますと、五十万坪のうち二十五万坪が民有地であるということになりますと、これが、もし買収ということで進めますと、これは、ごく安い単価ではじかしていただきましても、数億というような数字が出てまいるんでございます。非常に大きな問題でございまして、これを、いろいろ企画開発課あるいは土木課といった面で検討しておるわけでございますが、他の民有地との交換というような問題も検討しておりますが、そういう点で、いま計画が実施段階に入らないという状況でございます。

これにつきましては、さしあたって放っておくということは、非常に申しわけないと思いますので、民有地に関係のない、国有地の中だけで、将来の計画に足踏みせない進め方がないかといったことで、失業対策事業のほうで、国有地の中だけにわたって、将来計画に見合した事業を進めていただきたい、こういう考え方で、いろいろ建設部のほうとも御相談し、お願いしておる次第でございます。

御承知のように岐阜の金華山のドライブ道路等も、あれ全部失業対策事業でやられたということになっておりますが、非常に、年々、先ほどおっしゃいましたように積み重ねということが非常に成果を現わしますので、こういったことも、非常に事業が伸びるんじゃないかという期待をしております。

また、市全体の公園、緑地計画につきましては、公災害等の関係において、工業立地センター等にいろいろ御検討願っておるわけでございますが、この問題につきましては、いろいろ風洞実験とかその他各般のいろいろの実験、検討等が必要でございまして、そう短時日の間に結論が出にくいのじゃないかというふうにわれわれ考えております。

ところが、一方、都市の公園、緑地というものは、どこの都市におきましても計画がございまして、四日市市におきましても、一応の以前からの計画はございますが、一昨年、用途指定をいたしましたときに、公園、緑地については、こんご再検討するということで、国のほうにも御説明を申し上げておった次ヤでございまして、現在におきまして、公災害における工業立地センターにお願いしておる計画を、立地センターの作業を参考にしつつ、都市計画的な立場から、一つの公園、緑地の変更を出したいということで、いま作業を進めておりまして、年がかわりまして、いろいろ審議会のほうで御検討願うように考えております。

都市計画で、近くそういった段階を踏ましていただこうという緑地につきましては、公災害の点からいきますと、非常に規模が小さいという感を持たれるんじゃないかというふうに考えておりますが、これは、公災害の点も考慮しつつ、やはりその緑地を利用する住民の利用されやすい区域等を勘案いたしまして配置しておる次ヤでございましてこれが、将来の公災害を考慮した大きな緑地計画には、決して矛盾をきたさないと、こういう感覚で進めておる次ヤでございます。

よろしく。

○議長（錦安吉君）　暫時、休憩いたします。

午後零時四分休憩

午後一時六分再開

○議長（錦安吉君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

前川議員。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君　三点について、再質問します。

平田さんは、ときどき字の読み間違いをやりますけれども、まあ、とにかく表現力といいますか、ことばが非常にうまく表現されております。その調子で議会そのものを切り抜けるということは、私はできると思うのですよ。しかしですね、問題は、やはりことばの表現だとかいい回しじゃないわけなんです。現実に四日市がこういう形にぶっつかっているということを、ほんとうに身をもって考えてもらわなきゃならぬ。そのことを、私ははっきりいっていただきたい。

たとえば、公害に対する積極的な市の考え方について聞いておるのに、どうも非常にむずかしい問題だというふうなことで、すっきりしておらない。なるほど、ぼくが持ち出した問題は、即答できないような大きな問題かもしれませんけれども、しかし、先ほどもいったように、すでにおそきに失したかのような感があるわけなんです。現にですね、塩浜においては、病人が続出し、また、なくなられた方まであると。このような事態に立ち至っておるわけですから、ここで、一つだけお伺いしたいことは、これは、ふろ屋の煙突でも、あるいはどっかその辺から出ておるとこ

ろの煙の結果でもないということは、はっきりした事実であるわけです。

従って、そういう企業の責任を具体的に現わせということを私はいっておるわけだから、この点を市長はどうするのか。幾ら幾ら、どのように、あるいは何パーセントどうすると、こういうことをいまここでいわれなくともけっこうですが、企業責任というものを市長としてどう考えておるのか、この点をはっきりしていただきたい。

それから、物価に対する影響の問題について、十分に考えたといっておられるが、私はそうじゃないんじゃないかと思うんです。なぜならば、これは、あとの議案審議に入りますので、内容はそちらに回したいが、企業の内容を検討しておられるのだかどうだかという点が、非常に疑問に感じるわけです。

それは、企業会計が独立採算だということで、厳正にやっておられるということだと思うんですが、しかし、その中には当然、市費でもってやらなきやならぬ責任の問題、あるいは国に対する要求の問題、他の企業と比べて非常にバランスシートを欠いたような問題、こういう点が説明の中に入っていないということで、私はこのことを申し上げるわけです。

それから、次に、レクリエーションセンターについて、市長の答弁と部長の答弁が食い違っておると思います。

市長はですね、二回目の答弁で、国の財産だからなかなか思うようにいかない、ということをいっておりますが、部長は、民有地の問題についていっておる。もし市長にやる気がなるのならば、具体的に一つ一つこまかく順序を立てて、一度に多くのものをやるのでなしに、年々ほんとうにやっていくのなら、さっき部長のいうように、国有地の一部をどう使っていくかという計画がなされ、そして、当然もうそれが予算に現われてこなきやならぬと思いますがはたして市長の説明では、来年度に予算計上されるのだかどうだかわからぬような答弁だったと思うんです。その点をもう少しはっきりしてもらいたい。

それから、さらに、国有地だけにものをしぼって考えておるんでなくして、四日市には、もっと考えてみればいろいろな利用できる土地があると思うんです。それは、たとえば、財産区あるいは区有財産、こういうふうなものと提携をして、市の施設をつくるということも可能ではないかと思いますので、その点もあわせてお含みおき願い、こんごの計画の中に考慮してもらいたい、こう思います。これはまあ、その食い違いの点だけを御答弁いただければけっこうです。

まあ、総体的に申し上げて、どうもまだ考え方に弛緩した問題がある。現実の事態というものをはっきり的確に把握してない、こういうふうに考えます。いままで港湾問題あるいは埋め立て問題に使われた精力を、もっと具体的に内面の、私が指摘したようなところに使われなければ、おそらく市民はそっぽを向くでしょう。議会の答弁は切り抜けられるにしても、市民に対する答えにはならないと思います。ああいう問題で知事も市長もいつまでも何か論争をやっているような形を県民並びに市民に与えているということは、政治家としての適格性を欠くということになるんではないかと思います。その点を十分考えて、内政に力を入れていただきたいと思います。

以上、意見と、それから二、三の質問にお答えいただきたい。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君）　公害問題についての考え方でございますが、私がる申し上げておる中に、ただいまのような御意見が国からも出てくるでありましようし、あるいは独自でもそういう場合が出てくるでしようが、否定はしておるわけではございませんが、非常に重大なる問題だから、十分ひとつ考えてみたいと、こういっているんです。

私は、別にこの問題に対する行き方について、センスが誤っておるとは思っておりません。皆さまからいろいろ御意見を拝聴して、できうる限りその線に沿って進めていきたいということで取り組んでおるように思っておるのです

が、今日の、ただいまの処し方としては、私の申し上げたような事例に従いまして解決をしていきたいと、こう思っております。

それから、この水道の問題でございますが、だいたいいい尽さしていただいたように思いますので、重ねて御答弁してもどうかと思うんでありますが、これは、やはりただいまお願いしておるような軌道にのせて取り進めていきたいと思っております。

それから、公園の問題でございますが、つい違うじゃないかとおっしゃるが、いや、違やしません。私の考えている中に民有地と公有地との処理はどうするかということにつきましては、そのまんまの姿でやるというわけにいかないので、できれば区画整理をして、そして、向うさまにも、民有地の方にもつごうのいいような状態にしてもっていきたいと思いますが、それが、いまの公有地のままでそれをやるということが、なかなか宮庁の技術的にむずかしい問題がありますので、そういう点をうまく調節しながらいきたいと、こう考えておりますが、なお、ほかをもっと物色して、そういうものともひとつ考えを組み合せてみたらどうかというような御意見もございますが、まあ市の大きな、大本的な考え方の行き方といたしましては、ただいま計画しておるものが、いちばん大筋にのっておるのじゃないかと思います。

その他のことにつきましては、なるほどこの辺にいい考え方があるなというような点がありますれば、これはまあひとつ考えさしてみていただきたいと。

それから、港の問題についてお触れになったように思いますが、これは、非常に皆さんから御批判をいただいておる問題でございますが、こういう問題はなかなか自分一人ではいかないので、県におかれましても市におきましてもなおさら埋め立て問題というような大きな問題がからまっておりまするので、愛知県のごときを例をとりますと、県

と市とほとんど同格の勢力であります。それでさえも十年もかかってようやく軌道にのせたというようなことでございます。もうすでに、知事が共同声明で三十七年の四月にはひとつやりたいということをやってから、もはや、こてこてしているうちに五年もたっちゃったというようなことでございますので、なかなかやってみますというと、自分の思うとおりにはいかないということで、そんなところに精力を消耗しとるひまがあったら、こちらをやったらどうだ、こうおっしゃることは、これはごもっともでございますが、私は、そちらをやっとるからこちらをおろそかにしておるというようなことは、自分では思っておりません。一生懸命やらしていただいておるつもりであります。できればひとつ、いっそうこの上の皆さんの御鞭撻をえまして、そのきびしい御鞭撻の線の上にのってやらさしていただくほうが、市長としては、非常にものごとを取り進めていく上においてもありがたいと思いますので、どうか、この上とも十分ひとつ御指導を仰ぎたいと、御鞭撻を仰ぎたいと、こう思いますような次第でございますが、どちらにいたしましても、市民の福利に関することばかりでございますので、日夜心胆をくだいて進んでいきたいと思いますがどうぞ、よろしくお願いいたします。

○議長（錦安吉君）　訓覇議員。

（訓覇也男君登壇）

○訓覇也男君　ことばだけのみと先ほど前川議員がいっておりましたけれども、質問に関連をしてさらに質問をいたしたいのですが、その前に、ことば巧みにではなくて、事務と政治とを混同しておられるのではないか。うまくいえば、事務と政治を使い分けて話を昨日来進めておられるので、そこに若干われわれのほうとの受け取り方の食い違いが出てきておるのではないかと思うわけです。

たとえば、水道の問題については、川から流れる水を飲んでいたのが、いまはコップ一ぱいでも金がかかるように

なったのだと。町におったらそのくらいの金は払っていくのがあたりまえだという、こういう御説明でございます。じゃ、なぜ川から流れる水が金がかかるようになったのかといえば、もちろん衛生観念もあるでしょうけれども、それは、地域開発の結果であるわけです。従って、地域が開発された結果、水が出なくなったり濁ったりしてきたわけなので、本人の、水を飲む人たちの努力が足りなかったりしたわけではありません。従って、それは、企業体とはいいながら、公共性ということが考えられなければならないわけでございます。高いのより安いほうがいいという銭勘定の御答弁でございますけれども、そんな話をわれわれがこの本会議で市長にただしているのではないので、市長の政策、考え方を聞いているわけです。

これから質問を申し上げる点についても、そのとおりです。たとえば、後期中等教育の問題について、若干の、昨日来からの考え方に食い違いがございます。重点がどちらであるかということについてをただしたい。で、これは、いまどこに何をどうするという、そのこともお聞きしたいんですけれども、たとえば、後期中等教育は、戦争中は戦争に間に合う教育をし、いまは差別して安上りの、産業に間に合うだけの教育を考えており、国民に高い教養を与えるという、そういう考え方からずれてきて、そういった歴史をふまえた上でのわれわれは政策を、考え方を聞いておるのであります。

学校給食における生牛乳の問題にいたしましても、国民の、民族の体質をどう変えるかという問題、ないしは大手筋に値段を振り回されている酪農の問題、さらには、開放経済下におけるそういった人たちの安定の問題をふまえた上の問題でございます。

あるいは、国民健康保険におきましても、そのとおりです。単なる財政問題でやれるとかやれないとかの問題ではなく、少くとも、いま四日市における国民健康保険の対象者の暮しは、過去の歴史から見て、どうなってきているのか。そして、国民健康保険制度は、いま四日市市でどのようにしなければならないのかという、そういった問題でございます。

保育園の施設につきましては、地域から、第一次産業から第二次、第三次産業に、急速に地域開発の結果、職業を転換しつつあるわけです。そこで、保育施設をどうするかということが、問題なのであるわけです。そういった過去の歴史やらそれぞれ総合した上での市民の要求に対して、市長はどう考えているのか。

さらに、具体化するならば、政策としてどうするのか。そして、それが実現可能ならば、いつからするのか。来年度予算に盛るのかどうかという、そういった形での御答弁をいただきたいのでございます。

第一点、保育施設の問題からお尋ねいたします。

これは、法二十四条によりまして、保育に欠ける子供、これを市長は保護する責任があるわけでございます。御承知のように、保育を希望しておる者が、ことしは三千人を越えております。水沢の例を見ましても、初めは六十人くらいの定員でよかったものが、九十名、百名と希望してきております。保育園の制度、保育所制度が市民の間にわかってくるならば、もっともっとふえてくるでありましょうし、現在でも。さらに、地域が開発されて、高度な形へ移行していきますならば、さらに保育園を必要とするでありましょう。幼稚園との関係での総合運営の問題もありますが、とにもかくにもいま、とくに地域周辺は、急速に保育に欠ける子供がふえてきておりますが、それに対して、保育園のない地区がございます。それぞれの市民に平等な機会を与えるという意味におきまして、保育園の施設をどういうふうに充足をしていくつもりなのか、その点をお伺いいたします。

後期中等教育につきましては、四日市におきましては、社会教育として勤労青年学校をつくり、一応それが文部省に認められて、日本の社会教育の、勤労青年学級の参考資料という形で担当者を呼ばれて検討されたまでに成功をし

ております。

そこで、昨日の教育委員会側の話では、それに関連して、働く青年に場所を与えるという、そういう答弁がございました。本日は、定時制高校の問題について、鋭意努力をしているという市長の答弁でございます。後期中等教育をどうするかということについて、一方では全員入学の全入運動が起こっております。すべての国民に後期中等教育を施し、高い教養をつけたいという市民の要求があるわけです。それを、勤労青年学校たら、あるいはまた多種な形での働く青年に場所を与えるというこのことは、いまの四日市の現実としては、そのままないよりはましでございますけれども、四日市としては、後期中等教育を、定時制高校という形で重点的に進めていくのか。さらに、それはそれとして並列的に働く青年に場所を与えるということを進めていくのか。その辺の重点の問題としてどちらを考えておられるかをお願いしたい。

学校給食におきます生牛乳の実施につきましては、さらにその後、各方面からの要望も出ております。オリンピックがすんだあとで河野大臣は、国民の体質を変えたい、変えなければならぬというようなことをいっておられます。技術的な問題、いろいろあろうと思いますけれども、やはりまずそのヤ一は、生牛乳を多く飲ますということでありましょう。四日市の子孫の市民の体質の改善のために、このことを思い切って実施せられますか。聞けば、国のほうも県のほうもそのように進みたい考えであるようですし、日本の各地には、そのことを実施しているところがたくさんあります。一方、先ほど申しましたようにわが四日市におきまして、酪農の問題もこのような事情に迫っております。これらの人たちが産業にいそしみ、しかもそれが安定していくといった観点から考えて、きわめて重要であろうと思いますが、そういった、これは考え方の問題でなくて、いつから実施をするという問題でございます。理事者側においては、この実施についての検討をしておくという前講会の答弁がございましたが、いつから実施し、どのよう

にやられるかということについてお伺いをいたしたい。

さらに、一点、御要望を申し上げます。

市民税の申告期日の問題で、申告をしなかった者が三百軒ほどあって、控除されずに高い税額でやられているということでございます。これを、事務当局にいわすれば、そのような法律でございますから、そうやっているのが正しいのでございます。しかし、実情は、申告する期限が遅れたために、扶養控除その他の控除をされない。そうしますと、私の知っている一つの例としては、扶養控除その他の控除をするならば、五百円の均等割でいいものが、申告が遅れたために千七百円も税金がかかるという問題でございます。

さらに、そういった対象は、主として国民健康保険の対象と一致しておる対象でございます。法の手続きその他について、割合い関心の浅い対象でございます。たた単に市税のみでなく、国民健康保険の掛金にまで影響をしてきております。さらに、町内会費にまで影響するでありましようし、さらに、子供を保育所へやっておるとするならば、保育料にも影響してくるわけでございます。きわめて影響が大きいのでございます。

そこで、事務当局としては、法律にあるとおりに厳重に厳格に実施をするという御答弁、そのとおりでございます。親切さがあるとかないとか、詳しく徹底させたかどうかという問題は、問題の焦点をそらしております。最後に、これは市長の権限によってどうでもなるという一項目がございます。

そこで、市長はこの実情をお調べになって、私の考え方でやれるものならやりましようということを、おきめいただきたい。これは、要望にとどめますから、ひとつ市長の、ほんとうの市長の考え方をお聞きしたかったのでございますけれども、事務当局の御答弁もございましたので、検討をしていただきまして、何ぶんにも市長の御裁断を仰ぎたいと思うわけでございます。

終ります。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君）　保育教育といいまするか、施設に対しまするやり方でございますが、これはもう、お説のとおり至るところに保育園をつくってくれ、それから、もっとようけ入るようにしろという御要請がありますので、これは、もう市民の方々のお声であります。最近の生活情勢からながめてみまして、やはりお子供衆を安全なところにお預かりしておいて、そして、今日のような生活様式に備えていきたいと。これは、まあ当然社会情勢の変化に伴う必然的な起こってきた現象である。これはまあぜひひとつやらしていただきたいと思いますが、やはりどれもこれもというわけになかなかいきませんので、十分御満足はいきませんと思いまするが、漸を追いましてやらしていただきたいと、こう考えておるような次第でございます。

私も、施設を拝見に行ったりいたしまして、現在あるものでも非常に劣ったものがありまして、たとえば、昼休みの時間を、板の間の上へ毛布を敷いて寝かしておる。そういうものを見ますというと、これは、いったいこんなことをきようまでやっとったんかいなというような気がいたしまして、まあびっくりしたような点があるのでございます。これは、子供さんを寝かせる場所じゃないが、こういうようなことは、ひとつ早くりっぱな施設にかえていきたいと、痛切にもう感じました。

従いまして、各地にこれを拡大していきたいということは考えておりますので、予算とにらみ合せまして、できるだけひとつやらせていただきたい、こう思っております。

それから、時間制の問題とそれから普通の学校との並列してやるのか、または、どちらかを先に優先してやるのかということでございますが、だいたいいまのところといたしましては、この小学校、高校方面のところは、一応ずっと一わたりしてきたように思うのでございますが、まだ、設備が古いところ、これは、まあひとつ直さなきやならぬ、あるいは、新しくつくらなきやならぬ。

そこで、問題になるのは定時制ですが、それは、さいぜん申し上げましたような行き方で、いかにも定時制の方々に都合のいい状態に置いた学校をつくっていきたいと。これを県とやかましくいい合っておるのでございますが、やはり財政的の処置、すなわち地所を処分して、その金をえてこちらへ来させるというようなことをやらなきやなりませんので、それを先行していくかどうかということでございますが、御寛のとおり、実情を御覧願うとわかりますが、いまのこちらの交渉のほうは、りっぱな建物にかわりつつありまして、むしろ、あすこが道路になって動かすほうが、少しまあ時代にずれのある仕事だと思うんであります。が、しかし、それも都市を改造していくという上からいきますと、やらなきやならない。それらのものとずっと関連して、やるまではいまの状態を続けていくよりか仕方がないんじやないかなと、こういうふうに考えておるような次第でございますが、この定時制の場所につきましては、これは、ぜひひとつ交通の至便なところでやらしていただきたい、こう考えております。

それから、生牛乳のことですが、これは、まあひとつ教育関係の者から御答弁もさせますが、お説のとおりいいものを飲まして、そして、思い切って体質をよくしていくということにやりたいというところも、だれも考えておることでございます。おそらく国のほうでもそう割り切ってくるだろうと思いますが、まあ、四日市は、乳牛を養成する上におきましても、どちらかといえば他の都市よりも熱意をもって取り進めておるのが、実情でございますが、何はさて、なかなか取り進め方に、電光石火にやるということが、なかなか困難な障害がたくさんございまして、御期待ほどにはすぱすぱした線が出てこないのは、はなはだ残念でございますが、そういうような問題を克服いたしまして、そういう問題とかね合せて、四日市はよりよい状態にひとつ導いていきたいと、こういうふうに考えておる次第でご

ざいます。

この申告の問題でございますが、これは、御希望で、こういうふうにしたら喜ぶんじゃないかという御親切な御提案でございますので、できるだけ御趣旨に沿うようにいたしたいと思いますが、やはり当事者といたしましては、どこかに締めくくりがございませんと、なかなかあちらやこちらでたががゆるんできますと、ばらばらになりましてやりにくいものでございますので、その辺につきましても、十分御賢察を願って、まあ何といいますか、法は法としてやはり遵奉していくというような方面に、忘れてもったから、あるいは都合が悪かったからということでいくと、やむをえぬこともあるでしょうが、やむをえぬときには何とかいい方法がないかと思いますが、やはりそういうことのないように、お互いに務め合うということにしませんと、何事も一つの事がケースにのらぬことになりますので、大本に沿って、皆さんが御協力を願うようにすると。そういう思わざるお手違いのないように御注意を申し上げてお願いするというふうに努めさしていただいたらどうかと思うのでございます。

だいたい御答弁申し上げたように思いますが、御不満の点がありましたら、重ねてお答えさしていただきます。

〔保健体育課長（館義夫君）登壇〕

○保健体育課長（館義夫君）　生牛乳を給食いたします件につきまして、担当者といたしまして考えておりますことを申し上げたいと思います。

できえましたならば、県下でも大部分の中学校が牛乳の給食を、ミルク給食を行なっておりますので、できえましたならば、来年度からこれを実施したい。来年度なるべく早く実施をいたしたい。それにつきまして、考え方を二、三申しますと、県下で、ほかでやっております、松阪でも伊勢でもやっておりますが、そういうところでやっておるような、何と申しますか、衛生管理の万全を期したい。衛生管理をしっかりやっていきたいという一点と、できる限

り父兄負担を少なくしていきたいという考え方で進んでいきたいと存じております。

従って、新年度になりまして、そういった保管庫といいますか、牛乳をもってまいって入れておく場所とか、そういった衛生的な設備ができ次第やりたいと、こういう考え方を持っております。

〔訓覇也男君登壇〕

○訓覇也男君　市長の答弁に不満ではないのです。だが、お気の毒になるのでもういいかげんにやめたいと思いますが、というのは、たとえば、保育園に行ったら板の間に寝ているので、びっくりしたというのですけれども、おそらく夏、午睡さしておったんではないかと思います。板の間のほうがよほど気持ちがいいわけでございますが、その板の間にも入れない地区が幾つあるとお思いになりますか。子供の、保育に欠ける子供が、そういう施設に行けない地区が、行こうと思ってもいけない地区が幾つあるかご存じですか。何人、四日市市民の中におるかご存じですか。幼稚園が各地区にもあります。これを総合運営するということは、たびたびこの場でも問題になってまいりましたが、まだ実現されておりません。過去の貴族階級にならって、農村地区においても幼稚園、幼稚園へと行っておりますけれども、幼稚園をつくっただすぐあと、やっぱり保育園でなければならぬ。貧乏人の子供の社会生活として、託児所のように子供を集めておったところから出発をいたしました保育園も、いまは保育園も幼稚園も同じように子供の教育、保育という面については、同じように総合運営されておるのでありますが、そういった観点から、割合、比較的農村地区に幼稚園が多いのでございますが、その子供が、保育に欠けた子供がいま板の間でさえも寝られない状態で、放りっぱなしにされておるのでございます。この点につきまして、少なくとも年次計画を立てて、向う先を市民に期待感を持たせるように計画的にやっていただきたいことを要望いたします。

後期中等教育の問題につきましては、きわめてピントはずれでございますが、これは、教育競争の今日、教育長が

不在であるという、教育の空白の事実をここにはっきり出されたので、きわめて残念でございます。一日も早く専門の教育長を任命せられて、市民の期待にこたえられるようお願いをいたします。

申告期限の問題、十分に検討していただきたい。法は法といいますけれども、ただし市長が認める場合は、ということが法にあるわけです。その方法によって、少なくとも、これからきちんと申告してもらうためには、これで十分気がついたであろうから、市長がことしは法を適用して、とくに認めて本年度は考慮をするというふうにおきめをいただくことを要望して終ります。

○議長（錦安吉君）　橋詰議員。

〔橋詰興隆君登壇〕

○橋詰興隆君　できるだけ関連質問をしないでおこうと、こういうつもりでおったわけですが、わが党の前川議員の質問に対する答弁が、十分腹におさまりかねないと、こういう問題が二、三ございますので、若干の時間をいただいて、質問をしてみたいと思います。

一つは、いわゆる市長の責任というものが、いわゆる市民の民生安定なり物価安定、こういった観点からの市政の取り組みと、こういうことが、先ほど来から両議員のほうから種々いわれておるわけですが、そういう中で、中小企業者の問題が十分に解明をされていない。とくに、市長の答弁内容、これ、ほとんど中味がない。さらに、商工課長の答弁を見ておりましても、政府の三機関あるいは県の資金手当てがこうなっておるのだと、こういったいわば説明だけしかないわけですね。そういう説明については、これは、まあ新聞にときどき出ておりますから、私どもは十分わかっております。

で、問題は、いわゆる戦後最高といわれる不況の中で、ことしの一月から月を追って、全国的に中小企業がばたば

たと倒産をしておる。その倒産をしておる実態が、市域の中でどういう実態があるのかということが、つかまれていないんでなかろうかと。あるいは、さらにいうなれば、つかもうとしないのではなかろうかと、こういう受け取り方をせざるをえない。そこから、質問に対して中味のない答弁になり、あるいはほかの政府機関あるいは県の説明なり報告だけしかないと。こういったところに、いわゆる市長のいう民生安定、ことに、毎年のように中小企業対策をやりますといいながら出てこないところに問題があるのでなかろうかと、こういう気がします。

そこで、たくさんの問題をいまここで尋ねようと思いません。さしあたり尋ねておきたいことは、現在の市の中にあるたくさんな中小企業の方々が、それぞれ年を越すのに四苦八苦をしておる。その実態というものが、各業種別にどういう状態にあるのかということが、まず尋ねたいところでございます。

さらに、直截にいって、いちばんお困りのところは、いわゆる大資本系列に入っておる少々の方々は別の問題として、同じ苦しさにある中でも、系列に入ってない、ことに、地場産業における苦しさというものが、私はたくさんの方々の実例を知っておりますが、そこらについてはどういう状態にあるのかということも、あわせてもらいたい。

それらがわかっておるとするならば、市の立場としておのずと限度はございますけれども、どういう対策を年末なり年を越す正月すんだあたりまで、当面の問題として、つなぎの問題としてどう対処されようとするのか、ここらあたりについても、実態と対策というものを明らかにしてもらいたい。このことは、おそらく市内における中小企業の方々が、国がめんどうを見ない、県が自分のもので見ない。そうすれば、いや応なしに市のものでという形で迫ってくるのが、あたりまえの姿だと思うのです。そういう意味合いで、私はですね、市長がどういう対策をするのか、あるいはどういったつかみ方をするのかということを、明らかにしてやってもらいたいと思うのです。

それから、端的にいって、市の保証委員会の貸し出しの残高が千二百万円ほどしかないんだと、こういう話なんで

す。おそらく一月から始まった中小企業の苦しさというものが、十一月の中旬に、静岡で中小企業団体連合会の決起大会というのがもたれておる。これは、本来、毎年もたれておるわけですが、いわゆる中小企業の方々の一つのお祭り的な大会であったのです。ところが、ことしの場合においては、ことしの場合には、そういうお祭り気分がどっかへ吹っ飛んで、いわゆる会場全体に悲壮感がみなぎった、そういう大会になったということが、新聞報道その他である。このことが、やっぱり四日市の中にもあるわけです。そういうことを考えますと、四日市市が、市としていわゆる年度初めに組んだ保証委員会の計画というものが、現実にあわせて、年末、年を越すその建て前の問題として、どのような対策をするかといえば、やはりここにある程度のものを見ていくというが追加されてもいいんでなかろうかと思うんです。で、そういう点で、さしあたり当面の問題として、手当てをするお考えがあるかどうかということも、尋ねておきたい。

それから、二つ目の問題としては、生鮮食品の安定的需給ということが、どうしたらいちばんよかろうかと、こういったことで、市長が農政審議会に答申を求め、その答申が、この春、一応中央卸市場というものを置くことによって、当面の答申案が出されております。これが、それも六月なり九月なり十二月の定例会を迎える中で、ちっとも具体的に組まれていない。

このことは、一つは、答申をした市長の真意はいったいどこにあるのか。いわゆる一つの見栄としてやったのでなかろうかという勘ぐりさえ生まれてくる。そういう面で、市長の答弁が私は不満足である。

もう一つの問題は、農政審議会を置くというそのことに、当時大きな論議があった。それを、強引な形で置いた中で、せっかく答申を出したけれども、それがちっとも進まないということになりますと、農政審議会の権威なり、あるいはこれからの運営というものがどうなっていくのかという危惧を持たざるをえない。従って、あの答申が、具体

的に進めておるならば、それが現実化しないところのネックは、いったいどこにあるのかと、こういう問題を明らかにしてもらいたいし、また、やる気がないならば、やらないということを明言すべきであろうと。こういうところが、いわゆる市長の政策というものが、こうだというものを出す段階に来ておるのでなかろうかと、こういうように、私は、市長がこの問題についての、もっと政策の基本としてどう対処するのかという意味合いで尋ねておきたい。

以上、簡単でございますので、それぞれ答弁を求めておきたいと思います。

〔助役（庄司良一君）登壇〕

○助役（庄司良一君）　中小企業に対する年を越す、年末対策と、非常に重大な問題について、御質問があったのでありますが、本件につきましては、先ほど市長及び商工課長から御答弁申し上げたわけでございまして、かなり詳しく御答弁申し上げたかと思うんでございます。重ねて、やや事務的な点もございますので、私があらかじめ市長にかわりまして、お答え申し上げます。

中小企業をどうもっていくかということ。これは、私どももうここ十数年、耳にたこができるほど聞かされております。選挙のたびに、これが大きく取り上げられ、題目になっておることも御承知のとおりでございます。それほど実はむずかしい事項でございます。いうまでもなく、現在の日本の社会の仕組みというものが、まことに、世界でも有名なほどの自由な仕組みになっております。自由主義という建て前からいいまして、その中でも中小企業というものが非常にむずかしい。どうもっていくかということ、これは、国をあげて今日これと取り組んでおることも、御承知のとおりでございます。年末にさいしまして、四日市における中小企業の実態、これを把握しておるか、こういうことでございます。私どもも、これはぜひとも把握いたしたい、こう思いまして、担当部局を督励もし、何とかより真実を知りたい。そして、多少でもこれに協力ができるのなればやりたい、こういう考え方でおることは、もちろん

であります。

企業の本来の性格からいたしまして、お苦しい事業体ほどその内容は絶対に出しません。そこに、非常に、実態をつかむという上において、私どもの苦労、なかなかつかめない。しかも、中小企業の方々に最も多く接するものは、御承知のとおり金融機関でございます。金融機関の方々に集まっていただきまして、懇談会等も開いております。こういう席においても、つねにこういう点について私どもはお伺いするのでございます。すべて一般的にこのとおりでございます、このとおりでございます、と具体的な取り上げ方というものは、銀行といえども決してしてくれないのが実情でございます。アンケートをいたしましても、真実の回答というものは、これは、何回かいままでやった経験上、十分意を尽さないということも、これまたいままでの経験から私どもが体験しているわけでございます。

そこで、年末、何といっても、年を越すのには、融資の問題が才一であるということで、三重県の信用保証協会も増資に対しましては、四日市市役所も率先これに参加いたしまして、増資に協力いたしました。ある程度の、いままで以上に信用許容度が上ったことも、御承知のとおりでございます。

さらに、四日市にはなかった国民金融公庫、これを四日市に誘致するために、議会をもわずらわしまして、やっとこさ本年、四日市に支所を設けていただいた。こういったことは、すべて私どもは中小企業対策として努力してきておるつもりの、一つの施策でございます。

先ほど商工課長から申しましたように、国を、資金を源といたします国民金融公庫、商工中金あるいは中小企業金融公庫、こういった機関に対する中小企業融資というものは、一般の資金引き締めにもかかわらず、国においては、十二分とは申せませんが、少なくとも、当地区において困らないといわれるだけの資金を持ってきてくれているということも、先ほど御説明したとおりでございます。一方、その上に、四日市市自体のやり方といたしまして、先ほど

お話がございました、信用保証委員会による貸し付け制度を、市みずからかやっております。これについても、私どもはこの年末対策の一つとして考えておりまして、これの資金残をいつもにらんでおりますが、これにつきましては、今日なお余裕があると認められておりますので、これを大いに活用していきたいと、こう思っております。

さらに、信用金庫あるいは相互銀行五行がございますが、こういったものに対しても、市の、これは、予算には計上いたしておりませんが、預託金をもちまして、それぞれ特別預金をして、中小企業の金融に差し向けてもらいたい話し合いを、今明日中にも追加してやる覚悟でございますので、これまた御了承願いたいと思います。

次に、生鮮食料品の安定、こういうことについて、きついお話を承わりましたが、なるほど農政審議会から先般、御答申をいただきました。中央卸売市場、あるほうがよろしいと、こういうことでございます。この問題について、私どもは、今日、消費者物価の何といっても大きなウエイトを占めるものは、生鮮食料品の不安定なことがいちばん困るのである。また、これが、消費者物価のうちで最も大きなウエイトを占めるものである、こういう考え方を持っておりまして、何とか安定できないだろうかと。今日までの農政行政というものは、ややもすれば生産、ものさえつくればいいという考え方に片寄りがちでございまして、これの流通、さらに価格の安定、こういった面につきましては、必らずしも十分ではないと思われます。何とか四日市市は、これだけの農村地区を持つのであるから、この生産物をまず才一に四日市に卸していただいて、少なくとも安く、いい、しかも、鮮度の新しいものを供給できればどんなにいいかと思いまして、実は、中央卸売市場を四日市に設立することの可否ということを、これは、市目らが行政審議会に、特別のテーマとして提案しお願いしたわけでございます。決して、逃げ腰でこんな問題を出すはずはございません。悩みに悩んだあげくが、こういったテーマを出したわけでございます。イニシャーテイブは市目らがとったということを御承知願いたいと思うんでございます。

で、審議の経過等の場合に、私どもこの問題について何回か一緒に、検討会に加えていただきました。中には時期尚早である、名古屋の中央市場は、今日の交通状況からいえば、四日市は市内である、とくに、四日市にそういったものを設ける必要はない、こういう強い御意見も、約半数近くございました。ああそういうものかということで、私どもいろいろ教えられることが多かったということがいえるわけでございますが、四日市の将来の発展のためには、結論といたしまして、中央卸売市場というものは、あってさしつかえはないであろうと。名古屋は非常に近いんであるが、あってさしつかえないであろうと、こういうふうに私どもは教えられたわけでございます。

ところで、つくる以上は最低二万坪の敷地を持てと、投資は最低八億円をかけろと、そうでないとまことに中途半端なものである。市場構成は困難であろう。きようものを買いたいからといって、ものは決してくるものでなく、永年にわたる繋属たえまないつながりによって品物は集まり散じていくわけでございます。そのためには、中央卸売市場というものは、最低二万坪、八億の少なくとも投資をしろ。そうでなければ、国自らが決してこういったものを規格品として扱わない。従って、補助の対象にもならない。まあこういうことでございまして、早くそういう時期が来るように、及ばずながらわれわれとしても、この問題と、中央卸売市場が設立せられるまでも、何とかこれを合理化するために研究していきたいと、こういうかたい考えでおりますので、御了承いただきたいと思います。

〔商工課長（小西忠臣君）登壇〕

○商工課長（小西忠臣君）　倒産の市の実態をつかんでおるかということでございますが、一月以降、今日までわかっているものの、工業と商業に分けて参考にしたいと、こう思っております。

一月に、商業のほうで二件、工業で三件、計五件でございます。二月が商業が四件、建設が二件、建設はその他に入れておるんでございますが、こまかくいうと建設でございますが、それで六件になっております。三月が、建設業

が一件。四月が、商業が一件、運輸業が一件。それから、五月が、商業が二件、それから工業が一件、建設業が一件、こういうふうになっております。

それから、六月が、商業が一件、工業が二件。七月が、商業が二件、工業が二件。それから、八月が、建設業が一件。九月以降、商業が二件、建設業が一件で、合計二十九件でございます。

これの中で、再建をはかっているのが六件、それから、銀行管理に入っているのが一件でございまして、倒産の現況はそういう数字になっておりますので、参考に申し上げます。

○議長（錦安吉君）　暫時、休憩いたします。

午後二時十分休憩

午後二時二十四分再開

○議長（錦安吉君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

橋詰議員。

〔橋詰興隆君登壇〕

○橋詰興隆君　助役のほうから一通りの答弁があったわけですが、あえて一通りと申し上げておく意味合いというものをつかんでおいてもらいたい。

さらに詳しく尋ねてみたいという気持ちもたくさんございますが、いわゆる助役の答弁の中で、中小企業対策がむずかしいのだということばがしばしば出とります。これは、なるほど問題としてはむずかしい面がございますけれども、また、四日市だけで解決できる問題ではございませんが、問題のとらまえ方として、むずかしいのだということ

ばの中で、一つの自己陶酔をされておるような気もいたします。しかし、答弁の中に、たくさん含みのあることも出ております。それらをさらに発展をさすことは、これは、単なる事務当局の問題でなくて、いわゆる市長の政策の問題として、これからに期待をいたしたい。いまここで、できれば市長が、先ほど助役が答弁をした内容を、さらに検討を加え発展をさすという、そういう約束ができるかどうかと、このことを、ひとつ再度念を押しておきたい。このことは、つまりどういうことかといえば、現在、日本の資本主義の中で起こっている、いわゆる恐慌の小出しというものが、作為的になされているのではなかろうかという説が、国内の学者等の中にありますし、おそらく日本の資本主義が始まって今日までに、かって経験をしなかったいわゆる構造的変化というものが進んでおる。このことは、昨年の暮れから始った、いわゆる不景気の長期的なものというものが、さらに深まって長期的に進行するという見通しが、経済企画庁あたりでも出しておる。そうだとするならば、現在の年の瀬を越すという苦しみがもっと深刻化をしながら、来年の春なり夏にかけていっそう深まっていくという見通しが強い。そうだとするならば、いわゆる経済見通しでございますので、私の判断が誤まりということになりますけれども、そうだとするならば、少なくとも、過去に、市長が毎年の市政方針の中で、中小企業対策をやりますといいながら、ほとんど目新しいものがなされていないということを判断していくならば、いまの助役が答弁をした、その基礎のとらまえ方を、若干の危惧をいたします。そういう点で、助役答弁がさらに発展をするということを、具体的に、四十年度の予算編成の中で、いわゆる経済見通しを加える中で、なるほど市長はよくやったということが、来年の三月に私どもがいえるだけのことをやってもらいたい。

で、このことを申し上げて、一応、私の発言を終ります。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君）　たいへん実のある御質問をいただきまして、非常にうれしく存ずるのであります。と申しますのは、この中小企業に関しましては、非常に注意をしておるのでございますが、私はいつも、何と申しますか、宣伝の仕方がへたなもんでございますが、とくに、年末をかけての形勢の容易ならぬことを察知いたしまして、これに対しては、いつでも保証額の、貸し付けのワクの拡大できるように準備をしろと、こういう命令をいたしております。従いまして、数字の動いていく次才を見ておりまして、いつでもこれを伸ばしてやれる方式をとっております。県等では、初めから大きなワクをいっておられますが、私のほうは、それと反対に、実質的にどんどんワクをふやしてやってくれと、こういうふうにしてその準備をさせておりまして、これには、まあおそらく手落ちはないだろうと思います。みなさんも、その点については、御安心になってお使いになっていただいておると思います。いつでもその準備をさしておりますから応じましようと、こういう態勢でございます。

そこで、どうしたならば、こういう問題についての、さいぜんも御質問がありましたように起こってくるかという、いろいろの、場合によりまして原因があるんですが、比較的四日市の中小企業は、よその中小企業ほどははげしくないと思うんです。といいますのは、業種が非常に限定せられておりまして、万古とか撚り糸とか網とか、その他まあ非常に範囲が狭い。あるいは鉄工のような場面がございますが、鉄工のごときは、かなり鉄関係のごときは、日本共通の問題として大きくゆり動かされておりまするが、その他のものにつきましては、比較的小波を受けておる状態でございます。過去のずっと記録を調べてみますというと、万古にいたしましても、網とか撚り糸とかいうようなものにしましても、家数は非常に多うございます。また、従業しておる者も非常に多うございます。で、これは、比較的時局の悪いときには安全な、世の中の景気がぼんぼんぼんぼんとはね上っているときにはいっこういかないと。むしろ非常に苦しいときだというような、記録を調べてみますと、みなそうなっておる。ほとんどその例にもれなく、こ

んどにおきましても、非常な苦しい悲鳴を上げておいでになることはないと思うんです。これは、まあ特殊な一つの業種の現象でありますが、しかし、一軒一軒について調べていきますというと、やはり連鎖的な影響を受けられたり、あるいは見込み違いの点があったりいたしまして、相当蹉跌が起こっておると思いますが、これにつきましては、ただいま申し上げましたように、金融面につきましては、できるだけの手を打っておるつもりでございます。

さらに、少し横へ進んでいきますけれども、新しい中小企業の育成につきましては、異常な関心をもってやらしておるのでございます。むしろ、私は、一つの独立した課をつくってでもこれを取り進めていきたいと。いいますのは、時代がだんだん変ってまいりますので、必らずしも旧来の事業だけにかじりついておるのでは時世からはずれると、こう思いますので、これにはこうごお願いを申し上げて、相当なひとつ予算の御割愛を願うつもりでおるのでございます。いずれにいたしましても、政府のとっておりまするいろいろの方針の上で、あるいは進みすぎたりあるいは停頓をしたり、あるいはそのために弊害が出てきたり、いろいろの波をかぶってまいりまするが、いまのところといたしましては、四日市には致命的な波はないと思います。大企業のことは、これは別でございます。これはまた、自分自身でやってく連中でございますから、われわれがそう心配すべきではないと思います。

以上のような次第でございまするので、できる限りの、御趣旨のとおり注意を払いまして、よく時局の移推を、心をすましてながめながら善処いたしていきたいと、こういうふうに考えておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（錦安吉君）　よろしいですか。（橋詰興隆君「はい」と呼ぶ）

次に、中島議員、どうぞ。

〔中島忠勝君登壇〕

○中島忠勝君　だいぶんに時間も迫ってきましたが、しばらくお時間を拝聴したいと思います。

私のお尋ねいたしますのは、まず第一番に、諸団体に対するところの交付金といいますか、助成金といいますか、補助金っていいますか、それが適正であるかどうかということを、お尋ねいたしたいのでございます。

と申しますのは、年末助け合い運動、慈善なべというのは、決して年末だけでなく、われわれ議員にすら一年中そういうようなことが起こりうる。やれ手をつなぐ親の会やと、やれ母の会やと、やれ私がお願いしとる体育協会やとかいうふうに、これは、市長自らも身につまされていると見えますが、こういうことが起こりうる、年中、年末助け合い運動がわれわれの間に起こるちゆうことは、当然、市がみなければならない、めんどうをみなければならぬ諸団体に対するところの交付金が、適正を欠いているのではないからちゆうような気持ちがするのでございます。これについて、ひとつ市の御見解を承わりたい。

二番目、これは、かって七、八年前に、私が吉田勝太郎市長時代に発言いたしました、故津田博士に対するところの処遇問題でございまして、何とか私は頭彰碑とかあるいはあの新しい市立病院の前に、胸像なり銅像なりを建てたらどうかということを、意見を具申いたしますというと、吉田勝太郎市長は、まことにけっこうな御意見でございまして、私もそのように感じますので、さっそくそのようなことを、処置を取り計らしていただく、そのことを聞きまして、一年たっても二年たってもなかなか出ない。そのうちに議会があらたまって、伊藤太郎議員が、またまたそれの質問をした。そのときは、何でも、しっかり私、速記録読んできまへんだからわかりまへんが、たしか私の記憶では、津田会館でも建ててというようなでかいお答えがあったと思うのです。これは、もう市としてりっぱなものやと私も思うとりました。ところが、その後なかなかできない。それで、また、わが同僚北村議員がそのことについて質問した。そしたら、善処をします、だんだんこう小いこなっていったですな、善処をします。なかなか善処をされな

い。

だいたい、市の仕事、おそいということはわかっとりますが、きのうもまあある議員からいわれたそうですが、まあ中学校を建てるのでも、当初予算に盛りますというと、やんおらまあ設計に移りまして、その設計をもってくるというと、符箋をつけて返したって、行ったり来たり行ったり来たりする。半年ほどたつ。その時分、入札になってごたごたする。入札するのは何と十一月で、当初予算に上ったら、私は、少なくとも三月までには校舎は間に合うと思うたら、これ、間に合わない。というのですから、その津田博士のもそう早ういかんと思うとりましたが、あまりにも結果が現われませんので、その後どういうふうに善処されたのか、お伺いいたしたい。

才三番目は、教育長の問題でございまして、これも、わが会派増山議員から質問がありましたので、私は教員の古手でございまして、いまから二十二、三年前まで教員しとりましたので、教育の一日もゆるがせにすることはできないという観点から、一日も早くひとつ教育長をきめていただきたい。が、しかし、法からいったら、市長が教育長をきめるのでなくして、市長が教育委員をきめた、教育委員の中で何でも教育長を互選されるということになっとりますから、こい願わくば、教育委員の方が、みなこれならばわれわれとして、教育長として仕事をしていくのに十分だという、教育委員の方の納得のされるような方を教育委員に選任していただきたい。いつごろこの教育委員を選任されるのか、補欠選任をされるのか、この三点をお伺いいたします。

〔市長（平田佐矩君）答壇〕

○市長（平田佐矩君）　にこにこ答弁でいたします。（笑声）

補助金の交付の問題でございますが、各いろいろの種類がございますんですけれども、だいぶ時代も変ってまいりましたし、旧態依然たる補助金の交付ではどうにもならぬというような次才になってまいりましたので、これは、御

趣旨に従いまして、適正にひとつ改善を加えたいと。増額をするところには増額をするというふうに御了承願いたいと。

津田博士のことにつきましては、仰せのとおりで、先般、一応の処置をいたしましたんですが、その後いろいろガンセンターをつくりたいとか、あるいは新しい病院が増築になるから、それのひとつ記念的な場面をこしらえて、そしてそこを、何とか津田先生の名前の残るようにしたいと思うておりましたが、なかなかいずれもうまくいきませんので、できれば、ごく最近のうちに、ちょうど病院の前をただいま整地をいたしておりまするので、胸像をおつくり申し上げて、ひとつ先生の遺徳を長くお伝え申したらどうかと、こう考えておりますので、御了承をえた上はひとつ処置をさしていただきたいと、こう思うております。

教育長の問題につきましては、一日も早く解決さしていただくことに相努めますで、どうぞ、よろしくお願いを申し上げます。

〔中島忠勝君登壇〕

○中島忠勝君　諸団体に対する交付金の問題でございますが、旧態依然としとるのを改めるといわれたので、私も納得いきますが、その改め方について、また私なりに御質問するかもわかりませんが、まあ例をあげてみますというと、ことしの当初予算に、四日市体育協会への補助金が助成金が十六万一千円。ところが、こんどのこの予算で見ると、県の選手強化費というものは二十二万一千円ですが、そういう十六万二千と二十二万一千円やったと思いますが、これは振りかわっとらへんかと。市の体育協会の選手強化費だけでも、倍くらいもらわぬと、実際は市民の選手強化ということはできない。現在、赤堀のあの青年の家で毎年、中学生を対象として体協はやっているのでございます。金が足らぬのでつい、私、体協の副会長やっとりますので、議員さん方にみんな頭を下げて、切実、毎年おかみそりち

ようだいするわけです。また、母の会では、坪井先生が頭を下げて金を集めてみえる。どうも私、これは納得がいかんのでございまして、何とかこういうことのないように、われわれ議員は、決して銭金惜しいというのではございませんが、どうも性格としてそんなものでええのかということが、私、非常に心配されるのでございます。だから、もう一度このことについて、ひとつとっくりと考えていただきたい。市長がおっしゃってみえるように、これは旧態依然としておるので、ひとつ考えてもらっていただきたいということを、強く要望いたします。

二番目の津田博士のことでございますが、ごく最近といわれましたので、もっといつやて聞きたいのですが、そんなこと聞いたってちょっと実感もわかりませんでしょうから、胸像といわれたので、これでけっこうだ。これを一日も早くやっていただきたい。これは、社会教育社会教育だといいますが、私は、こういうことが生きた社会教育やと思うのです、市民に対する。まあ笑われるかもしれませんが、私としては報恩感謝の念を現わす、市が率先して現わすりっぱなことだと。これが一つのだいじな社会教育の一こまだとこう考えるから急いでほしいと、だいじなことだと思います。

それから、三番目の教育長問題ですが、私のお願いしましたように、ひとつ一日も早くやりたいいうおことばですが、私のお願いするごとく、教育委員の満足されるような方を御想像なさって選任していただきたい。教育も何も市長の権限だから、おれがやるので、人の世話にならぬ、おれが思うたものをやるのやということなしに、円滑な市政、教育委員会なり教育行政をやるならば、教育委員からよく御相談の上、りっぱなひとつ教育委員を選任していただきたいと。政治は生きていると、かかるがゆえに成長すると思います。私が十何年間市会議員さしていただいて、あまりにも成長がおそいような気がするのでございます。ということは、地方の自治形態、組織、構成そのものに、まだまだほんとの民主々義が浸透していないというような感じがしているのです。

こんど、姉妹都市のロングビーチのあの構成を見てみると、わが意をえたりと思うのです。かって吉田千九郎市長のときに、こういうことを、失礼なことを申し上げました。われわれは、その当時は十六、七万で、十六、七万の市民、そのうちの有権者、いわゆる私にいわすと株主、四日市を株式会社とするならば、株主です。その株主から、株主総会で選任された四日市株式会社の重役であります。こういうことを私、千九郎市長のときにいいました。その重役から重役会において選挙された議長が、四日市株式会社の社長なのだ。市長は、失礼だけれども、専務取締役だ。われわれが重役会できめたことを、市長は忠実にこれを執行する執行機関だ。その親方で、以下、会社の従業員なり。部課長、局長以下そうであるというようなことをいっておったのでございますが、私の考え方があまり間違っていなかったということが、姉妹都市ロングビーチが、市会議員の中から重役会の中で市長を選ぶ。ここまでいったらええと思うんでございますが、だから、われわれのことばは、ひとつ市長は、われわれ一人がしやべっておるのじやありませんし、私も、会派を代表してなくとも、二千五百何名を代表してしやべっておるのでございます。会派を合したら一万以上の人間を代表してしやべっておるのでございますから、軽々しくひとつお聞きにならないように、主権在民の世の中でございますから、ひとつ民意を尊重して、議会の精神を大いに尊重していただいて、市政を運営していただきたいということを、強く要望いたしまして、私の質問を打ち切ります。

○議長（錦安吉君）　北村議員。

〔北村与市君登壇〕

○北村与市君　ただいま中島議員からいろいろ質問があり、市長のほうから答弁されたんですが、どうも、私は、いつの議会でも、市長がいろいろ答弁されるのは、この議会がうまくすめば何とかなるだろうというような気持ちがあるんじやないかと。まあ、そうではないかもわかりません。

そこでですね。六月の本会議で、私は津田博士の問題を出しまして、善処するということであったんだが、また、きようも胸像を建てるというようなことに御答弁があったんですが、近いうちとか近い将来とかいうことばは、私もう信用できませんので、いつごろまでにやるかということを、はっきりと御答弁願いたい。

それから、その次の教育長の問題についても、また、近いうちということが出ておるので、それではどうも私、信用できませんので、ここで、いつまでには必らず教育長、出すということを、御答弁願いたい。でないと、いつも近いうちとか近い将来とか、いろいろのことで、議会あるごとに同じような質問が出るわけです。いままでの質問の中でも、たくさんそういうことで打ち切られておる。それでは議会軽視になりますので、ここではっきりと期日を明確にいってもらいたい。

どうしても明確にできないなら、明確にできない理由をお聞かせ願いたい。

それから、私がこの前にも申し上げたと思いますが、市長の答弁を聞きたいと思っているときに、助役が出られる場合は、必らず市長にかわって答弁いたします。ということをいってくださいといったんだが、きようもそれがなかった。そうでないと、せっかく議員は、市長の答弁を聞きたいと思っている。私も、質問者でなくても、どういう答弁を責任を持った市長がされるかと期待していると、横からひよこひよこと出てきてしやべられてしまうと、期待はずれになってくるので、そういうことのないように。どうしても、それは担当助役の責任でおっしやるのであろうけれども、橋詰議員が質問されたのは、市長の見解を聞こうということをいわれておるにもかかわらず助役が出られたのだが、助役でけっこうですから、市長にかわって私が答弁いたしましよう、これは、やってくれということを、前から私はいうておるのです。

それをやっていただきたい。

で、いま申し上げました津田博士の問題と教育長の問題について、市長の明快な御答弁をお願いいたします。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君）　津田先生のは、これは、おそくとも新予算にはひとつお願いいたしたいと、こう思っております。

それから、教育長の問題は、いつ幾日こうとおっしやいますが、いろいろの方面の御意見を承わらうと思いますので、その都合もございますので、私が独断でいつ幾日ということにはちよっとやりにくいと思いますが、これは、誠意をもちまして、できうる限りひとつやらしていただきたいと思いますが、やはり候補になられる方の問題でございますので、どちらにしても先方の御都合もありますので、いまここで、いつ幾日お答えいたします、ということは、なかなか実情といたしまして困難だと、御賢察願えると思いますので、これは、ひとつできる限り市長はすみやかに出しますということをお受け取り願いたいと存じます。

どうぞ、よろしく。

〔北村与市君登壇〕

○北村与市君　いつ幾日ということは、ちよっとここでいえないんだということになると、すでに三ヵ月経過し、これからどのくらいになるかということは、まあ目標はわからないわけで、だいたいの市長のめどというものはあるはずなんです。そのめどがいえないのか。

それから、もう一つお聞きしたいのは、いま欠員になっておる重要ポストの教育長の座はない。これで、四日市の教育の問題について支障がないかということを、責任をもって、委員長でもけっこうです、市長からでもよろしい、

支障はないか、支障なく運営しているということがいい切れるかどうか。そういう点についてはっきりしておいてもらわぬと、また、こんどの当初予算のときに、この問題が出たら、近いうちにまた、というようなことになってくると、議事録を私は見ても、始終そういうことが繰り返し繰り返し出ておるということでは、四日市の市議会というものは、どういう運営がされているのか。質問のしっぱなしなのか。答弁のしっぱなしなのかということの疑いを、市民から持たれるので、これは、はっきりしておきたい。どうか、その点について、責任ある、支障がないならない、こういうようにやってる、というようなことのしかとした答弁をいただきたい。

それから、そのめど、どの辺にめどを置いているかくらいなことはいえると思うんですが、そういうことを聞いておきませんと、どうも、まだぐあい悪いんです、まだ整わないんです、という答弁だけを聞いて、さようでございますか、といって閉会をしているということでは、私は、どうしてもこの十二月の定例会が閉会できないような気がします。その点、めどだけでよろしい。それから、運営の面に支障がないか。責任をもって御答弁願います。

〔教育委員長（杉浦酉太郎君）登壇〕

○教育委員長（杉浦酉太郎君）　教育長欠員について、教育委員会の運営に差しつかえないか、現在どうやっているか、まあこういう御質問だと思いますので、お答えをいたしたいと思います。

教育長が教育委員会の教育行政の中心であることは、御承知のとおりでございます。その教育長が欠員であるということだけでもって、運営に支障がないということは、いえないわけであります。しかしながら、教育委員会も、従来からの方針もございますので、ちょっとやそっとの欠員で直ちにうろうろするとか、あるいは、著しい運営の面において差しつかえが出るというふうなことは、ただいまはございません。私も、できる限り教育長の欠員のためにバックアップするということを考えまして、まあいろんな会合にもできる限り工面して顔を出しておるというふうなことでございます。何分にも常勤でございませんので、私一人ではカバーできない。そういう点は、他の委員の方にも御足労願っておりますので、どうしても教育委員会を代表して、たとえば、文部省から局長がいろいろ調査にみえたとか、あるいはまた、県の教育委員会との関係があるというふうな場合には、万障繰り合せて、私なり他の教育委員の方なり、あるいはまた、教育長代理というところで、工面して間に合しておりますので、さしあたりのところでは、これといって支障はないというふうに、私、考えております。

できる限りそういう点について、みなさん、いろいろ御心配をいただいておりますので、私もできる限り早急に教育長の後任のできるように、こい願っておるということでございます。市長ともその点について、寄り寄り御相談も申し上げておるような次第でございます。市長のおっしゃること、決して信用ができないというふうな御意見のようでございますけれども、この問題はそういうことではないと、私は考えておりますのです。

教育委員会の立場からの、お尋ねに対するお答えは、以上で御了承いただきたいと考えます。

〔北村与市君「めどをちょっといってください。ただ漫然とは困るのです」と呼ぶ〕

○議長（錦安吉君）　北村議員、登壇してください。

〔北村与市君登壇〕

○北村与市君　しつこいようで悪いんですけれども、私はもう十年間ばかりこういうことばかりで何かそらされたような気がするんで、いまの市長とはつき合いはまだ浅いけど、ともかくはっきりと、目標はだいたいこの辺のところまでにはきめたいというようなことは、いえるはずだと思うんです。ただもう何にもなしにやっておられるのではなかろうと私は考える。それならば、なぜ教育長というものを交代さしたのか、それがわからなくなってくる。そういうところまで議論が発展するので、一応めどだけははっきりと、だいたいこの辺のところではきめたいと思うという

ぐらいのことだけは聞かしておいていただきませんと、私はどうも承服できない。

それから、まあ登壇しなかったらいわなかったんだが、登壇という声があったから申し上げますが、杉浦委員長、苦しい答弁をされたと思います。重要ポストの教育長がないのに、支障がないという発言をするほど苦しいことはないと思う。支障はある。だが、こういう場合だから、そういうようにお話をされなければならぬ苦衷はわかりますが、それに対して、代行者も何もいない今日では、専従のみなさんがどれだけ苦労されておるか。あるいは、その他のこれに付随しておるところの職員の方々が非常に苦労をされておると思うんです。ですから、そういう点についても、一日も早くひとつ御選考願って、市長としては、早くこの教育の体制を整えてもらいたい。これは、もう議員だけでなく、これに関係する一般市民も要望していることなんですから、それが、もう延々三カ月、ここでしつこくいうようですが、そのくらいまで私がいっておきませんと、さらに二カ月、三カ月あるいはこの正月を迎えるにあたりまして、いろいろとお忙しいのですから、年を越す。こんど当初予算のときにどういう答弁をされるのか。それまでにはきめようというように思っておられるのか、そういうめどがわからないので、ひとつそのめどをおもらし願いたい。どうしてもいわなかったら、私、市長室にあとから行きます。（笑声）

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君）　めどのつけ方でございますが、かりに一つの目当てができましたといたしましても、その方といろいろお話し合いをせなきやならぬと。また、これは、県との関連もございまするので、やはりこういうふうにいきたいなと思うときには、事前に、一応相談をしておきませんというと、この前、松阪で起こったような例が起こりまするというと、いっそうそのことをやっかいにいたします。従いまして、まず当人の都合を聞かなきやならぬ。かりに人がきまりましたとしても、当人の意向を聞かなきやならぬ。それを、こんどはひとつ事前によく相談をいたしまして、こういう場合はどうだろうか、いいと思うかどうかという事前的な工作をしておいたほうが、間違いがないと思います。いままでもそうやってまいりました。そういたしますと、その間の時間はかかりますから、無責任にいつ幾日と私どもは日を切ることを逃げておるのではございません。相手方のあることでございます。

また、県がなかなか、御承知のとおり知事の意向も反映しております。それから、教育委員会のほうもやはり関連しまして、両方ともうまく話が合いませんというと、ぎこちないものができてまいるのが、きようまでの例でございます。それをよく心えておりますので、事前にそういうことにつきましても、まずまずこれなら万全だと思うところで、市長は推選の段取と、こういうふうにさしていただきたい。

そういうふうでございますから、時間を故意に切ることを逃げておるわけではございませんので、そこを御賢察願いたいと、こう申し上げておるので、どうぞ、ひとつよろしく。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（錦安吉君）　中島議員、もう済んだのですが。

〔中島忠勝君「関連、よろしいやろ」と呼ぶ〕

○議長（錦安吉君）　ちょっと打ち合せてください。（「休憩」と呼ぶ者あり）

暫時、休憩いたします。

午後三時七分休憩

午後三時二十分再開

○議長（錦安吉君）　休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

市長。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君）　ただいまの御質問に対して、お答えをいたします。

できうる限りひとつ年内にとりまとめたいと、一応のめどをそこに置かさしていただきますが、先方の都合も、全く新しく展開していく場面でございますと思いますので、そういうことが起これば、あるいは先方さんの御都合で延びるかも、来月になるかもしれませんが、めどは年内にひとつ置かしていただく。

どうぞ、御了承を。

〔北村与市君「一応、了解」と呼ぶ〕

○議長（錦安吉君）　よろしいですね。

次に、大島議員、お願いいたします。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君　私は公明党を代表いたしまして、質問通告の順に従って、市長初め関係の部課長にお尋ねいたしたいと思います。

まず初めに、才一問の公災害の対策についてでありますが、きのうよりいろいろと質問事項がありまして、その部分だけは省いて、そのほかのことについて、四点あります。

最初の一点は、本年の五月から、議員間におきまして、公害対策委員会というのが設置されました。いろいろと今日まで活動を続けてまいったわけでありますが、いろいろとその活動の中において感じましたことは、わが四日市に公害対策に対する防止の条例が必要ではないだろうか、こういうことを痛切に感じたわけであります。県においても、鈴木県議が長となって、そして、この条例について検討をされておるということを聞いておりますが、日本全国にお

いて、あるいは世界の中においても、とくに四日市というものが、この公害問題についてピックアップされておるわけでありますが、この四日市において、そのようにわが市において条例がないということは、まだまだわれわれ議員、あるいは市自体が、市民に対する公害問題の不熱心を示しておるものである、このように考えるわけであります。こういう観点に立って、そして、市においては、この条例をつくることに意義があるか、意義ではありませんが、つくることを必要と思うわけでありますが、この点についてお尋ねいたします。

才二点でありますが、先ほども塩浜の昭石のタンクのことがいろいろと出ておりました。このことについては、消防長のお話でありますと、規定に当てはまって認可したのであると、このように仰せになりました。その消防法あるいは危険物の規制に関する政令の才三章才九条において、そのように認可しなければならない、あるいは、その位置であればいいと、このようにされておりますが、われわれ市民感情といたしましても、法によって定められているならば、やむをえぬというようなことが、それで、われわれは泣き寝入りしなければならないということがあってはならないと思います。従いまして、この危険物の規制に関する政令の一部改正というものを中央に進言していただけるかどうか、この点についてお尋ねいたします。

才三点、先月のたしか十五日ごろと記憶しておりますが、塩浜方面にも再度悪臭がただよいまして、学校の生徒が頭痛を訴えておったということを聞いております。そういうことから、さらにまた、タンクが隣接した関係上、市の教育長のほうから、塩浜中学の生徒の避難訓練をしなさいという命令が出たそうであります。従いまして、毎月一回ずつ避難訓練をやっているということを聞いております。こういうときにあたりまして、いろいろと市のほうも、学校の移転ということについて、非常に力を入れておるそうでありますけれども、いまだかってそのめどはついていない。非常に学校の教員としても、つねに心配をし、そして、古い校舎でありますがゆえに、生徒も思うように、そこ

でいろいろの運動もできかねるというような苦情も出ております。こういう問題について、早急にこの移転の解決をしなければならない、このように思うわけであります。この点については、早急に市のほうで解決されるかいなか。あるいは、来年度の予算の中に組み込んで、そうして、少なくとも来年中に校舎は建設して、そうして、生徒が十分、楽に、しかも英気を養える、そういう観点から、どうしてもそのように早急に必要であると考えるわけでありますが、この点についてのお考え方をただしたいと思います。

才四点には、この前も、公害対策委員会で政府に陳情した最後の段に、公害による患者の治療費の問題を取り上げておりました。その以後、全然、政府からの報告があるのかないのか、これはわかりませんが、どのように進んでおるか、この点についてお尋ねをしたいと思うわけであります。いろいろ日数がたっておりましても、事務的にいろいろ支障があると思いますが、毎日の臭気、ばい煙等によって私たちは毎日苦しんでおるわけであります。こういう切実な訴えから、何とかして市長自ら、たび重なるこの市民の訴えを、さらに強固にして、そして、早急に解決を、解決というか、その治療費あるいはそういう患者に対しての万全の体制をとっていただきたい。

次、質問通告の才二問でありますが、先ほども、中小企業のことに対していろいろ質問がありましたので、その点は省きますが、まず中小企業の金融の面でありますけれども、現在のわが四日市におけるところの貸し付けの方法、これを改善して、もっと簡単に、だれもがその中に貸し付けを受けられるような制度をしていただきたいということが一つであります。

さらに、貸し付けの期間の延長、このことができるかどうか。この点について、お尋ねしたいのであります。

才二点。この中小企業に対して、現在三千人ないし四千人の働く人がほしいと、このように聞いておるわけでありますが、わが四日市の産業の発展を見ますならば、どうしても三千人ないし四千人の従業員が、何とかして確保しな

ければならない、このように思うわけであります。しかしながら、各企業の内容等にもよることは、当然でありますけれども、中小企業に働く人も、大企業と同じような条件、同じような福利厚生が行なわれれば、中小企業の求人難も解消するわけであります。このような意味におきまして、市もある程度これらの対策に努力を惜しむべきでないと思うわけでありますが、この点について、お尋ねいたします。

才三点。中小企業に対する、あるいは零細企業に対する税制の対策であります。中小企業あるいは零細企業というものは、大企業と違いまして、税負担というものは、非常に大企業に比べて重いということを聞いております。このために、中小企業にとっては、また零細企業にとっては、またさらに、働く者の中にあっても、どうしても税金の軽減、そういうものを行なわなければならないと思うわけであります。中小企業、零細企業においても、仕事はあって内容的には黒字でありますけれども、そのような税金あるいは金利等の高騰によって運営がまかなわれない。そして、黒字の倒産を見ているわけであります。これらの困難を克服するために、特別の税制を、税金の軽減ができないものかどうか。この点について、お尋ねいたします。

さらに、才四点においては、いろいろ公害問題があって、なかなか企業が発達しないわけでありますけれども、さらに、公害問題を解決して、そうして、さらに産業の発展を見なければならないと思うわけであります。そういう観点に立って、とくに、大企業と中小企業、これの関係、あるいはこれからの中小企業、零細企業の育成、強化の基本的な考え方があったら、教えていただきたいと思うわけであります。

次に、通告の才三問でありますが、これは、私は要望にとどめたいと思うわけであります。

審議会の答申のことを、ちょっと耳にしたわけでありますけれども、いろいろ文化的な施設の管理をしている人の意見が、なかなか取り入れられていないというようなことを聞いているわけであります。また、どんどん四日市にお

いても、人口もふえてきておりますが、大きな会場にしても市民ホールより小さいというようなことを聞いております。この文化の最も必要な今日、いまの市民ホールより小さいようなものであるならば、まずいんではないか。当然大きなものも、市民ホールの収容人員より小さいものも必要でありましょうが、どうか、それぞれの管理している人の意見もよく聞いて、そして、審議会の答申の予定のとおりに進めていただきたいと、このことをお願いするわけであります。

通告の才四問、農業政策についてであります。

わが四日市においても、中農家あるいは小農家が大半を占めているわけでありますが、物価の上昇に伴いまして、生活の苦しさは日ましに激しくなっております。こういう今日に立って、若い青年層がよく旅に出て、そして、老年の方が農業をやっておるということを聞いております。この農業政策において、まず才一点においては、農家の体質改善をどのように今日まで進めてきて、そして、どのような成果が上っておるかということを、簡単でけっこうでございますが、御説明願いたいと思います。

さらに、田や畑を持っておって、そして、固定資産税等に非常に苦しんでいる百姓もございます。この固定資産税の軽減が必要ではないか、このように思うわけでありますが、その点についてのお答えを願いたいと思います。

さらに、才三点。農道あるいは農道について、改造あるいは新築の場合においても、地元の負担金が三割五分と聞いております。固定資産税は多くとられる。若い人の年令層がいないために、いろいろ生活も苦しい。しかし、道路も悪くなってくる。こういう関係において直していただきたいと思っても、地元の三割五分という負担は非常につらい、こういう話も聞いております。この地元負担金というものを、なくするわけにいかないかどうか。その点について、お尋ねいたします。

才四点。九月の議会に、公明党の酒井議員が質問したわけでありますが、河原田の方面において、渇水の件について質問したわけでありますが、その後の経過について、簡単でけっこうでございますが、お答え願いたいと思います。

以上。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君）　公害防止の条例をつくったらどうかと。これは、もうたびたび議論になっておることでございますが、世間でいっておりまするいわゆる公害防止条例というのと、四日市の場合のとは、だいぶ趣が違っております。他の都市では、一般的な非常に広い意味の公害防止ということでございますが、四日市の場合にはほとんどまあ限定されておりますので、従いまして、だいぶ趣も異っておりますので、これにつきましては、ただいまいろいろの、国のほうで規約をつくりたいといっておられますので、そういうものとにらみ合せた結果、やはり四日市もこういうふうの国の基本的な線に沿ってやらさしていただいたほうが、有効でないかと思いますので、それを待っておるような次才でございます。

それから、昭石のタンクの問題でございますが、ただいま市がこれを許可しておるような意味合いにお聞き取りさしていただいたんですが、市は何も許可をいたしておりません。これは、やはり許可するとかしないとかいうことは、県の事項に属しております。それが証拠に、午起のときの問題のごときも、もし市がそういう権限を持っておれば、びっしりとやったと思いますけれども、それがやれなかったということに徴していただいても、よくおわかりのことと思いますので、法的には四日市はやることができません。ただ、消防法によって適正であるかないかということを判断してやらせると、こういうことでございます。その点は、ひとつ立場をよくお聞きとり願いたいと思います。

ただ、市といたしましては、そういう条例、法律的なものということにかかわりませず、どうも好ましくないこと

につきましては、好ましくないということは、やはりはっきり申し上げておるのでございますから、その点は、決してわれわれといたしましても、寛大にしておるとかいうようなことはございません。これは、御了承願いたいと思います。

それから、塩浜の学校移転のめどのことでございますが、これは、さっきもちょっと申し上げましたように思うのでございますが、できれば、地所とのにらみ合せにおきまして解決をつけていきたいと思いますが、あるいは教育委員のほうで、もう少し詳しくおわかりになっておれば、お答えをさしていただきたいと思います。

公害によりまする患者の方の治療費の問題をどう扱うか、ということですが、これも、非常に、ただいま取り組んでやっておる最中でございますので、担当者からお答えさしたほうが、いっそうはっきりいたしますと思いまするから、担当者からお答えさしていただきます。

中小企業への貸し付けの方法を改善して、もっと期間を延長したりワクを拡大する気があるかどうか、こういうことでございますが、これは、できないことはないと思います。とくに、ワクの拡大のごときは、いつでもやれることでございますので、相当なワクを出しうると思いますから、これにはあまりこだわっていただかなくてもよろしいと思いますが、この貸し付け方法でございますが、こいつはなかなか一朝一夕に、もっときわめて無条件的にやれと、こういうふうの方向に進んでいくことにつきましては、いまの段階では非常にむずかしゆうございますが、政府のほうにおきましても、何とかしてもっと規則に、寛大にして、そして、簡易にものごとが取り運べるようにしていきたいということ。それから、ワクを拡大したいということ。とくに、中小企業においては、悪い影響を受けている方面への手のべ方を考えていきたいと。といいますのは、やはり金融をするということになりますと、悪いものには、条件の備わらぬものには、なかなかこれは貸し付けができないのです。それをやると、その人のこれは過失になりま

すから、やれないのです。やはり一つのルールの上にのってなきやならぬと。それをやらせようと思うのには、もっと、いまの仰せられるような自由裁量といいますか、やり方のワクを寛大にしなくちやいかぬと。これは、漸次ひとつ拡大していく方法ということでないというと、一挙にはこれはなかなかやれませんし、いろいろの制約を現在受けておりまして、われわれ、つまり公共の者が、とくに、自治体の主体が無制限にやるというようなことは、おのずから規制を受けておるわけでございますので、各方面との連絡をえまして、もっと寛大にする方法を、ひとつ取り進めていく実際の処置を講じなければならぬと。これも、ひとつ、できれば、そういう面につきまして、新しい事態が発生しておるかどうか。ひとつ担当者から答えさしていただきたいと思います。

それから、中小企業の人手不足でございますが、これは、もう各方面に起こっておる問題でございますので、非常に難渋いたしておるんでございますが、近ごろ非常に注意しなければならぬことは、どこへ行きましても、四日市は公害の町であるから、まあ同じことなら、出かせぎに行くのならば、ひとつほかの町へ行きたいということができてきたので、各社あるいは各企業体の方々が勧誘に行ってもむずかしいと。この点何とかいい方法がないだろうか、といって訴えられまするので、まず、これは根本的に公害をなくするということをするよりか方法がないと思いますが、実態をよく説明申し上げていただいて、そういうことを、ひとつ現実の現場を見ていただいて、そうして、あまりに何といいますか、むちやくちやに、無差別に恐れていただくということのないようにしていただく、骨を折っていただきたい、こう申しておるのでございます。これは、有識階級の中にもかなりそういう問題が出ておりまして、一面におきましてはそういうところに影響し、一面におきましては、私は、こういうわけだから、発生をしておるだろうと思われる会社の方々にお目にかかれば、ここまでくると、よほどのひとつ決意をしていただいて、これは、ひとつ思い切った御協力を願いたいと、こう申し上げておる次第であります。

それから、中小企業の税の負担が重すぎるから、軽減することができないか。あるいは、特別の税制がとれないのかと、こういうお話でございますけれども、これは、やっぱり担当者からお答えさしたほうが、はっきりおわかりくださることと思います。

中小企業の育成の基本方針があれば聞きたいと、こういうことでございますが、中小企業の育成につきましては、前回にも申し上げましたように、やはり根本は、やる人に旺盛な意欲がございませんというと、無理に綱をつけて引きずってきて、これをおやりなさいといってやってみたって、これは、やはりだめなんで、やろうとする意欲がまず必要である。同時に、われわれといたしましては、こういう場面ができてきたと、こういう仕事ができてきたと。こういうふうに世の中が変っていくように思うと、仕事もこういうふうに変化をしていくと思うと。それについては、われわれはここまで調べてきたから、みなさんもひとつ一緒に、思い切ってひとつ新しい事業にも手を出していただきたいということで、これも、いま現に盛んにやらしておるのでございますから、これも、都合によりましたら、お望みとあれば、担当官から、これはひとつ御報告させましょう。

その他、固定資産税の軽減を、というようなことがございますが、こういうことは、やはり税務関係の者からお答えしたほうがいいと思います。

農道の問題でございますが、これも、さいぜん御質問がございました。何とかもうちょっと助ける手をのべたらどうかという御意見でございますが、これがなかなかむずかしゆうございまして、御承知のとおり非常に広やかな場所につけますものにはよろしゆうございますが、きわめて個人的な場所に至るものにそれが及ぶということになりますと、至るところに、これは、おそらく四日市中に起こってくると思いますので、非常に、最初は農道から出発するんですけれども、全般に影響すると思いますので、やはり公共性を帯びておるものにつきましては、お説のとおりでき

るだけ負担をいたしまして、農家の方の、農業近代化の線に沿ってやらせていただきたいと。それには、いまの政府のとっておりまする、いわゆる農業に対する近代化といいますか、合理化していくものについても、いろいろ育成方法がありますが、それには現在のっかっておりましてやっておるのですが、さらに、それを強化いたしたいと思っております。

河原田の渇水の問題につきましては、これは、産業部長からお答えさしていただきたいと思いまするが、いずれも非常に市民の方々の切実なるお声をお聞かせ願いましたんでございますから、よく、われわれといたしましても留意をいたしまして、市政の上に反映してまいりますように努力いたしたいと思います。

〔衛生部長（中山英郎君）登壇〕

○衛生部長（中山英郎君）　才一点の、公災害問題の御質問のうち、公害による患者の治療の問題を担当者から答えよ、ということでございますので、この問題に限りまして、お答えします。

この公害、とくに、大気汚染によるぜんそく病疾患患者の療養費の問題は、いま大島議員がいわれましたように、都市公害対策委員会におかれまして、現実な問題として取り上げられ、書類をもって、先般、十一月の中旬、厚生、通産あるいは関係県下の国会代議士の席上、文書でもって要望され、また、直接各委員から地方の実情をるる御説明あったわけでございますが、現在の時点で、それの反響として文書で何か来たかと、あったかということでございますが、文書につきましては、現在のところ何もございません、ということをお答え申し上げておきます。

それで、それに関連した問題について、現在時点でわれわれが取り進んでおること、あるいは、それに関連した一、二の問題を、ここで明らかにしておきたいと思います。

まず、従来、市で、協議体制は、市と県と合同でやるという建て前でやっておりますが、現実におきましては、一

応、市単独で処理いたしております磯津地区の重症患者の、現在の塩浜病院におきます入院数は十名でございます。それで、これがずっと続けて、入院を続けておるつもりでございまして、将来、患者の増加を見まして、とくに、塩浜病院の入院患者につきましては、塩浜病院の先生とともに、大里の国立療養所を使うということで案内いたしまして、患者自体も、将来あすこが被結核病棟を、だいたい一月中旬ごろまでに、だいたい四十床が結核病棟以外に改造するということでございますので、その暁は向うへ移ることも考えてみたいという声も聞いております。そういう門戸への通路も一応通じております。

それから、治療費の問題は、都市公害対策委員会の席で、県と折衝しておるということを申し上げましたが、現在時点ではっきりいたしましたことは、この八月、厚生省が直轄で行ないましたばい煙等の影響調査、これは、塩浜、磯津を除いた塩浜地区及び四郷、桜地区の摘出調査でございますが、国の機関で県が委託を受けてやった疫学的な調査でございますが、だいたい八百名を検診いたしました結果、現在時点で、比較的精密検査をしなくても加療が絶対必要であるという人が、だいたい二十八名摘出されております。それから、精密に検査を要する人と医学的に所見がある人というのが、だいたい百四名という数字が出てまいりまして、これが、厚生省のほうからこちらへ通知がまいりまして、それの処置問題について、四、五日前も県の衛生部、市立病院あるいは塩浜病院、医者をまじえまして協議の結果、しかも、これも県の最高の責任者の意図を組んで打ち合せしました結果、現在時点で、ばい煙等影響調査の受診に協力してもらった人の裏づけとしまして、保健所から各人に対しまして全部所見の通報を出すことにいたしまして、すでに発送ずみでございます。で、それの裏づけといたしまして、この百四名の人につきましては、むろん桜地区も含んでおりますが、一応、直接医学的に公害に関係があるかないかということは疑問でございますが、それが、才三次検診といいまして、こんど厚生省の予算で、アメリカから輸入した器械を使うということでございますが、

これが遅れておりまして、実は、二、三日前に、塩浜病院に一部器械が入ったという電話連絡がございます。それを、器械を使って判定の資料にするということが、手順といたされておりますが、現地のわれわれといたしましては、それが、判定するまでが間に合わないと。また、せっかく受診をした人に申しわけないということで、いろいろ議論を戦わしました結果、市と県の意見といたしまして、協力した者に対して、人数で申し上げますとだいたい百四名でございますが、一応、かりの措置といたしまして、療養、入院及び通院の継続診所ということで、窓口は、四日市と県が合同で組織しております四日市大気汚染協議会、この機会を通じて実質的な患者の療養費を負担するという態度の合議に至りました。

それで、その具体方法につきましては、すでに対策課と保健所と県の衛生部と合議いたしまして、数回の会合をもちまして、個人別の通知のほかに、各自治会組織を通じまして、九月以降、これは調査のだいたい終った時点でございますが、調査が、ばい煙等影響調査の才一次検診の終った時点から、入院あるいは加療した人については、医師が判定し、その自己負担分について、預収その他の証憑書を見て処理するという態度を決定いたしております。

ただ、ここで、一月下旬ないし二月の上旬に、才二次の厚生省のばい煙等影響調査がございます。この地区は、激甚地であります磯津地区と対象地区であります富田地区を実施します。従いまして、われわれの要請といたしましては、磯津地区に、ある程度の患者の増加が出てくるんではないかという想定を持っております。

それとあわせまして、現在時点ではっきりきまりましたことは、十二月の協議会予算に、三百六十万の予算をもちまして、塩浜病院に二十床の無人室をつくって、緊急的な安全場所の避難病床をつくるということがいわれまして、おそらく十二月の県会に上程され、すでに県会に提案になっておりますので、私どもは通るものと確信しております。

それから、少しいい忘れましたが、それとあわせまして、厚生省の行ないましたばい煙等の影響調査のほかに、市

が単独で行ないました、結核検診とあわせまして、橋北地区オ二コンビナートを、影響があるといわれます橋北地区の方について、五月の下旬に検診をいたしておりますが、これについてぜひ、だいたい所見といたしましては、七名の方が精密検査を要するということに、保健所のほうから通報がまいっておりますので、その方も合せて同様の処理をする、すべきだという結論に到達して、その具体的方策も、実は、公害対策課長がきようは医師会との折衝に入っておるわけでございますが、そういった状況で態度を決定し、順次、いささかおくれ気味ではございますが、公害の影響を受けたと思われる患者の処理を、現在こういうような姿で進行中でございます。

厚生省の正式の文書ではまいっておりませんが、厚生省のこの対策といたしましては、来年度におきまして、国家予算が成立した場合には、本年度行ないました四日市地区と大阪地区のモデルばい煙等の影響調査は、四十才以上の方でございますが、来年度におきましては、学童の検診を四日市地区と大阪地区をすべてやるということでございまして、それの根底をなすものは、国策といたしては、その結果を見て何らかの処置をするというふうな段階にあると、私は考えております。従いまして、現地のわれわれといたしましては、国がそういう措置をする、経過的な措置をする必要があるという前提のもとに、応急的な書類を、関係機関を計らって処理さしていただいたというのが、現状でございます。

これは、基本的には、われわれの主張といたしましては、むしろ単独立法をもってそういうものを処置すべきであるという主張は、一昨年来、中央へは主張いたしておりますが、この基本的態度につきましては、あくまで持続していきたい、こういうことでございます。

一応、終ります。

〔産業部長（芝田敬太郎君）登壇〕

○産業部長（芝田敬太郎君）　お答えを申し上げます。

中小企業対策の問題で四点お尋ねをいただきましたんでございますが、これは、それぞれ市長のほうからお答えをいただいておりますが、私ども事務担当者といたしまして考えておりますことにつきまして申し上げたいと思います。

一の金融の問題でございますが、この中小企業対策問題は、たしかにいま御質問をいただきましたような問題は、全国的な、共通的な問題でございまして、過般、ある通産局でアンケート調査をいたしましたさいの指摘された問題点が、ただいま大島議員の御指摘をいただきました、御質問がありましたようなことが、全部共通問題として上っております。この金融の問題につきましては、たしかに手続きの複雑さというものが、非常に忙しい業務に携わっております中小企業の方々には、非常に煩雑でございます。そういった面におきまして、これは、とくに政府の機関を指しておるわけでございます。年末対策で、商工課長から申し上げました商工中金、中小企業金融公庫、国民金融公庫、この政府三庫の問題を取り上げておりますが、たしかにそういった面につきましては、簡素化の必要があります。これは、国の問題でございますので、私どもの関係機関を通じまして、簡素化につきまして話し合いを進めておるようなわけでございます。

この信用保証事業につきましては、これは、市単事業でございますので、私どもできる限り事務手続きの簡素化、それから、市長からもお答えがありましたが、融資ワクの増大の問題、これと取り組んでいきたい、かように考えております。

なお、二番目の、三千人から四千人の求人が必要であるのに、非常にむずかしいじやないか、という御質問でございますが、これは、たしかに全国的な問題でございまして、十月の中学校卒の調査を見てみますと、求人が百七十万もあるのに、就職希望者はわずかに三十八万、去年に比較いたしまして九万のマイナスを見ております。中小企業は、

中学卒を対象にして、雇用を主としていたします。高校生につきましては横ばいの状態だそうでございますが、とくに、中小企業は高校生でなしに、中学校卒業者を対象にいたしております。そういった面から、全国的な傾向が、四日市のような発展のテンポのきわめて急であります都市、そしてまた、御承知のように、市内の、全国的に一流あるいは超一流と目される工場におきましても、中学校卒を非常に求人される向きがあるわけでございます。そういった面におきまして、四日市の中小企業者が、労務者を求めますことは、非常に困難でございます。

この問題は、とくに、四日市は従来からの問題がございますので、御承知のように県下で率先いたしまして、雇用促進対策協議会というものをもちまして、職安と提携をいたしまして、九州、東北、中国その方面へ、商工課の職員も同行をして、この求人開拓にあたっておるわけでございます。本年も実施をいたしました。しかしながら、現地へまいりましても、なかなか新しいところへ就職いたしますことが、何といいますか、子供にも不安があるとみえまして、なかなか実が上りえないという格好になっております。そういったこと等から、御指摘がありましたこの福祉施設の問題、これは、この大企業と同じような厚生福祉施設がありますならば、中小企業にも就職者が集まりうるわけでございますが、独自でこの問題を解決をいたしましようということになりますと、たいへんな金が要しますので、こういった問題につきましては、できる限り協業化をはかる。それについては、市役所も応分の援助をいたさなければならぬと、こういうふうに私どもは考えております。

それから、中小企業の育成の問題でございますが、これは、大企業と小企業との関連というおことばがありましたが、この問題につきましては、市長のほうからお答えがありましたが、たしかに私どもは、全国にまれな石油コンビナートを持っておりますが、そういった大企業と関係のある関連産業の育成が、残念ながら四日市においてはなされておりません。そういった面から、市長の強い御指示を賜わりまして、担当の商工課におきまして、関連産業の育成

の問題につきまして、現在、取っ組みをいたしておるようなわけでございます。できる限り四日市で生まれるものを使った、いわゆる二次、三次の製品を市内で生まれさすことにつきまして、現在、努力をいたしておる次第でございます。

それから、農業政策の問題でございますが、一番の問題の農家の体質改善の問題でございますが、私ども、これは、農業の体質改善をはからなければならぬと、こういうふうに考えております。

御承知のように、将来の日本の農業の変るであろうという姿をながめてみますと、労働力が不足するであろうということ。それからまた、農産物の需要が大きく変化をするであろう。米麦中心主義から畜産製品に移るであろう、あるいは果樹が伸びるであろうということ。それからまた、貿易の自由化って問題が、これは、避くことのできない問題でございます。こういった諸問題を抱えておりまするわが国の農業でございます。

しかし、農政の基本理念は、御承知のように農業と他産業との格差是正、これが農政の基本理念であろうと思います。こういうことから、国におきましても、農業基本法を実施して、改善に邁進をいたしておるわけでございます。

それで、私どもは、この問題を解決いたしますこと、また、農家の体質改善、農業の体質改善等につきましては、やはり国が使用いたしております農業基本法に基づきましての諸施設を進めていくのが妥当であろう、適当であろう、こういうふうな考えから、三年間にわたって実施いたしておりますのが、農業構造改善事業でございます。これは、本年度で一応終局を見ますが、帰するところは、四日市のように兼業化の非常に激しい都市におきましては、農業だけに閉じこもって、他産業従事者と同じような所得をえていこう、所得の均衡をはかろうということは、これは、至難な問題でございます。たしかに、経営を拡大いたしまして、農業のみで他産業従事者と同じような収入をえることのできる農家もございますが、四日市市内九千四百の農家全体を見ました場合に、都市の発展に従いまして、兼業化

率、それも、才一種兼業から才二種兼業に非常に大きく移行をいたしております。そういうことは、やはり兼業収入によって家計をまかなっておるということにほかならぬわけでございます。

しかしながら、私どもは、農業経営によってこの農家経済をまかない、他産業と均衡のとれた所得をとることができうるような農家に対しましては、農業の経営改善をおすすめいたしまして、こういった農業だけで、いわゆる所得を、経営を上げていっていただくことにつきましての施策をいたしております。たしかに、基本的には、農業生産基盤を整備いたしまして、その上に農業の近代化をはかるというのが、本旨でございます。農業構造改善事業に従いまして、こんごにおきましても取り組んでまいりたいと思います。

それから、農道の問題につきましては、市長からお答えがありました。私ども決定はいたしておりませんが、たしかに、こんご、農業構造改善の問題で申し上げましたように、土地基盤の整備をいたしまして、経営の合理化をはかりますのには、農業、区画整理、そういったものに大きく踏み切りをいたさなきやならぬ時期がまいっておりますので、お答えの点につきまして、進めてまいりたいと思います。

それから、最後の河原田干ばつの問題でございますが、これは、過般の議会でも、酒井議員から御質問をいただき、御指摘を賜わりましたわけでございますが、その後におきまして、私どもは、あの河原田干ばつが、内部川から取水をいたしております。もちろん、去年から引き続いて異常干ばつでございますので、流水の不足は御承知のとおりでございます。とくに、あの地域は、早植地帯でございますので、早植えの場合に、いわゆる河川から取水いたしますことは、問題点がございます。

それで、根本的な対策といたしまして、あの地域に井戸を掘りまして、機械揚水によってこれを解決しよう、こういうことで、農林省出先機関と話し合いをいたしまして、ほゞその見通しをつけております。すでに、農林省のヒヤ

リングが終っておりますので、この計画内容等につきましては、耕地課長のほうから申し上げたいと思います。

以上でございます。

〔耕地課長（奥村仁人君）登壇〕

○耕地課長（奥村仁人君）　ただいまの河原田干ばつの問題でございますが、産業部長がお答えいたしましたんですが、技術的な問題点のみにしぼりまして、お答えをいたします。

従来、河原田地区は、内部川の四カ所の頭首工から取水しとったんでございますが、これが、年々渇水量が少なくなりまして、必要な量をまかなうことができぬようになりましたので、今年度の農政局のヒヤリングに出しまして、四十年度施工の団体営事業で、機械揚水四カ所をやらしていただきます。

これの内容でございますが、事業費が九百八十万でございまして、国費・県費合せまして七〇％いただきます。当地元が、市費もそれに入りますので、七五％の補助金となりまして、地元か二五％でございますので、二百四十五万円の地元負担ということになります。あの地区が百七ヘクタールでございますから、二百四十五万円の、反当二千円ということになります。反当二千円の地元負担で、将来、用水の不足は解消できるということになるんでございます。

いずれにいたしましても、私ども技術的な立場で、被害を最少限に食いとめて、また最良の方法で地区に受益するように研究をした結果が、このような機械揚水という形で出てまいりましたので、この河原田四地区の北側、南側、貝塚、内堀、この四地区の用水問題につきましては、来年行ないます機械揚水のこの工事を御期待いただきまして、事務的な説明でございましたですが、御了解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（錦安吉君）　暫時、休憩いたします。

午後四時二十分休憩

午後四時三十七分再開

○議長（錦安吉君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

税務部長。

〔税務部長（園浦和巳君）登壇〕

○税務部長（園浦和巳君）　中小企業対策及び農業対策として税の面で軽減措置を講じておるか、ないしは講ずる考えはあるかという御質問でございますが、四日市市独自の軽減ないしは免除の方策は講じておりません。

なお、農業問題の中で、固定資産税が高くて払えられないというお話がありましたが、特別な方からのお申し出でございましたならば、検討さしていただきますが、一般論としてこれを軽減する考え方はございません。

〔教育委員長（杉浦酉太郎君）登壇〕

○教育委員長（杉浦酉太郎君）　塩浜中学の移転の問題について、お答えいたします。

御質問にございましたような、学校環境としては好ましくないことは明らかでございますので、移転の問題は、早晩起こる問題だと、かように思います。われわれのほうといたしましても、塩浜中学だけでなしに、塩浜地区におきましては、御承知のように塩浜小学校もございまするし、また、三浜中学もあるわけでございます。

その三つのさしあたり移転ということを考えまするとさて場所はどこにしたらいいか、いろいろ考えられる場所もございましようけれども、あまり近くてもやはり公害という考えから申しますと、相当遠距離でなければならぬということも考慮しなければならぬように思います。そういたしまするとまた、学区の関係もございまするし、また、通学の途上における危険ということも考えなければならぬでしようし、また、学校用地の購入その他学校建築の予算的な措置ということも考えまするとただ一つだけを取り上げてどうこうということには、早急にはいきかねるように考えます。

この問題は、教育委員会といたしましても、市当局の財政的な面もございますので、そのような見地からひとつ根本的な対策を早急に立てまして、具体的に手を打っていきたいと、かように考えております。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君　いろいろお答えいただきまして、時間の関係であと一点くらいにしぼりたいと思っておりますが、先ほど市長が、塩浜のあのようなタンクのその許可をしたことはないというようなことをお話がありましたが、消防法の第十一条に、市長がこのような技術上の基準に適応するものであれば許可をしなければならないと、こういう項目があるわけであります。そこにおいて市長は知らなかったということであれば、まことに怠慢であると、このように私は思うわけであります。

従いまして、これらの問題についても、先ほど私が質問いたしましたことの中にですね、危険物の規制に関する政令の第九条においていろいろと、たとえば学校とか病院とか、そういうところから三〇メートル離れていればそういうものを建ててもよろしいというようになっているわけであります。また、文化財のあるところから五〇メートル離れておればよろしいと、あるいはその他民家であれば一〇メートル離れておれば建ててもよろしいということになっておるわけであります。こういうことを、わが四日市に現実に目の前にそのようになっておるわけでありまして、市長がこのような法を改正していただくように中央に働きかけていただけるかどうかということについて質問もしたわけであります。何メートル離れていれば安心だということは、しろうとでありますのでわかりませんが、川崎におい

ても御承知のように五〇〇メートル離れておっても、小さな規模のものであっても相当な被害を受けておるというように聞いております。

従いまして、その内容、爆発物その他違うと思いますけれども、とくにあすこの場合においては小さなものでなく、もうまさに自分の家にかぶさってくるような大きなものがずらっと並んでおるわけであります。こういうような点について、私は、とくにこれは昭和石油といいますか、個人的に攻撃しては悪いんでありますが、人間性に欠けておると、全く非道であるというふうに考えるわけであります。こういう点に立って、市長も中学あるいは小学校、あるいはそれぞれの先生方が常に苦しんでおられます。また、かわいい子供が避難訓練を練習している。しかし、本来ならば学校へ避難するのがこれはだいたいの常識のようになっておりますけれども、災害等のことを考えていきますと、どこへ逃げて行っても危険であると、こういうふうに校長は申しております。

こういう時点に立って、いつ爆発するかわからないわけであります。あるいは技術上に問題がないといたしましても、川崎の昭石のように運転者の、あるいは何かの原因によってああいう大きな事故が起きておるわけでありますので、早急に、とくにこの塩浜の中学の場合においても土地の価格の問題でまだなかなか折り合いがつかないというようなことも聞いております。ただそのような点だけで、常に多勢の子供あるいは親を苦しめておるようなことであっては、たいへんであると、このように考えるわけであります。従いまして、とくに校舎の移転等については、このもちろん塩浜小学校も、三浜の小学校についても同じでありますが、早急に善処していただきたいと、このようにとくに強く要望するわけであります。

先ほどの危険物の規制に関する政令のことを中央部へ改定案を陳情なり、あるいは意見具申をしていただけるかどうか、この点についてお答え願いたいと思います。

〔消防長（竹内鉄雄君）登壇〕

○消防長（竹内鉄雄君）　お答えいたします。

先ほど市長が申されましたのは、おそらく工場全体についてのことをおっしゃったのではなかろうかと、私考えるのでございます。

お説のとおりに、この本会議でも申し上げましたように、タンクの設置につきましては、市長の許可であります。それを、私が消防長専決事項としてやっておりますので、御存じなかったことと思うのでございます。その点、御了承いただきたいと思います。

次に、消防法及び危険物規制に関する政令の改定について中央に働きかける意思はないかどうかということでございますが、これは、自治省消防庁におきましても安全工学的に検討を加えて、ただいまこれらの問題につきましては、改正機運にあるようでありますが、私どもの消防長で全国的な組織として持っておりまする全国消防長会というのがございますが、この中に技術、法制あるいは財政というふうなことがらを研究する部会がございますが、これらの法制委員会の部会とは別に七大都市と、それから川崎市と四日市市と九つで実際の問題として法律の規定を離れて、実際の問題としてこれらの問題を検討しておるわけでございますが、その検討の結果に基づいて全国消防長会の名において強力に消防庁に改正方を要望しておるような次第でございます。御了承をお願いいたします。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君　先ほどもう一点御質問することを忘れたわけでございますが、いまの消防長のお話はよくわかりました。

ただ、公害問題による患者の治療の件でありますが、現在、入院しておる人の治療費を公費で負担しているだけで

あるか、それとも二十八名ないし百四名の通院している方々のことも治療費の負担をしているのかどうか。それから、入院しなさいというふうにいわれておりますけれども、生活ができないというのでなかなか入院することはできないという方もおるわけでありますが、これらの方々のことについては、どのような考え方を持っておられるかどうか。簡単でけっこうでございますが、これだけ御返答えれば私の質問を終りたいと思います。

〔衛生部長（中山英郎君）登壇〕

○衛生部長（中山英郎君）　お答えいたします。

塩浜病院の現在入っておる十名は、そのまま継続ということでございまして、あとの百四名、ばい煙等影響調査を受けた百四名の人を対象としては、九月以降の入院あるいは通院を見るということでございます。

それから、生活の保障ということにつきましては、私どもの担当責任といたしましては、医療の方面を受けておりまして、ただ考え方といたしましては、一応、厚生部のほうでその場合には生活保護ということを考えてほしいという要望を、横への連絡をいたしております。

以上でございます。

○議長（錦安吉君）　酒井議員。

〔酒井昌一君登壇〕

○酒井昌一君　関連質問でございますが、簡単にさせていただきます。

公害患者の件で、衛生部長にお尋ねしたいことは、化学工場の従業員の中で、相当数の患者がおるわけでございますが、そういう患者を衛生部長が知っていらっしゃるかどうかということと、実は自分の工場であるために上司に申し出ることができない、そうして泣き寝入りしてしまう、相当数おるわけでございます。そういう人々に対してもひ

とつ同じ扱いをしていただきたい、こう思うわけでございます。また、同じ扱いができるかどうか。課長までは知っていらっしゃるらしいんですが、部長までこれが連絡せずして泣き寝入りの状態で、いわゆる四日市ゼンソクに悩む人が私のところへ六名まではきております。そういう点をひとつ御調査願って、そうして同じように、同じ待遇で同じように治療をさしてあげていただきたい、こう思うわけでございます。衛生部長にとくにお願いいたします。

それから、中小企業の金融の関係でございますが、いまの御答弁の中で、非常にばく然とした点があったんでございますが、長期融資の場合を三月とか六カ月では、すでに短期間の融資でございますので、非常に金繰りとしては苦しい、それがために二年とか三年とかいう、要するに長期融資をどう考えておられるか、長期融資をやられる意思はあるかないか。それから、もう一つは、金額の点でございますが、市長は、金額をもう少し広げるとおっしゃったんですが、実は、申し込めば申し込んだんだけはでない、そういうことですから余分に申し込んで、七十万借りたければ百万申し込む、五十万借りたければ七十万申し込むというような、実は状態が続いておるわけでございます。この点を、ヤマかけをして申し込まないようなひとつ政策をお願いしたい。その点、どういうふうに考えておられるか、これは御答弁願いたいと思います。

それから、河原田のことに関してですが、あれは河原田でなくして、全四日市の農業に従事される方々のことを申し上げたいんでございますが、実は、干ばつがあって、そうして非常な損害を受けてからこういうことをやられる。それであっては、損害を受けた人々が気の毒だと思います。だから、市長においてはひとつそういうことのないように、あれは天災でなくして、人災だと断定できるわけです。前もって政治というものは、先手先手と打つのが政治だと、私どもは聞いております。市長においては、そういうふうな政治をひとつ行なっていただきたい。

もう一つ、きわめて重要なことでございますので、市長はよく聞いていただきたいことは、もう少し市長は最高の

目的感、あるいは価値感にたって政治を行なっていただいたらどうか、といいますのは、いつも御答弁の中でよその都市に比べてうちはこうだ、平均に比べて四日市はこうだといわれますけれども、あくまで平均は平均であって、最高の施策をやっておる都市があるわけでございます。その都市を目標として、ひとつ市政をやられたらどうだろうか、こういうふうに思うわけでございます。よその都市に比べてうちはいいんだという、そういうような念仏的な、あきらめ的な自己満足でなくして、どうか一番よく行なわれている政治、あるいは消防の問題にしても、日本でどこが一番消防施設を行なわれているだろうか、その都市を目標として四日市の消防を充実していただきたい。中小企業も農林対策も、公害問題に対しても、いろいろそういう手を打っていただく、それが最高の目的感であって、最高の価値感だと思うわけでございます。

それから、いやなことを申し上げるようでございますが、市長は、現在の情勢に照らして忘年会とか新年宴会を廃止する意思がないかどうか、といいますのは、現在、こうやって私どもが議事を重ねている間に、中小企業者には続々と倒産しております。現にけさ、私のところへ私の関係の商売でございますが、大きい金物問屋がつぶれたという報告もまいりました。それから、四日市ゼンソクに悩む人も、こうやっておる間にも一人でも二人でもあるわけでございます。そういうふうな見解から立って、しかも水道の値上げというような重大なそのときに立って、どうかそういう、いわゆる市民から見れば無駄使いではないかといわれるような忘年会、あるいは新年の宴会、そういうものを市長としては、四日市の市役所の内部において、外交事例は別でございます。そういうふうなことに対して取り上げるかどうかという意見があるかないか。現在の情勢に立ってひとつお考え願って、そうして御回答願いたいと思います。

〔衛生部長（中山英郎君）登壇〕

○衛生部長（中山英郎君）　事業場内における従業員の医療ということについて、御質問がございましたが、私の把握しておりますのは、影響調査の町名、町名と申しますか所在地主義で、どの町にどういう症状を持った人がどういう名前で幾才の人がおる、という把握でございまして、会社別の区別はいたしておりません。百四名の中に、いずれはわかっておりますが、私の手元にある資料は、住居別の、症状別の資料でございます。

それから、ただいま発言中に、工場従業員の中に泣き寝入りということがございましたが、私の見解からもってすれば、その方は工場内の衛生管理は企業主体が責任者でございます。工場には衛生管理者もおるはずでございますし、工場内の安全衛生については、工場主が責任であり、しかも経済的な負担につきましては、健康保険に入っておりますので、泣き寝入りする必要もないし、またするはずもないと、こう考えます。なにか具体的に、とくに事業場に申し出でるという具体例かございましたならば別個に伺いまして、善処いたしたいと、このように考えております。

〔商工課長（小西忠臣君）登壇〕

○商工課長（小西忠臣君）　長期融資を考えるかどうかということでございますが、貸付制度はいろいろございますので、いま御質疑がありましたのはどの面をいわれているのか、ちょっとあれなんですが、市の保証委員会を指しておるんだと思いまして私――。市の保証委員会は、運転資金が六カ月でございまして、設備資金は二年以内でございますので、二カ月、三カ月はないんでございます。

なおまた、そういう先ほども市長あるいは部長からも申されたように、期間の延長につきましては、保証委員会には市会議員のほうから二名、委員会に出ておられますので、よくこの趣旨を事務局といたしまして、お声をお伝えして検討したい、こう思っております。

それから、融資が申し額のヤマかけがあるかどうかは、私よくわからんのでございますが、これはやはり申し込ま

れているものの実情調査をきちっとやっておりますので、ヤマかけておられるか、おられんかはきちっとわかるわけでございますので、どうかよろしくお願いします。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君）　よその都市に比較してどうだとか、平均してどうだとかいうようなことをいわないで、何事でもひとつ日本一の最高峰を目指して精進をして、そうして四日市の真面目を発揮すべきであると、こういう御趣旨のように思うんでありますが、至極お説のとおりであります。

私は、なんでも四日市をひとつその、どの場面におきましても最も日本のうちでは秀れた都市であると、従いまして、その個々のやることにつきましても、高水準のところをやらしていただきたいということが念願でございます。従いまして、それらのことを実現するためには、空手空拳ではいけませんので、やはり実力を備えてやることでなけりやならぬと、こう考えますもんですから、従いまして、実力を持つ要素というものをつくり上げつつ、このことを実現しようと努力しておる次第でございます。

決して何々に比較していいんだから、それでもう十分じやないかというような考えは毛頭持ちません。私の性格からお考えくださいましても、おわかりのことと思いますから、きわめて高水準のところにあらゆる場面をもっていきたいということに、一生懸命やらさしていただくつもりであります。

それから、こういう時期であるしするから、忘年会とか新年宴会とかいうことを慎しめということでございますが、市役所といたしましては、別に忘年会とか新年宴会というようなことをもったことはございません。儀礼的で、どうしてもやらなきやならぬ場合はございますが、市役所がそういうようなことをやったりするようなことはございません。個人個人で皆さんが懇親会をなさることは、これはどうもしようがありませんが、だいたい市長はそういうところへその好んで出た場合は、もう就任以来、一度もございません。だいたいそんなことにはもう飽きはてた男でございますので、ちょっとも行っておりません。従いまして、えらい失礼ないい分でございますけれども、就任以来大いに庁内の空気も、私は変ったことと思っております。この点は、あなたのおっしやる御趣旨のとおりでありまするので、きわめて謙虚な態度で進めていきたいと、こう思っておるような次第でございますが、万一にもどこかでお目障りの点があったり、お聞き及びの点がありましたらどうぞ市長におっしやっていただきたい。市長は、そういう方面につきましては、きわめて厳正であります。どうぞその点につきましては、この上とも御指導をいただきたいと存じます。

〔酒井昌一君登壇〕

○酒井昌一君　公害患者の件でございますが、衛生部長のおっしやるように、泣き寝入りしておる人をこれから連れてまいりますから、よろしくお願いいたします。

それから、商工課長のお答えの中に、二カ月という話があったんですが、二カ月と私は申したかどうか。議事録を一ぺん調べていただきたいと思います。三カ月ないしは六カ月と申したはずです。

それから、長期は設備資金であって、設備資金なら二年くらいはあたりまえのことであって、設備資金でない金融を二年ないしは三年借りたいのが零細企業者の真意です。その点をひとつ、よろしくお願いしたいと思います。

それから、市長もおっしやったように、忘年会、新年宴会私は出ないとおっしやるけれども、出なけりや出ないでけっこうです。けっこうですから、こういう際でございますので、ことわざに「李下に冠を直さず」とか「瓜田に履を納れず」ということもございます。そうして、水道値上げの問題も、市民の間にけんけんごうごうの声がやがて起こるであろうということも予測される。であるがために、平田市長個人のことをおっしやらずに、どうか全般にそう

いうことをやめようじやないかということを、大政治家である平田市長がおっしやっていただきたい。そのことを要望するわけです。私はこうだから市長は知らない、それじやあまり無責任すぎると思うわけ。私たちは忘年会も新年宴会もなくしてすごすことができます。事実、それを私たちはそれをやっておるわけです。市長自身がやれないわけはないし、また、そういうことを皆さん方に指導されてはどうかということを申し上げたんであって、市長自身がそうせろとかこうせろとは、そのことは申し上げない。その点をおくみ取りくださって、政治は先手を打つ、先手を打つことが政治でございます。ですから疑われないように、人に。市民の人々の感情を害しないように、そうして正しいことをりっぱにやっていく、その勇気を市長に持っていただきたい。これを要望して、私の質問を終ります。

○議長（錦安吉君）　以上で、一般質問は全部終了いたしました。

この際、本日の会議時間は議事のつごうにより午後九時まで延長いたします。

暫時、休憩いたします。

午後五時七分休憩

午後六時五十七分再開

○議長（錦安吉君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第　二　議案第百四十二号「昭和三十九年度四日市市一般会計補正予算（第四号）」ないし日程第十九　議案第百六十三号「工事請負契約の締結について」

○議長（錦安吉君）　次に、日程第二、議案第百四十二号昭和三十九年度四日市市一般会計補正予算（第四号）ないし日程第十九、議案第百六十三号工事請負契約の締結についての十八議案を一括議題といたします。

御質疑がありましたら、御発言願います。

藤谷議員。

〔藤谷祐一君登壇〕

○藤谷祐一君　議案第百四十二号一般会計予算の中で、第二款の総務費のページを御覧願います。

第一項の総務管理費ですが、八に弁護人報償金三十万円、続いて第六項に財産管理費八弁護人の報償金二十万円、もう一つ同じ管理費の中で二十二補償補てん及び賠償金二百六十六万五千円、この三つの中で、一番目の三十万円には説明がありません。市長の説明の中には、いろいろと説明が出ておりますが、一番上の三十万円については説明がございませんし、一番下の二百六十六万五千円にも説明がございませんが、二十万円の弁護人の報償金の中には、久保村木材と市の賃貸契約の関係で問題がありました住友林業の関係の裁判とかそういう費用の問題と思いますが、これは去年ですか故林総務部長が在任当時、この問題については、市の、われわれ建設委員会におきましても、また総務委員会におきましてもこの問題を重視いたしまして、早期に解決すべきであるというので、いろいろ御苦労願ってこの問題の根本はあくまで久保村木材が市から土地を借りておって、住友林業に転貸、また貸ししたと。住友林業はあくまで市とは直接には何の契約もなし、また賠償の責任もないし、問題の市との取り決めもないんだという説明がございまして、あくまで久保村さん自身がこれを解決いたしますと、責任をもっていたしますと、市には御迷惑かけませんという御説明がございましたが、きよう、故林総務部長がおられん現在において、また、この問題は住友林業と市と争うと、このために弁護人がいるんだということで出ておりますが、ちよっとこれ不思議に思いまして、故人をけなすのではございませんが、その解決は引き続いて市の方針としてやってよいと思いますが、林さんがおられん

から、また出てきたとはちよっと解せません。

才一番の三十万円の弁護人の報償金は、これはちようど一年間のいわば市の行政に対する、また、問題に対する御相談役と思いまするが、これも説明がございませんから、どうして出したんだと。一番しまいの二百六十六万五千円につきましては、ちよっとこう、一つは賠償金、名前いいますと賠償どいう名前、一つは補償と、いわゆる天と地との違いですが、これは説明がございません。説明はどういうぐあいにしたということを、簡単でよろしいから御説明願います。

〔総務部長（平井清三君）登壇〕

○総務部長（平井清三君）　ただいま御質問の総務費の才一項の総務管理費の三十万弁護人報償金、これは今回の港湾問題につきまして、顧問弁護士にいろいろと御相談申し上げておりますので、その報償金をお願いしたものでございます。

それから、才六項の財産管理費の報償費二十万円弁護人報償金、これにつきましては、市長の提案説明で申し上げました住友林業と四日市製函から訴訟が起きておりますので、それに対する弁護人の報償金でございます。

それから、同じく節の二十二補償補てん及び賠償金二百六十六万五千円補償金、これも市長提案に申し上げておりますように、四日市警察署待機宿舎用地として河原田地内の市有地九百四十五坪を貸し付けするに要する、土地空け渡しに要する経費でございまして、先月の十三日の全員協議会で御了承をえたものでございます。

〔藤谷祐一君登壇〕

○藤谷祐一君　もちろん予算に計上された問題でございますので、よく調べてあって、そういう落ちはないと思うんですが、ただ説明がある場合には非常に詳しく出ておるし、あるものはあまり詳しく出ておりませんので、ちよっと

聞いたんですが、そういう港湾管理問題についても弁護士とよく御相談願っておると。私ども解釈しておるのは、顧問弁護士は常に市の行政なり、または財産権の問題なり、そういう問題については、御相談申し上げており、また、それに対する報償は、当然、予算に組まれて出してあると思ったので、特別こういうことに出てくるとは思わなかったので御質問申し上げました。

それから、一番最後の二百六十六万五千円については、ちよっと説明がはっきりしておらんので、河原田の警察住宅の問題は聞いておりますが、これは説明とはだいぶ離れておりますので、予算説明にはそれは載っておりませんでした。それで、お伺いいたしました。

それから、才二項の問題の、住友林業の問題は、もちろんそのとおりでありまして、予算には問題はございませんが、いきさつはちよっとおかしいので、これはすでに解決ずみの問題であり、いまじぶん弁護士を頼んでやる問題じゃない。市がそれを調整する問題じゃないと、私どもは思っております。私ども委員会といたしましては、また、総務委員会におきましても、十分説明を受けまして、絶対市のほうにはそういうことは引き受けられん、これは久保村木材と直接関係があり、久保村さん自身が解決いたしますという、自治会長自身がこうはっきりいうておりますということを聞いております。そういうことを聞いておったので、いまさらこういうことが問題になって、市がこの訴訟を受けたということについては、ちよっと納得がいきませんので、さらに御質問申し上げます。

〔総務部長（平井清三君）登壇〕

○総務部長（平井清三君）　住友林業との関係について、その後の状況を申し上げます。

昨年の十二月の議会におきまして、久保村木材と市の土地の交換の御決議をいただきましたときに、円満に解決するように努力せいという要望がございました。それに従いまして、私どもといたしましては、久保村木材と再三再四

にわたりましてあっせんの労を取ったわけでございます。しかし、それだけでなくて、また、この住友林業に久保村木材のほうと関係の深い板硝子のほうにも御協力をお願いしまして、いろいろとあっせんに力を尽したのでございますが、なかなか了解点に達しなかったんでございます。

そこで、六月に入りまして、どうも話し合いがつかぬ、風でも入れたらどうかということで、一応、話をそこで中止したんでございますが、これと前後しまして住友林業と四日市製函のほうから六月の八日の日に、市の監査委員のほうに住民監査の請求が出ました。その要旨は、市は久保村木材に対して住友林業の使用いたしております土地については、所有権の移転の手続をすることを制限または禁止する措置を取られたい、と、こういう趣旨のものでございました。

監査委員のほうでは、そのことにつきまして慎重に監査をされました結果、八月の一日にこの監査請求は、地方自治法の二百四十二条に規定する住民監査請求に該当しないものであるから却下すると、こういう決定をなされたんでございます。

その後、八月の二十九日に至りまして、住友林業と四日市製函のほうから津地方裁判所の四日市支部に対しまして訴状が出されました。その内容は、市は久保村木材に対し住友林業の使用している土地の所有権の移転をしてはならない、と、こういう趣旨のものでございます。

この訴状に対して、弁護人の報償金をお願いしたものでございます。

で、この私どもの見解としましては、この訴訟は地方自治法の第二百四十二条に基づく監査請求の不服の訴でございますが、住友林業は四日市市内の住民ではない。また、四日市製函は訴訟の権利保護の利益を有しない。だから本訴には関係ないんだと、こういうような見解を取っておるような次第でございます。

〔藤谷祐一君「了解」と呼び、「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦安吉君）　訓覇議員。

〔訓覇也男君登壇〕

○訓覇也男君　水道料金の問題について質問をいたします。

議案第百五十九号。まず、水道事業の公益性ということについて、どのように考えておられるのかという点でございます。あるいは、どのようにいままで公益性というものについて実施してこられたかという、その点でございます。一例を申し上げます。私の知っておる例でございますが、少なくとも長く住みついたところは、水の便利なきれいなところであります。鎧の都に住みついた人たちが、農地を求めて進んで行ったでありましょう。地区は、いま最も新しい考え方で建てられた鉄工団地の横でございます。最近、急に水が出なくなりまして、ところがそこで水道を引く話になりました。

本管を引く本管代が一万九千五百円でございます。それを負担するかしないか、出せる出せないという話で、住民の人たちが毎晩々々寄って相談をしておったそうでございます。しかし、毎年々々水の量が減り、いつも冬ごろになるとここ二、三年は枯れてきたという話でございますが、ことしはとくにひどい。そこで子供を産んだ家庭で、奥さんが毎朝外に出て、きょうは雨が降らないかと見ておるという話を聞きました。その訴えを聞いて、私は、きょう水道局にお願いして水を持ってきてもらうようにお願いいたしましたところ、すぐタンクで運んでいただき、さらに共同せんを引いていただいて、なんとか一週間ぶりに風呂に入ることができたという喜びでございました。おかげでいままでいろいろ矛盾を感じていたその人たちも、これだけの誠意ある御努力によって一万九千五百円、本管代を払いましょうという話になったそうでございます。

さて、本管代を納めてすぐなんとか、年末まで、正月に間に合うまでにひとつ水道引いてくださいということになりました。見に行きましたならば、鉄工団地へ引いてある本管がすぐその人たちの軒の下を通っておるのでございます。これでは、いくら計算、理屈がたつとはいえ、目の前に本管が通っているのに、一万九千五百円を全部プールした値段として出さなきゃならぬということについて苦情があるのは当然だと思いました。さらに水が枯れて飲み水に困るという、そういう人たちの君情ももっともであろうと思いました。

そこで、こんどは引っ込みの問題になります。さらにそこに一万円とか二万円とかかかるわけでございます。道路よりも奥地のほう、遠いところのものほどたくさん金がかかります。貧乏人は、いい場所に住めません。比較的、一般的にいって本管が道路から遠いところに住んでいるものは、それだけ低所得者層が多いでしょうし、引っ込み線の金もよけいいるわけでございます。しかし、それらの人たちは、そこに水がいいところとして住みついて、いまこのような現状になったことについて、いろいろ考えておるわけでございます。私も、たいへん考えさせられました。

一方、世界の七不思議の一つといわれている日本が、工業用水に公費負担でやっておる。少なくとも営業用の水、営業用の水が税金でまかなわれていて、しかもその水が公費でまかなわれていて、しかもその水がきわめて安いというそのことは、日本の高度の経済の成長のために役立ったでありましょうし、われわれは、その問題についてとやかくいいませんけれども、世界の常識として工業用水の事業がそのような事業に理解されているということは、世界の七不思議の一つだといわれております。

すぐ近くの鉄工団地におきましても、なるほど負担は十万円かそこらかかっておるそうでございますけれども、一軒のうちが二万円近く、さらに引っ込みにもう一万円も二万円もかかるという、こういう現実でございます。しかもいま水がなくて困っておるという、そのような世の中に移り変ってきたという現実でございます。

このようなことをいろいろ考えさせられたときに、いったい、こんどの提案については、御説明が企業性の問題について詳しく御説明がございます。百二十円から百六十円になるから家庭の負担は大したことでないと、たしかにそのとおりでございます。そのほかいろいろ物価が上ってくるとき当然だ、たしかにそのとおりでございます。企業についての御説明は、りっぱでございます。しかし、しかし公益性ということについて、公営事業ということについてわれわれはどう考えたらいいのかということでございます。その点で思い悩んでいるのでございますが、市といたしましては、この公益性ということについてどれくらい力を入れて考え、あるいは考えてやってこられたか、将来考えてやっていかれるか、その辺のところを御説明をいただきたいと思います。

ついでに才二点、本管を引くときに負担金がかかるという問題でございますが、過去十年くらいの間に事業を拡張するときに、その受益者からどれくらいの負担金を取ってこられたか、そのことをお伺いいたしたいと存じます。理由は、事業拡張のために、市から、一般会計から出してくれるその余裕がない状態であるので、水道使用者が負担する料金収入をもって充てるほかはないという御説明もあるのに関連いたしまして、先ほどの公益性の問題の一例と関連いたしまして、事務的な問題でございますが、ひとついままでの総自己負担の額をお聞かせいただきたいと思います。

〔水道局長（山本文雄君）登壇〕

○水道局長（山本文雄君）　才一点の公共性について申し上げます。

私たち水道をあずかっております者は、御承知のように地方公営企業法と水道法と二つの法律をもとにいたしまして運営さしていただいておるわけでございますが、この地方公営企業法の中味を見ますと、企業性を非常に強調しながらも、一方では公共性をうたっております。

御承知のように、企業性と公共性というものは、全く相反したような性格を持っておりますが、水道事業担当者としましては、それをうまく勘案しながら事業が円満に遂行されるようにもっていくということが使命でなかろうかというふうに思うわけでございます。従いまして、一応、企業性を十分発揮するためには、仕事の内容につきましては十分合理化をはかりまして、生産原価と販売単価がちようどバランスするような方向に持っていかなければなりません。また、公共性の面につきましては、できるだけ市民の方から上水の引っ込みの申し出を受けましたら、水道法にも申しますように、これを拒むことができないということになっておりますので、その線に沿わなければなりませんが、やはり企業性のことを考えますと、おのずから限度があろうかと、こう思います。

水道協会という財団法人がございまして、この協会で各全国の水道事業体がいろいろな面につきまして討議を重ねるわけでございますが、この点がいつも問題になります。具体的に申しますと、新らしく水道管を引く場合におきましての地元の負担金と申しますか、負担金条例がございませんので、寄付金ということになるわけでございますが、それの取り方につきましては、各市まちまちでございまして、その市の水道事業の経営状況、財政状況等によりましていろいろまちまちでございます。たとえば名古屋市におきましては、かりに配水枝管から約一〇〇メートル離れたところに既設の部落がございまして、その部落がかりに十戸と仮定いたした場合、十戸の一カ年に使われます水を予想しまして、それの水道料金を算定いたしまして、その分だけを水道局が持ちまして、あとは地元の方に御負担いただいておるという例もございますし、本市のように一戸二メートル五〇、先ほどの例で申しますと十戸でございますから二五メートルを水道局が持ちまして、一〇〇メートル距離があるとしますと、七五メートルを御負担願っておると、こういう例もございますし、また、ほかの市におきましては非常にきびしい、全部受益者のほうでお持ちいただくところもございますし、また、水源が相当豊富に水量がございまして、鐘や太鼓で水道を引いてくれというような

市におきましては、率先して財政の許す限り全部を持っているというような市も、まちまちでございます。

公共性を十分発揮するためには、全部持つのが当然かとも思いますけれども、先ほど申しましたように、企業性を発揮しなければならない、あるいは水源になかなか需要量が多くて、水源の開発だけで非常に追っかけられまして、十分な水量を皆さまの台所まで届けられないような状態の市におきましては、そういうふうなことをそれぞれの市の特殊条件としまして、内規のような恰好でそれぞれやっておるのが全国の実情でございます。

一番いいあり方としましては、そういった御希望の地点に水道局自体の費用で持っていきましてやって、なおかつ企業性が発揮できる状態であれば一番いいわけでございますが、どこの都市もなかなかそういう理想的な姿にはなっておりません。残念ながら、四日市市の水道局につきましても御承知のとおりでございまして、その点はまことに相すまないと思っておる次才でございます。

なお、これは既設部落に対してでございますが、営利を目的といたしました新らしい団地、そういったものができる場合につきましては、全部、その団地に行くまでは全部持っていただいておりますし、あるところでは、水源の設備費の一部も持っていただいておるのもございますし、営利を目的としてはいないけれども、新らしく団地を作る会社の社宅、そういったものにつきましても、できるだけそれに必要なパイプの長さについては、ほとんど持っていただいておると、こういうふうないろいろの段階を、一応、内規的につくっております。

この点につきましても、できるだけ公共性を発揮するためにも、逆ないい方ではございましようけれども、現在の水道料金をさらに上げさしていただくことによりまして、ある程度の余裕が出てきたものをこの方向に多少なりとも振り向けることができるんじやなかろうかと、こういうふうに思っておる次才でございます。

なお、その他百二十円が百六十円になることは、決して高いとは思っておらないというありがたいお話もございま

した。そういうことになりましたなれば、その他の老朽管あたりも逐次改修していきたいと、こういうふうな気を持っております。

公共性につきましても、あらましのお話もいたしましたし、地元負担につきましてのお話もいたしましたが、なお不足しておりますところは、次長からまた答弁いたします。

〔水道局次長（滝伝之助君）登壇〕

○水道局次長（滝伝之助君）　訓覇議員の、負担金はいままでにどれくらい取ったかという御質問にお答えします。

水道局の会計では、負担金の場合、あるいはそれを自己資本金と借入金と、負担金の場合が厳然と出ておりますので申し上げますけれども、これは昭和三十三年の四月一日からの合計でございます。それまでの分につきましては、官庁会計から移行されましたので、自己資本金に入っております。

で、この負担金として七年間に私のほうにちようだいしております分は、千二百五十六万一千八百八十七円がこの四月のあれでございます。そのほかに、七千九百九十八万四千八百八十四円という寄付金がございます。これは寄付金と工事負担金とに分れておりますが、明らかに水道局にいただきました負担金の合計でございます。で、この寄付金と負担金と二つに分けてございますが、この寄付金の中の大部分のものは非常に安い山の中に団地をこしらえまして、そこまで水を持ってこいというような場合が出てきたのがみゆき団地、あるいは合成ゴムの団地、松下電工の団地こういう団地でございます。

これは、現在の水道加入者の金でもってそういうところに入れることはできませんので、御寄付を願ったということで、全部向こうに持っております。

それから、工事負担金が千二百五十五万一千八百八十七円と、こう申しておりますが、この分が既存部落あるいは

臨時に遠いところへ作られましたような、水道管のないところへ作られましたような方に持っていただいた分でございますが、この負担金の三分の一くらいは水道局が持っております。で、この水道局がつぎ足した分は、あるいは水道局が全部つぎ足さなければならないのかもわかりませんけれども、これにつぎ足しました分といいますのは、そこからあがるであろう水道料金で三年ないし五年、あるいは場合によりましては十年くらいで回収のできる範囲で投資さしてもらっております。

その、負担金を出された人の持っていただいた分には、現在の給水戸数の人に御迷惑のかからない本人さんの便宜料として、御寄付を願ったような形のものでございます。

〔訓覇也男君登壇〕

○訓覇也男君　公益性あるいは公共性ということが、事実上どういうことかよくわかりません。どうやら、水道を引く本人に金をかけさせないで引いてやるというようなことにあると理解をしますが、しかもそれが水道料金でやられるということについても困るので、千二百万とか、あるいは七千万とかいう金をいままで受益者のほうから取ってきたと、こういうことでございます。

そこで、市長にお聞きをいたしたい。

予算は、あるといえばあるし、ないといえばないわけでございますが、少なくとも一方では営業用の水が安く売られ、営業用の施設が税金で大部分まかなわれていっているというその現実をあの八郷地区の人たちは、まのあたりに見ております。しかし、そしてなおかつ先祖が求めた水が悪くなって、いま水に困っているというそのときに、この年の暮れに二万円、三万円、四万円という金を出さなければ水がもらえないというこのことは、いったいこれは公共性があるのか、公益性のある事業だというようなことは、その人たちは考えるわけにはいきません。

そこで、市長は、なんとかこういった事実もあるが、そこで一般会計から、このきわめて重要な公共性ということを考えて、なんとか処置をしていきたいというお考えはできないのか、そういった事実に照し合せてもう一度この公共性ということの裏付けのために、一般会計から考えていくというようなお考えはお持ちにならないかどうか、お聞きをいたしたいと思います。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君）　公営企業のこの精神でございますが、さいぜんも申し上げたんでございますが、もう一そうひとつ御理解をえますために申し上げたいと思います。

地方公営企業法中の第十七条の二項と第十八条につきましては、すでにもう提案理由の説明にもございますとおり、一般会計から水道会計への繰り入れ、これは補助を意味しますが、この繰り入れにつきましては、その水道事業の現行水道料金が著しく高価、たとえば基本水量十トンあたり四百円も五百円にもなって、さらに赤字予算となり、値上げをせねばならぬ場合の、そういうときの場合や、それから災害発生の場合や、その水道事業が企業会計でやっていっても著しく小規模で――、別の表現をしますと幼稚ということばが使っておりますが、小規模であって、当分独立採算の可能性がない場合等に限って一時的に資本支出にのみなされる処置があります。また、第十八条の「出資を行なうことができる」ということは、たとえば将来計画実施に当って十年の将来を見越した先行投資に対する施設費に対しまして、その分まで企業会計で採算を取ることがむずかしい場合について、一般会計から出資するものであり、この場合は、出資でありますからあくまで一般会計から水道会計にその資金を貸すのであります。翌年度以降から適正な年次計画で、一般会計に返済をすると、いわゆる一時借入金を指しているものでございます。

で、全国の水道事業の実例を見ましても、公営企業法の趣旨から申しましても、繰り入れについても、出資についてもほとんど見当りません。

なお、三十五年当時におきまして、第二期の拡張工事計画を本省に認可申請をしまする際に、その収支計画までは三十八年十月に二割料金値上げをせねばならないこととなっており、これを議会に十分に御説明を申し上げ、御了承くださって事業認可を受けたわけでございます。

本市の水道事業は、おかげさまで水道開発をいたしまして、水源に水が出ますと直ちに需要家に水が全部売れるという状況でございましたので、わずかのトン当り利潤でも三十八年度までは黒字になっておったわけでございます。ところが、三十九年度になりまして、本年の当初予算でもお認めいただきましたとおり、千八百万円の赤字となりましたので、全国水道料金の平均が二百四十円の半分である百二十円を、百六十円に上げることが、こんご政府債の割り当てを多く獲得するためにも、また、起債の償還や老朽管の改修等に必要な最小限度の値上げ率で御提案しておる次第でございまして、この辺の事情につきましてよろしく御賢察を願いたいと思いますが、とくに申し添えさしていただきたいことは、わが四日市市の水道の基幹となっておりまする本市内の分につきましても、これは明治時代から受け継ぎました御承知のとおり給水会社の時代のものから発達してきたものでございまするし、また、北部のほうの、富洲原の水道からはこちらのほうへ伝わってきたものでございまするし、南部のほうにおきましては、主として海軍燃料廠のお古をいただいたものでございます。どれを見ましても、ご老体でございます。ようやく昨今になりまして、市の水道らしい事業に取りかかってまいりまして、こんどのこの処置にさしかからなきやならぬことになり、うしろにはそういうものが控えておりまして、もうすでにその間がぼろぼろになって水も通りかねると、場合によってはもう先っちょのほうはちょろちょろしか出てこないというような現状でございまするので、これら矢つぎばやにまたこういうものもかえていかなきやならぬというようなことを勘案いたしますると、まことにこの際、政府におか

れましても公共料金の値上げは抑制したいとおっしゃっていらっしゃるときでもございますし、抑制したいと考えまた、一般会計からのただいまのような繰り入れ、あるいは借し出しのような処置を講じたいと思いますが、それではとうてい負い切っていけないし、また、水道事業の本来の面目でもございませし　そういうことをいたしますれば、本省のほうといたしましても、こうご四日市が正常なる水道事業に乗り切っていこうという意欲の上にも非常に影響を与えます。

従いまして、このたびのことにつきましては、市民の方々にも多分の御迷惑をかけることは非常に恐縮でございますけれども、どうかこの事業の大局上の見地から進んで四日市は進歩的な政策を取ると、われわれがともどもそれに耐えて、そうして新都市を形成していく上において御協力いただきますよう、とくに御懇願申し上げる次第でございます。

〔訓覇也男君登壇〕

○訓覇也男君　過去、長い間よくもまあこういう料金で水道事業を運営してこられたものだと、当局の方々には深く敬意を表する次第です。

しかしながら、公営とは名ばかりで、むしろ公営という名のもとに人の命をあずかる独占事業として、いままでやってき、さらにやっていこうとしておられるのではないか。私たちは、平和な四日市の町であるならばこういうことも起こらなかったでありましようけれども、急激に変動していくために、そういう原因によってこの水の問題がきわめて深刻になってまいります。そのときに、公営という名をかりて独占事業でやられますことに対して、私は金額のいかんを問わず公営という名を逆に利用されているというふうにしか思えないわけでございます。

最後に、一つお伺いいたします。

いままで無収水量のうち、消防、防火などにどのくらいの量を使ってこられたか。先ほどの例からいいますと、公営企業になってからでけっこうでございます。お聞かせをいただきます。

〔水道局次長（滝伝之助君）登壇〕

○水道局次長（滝伝之助君）　水道局の無収水量でございますが、無収水量は、全国でだいたい六五％くらいの有収水量と、三五％の無収水量が平均でございます。都市におきましては、七五％まで有収水量を取っております。その二五％の無収水量のうちには、九割までが有効水量として金にはなりませんけれども役立っておるわけでございますそうして、この中で消防がお使いになりますのは、昨年度だけで火災に使われましたのが四百八十二トン。それから演習その他で使われましたのが六百三十二トン。だいたい一年に千四百トンないし千五百トンくらいをお使いになります。

で、この分量を金額になおしますと二万七千円から三万円くらいの料金でございます。

〔「関連」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦安吉君）　前川議員。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君　水道局長平田佐矩の説明であれば、ある程度納得したいと、こう考えたわけですが、それにしてもやはりちょっとおかしいところが出ております。

午前中の質疑に引き続きましての発言になるわけですが、非常にまあ市長は上げなきやならぬ点を説明しておられますが、それはあくまで水道企業というものの内容の中においてのみの説明であって、水道企業そのもののあり方をどう考えるかということについては入っておらなかったと思うんです。どういう点をいいますかいうと、先ほどから

訓覇議員がいっておりますように、公共性の問題と企業性の問題、これらが非常にあいまいな形になっておるんではないか。公共性の問題であればですね、市長の提案理由の説明の中にある一つの項目ですが、「全市民が水道を使用していない現況」においてといういい方が出ておるんです。これは非常に考え方が間違っておるんではないかと、なぜなればですね、全市民に利用されるような現状をつくっていくのが公共団体の、地方公共団体の仕事である。これをひとつのやはり大きな理想として掲げて、その目的に向って進めるんでなけりやならぬ。ところがですね、その反対に全市民が利用されてないということは、つまり考え方をですね、消極的に持とうということであろうと思うんです。その点にひとつの大きな間違いがある。

それから、もう一つ十七条の問題が出ておりましたが、この十七条の才二項というのは、どういう経過を経てつくられたかと、こういいますとですね、最初こういう企業法ができましたときには、この才二項の項目というのはなかったはずです。それが途中でこれがつくられた。なぜこういうものがつくられたかというと、企業性のみにおいて強調されたところのこの公営企業法に非常に矛盾が生じてきた、こういうことでつくられておると解釈すべきであると思うんです。従って、そこに書いてありますところの、特別の場合においては一般会計から、あるいは他の特別会計から補助することができるという項目が出てくるわけです。こういうことは、やはり歴史的にこの経過を知る必要があるのではないかと、こう考えます。

それから、もう一つ、この問題の「特別の場合」という解釈ですが、これは非常にむずかしい点もありますけれども、前向きの姿勢で市民にやはり安く供給して、市民の生活をよくしていこうと、こう考えた場合には、先ほど訓覇議員がいいましたように、四日市の現状というのは地域開発によって、非常に社会層が大きく、また、あるいは建設費等にたくさんの費用がかかっておると、こういうふうなことで、よその都市よりも水道事業が非常に困難な条件が

出ておると。従って、これに対して市のほうで解釈して一般会計をそこに繰り入れるという考え方が出てきても差しつかえないんではないか、こう考えるわけです。

それから、訓覇議員のいいましたところの、消防に使う水の問題と、それから消防に使うところの消火せんの問題消火せんが四日市の発展とともに、たくさん作られていくことは、当然のことであるわけです。それが、はたして消防行政の中でこれが扱われておるのか、あるいは水道企業の中で扱われておるのか、その辺のところも非常に問題があるように思われます。ほんとうに企業であるのなら、こういうところでですね、放って置くということはないはずです。かりに一年に消火せん、あるいはそれに付随したところの消防行政に使われる費用が三百万円、かりにあったとします。そうすると、新らしい法律ができてから、この十九年ですか二十年近くの間、もしかりに三百万円ずつが年間に使われておったとすれば、そこで六千万円という金が出てくるはずです。こういうのは、当然、市費から出すと。簡単に考えれば、そういう六千万円が出れば、三十九年度におけるところの二千二百万円という、あるいは二千三百万円というところの赤字というのは、当然、補てんすることができ、本年度においてもそれによって赤字の累計を避けるということもできるはずです。もう少し真剣に問題を考えるべきではないかと思いますんで、この点に対してお答えいただきたいと思います。

「市長（平田佐矩君）登壇」

○市長（平田佐矩君）　専門のことにつきましては、ひとつ水道の関係の者からお答えさせますが、ちょっと私、ふに落ちぬことがありますので、訓覇議員にお尋ねするんですが、公共事業という名にかって独占事業をすると、こういう御思想のように私は承った。これはまあもっともした仰せ方かもしれませんが、独占事業ということは、通常な民間におきまして、こう独占事業というようなことばを使われますが、公共団体において独占事業と、こういわれま

すと、いったいこの法治国でわれわれが寄ってたかって政府をこしらえて、そうして、水道事業はかくあるべきだとこうやってきたことを、そいつをその独占事業だと、しかもその公益という（「議長、発言・・・」と呼ぶ者あり）名のもとに、ということでございますが、これは、もしこういうお考えのもとで、何かこの皆さんにお話を願っておるんだというと、ちょっとこりや事が面倒になるように思います。根本的にこりや事業に関する理念を変えなきゃならぬと、こう思いますので、この点につきましては、私は学問がありませんので、ひとつ訓覇先生にひとつ御教示を聞きたいと思いますが、それからもう一つ、前川議員のごいい分の（「議長」と呼ぶ者あり）平田水道局長と、何とかおっしゃいましたが、どういうことなのか・・・（笑声）と思いますが、まあ、それはさておきまして、全市民が買っていないということ、これよく私もなんですが、水道をお使いにならぬ市民の方もおありなんですね、従いまして、水道をお使いになる方にだけに限定したことなんで、水道をお使いにならぬ方は一文もお納められなくってもいい。井戸水を使っちゃならぬという法律はちっともない。川水を使っちゃならぬという法律はないが、まあ水道を使ったほうが便利だと、その水道事業というものは、やはり公営企業でもってやっていくのが、日本のまあだいたいの建て前だということであれば、こういうコースをたどっていくのが普通の考え方でないかと思うのでございまするが、全市民、全市民でないと、こう区別のことの問題ですが、やはり御負担願う方と、御負担願わん方とがおるという見地から、こういうような考え方が出てくるんだろうと思いますが、どうかその辺につきましても、関係の者から一応説明させますから、よろしくお聞き取りを願いたいと思います。

○議長（錦安吉君）　暫時、休憩いたします。

午後七時五十二分休憩

午後八時四分再開

○議長（錦安吉君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

大島議員。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君　質問いたします。

議案の才百五十九号でありますが、御説明の中に「地方公営企業の財政再建についてとるべき当面の方策に関する答申」と、それが最近発表されて、その答申の中に「今後の赤字を生じさせないためにとるべき当面の措置」、こういう文句を引かれて、いろいろここで説明なさっておるわけでありますが、この点についての考え方でありますけれども、かりに今回上ったとして、また赤字財政になってくれば、「今後の赤字を生じさせないため」と、こういうふうにまた解釈できるわけであります。この点の考え方について、ひとつお伺いしたいわけであります。採算が合わなければ、また、「今後の赤字を生じさせないため」、それがかりに解決いたしましても、またある一定の時期になって、この文を引いてくるようになったならば、この文はいらないのではないかと、このように考えるわけでありますこの文の考え方について、あるいは市当局でこの文をこんごこの水道事業に関することにあてはめてどのようにお考えになるか、その点だけをお伺いいたします。

〔水道局次長（滝伝之助君）登壇〕

○水道局次長（滝伝之助君）　お答えいたします前に、ひとつ水道局からのことを聞いていただきたいんでございますが、市の中には各種の施設がございます。しかし、皆さまの御家庭につながっておる施設は、水道局の施設だけでございます。さすれば、われわれは皆さまの家庭のポンプマンでございまして、水道局の施設は、皆さまの御家庭の

パイプでございます。そのポンプマンが申しますのに、十年前の水道料金ではとても現在やっていけなくなりました現在やっておる拡張のために水は十分ございます。これをお届けするのに改良する費用、現在までに借りてきまして作りました費用を償還していく年が来年度から回ってきたわけなんでございます。この終りが四十三年にまいります水は、また四十三年にございません。それでに四十三年以降のことは、この料金の中には全然計算しておりません。四十二年の終りまでにこれだけの費用がいるという不足分から逆算しまして、この水道料金が計算されたわけでございます。

四十三年になりますれば、もう一度値上げをさしていただかないと四日市の水道はもっていきません。で、四十三年までの水を確保するために今日しましたのは、品物をすでに買ってまいりまして、それをしりぶきをやるわけでございます。

私のほうの水道料金は、四十三年までの計算をもっておりますので、いま、この次、また上げるのではないかという御質問がございましたので、四十三年の暮れには現在と同じような状態でプラス・マイナスになるくらいの料金しか組んでございませんので、そのときにもう一ぺん本案と同じようなものを出さしてもらうつもりでおります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦安吉君）　坂上議員。

〔坂上長十郎君登壇〕

○坂上長十郎君　水道料金の問題が論議されておるわけでございます。

これが発表以来、市民にも相当大きな反響を描いております。私どもも慎重に考えていきたいと、こう思っておるのでございます。

そこで、私の会派におけるところの内容について、話し合った問題についていま一度説明を願いたい。いま水道局次長が概括的にはいったのでございますけれども、こんどの値上げのパーセントをあのようにとられた経緯、いまの話では四十三年までを逆算してこうたといわれましたが、どうしてもあのパーセンテイジが必要なのか、あるいはもう少し数字的のあやがあるのか、できないのかという問題。

才二点。来年の一月一日からという期日を示されておりますが、これに対しても理由があろうと思うのでありますが、どうしてそうせなくてはならぬのかという、その日を定められた経緯について御発表を願いたい。

これは、市民各位にもその内容を了承してもらう必要がありますから、必要だから必要だとおっしやらずに、もっと親切丁寧にその経緯について御説明願いたいと思います。

〔水道局次長（滝伝之助君）登壇〕

○水道局次長（滝伝之助君）　お答え申し上げます。

私のほうの三十八年度の決算のときに、千三百万円の黒字になっております。この黒字は、三十八年以前からの留保資産をもって埋め合せてまいりましたので、三十八年は千三百万円の黒字ですましていただきました。

お手元に配りました資料の八ページを御覧願います。一番上の欄に三十八年度が出ておりますが、その三十八年度の上の欄にカッコ書きしてありますものが決算数字でございます。これに千三百四十五万二千円という黒字が出ておりますけれども、三十八年度の収支だけを見ますと、すでに四百四十五万六千円の赤字になっておるんでございますが、それより前の年の留保資産を入れますので、三十八年はかような黒字になったのでございます。

三十九年度に至りますと、現在の予算が上のカッコの中に書いてございますが、千八百一万六千円だけ赤字になるということを本年度の当初に御決議いただきました。この千八百一万六千円の赤字も、千八百一万六千円分だけ経費

をちぢめれば黒字に変ります。けれども改良費の点におきまして三十七年度までは平均の四千五百万円から五千万円くらいの改良費を加えまして、皆さんに水をお届けしておったのでございますが、三十八年度にはこの中の改良費が三千百四十一万五千円に下っております。と申しますのは、これだけの改良を加えないと、市民のサービスに欠けるからでございます。

ところが、三十九年度にいたしましては、もう二千五十万円しか組むことができませんでした。この二千五十万円の改良をしていかないとサービスに欠けますし、この改良費を入れるがために千八百万円の赤字が出てきたわけなんでございます。と申しますのは、三十八年度には改良するような費用がもうないんだと、その費用はほかの費用で、人件費であり、電力費であり、あるいろ薬品費であり、すべている費用でございまして、改良費の増減によりましてこの決算の数字も非常に変ってまいります。

ところが、本年度は情けないことには、平年の半分以下の改良費でここまでもってまいりましたが、昭和四十年度になりますと全然ないどころのさわぎではなくて、千八百万円の赤字が出てまいります。この赤字は、明らかに留保資産の欠除でございますので、このままに放っておきますと貧すりや鈍するということになりまして、千八百万円は金を借りてくれば利息がふえる、あるいは改良しなければ修繕費がふえる、かようなことになります。で、三十九年には二千五十万円だけどうしても入れなければならないために、千八百一万六千円ですか、その赤字を御承認願ったわけでございます。

これが昭和四十年度になりますと、一躍九千五百万円の赤字に変ります。と申しますのは、来年度だけの収支を見ますと六千九百万円の赤字を生ずるわけでございます。千八百万円の赤字の上に来年の分を入れますと、来年の暮れには九千五百万円の赤字が生ずるのでございます。その次の年には、一億何がしの赤字に変ってきます。このように

なったときに料金を上げさしてもらいますと、現在までの赤字を補てんするということで、せっかく上げていただきましても、前へ向って前進することができないのです。

そうしますと、三十九年度の一番小さい赤字のうちに、いま上げていただいて、来年の増収で進んでいきますと、りっぱにいまある水が皆さんのところへ届いて、断水のない水道を継続することができるのでございます。これがために二月分から適用という附則が付いておるのもここでございます。

かような状態でございますので、パーセンテイジを下げる、あるいは水道料金をもう少し下目にしてはどうかということでございますが、これらの計算のもとにいっておりますので、それが一トン四円の値上げに計算されてきておるわけでございます。これが一円下げましても千五百万円の赤字になりますれば、来年はそれだけの赤字に変ってまいります。たまたま三三％の値上げだと、こう申しますけれども、もっと前にこれが上げられていれば、百六十円のうちの四円なればもっと下ってきます。パーセンテイジをいわれるとつろうございますが、一トンの水が四円上げさしてもらうことにおいてこの計算が成り立ちますので、三三％の前後のことにつきましては、一％も下げていただきたくないんでございます。

〔坂上長十郎君登壇〕

○坂上長十郎君　事務局の説明、よくわかったのですが、先ほど申しましたように社会性を負いそうな問題になろうとしておるのでございますが、これに対して市長として政治的配慮をどういうようにお持ちになっておるか。これは少しむずかしいかもしれませんが、あるなればお聞かせ願いたい。

それはいえないとおっしやればけっこうでございますが、政治的なお考え方、配慮のあり方についてお漏しができるならけっこうでございます。それだけお尋ねします。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君）　ただいま次長からお話申し上げましたとおり、水道事業はどれだけの借入金をして、そうしてこういうふうにきちっと入ってくる料金も決まって、水の入ってくる分量も決まっておりまして、そうして売り先もこれをフルに買ってくれるだろうということを計算して、まことに順調な状態でいっていまのような計算になりまして、あの計算は逆算でいくのですからちっとも間違いはないと思います。好むとか好まぬとかいうことでなくて、水道事業の性格からいって、そうやらなきゃならないこれは運命なのです。

ただ、いま御質問のこれについて政治的な配慮を加えて、一般会計から云々と、こういうことでございますが、いやしくも四日市が中小都市としてりっぱな発達を遂げていこうとする矢先に、ここまで水道をもってくるのに惨たんたる苦心をして、いわゆる公営企業法による事業に乗りかえた、そうして国から見まするとようやく一人前になってきた、しかも、その経営振りに至っては、きわめて順調にきておるんで、それを途中でもって政治的配慮を加えていろいろの手を用いたりするならば、これはこの専門家の見地からみるといかにもこそくなやり方をすることになって、この次に起こるであろう大水道事業には、私はいい影響は与えないと思う。

次の時代のものに対しても、やはりわれわれはここで勇気を振い起こして、正常なコースに乗ってきたものを、とくにいささかの配慮を加えることによって事業らしい事業としての行き方を歩むことができないということをやらないで、やっぱりちゃんとした腹をすえて、こういう事業はこういうふうにして市はやっていくのであるという牢固たる精神をもってやっていってもですよ、四日市の市民に対しては、それほどの致命的な御迷惑のかかるやり方ではないと。むしろ、この程度の進行の仕方ならば、よくも正常なるコースに乗せてくれたといって御称賛こそ博すべきでこう思うのであります。

そこに、少しその甘い気持ちを持つのと、ちゃんとした骨のある行き方をしようというものとの相違でありますが、私は、四日市百年の将来を考えまして、水道事業はかくあるべしと考えて、この方針に向ってぜひとも皆さんの御協賛を仰ぎたいと思います。（坂上長十郎君「了承」と呼ぶ）

○議長（錦安吉君）　ほかに御質疑はありませんか。

他に御質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

議案第百四十二号ないし第百四十八号、第百五十二号ないし第百六十号、第百六十二号及び第百六十三号を関係常任委員会に付託いたします。

各常任委員会の担当部門は、付託議案一覧表によって御了承願います。

付託議案一覧表（昭和三十九年十二月定例会）

◎総務委員会

議案第一四二号　昭和三十九年度四日市市一般会計補正予算（第四号）中

第一条　歳入歳出予算中

歳入全般

歳出第一款　議会費

第二款　総務費

第二条及び第三条

議案第一五二号　四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第一五三号　四日市市職員定数条例の一部改正について
議案第一五四号　四日市市吏員退隠料、退職給与金、遺族扶助料支給条例の一部を改正する条例の一部改正について
議案第一五七号　市道路線の認定について
議案第一五八号　市道路線の認定について
議案第一六二号　町の区域の変更について
議案第一六三号　工事請負契約の締結について

◎教育民生委員会

議案第一四二号　昭和三十九年度四日市市一般会計補正予算（第四号）中
歳出第　三款　民生費
第　四款　衛生費
第一〇款　教育費
議案第一四四号　昭和三十九年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）
議案第一四七号　昭和三十九年度四日市市市立四日市病院事業会計第二回補正予算
議案第一五五号　四日市市国民年金印紙購入基金条例の制定について

◎産業経済委員会

議案第一四二号　昭和三十九年度四日市市一般会計補正予算（第四号）中
歳出第　六款　農林水産業費
第　七款　商工費
第一一款　災害復旧費
議案第一四三号　昭和三十九年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第一号）
議案第一四五号　昭和三十九年度四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算（第二号）

◎建設委員会

議案第一四二号　昭和三十九年度四日市市一般会計補正予算（第四号）中
歳出第五款　労働費
第八款　土木費
議案第一四六号　昭和三十九年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第三号）
議案第一四八号　昭和三十九年度四日市市水道事業会計第二回補正予算
議案第一五六号　四日市都市計画下水道事業受益者負担審査委員会条例の制定について
議案第一五九号　四日市市水道事業給水条例の一部改正について
議案第一六〇号　四日市市簡易水道条例の一部改正について

日程第二十二　議案第百六十一号「昭和三十八年度四日市市歳入歳出決算並びに各特別会計等歳入歳出決算認定について」

○議長（鍋安吉君）　次に、日程第二十、議案第百六十一号昭和三十八年度四日市市歳入歳出決算並びに各特別会計等歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

御質疑がありましたら、御発言願います。

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終ります。

おはかりいたします。本案については、各会派から人員に応じて選出した十三人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託のうえ、閉会中の継続審査といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦安吉君）　御異議なしと認めます。よって、本案については十三人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託のうえ、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長（錦安吉君）　次に、ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任について、各会派において御内定になっておりますので、委員会条例第五条第一項の規定により岩田議員、荒木議員、味岡議員、安垣議員、志積議員、宮崎議員、坪井議員、服部議員、喜多野議員、野崎議員、北村議員、中島議員、大島議員、以上十三人を選任いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦安吉君）　御異議なしと認めます。よって、ただいまの十三人の諸君を、決算特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

なお、委員長及び副委員長については、本日、散会後直ちに委員会を開いて、互選をしていただくようお願いいたします。

○議長（錦安吉君）　次に、本日までに受理した請願及び陳情は、お手元に配布の請願及び陳情文書表のとおりであります。

それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、来る二十二日午前十時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。長時間にわたりまことに御苦労さまでございました。

午後八時二十六分散会

昭和三十九年十二月二十二日

四日市市議会定例会会議録（第四号）

四日市市議会

昭和三十九年十二月四日市市議会定例会会議録　第四号

米田好兼速記

昭和三十九年十二月二十二日（火曜日）

○議事日程　第四号

昭和三十九年十二月二十二日（火）午前十時開議

第一　議案第一四二号　昭和三十九年度四日市市一般会計補正予算（第四号）……委員長報告……質疑、討論、議決

第二　議案第一四三号　昭和三十九年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第一号）……〃……〃、〃、〃

第三　議案第一四四号　昭和三十九年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）……〃……〃、〃、〃

第四　議案第一四五号　昭和三十九年度四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算（第二号）……〃……〃、〃、〃

第五　議案第一四六号　昭和三十九年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第二号）……〃……〃、〃、〃

第六　議案第一四七号　昭和三十九年度四日市市立四日市病院事業会

計第二回補正予算……委員長報告…質疑、討論、議決
第七　議案第一四八号　昭和三十九年度四日市市水道事業会計第二回補正予算……〃……〃
第八　議案第一五二号　四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について……〃……〃
第九　議案第一五三号　四日市市職員定数条例の一部改正について……〃……〃
第一〇　議案第一五四号　四日市市吏員退隠料、退職給与金、遺族扶助料支給条例の一部を改正する条例の一部改正について……〃……〃
第一一　議案第一五五号　四日市市国民年金印紙購入基金条例の制定について……〃……〃
第一二　議案第一五六号　四日市都市計画下水道事業受益者負担審査委員会条例の制定について……〃……〃
第一三　議案第一五七号　市道路線の認定について……〃……〃
第一四　議案第一五八号　市道路線の認定について……〃……〃
第一五　議案第一六〇号　四日市市簡易水道条例の一部改正について……〃……〃
第一六　議案第一六二号　町の区域の変更について……〃……〃
第一七　議案第一六三号　工事請負契約の締結について……〃……〃
第一八　議案第一五九号　四日市市水道事業給水条例の一部改正について…議案説明……〃……〃
第一九　議案第一六四号　四日市市職員給与条例の一部改正について……〃……〃
第二〇　議案第一六五号　昭和三十九年十二月十五日に在職する職員に支給する期末手当の特例に関する条例の制定について……〃……〃
第二一　議案第一六六号　四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について……〃……〃
第二二　議案第一六七号　市道路線認定について……〃……〃
第二三　議案第一六八号　監査委員の選任について……〃……〃
第二四　議案第一六九号　審査請求について……〃……〃
第二五　選挙第　五　号　四日市市選挙管理委員の選挙について……選　挙
第二六　選挙第　六　号　四日市市選挙管理委員補充員の選挙について……〃
第二七　発議第　七　号　水道事業に対する意見書提出について……議案説明……質疑、討論、議決
第二八　発議第　八　号　中小企業対策強化に関する決議について……〃……〃
第二九　委員会報告第一〇号　陳情書審査結果報告……採否決定
第三〇　委員会報告第一一号　請願書等審査結果報告……〃
第三一　委員会報告第一二号　請願書等審査結果報告……〃

○本日の会議に付した事件

第一　議案第一四二号　昭和三十九年度四日市市一般会計補正予算（第四号）
第二　議案第一四三号　昭和三十九年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第一号）
第三　議案第一四四号　昭和三十九年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）
第四　議案第一四五号　昭和三十九年度四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算（第二号）
第五　議案第一四六号　昭和三十九年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第二号）
第六　議案第一四七号　昭和三十九年度四日市市立四日市病院事業会計第二回補正予算
第七　議案第一四八号　昭和三十九年度四日市市水道事業会計第二回補正予算
第八　議案第一五二号　四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
第九　諮案第一五三号　四日市市職員定数条例の一部改正について
第一〇　議案第一五四号　四日市市吏員退隠料、退職給与金、遺族扶助料支給条例の一部を改正する条例の一部改正について
第一一　諮案第一五五号　四日市市国民年金印紙購入基金条例の制定について
第一二　議案第一五六号　四日市都市計画下水道事業受益者負担審査委員会条例の制定について
第一三　議案第一五七号　市道路線の認定について
第一四　議案第一五八号　市道路線の認定について
第一五　議案第一六〇号　四日市市簡易水道条例の一部改正について

第一六　議案第一六二号　町の区域の変更について
第一七　議案第一六三号　工事請負契約の締結について
第一八　議案第一五九号　四日市市水道事業給水条例の一部改正について
第一九　議案第一六四号　四日市市職員給与条例の一部改正について
第二〇　議案第一六五号　昭和三十九年十二月十五日に在職する職員に支給する期末手当の特例に関する条例の制定について
第二一　議案第一六六号　四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について
第二二　議案第一六七号　市道路線認定について
第二三　議案第一六八号　監査委員の選任について
第二四　議案第一六九号　審査請求について
第二五　選挙第　五　号　四日市市選挙管理委員の選挙について
第二六　選挙第　六　号　四日市市選挙管理委員補充員の選挙について
第二七　発議第　七　号　水道事業に対する意見書提出について
第二八　発議第　八　号　中小企業対策強化に関する決議について
第二九　委員会報告第一〇号　陳情書審査結果報告
第三〇　委員会報告第一一号　請願書等審査結果報告
第三一　委員会報告第一二号　請願書等審査結果報告

○出席議員（三十三名）

酒井昌一君　北村与市君　錦安吉君　藤谷祐一君　安垣勇君　坪井妙子君　岩田久雄君　喜多野等君　前川辰男君　志積政一君　伊藤太郎君　鈴木愛次君　坂上長十郎君　中島忠勝君　野崎貞芳君　日比義平君

荒木武治君　矢田繁郎君　伊藤泰一君　大島武雄君　前川宗雄君　加藤定男君　山中忠一君　高橋伊祐君　笠田七衛君　服部昌弘君　橋詰興隆君　永田利一郎君　谷口専九君　訓覇也男君　味岡一郎君　山本栄一君　渡部権太郎君

○欠席議員（四名）

宮崎春吉君
田村末松君
須藤総太郎君
増山英一君

○議案説明のため出席した者

市長　平田佐矩君
助役　岩野見斉君
助役　庄司良一君
収入役　川崎祐男君
副収入役　村木喜代次君
市長公室長　谷沢文男君
総務部長　平井清三君
税務部長　園浦和己君
産業部長　芝田啟太郎君
厚生部長　山本軍一君
衛生部長　中山英郎君

土木部長　城井義夫君
建設部長　鬼頭鉄郎君
秘書課長　天野正春君
人事課長　山北彰君
総務課長　佐々木昇精君
財務課長　伊藤涼一君
管財課長　杉本治芳君
市民課長　喜田喜重郎君
税務課長　小林正君
資産税課長　伊藤治郎君
収税課長　新山篤君
商工課長　小西忠臣君
農林課長　永澄幹君
耕地課長　奥村仁人君
事業課長　加藤智工君
民生課長　村山了君
青少年課長　国保義一君
社会福祉事務所長　西川敏郎君

保険課長　川口　嵩君
年金課長　大平源彌君
衛生課長　鷲野正和君
清掃ヤ一課長　荒木三郎君
清掃ヤ二課長　赤塚啓次郎君
土木課長　杉本義広君
都市計画課長　長谷川正逸君
下水道課長　天野助春君
港湾課長　上杉勇君
建築課長　石原菊三郎君
失業対策事務所長　池見正信君
調達契約課長　小林清君

教育委員長　杉浦酉太郎君
管理課長　小林義喜君
社会教育課長　六田猶裕君
保健体育課長　舘義夫君

市立四日市病院
事務長　三輪喜代司君
副事務長　藪田裕君

水道局長　山本文雄君
次長　滝伝之助君
技術部長　加藤弘君

消防長　竹内鉄郎君
総務課長　大倉尚明君

○市議会事務局

事務局長　菊地英也君
議事係長　小坂靖君
主事　佐藤正俊君
主事補　野芳孝君

午前十時五分開議

○議長（錦安吉君）　ただいまから、本日の会議を開きます。

出席議員数は、二十九名であります。

本日の議事につきましては、議事日程第四号により取り進めたいと思いますから、よろしくお願いいたします。

日程第一　議案第百四十二号「昭和三十九年度四日市市一般会計補正予算（第四号）」ないし

日程第十七　議案第百六十三号「工事請負契約の締結について」

○議長（錦安吉君）　それでは、日程第一、議案第百四十二号昭和三十九年度四日市市一般会計補正予算（第四号）ないし日程第十七、議案第百六十三号工事請負契約の締結についての十七議案を一括議題といたします。

本件に関する各委員長の報告を求めます。

まず、総務委員長にお願いいたします。

北村議員。

〔総務委員長（北村与市君）登壇〕

○総務委員長（北村与市君）　総務委員会に御付託になりました議案第百四十二号中関係部分、議案第百五十二号、議案第百五十三号、議案第百五十四号、議案第百五十七号、議案第百五十八号、議案第百六十二号の各議案に対する当委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会といたしましては、慎重に審査いたしました結果、いずれもやむをえないものと認めて原案どおり承認いたしましたが、まず、議案第百四十二号昭和三十九年度四日市市一般会計補正予算（第四号）中関係部分から、その経過の概要と要望のありました諸点について申し上げます。

第一条、歳入歳出予算中、歳出関係部分から御説明いたしますと、第一款、議会費の補正は、都市公災害等に要する諸経費の追加であり、第二款、総務費中、総務管理費の補正は、西館庁舎の活用開始に伴う諸経費、四日市警察署待機宿舎建設にかかる経費及び公害風洞調査委託料並びに市税過税返還金等が主なものでありまして、別段、異議はなかったのでありますが、一般管理費における自動車使用料の追加二十五万円につきましては、当初予算計上額を上回る追加額であり、予算編成の方法に疑問を感じるものであって、将来において十分な配慮と慎重な検討を加え、見通しを立てられるべきであるという強い意見がありました。

また、財産管理費における報償金二十万円につきましては、情勢の変化とは申しながら、当時委員会において円滑なる解決を要望した問題であり、その後の経過について報告を求め、慎重に審査を行なったのでありますが、相手方からの訴訟に応ずるためやむをえない処置である、という理事者の説明を了とし、こんごも理事者は十分な折衝を続けて円満なる解決をはかられるよう重ねての努力を強く要望いたした次第でございます。

徴税費、戸籍住民登録費、統計調査費につきましては、別段、異議はありませんでした。

次に、歳入につきましては、歳出各款に関連した特定財源四千一万二千円及び一般財源として繰入金並びに繰越金四千百二十二万六千円をもって収支の均衡がはかられているのでありまして、昭和三十八年度決算の繰越金は、今回の補正によって残額一千五百二十八万余となるという説明がありました。

次に、第二条及び第三条につきましては、いずれもやむをえないものと認め、議案第百四十二号中関係部分を原案どおり承認いたしました。

次に、議案第百五十二号は、本市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正案でありまして、下水道事業受益者負担審議会の設置に伴う委員の報酬を定め、監査委員の報酬中、代表監査委員の報酬を改正しようと

するものであり、議案第百五十三号は、本市職員定数条例の一部改正案であり、清掃事業の機動力の増強により職員八名を増員しようとするものであり、これによって本市の職員定数は二千八十八名となるのであります。

議案第百五十四号、本市吏員退職給与金、遺族扶助料の支給条例の一部改正案は、現行恩給法に準じて改正しようとするものでありますが、社会的、経済的に著しい変動のある現状において、法の改正並びに法に準じて行なわれる条例の改正には、時期的に非常なズレがあり、受給者の方々は非常に困窮されている実情であります。

永年、市のために尽された方々に対する処遇として、理事者は、市独自でもっても条例を改正する前向きの姿勢をもち、国の関係機関に対して積極的に働きかけられるよう強く要望をいたしました。

次に、議案第百五十七号及び議案第百五十八号は、市道路として調査できたものを認定しようとするものであり、議案第百六十二号は、日本板硝子株式会社の埋め立てに伴う百二十七坪余を法の規定に基づき千才町に編入しようとするものであり、議案第百六十三号は、日永終末処理場の築造工事の請負契約案でありまして、以上七議案をいずれも原案どおり承認いたした次第でございます。

以上をもちまして、簡単ではありますが、当委員会の審査の御報告といたします。

なにとぞよろしく御審議のうえ、御賛同賜わりますようお願い申し上げます。

○議長（錦安吉君）　次に、教育民生委員長にお願いいたします。

坂上議員。

〔教育民生委員長（坂上長十郎君）登壇〕

○教育民生委員長（坂上長十郎君）　教育民生委員会に付託されました議案第百四十二号中関係部分、議案第百四十四号並びに議案第百四十七号については、当委員会において各案件につき慎重に審査を重ね、その結果いずれも妥当

なものと認めて原案どおり承認いたしました。

以下、その経過と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第百四十二号の一般会計補正予算（第四号）中関係部分についてでありますが、とくに論議されましたのは、第三款民生費において、保育園、児童遊園地等についてでありまして、委員会としては次の事項を理事者に強く要望いたしました。

一、本市においては、児童遊園地が比較的に少ないから、こんご関係諸機関と横の連携を密にしつつ、市の発展に伴い計画的かつ合理的な増設並びにその管理を十分考慮せられること。

一、今日の社会情勢においては、保育園の新設並びに収容定員増の要請が一般の世論であるから、こんご保育に必要な幼児数の分布状況をよく調査して、保育園の新設及び収容園児の定員増については一そうの努力をはかられたい。

一、市民の社会福祉増進は、今日の急務であるから、こんご社会福祉協議会を法人化して円滑な運営をはかられたい。

以上、三点を強く要望したのであります。

次に、第四款衛生費でありますが、全般的に異議はなく、ただ公害問題につきましては、こんごともさらにあらゆる角度から綿密な調査と具体的な研究をおし進め、公害対策の確立をはかられるよう要望いたしました。

第十款教育費について申し上げますと、委員会においてとくに取り上げられました問題は、幼児教育と体育施設とでありました。

今日は、幼児教育の重要性が一般社会において強調されておりますので、本委員会においても幼児教育の計画性すなわち幼稚園と保育園との教育施設をどのように調和をはかるかについて論議を重ねられたのであります。

教育委員会においては、幼稚園への入園希望者数の調査の上に立脚してこんごの幼児教育の計画を立案され、他日民生課と協議して幼児教育すなわち幼稚園と保育園との教育計画の調和をはかられるよう要望いたしました。

次に、学好プール建設の要望が漸次高まりつつある現状に際し、教育委員会においてはプール建設の客観的な条件に基づき、こんごプール建設の計画案を早急に立案されるよう強い要望をいたしました。

また、本市の体育施設の現状では、来年度、本市で開催される三重県民体育大会には不十分であると考えられ、いろいろ論議が戦わされたが、つまるところ開催期日までに受け入れ態勢を十分整え、完璧とまではいかぬまでも、本市の名にそむかぬ大会が開催されるような施設の整備に一そうの努力をしていただきたいと理事者に強く要望いたしまして、一般会計補正予算中関係部分を原案のとおり承認いたしたのであります。

次に、議案第百四十四号昭和三十九年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）と、議案第百四十七号昭和三十九年度四日市市立四日市病院事業会計第二回補正予算に関し、病院増築については、四日市医師会と十分なる話し合いの上、円満に解決せられるよう要望いたしまして、原案どおり承認いたしました。

以上、簡単でございますが、教育民生委員会の審査結果の御報告といたします。

なにとぞよろしく御審議のうえ、御賛同賜わりますようお願いいたします。

○議長（錦安吉君）　次に、産業経済委員長にお願いいたします。

伊藤議員。

〔産業経済委員長（伊藤泰一君）登壇〕

○産業経済委員長（伊藤泰一君）　産業経済委員会に付託になりました議案第百四十二号中関係部分、議案第百四十三号、議案第百四十五号について御報告申し上げます。

当委員会におきましては、慎重に審査いたしました結果、いずれもやむをえないものと認め、原案を承認いたしたのでありますが、以下、とくに要望のありました点について申し上げます。

まず、一般会計補正予算中、第六款農林水産費の土地改良事業におきまして、次の点につき意見がありました。

市勢の発展と相まって農村地帯の開発も目ざましく、これらの地域における基幹農道は、地域開発道路として活用されている現況にかんがみまして、将来、市道として認定される可能性が多い農道事業に対しては、延長、幅員等一定の基準を設けて地元負担を軽減される意図があるかどうかと　理事者にただしましたところ、これについては、国県の方針としましては、従来の負担率を大巾に増大し、農民負担が緩和されるよう推進しつつあるという理事者の説明をえたのでありますが、市の事業におきましてもさらに検討のうえ、地元負担の軽減をはかられるよう強く要望いたしました。

第七款、商工費のうち万古陶磁器工業近代化対策費については、対象五十余工場中、本年度に着手する十七工場の設備近代化に要する資金の対策費で、設備近代化により中小企業の経営の合理化と公営の防止をはかろうという、まことに適切な措置と存ずるのでありますが、預託金、借入金の運用方法については、金融機関とも折衝のうえ、できうる限り効率的な方途を講じられるよう理事者に要望した次第であります。

第十一款、災害復旧費については、別段、異議なく承認いたしました。

次に、議案第百四十三号昭和三十九年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第一号）について申し上げます。

四日市競輪場は、このほど走路改修を終り、再開されたのでありますが、競輪事業は順調な売り上げののびを示しておりまして、当初の予想を上回る三五％の増収をみたのでありまして、歳出におきましては、売り上げ増加に伴う必要経費と一般会計へ三千万円の繰出金が主なるもので、今回の補正により一般会計への繰出金は一億円となるので

あります。

歳入におきましては、入場料及び車券売り上げの増収分を計上し、収支の均衡がはかられているのであります。

議案第百四十五号、昭和三十九年度四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算（第二号）については、九月定例議会において決定をいたしておりますと畜場食肉市場整備計画のうち、精密検査室の建設費が計上されたもので、その内容は、現在の牛繋留所を鉄骨モルタル二階建とし、二階部分を検査室に充てるものでありまして、財源としては、県補助金のほか不足分を一般会計、畜産業費からの繰入金をもって充当されたもので、別段、異議なく原案を承認いたしました。

以上、簡単でございますが、産業経済委員会の審査結果の御報告を終ります。

なにとぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（錦安吉君）　次に、建設委員長にお願いいたします。

〔建設委員長（藤谷祐一君）登壇〕

○建設委員長（藤谷祐一君）　建設委員会に付託されました関係議案につきまして、その審査結果について御報告いたします。

本委員会におきましては、各案件につきまして慎重に審議をいたしましたが、以下、その経過につきまして順を追って御説明申し上げます。

まず、議案第百四十二号昭和三十九年度四日市市一般会計補正予算（第四号）の関係部分についてでありますが、第五款労働費の失業対策費におきましては、就労賃金の引き上げによる不足分並びにこれに関連した保険料等が計上されたものでありまして、別段、異議はなかったのであります。

次に、第八款土木費でありますが、その主なるものは、道路橋梁費において塩浜。大治田線の築造に関連した公共用地不法占拠者を退去せしめるについて必要な経費並びに取り扱い上、考慮される行政代執行に要する経費及び電々公社からの受託工事費、川島地内真菰谷、川島線道路新設費等が計上されたものであり、港湾費におきましては、四日市港を海外に広く紹介するための広告料などを、都市計画費におきましては、都市計画街路、富田浜・北五味塚線の事業施行する楠町に対する市の協力費がそれぞれ計上されたものでありまして、また、住宅費におきましては、当初予算において地区改良住宅二十四戸の予算が計上せられていたのでありますが、その後諸般の事情により本年度は全体事業に必要な用地取得を行ない、建物の建設を次年度に行なうことに変更するための更正減額が行なわれたものでありまして、いずれもやむをえないものとして原案どおり承認いたした次第であります。

その中で、とくに次の三点につきましては、理事者に対し強く要望をいたしておきました。

すなわち、第一点といたしましては、塩浜。大治田線の築造に関連し障害となる公共用地不法占拠者を退去せしめる取り扱いについてでありますが、こうした事例については、関係者が公共用地について常に管理の徹底をはかり、こうした障害の原因を排除することはもとより、無断占拠者には法則を守るよう強く指導啓発し、なおやむをえざる場合は、広く世論に訴えて市民の理解と協力を求める等の措置を行ない、できうる限り円満解決を期するよう要望したのであります。

第二点は、今回新たに造成されんとする仮設住宅にかわる改良住宅の茂福団地への入居を認めるものに対しては、その趣旨にのっとり十分厳選のうえ、実施し、後日に無幣を残さぬよう関係者に強く申し入れをいたしました。

第三点といたしましては、臨時傭人料の算定基準が実情とは非常に格差があるものと考えられるので、こんごの予算措置については、労働省提示の賃金基準まで引き上げるよう配慮されたいということであります。

次に、議案第百六十四号昭和三十九年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第二号）についてでありますが、本案は、起債増額決定に伴う事業費の追加と受益者負担金徴集のための経費及び工事契約に関した債務負担行為の計上がなされたものでありまして、歳入におきましては、受益者負担金の本年度徴収見込分及び市債増額分等を計上するとともに、し尿処理委託事業収入及び県支出金等の減額により収支の均衡をはかったもので、とくに意見はなかったのでありますが、歳入において計上されております受益者負担金につきましては、四日市市の公共下水道事業の将来に影響を及ぼす問題でもありますので、徴収については、さらに一段と趣旨の徹底をはかり、受益者が十分納得のもとに百パーセント徴収の実があがるよう強く要望いたしまして、原案どおり承認した次第であります。

議案第百四十八号は、昭和三十九年度四日市市水道事業会計第二回補正予算案でありまして、収益的収支の追加は桜町に建設される近鉄住宅団地の簡易水道工事等の受託給水工事及び工事用材料払い下げによるものであります。また、資本的収支の追加は、小林町簡易水道水源施設改修工事及び松本町に建設される三菱化成株式会社住宅団地への配水管布設工事費であり、山城簡易水道建設工事費の支出と収入において企業債国庫補助金の計上等がなされたもので、企業の合理化並びに冗費の節約等、本事業の運営面に一そうの配慮を要望し、本案も原案どおり承認した次第であります。

議案第百五十六号は、さる十二月十四日公布された四日市都市計画下水道事業受益者負担に関する省令に基づく受益者負担金の減免措置についてを調査、審議するため市長の諮問機関として審査委員会を設置したいという案件でありまして、委員の委嘱に際しては、本事業に精通し、実情の把握できうる人を求められるよう要望し、原案どおり承認いたした次第であります。

議案第百六十号、四日市市簡易水道条例の一部改正は、定額制料金を実施している内部簡易水道を給水関係者の要

望により従量制に改正しようとするものでありまして、別段、異議なく原案どおり承認いたしました。

以上、簡単ではございますが、建設委員会の審査結果の報告といたします。

どうかよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦安吉君）　坂上議員。

〔教育民生委員長（坂上長十郎君）登壇〕

○教育民生委員長（坂上長十郎君）　教育民生委員会に付託されました議案第百五十五号、国民年金印紙購入基金条例の制定について、説明を追加いたします。

本議案は、国民年金印紙の売りさばきにより国民年金被保険者の利便をはかるため、地方自治法の改正に伴い、基金を設置しようとするもので、別段、異議なく原案を承認いたしました。

なにとぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（錦安吉君）　以上で、各委員長の報告は終了いたしました。

各委員長の報告に対しまして、御質疑がありましたら御発言願います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦安吉君）　鈴木議員。

〔鈴木愛次君登壇〕

○鈴木愛次君　ただいま、教育民生委員長の御報告の中に、病院の増築について四日市医師会と十分なる話し合いのうえ、円満に解決するよう要望した、という御報告がございましたが、この円満なる解決について、委員会でお話し

合いがあったものかないものか、あればお答え願いたいと思います。
もしなければ、理事者側から御答弁をお願いします。
以上でございます。
〔教育民生委員長（坂上長十郎君）登壇〕
○教育民生委員長（坂上長十郎君）　お答えいたします。
病院の増築問題は、四日市医師会との関係、要望がございますので、関係者のほうでいろいろと折衝しておられることを承っておるのでございます。
本会議においても同僚議員から質問がありまして、理事者の説明があったわけでございますが、その内容の経過については、こんどなお問題があると思いまして、十分は聞いていないのでございます。
もし鈴木議員にして、内容を詳細御承知の必要があるならば、理事者から説明をお願いしたいと、こう思っております。
〔鈴木愛次君登壇〕
○鈴木愛次君　この病床の増築につきましては、相当、市内の医師等の運動が多くございますので、とくに詳しく説明は求めたくはないと思いますが、この席では。
この問題は、とくにこの非常に大きい問題であるために、市の理事者側としましてできうれば医療協議会というようなものを設置されまして、理事者側、議会側あるいは市の医師会、また保健所また学識経験者等を加えた医療協議会のごときを設置されまして、すみやかに円満なる解決をつけるように要望いたしまして、質問を打ち切ります。
〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦安吉君）　山中議員。
〔山中忠一君登壇〕
○山中忠一君　教育民生委員長に一言お尋ねしたいと思います。
今回の教育民生委員会の委員会におきまして、とくに打ち出されたというか、力を入れられて審議されたという件をお聞かせ願ったわけでございますが、幼児の教育問題、そして学校の体育問題ということに重きを置かれて、プールの建設というようなことをうたわれましたが、私、まことにけっこうな御意見だと。先日も私、北勢のＰＴＡ、父兄会の研究会がございましたので、桑名へやってもらいましたが、桑名市での説明では、小学校ですらもう二校ないだけで、ほとんど設備ができたというようなことを聞かしてもらって、四日市市としては、まことに私は残念で、一部恥ずかしいような感にとらわれたわけでございますが、ひとつお聞きしてみたいと思いまするのは、私は、理事者のほうもこのような方針でいっておられると。中学校の体育館の問題は、これは中学教育の体育奨励の意味においても、また、体育向上においても、かならずや一つずつはこしらえてやるという、私は、既定の方針に基づいて進められていると思いまするが、しかるに、いまだ四日市市の市内に体育館のない中学校がございまするが、これが先ほど委員長の報告のように、どのようにこんご理事者に働きかけて進めていかれるか、そのような点を御協議願ったか、それとも、そういうものはもうあとでいいんだ、プールをひとつ先こしらえてやれといわれるような意見になったかと、この一点をひとつお伺いしてみたいと思います。
〔教育民生委員長（坂上長十郎君）登壇〕
○教育民生委員長（坂上長十郎君）　お答えいたします。
体育振興のために、各中学校に体育館を早く建てるということに対しては、同感でございます。

体育館の建設の計画につきましては、教育施設十カ年整備計画の中に織り込まれまして、着々とその計画が進められておりますから、本委員会としましては、それをもとにしておりますから、その点どうぞよろしく御了承のほどをお願い申し上げます。

〔山中忠一君登壇〕

○山中忠一君　ただいまの委員長の報告をいただきまして、たいへんありがとう御礼を申し上げます。

そこで、ひとつこんどは理事者のほうへお伺いしてみたいと。

ただいま、教育民生委員長はあのように中学の体育振興に対しての熱意を示されて、十カ年計画で必ずこれは遂行できるだろうと、やらすのだという御意見でございましたが、理事者のほうは、そのような方針で必ずや十カ年計画で間違いのないように、各中学に建てていただけるかどうか。その予算処置は覚悟の上か、ただその一言でよろしゆうございますから、お伺いができたらお伺いしとうございます。

〔教育委員会管理課長（小林義喜君）登壇〕

○教育委員会管理課長（小林義喜君）　お答えいたします。

ただいま委員長の報告にございましたように、事務局といたしましても、十カ年計画に沿いまして、財政の許す限り、こんご逐次建設を進めたいと考えております。

〔山中忠一君登壇〕

○山中忠一君　ただいま理事者から答弁をいただきましたんでございますが、ちょっと声が小さかったで、聞き漏らしたんかもわかりませんが、どうも委員長のような心強い答弁とは打って変わって、まるでナマコをつかむ。なるだけはそういうふうにしたい、というようなことでございましたが、それでは先ほどの委員長の報告と、たいへん私は

食い違ってくるんではないか、こう感じますのでございますが、そのところをもう少しはっきりとしていただきたい。まあ来年度は十カ年計画でやろうと思っとるとか、非常に一般的に無理だろうとか、何年度にやりたいというような意思があると思いますが、これではさっぱり、十カ年計画ではない。予算処置において二十カ年計画を立ててみたり、三十カ年計画になるのか、さっぱりわからぬ、単に計画だけ。

四日市にも、四十億、五十億という予算をもって市長は市政をやっておる。やろうという信念があれば、私はやれると思う。そのような私は信念を持っておるにもかかわらず、できたらやるんだと。これでは私は答弁にならないと思いますから、もう少ししっかりした答弁をいただきとうございます。

〔教育委員会管理課長（小林義夫君）登壇〕

○教育委員会管理課長（小林義夫君）　お答えします。

計画どおり実施をいたしたいと考えております。

以上であります。（笑声、山中忠一君「了解」と呼ぶ）

○議長（錦安吉君）　大島議員。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君　総務委員長にお尋ねいたします。

先ほど財産管理費の中に、久保村製材のあの弁護人の報償金の問題について、とくにこんご問題の起こらないように要望しておいたということでございましたが、その当時のその委員会のちょっと内容について、若干御説明願いたいと、このように思います。

〔総務委員長（北村与市君）登壇〕

○総務委員長（北村与市君）　この問題は、前々からのずっといきさつがございまして、今回の委員会でとくにこれを審議して、どういうようにやれとか、こうだとかいうようなことではなくって、今回の委員会では、この問題については、将来、禍根を残したり、あるいは問題を起こすようなことのない処置をするようという要望をしたわけでありまして、とくに今回この問題をどのようにするんだとかいう討議とか、そういうことはやっておりませんので、ただ前々からのいろいろないきさつのございましたやつの処理に当っての要望をしたと、こういうことでございます。

（大島武雄君「了解」と呼ぶ）

○議長（錦安吉君）　ほかに御質疑はありませんか。

他に御質疑もございませんので、これをもって質疑を終結いたします。

おはかりいたします。これら十七件は、討論を省略し議案の採決を行ないたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦安吉君）　それでは、議案の採決を行ないます。

議案第百四十二号ないし議案第百四十八号及び議案第百五十二号ないし議案第百五十八号並びに議案第百六十号ないし議案第百六十三号の十七議案を、一括採決いたします。

これら十七議案は、各委員長の報告どおり可決いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦安吉君）　御異議なしと認めます。よって、議案第百四十二号昭和三十九年度四日市市一般会計補正予算（第四号）ないし議案第百四十八号昭和三十九年度四日市市水道事業会計第二回補正予算、議案第百五十二号四日市

市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、ないし議案第百五十八号市道路線の認定について、議案第百六十号四日市市簡易水道条例の一部改正について、ないし議案第百六十三号工事請負契約の締結についての十七議案は、原案のとおり可決されました。

日程第十八　議案第百五十九号「四日市市水道事業給水条例の一部改正について」

○議長（錦安吉君）　次に、日程第十八、議案第百五十九号四日市市水道事業給水条例の一部改正についてを議題といたします。

本件に関する建設委員長の報告を求めます。

建設委員長。

〔建設委員長（藤谷祐一君）登壇〕

○建設委員長（藤谷祐一君）　建設委員会に御付託になりました議案第百五十九号四日市市水道事業給水条例の一部改正について、当委員会における審査の経過と結果につきまして御報告申し上げます。

本案は、市の急速な発展に伴う人口の増加及び市民生活水準の向上による給水需要量の増加に対応するため、従来大規模な拡張計画を実施してまいりましたが、さらにこんごの給水需要量と人口の増加に対処するため、引き続き拡張工事の策定は必至であり、市民生活にとって不可決な水道事業を現在以上、円滑に保持していくため、水道料金の改正をしようとするものでありますが、本問題は、市民の日常生活の基盤としてきわめて重大、かつあらゆる社会、経済活動の原動力となるもので、水道料金の値上げによって他に及ぼす影響は大きく、また、公共料金値上げに対する市民の関心はきわめて敏感で、強力にその反対を叫んでいる現状であります。

しかしながら、その反面、水道事業の円滑な運営は、市民のひとしく要望するものでありまして、本案の審査に当っては、委員全員とくに慎重な態度で臨んだ次第であります。

現在に至る事業の経過と、料金改正の提案に踏み切った状況については、再三にわたり理事者から聞き及んでいたのでありますが、深く実情を把握するため、水道管理者の出席を求めて、さらに掘り下げた説明を受けたのであります。

委員会としては、多種多様の審議の中で、とくに当初予算において昭和三十九年度決算は赤字となる旨説明があって、原案どおり承認されたのにかかわらず、年度の終結を待たずに今回の提案は政治的配慮が欠けているように考えられるがどうか。また、昭和三十八年度水道事業会計決算認定に当たり、委員会としては、将来の経営は企業の合理化はもとより、政治的にも活発な活動を展開し、こんごに向って対処すべきであると要望した矢先であり、どうしても値上げの必要があるのか、さらに冗費の節約等考える余地はなかったのかとただしたところ、水道事業は利潤に徹した営利会社とは立場を異にした公共性の強い企業であるので、こんごの市民サービス向上のためにもぜひ値上げをしたい、とあらゆる資料を提示して説明があり、また、今回改正せんとする内容に対し、従来の経過からみて基本水量及び金額は妥当なものかとただしたのに対し、家庭用、営業用が九〇%のウエイトを占めている関係上、家庭用の最低金額から良心的に割り出した金額であり、それぞれ均衡の取れた料金である、という説明があったのでございます。

その間に関連した幾多の問題について、現実をとらえて質疑がかわされ、その審議も連日にわたったのでありました。

本案件の審査を付託されました当委員会といたしましては、出席委員一同のこれに対するそれぞれの意見を聴取い

たしましたところ、非常に強い反対意見もあったのでありますが、一般財源からの繰り入れは困難でもありますので企業の改善に努力して、企業会計内において操作をし、将来を見通した値上げはやむをえないが、若干時期をずらして実施すること、また、湯屋業については、公衆衛生の見地から庶民生活にも密接に関連しているので考慮を要すること等、方向づけられましたので、委員各位の意見を結集するため理事者の退席を求め、慎重に協議した結果、水道事業の円滑な運営を維持するためにもやむなく次のように原案を一部修正することに決定いたした次第であります。

すなわち、附則中、本改正条例の適用時期を二カ月ずらして昭和四十年四月分として徴収する料金からとし、従って公共下水道料金も四月分からと読みかえ適用すること。また、湯屋用料金については、新しく附則に一項を加えまして、改正される料金が適用されたとき、すなわち昭和四十年四月以降において、長初に公衆浴場入浴料金の増額処分が行なわれるまでの間、基本水量は四〇〇立方メートルまで基本料金は五千二百円とし、超過料金は四〇〇立方メートルをこえる一立方メートルごとに十八円と読みかえて実施することに修正し、その他の個所につきましては、原案どおり承認いたしたのであります。

なお、給水条例第四十二条の需要者の不正行為による過料金額は、地方自治法の改正により増額改正がなされておりますので、これにつきましては、昭和四十年一月一日から施行する原案を承認いたしております。

以上、当委員会における経過と結果につきまして、その大要を報告いたした次第でありますが、どうかよろしく御審議いただきまして御賛同賜わりますようお願い申し上げます。

○議長（錦安吉君）　委員長の報告に対しまして、御質疑がありましたら御発言願います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（錦安吉君）　橋詰議員。

〔橋詰興隆君登壇〕

○橋詰興隆君　ただいまの報告に対して、二、三お尋ねいたします。

連日、遅くまで委員会がきわめて慎重な審議を願ったことに対して、とくに敬意を表する中で、市民の立場に立った上で、二、三の問題を尋ねてみたいと、こう思います

まず、一つは、審議の過程の中で、水道局のほうからあらゆる資料の提出を求めて検討したんだと、こういうまあ報告があったわけですが、いわゆる市長が提案をしておる説明が先般なされた中で、まず一円四十銭の赤字となる見込みだと、まあこういういい方をしています。従って、委員会の審議をなさった経過の中で、一円四十銭という赤字がはたして数字的なり、あるいは概数の計算の中からいって妥当なものという判断というものがいかようになされたのかということを、第一に尋ねておきたいと思います。

それから、市長の説明の中では、事業資金の不足の累計というものが、昭和四十二年までに二億九千三百万円、さらに四十五年度までには六億二千四百万円、こういうまあ見込みをしておるわけですが、これらの見込みが正しいという数字的な判断がいかようになされたのかどうかということ、これが二つ目の問題として尋ねてみたい。で、このことは、いわゆる現在の拡張計画がどこまで正当性なり、あるいは実現の見込みがあるかということが裏打ちをされてくるわけですので、とくに委員会の審議の中でどういうようになったかということを尋ねてみたい。

それから、市長が提案をなさっておる説明の中で、二点目の中に、現在の水道行政が独立採算制を原則とするんだということであるわけですが、一般会計からの補助は、「災害の復旧と、一般行政上の必要から地方公営企業をして行なわせる事務であって、その経費を当該地方公営企業のみに負担させることが適当でないと認められる場合等、真にやむをえない場合」ということがあるわけですが、これらに関係をする分で、これからの拡張計画、あるいは現在の不良管等の改良計画、まあそういった中で、どの程度これが適用できるのかどうかと、まあこういった問題がですね、どこまで御審議なさってもらったかどうかと。

さらに、現在の上水道事業に対する国の施策というものが、いわゆる工業用水等に比べてきわめて片手落ちなやり方があるのではなかろうかという気がいたしますので、それらに対する判断といいますか、委員会の審議の中ではどういうように判断なさったのかと、このことも合せてお願いいたしたい。

なお、委員会の審議の中で、一番基礎に上水道の料金が上ることによって、直接的には市民の生活に響くんだと、さらにそれらが諸物価等にはね返ってくるんだと、そういう中で、市民の中にまあ非常に強い反対の世論があると、そういう判断をなさる中で、現状の水道局の説明というものを調整をすると、まあそういった意味合いで修正をなさったということなわけですが、ひとつはですね。委員会審議をなさる中で、いわゆる市民の間に強い反対の意見があるという世論察知をなさってみえるわけですが、それならば委員会審議の中から、当然法で許されております公聴会等が考えられなかったのかどうかということが合せて疑問として出てまいりますので、これらが委員会としてはどう判断なさったのかということも合せてお願いいたしたい。

他に質問者もありますので、以上さしあたりお尋ねをいたしておきたいと思います。

○議長（錦安吉君）　暫時、休憩いたします。

午前十一時二分休憩

午前十一時十六分再開

○議長（錦安吉君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦安吉君）　建設委員長。

〔建設委員長（藤谷祐一君）登壇〕

○建設委員長（藤谷祐一君）　お答えをいたします。

水道の経費の中で、一円四十銭の赤字については、どういう検討をしたということでございますが、あの資料に載っておりますように、経費が非常に増大し、費用がかかりすぎてむしろ水を売るよりも費用が多くなってしまったと。一円四十銭の赤字が出てくるようになりましたという報告でございまして、その赤字の分析は、将来これを続けていく場合は、水道経営に非常に困難を来たす、破滅を来たすことがあるというぐあいに、黒板で絵を書いて図で説明しもちろん私どもはそろばん入れていちいちやったわけではございませんが、そういう説明がございました。

それで、将来については、今回これを認められても三年後には、またお願いしなければならぬ事態が来ますという説明がございまして、その赤字の累積の状況もよく把握いたしました。そういう点で、数字的な勘定につきましては理事者のほうにお尋ね願いたいと思います。そういうぐあいに、私どもは解釈いたしました。

それから、一般財源からこれを繰り入れるという方法は、規則に載っておりますが、これを年々続けていくことはとてもできないし、現在の市の財源からいきまして、水道事業会計に年々繰り込むという余裕もない現状でございますので、これは、そういう説明によって私ども了承いたしました。

それから、工事に対しては、粗漏はないかということでございますが、これにつきましても、いろいろ質問をし、たとえば道路修繕の場合でも水道局のほうから土木のほうに委託金が相当出ております。こういう問題については、二重投資ではないのかと。または、消費者の二重負担ではないのかということを研究いたしまして、漏水の防止とか

工事に対するできるだけ経費の節減をはかるとか、また、そういうロスのないようにするとかいうことにつきましても、よく検討いたしました。

それから、公聴会を開いてこの値上げを決定したらどうかという問題でございますが、これは、性質からいきまして公聴会を開かなくってもできるそうでありますが、とくにそういうことをしてきめるのも一つの方法かと思いましたが、結局またさらに混乱を来たす、それによって。そうしてかえってこの事業を危うくするということも考えたので、それ以上は私どもは報告にとどめておきました。

その他、こうこまごまとあったと思いますが、ちょっとわかりにくかったので、詳しくは理事者のほうからお聞き取り願いたいと思います。

〔橋詰興隆君登壇〕

○橋詰興隆君　いろいろと御答弁願ったわけですが、まだ二、三腹に入りかねる問題がございますので、重ねてお尋ねをいたしたいと思います。

とくに水道局が各自治会を通じて市民の方々に出しております「まがり角にきた水道財政」と、このパンフレットを見てみましても、局自体がこの後半のほうに公共性の問題と、それから独立会計とのからみの問題がとくに強調をいたしておりますし、それから、こういったパンフレットを市民に出して、理解を求めようとするところにやはり公共性というものの意義は、一応みておるんではないかと思うんですが、これらの説明を見ておりますと、逆にそれが独立制のほうに重点を置いて利用しておると、こういった批判が市民の中にもございますし、また、そういう書き方をいたしております。

そこで、重ねてお尋ねをしたいのは、委員会の中で一番重点の論議というものが、やはり市民の生活に直接響いて

くる、そういう市民の立場に立ってみた場合に、先ほどの答弁の中では、公聴会を開くと混乱が起きるんじゃないかと、こういった受け取り方があるようでございますが、やはり上水道の問題が、市民に及ぼす影響が大きいと、この基本が委員会で確認されておるわけですが、やはり公聴会をいまからでも遅くはないと思うんですが、もっと市民の各位の腹に納った水道料金と、こういったことをやってもらえてもいいんじゃないかという気がするわけです。で、ここらあたりをですね、どのように、さらに詳しく委員会の審議等でなされておるようでございますので、知らしていただきたいと、こう思うわけです。

なお、委員会の審議の中で、管理者を呼んで種々資料を出させ、説明を求めたということでございますが、一番大事なことは、先般も訓覇議員等が本会議で申しておりますように、市長の政治的な判断といいますか、いわゆる単なる会計の上で赤字に見込まれてくるから料金を上げてくれと、こういうことでなくって、それらをさらに高い見地の中から、市政の上で市民のしあわせを願うという立場で、市長がどういう判断をしたのかと。これが先般の質疑の中では明らかになされておりません。この点が、委員会の中ではどのようになされたのか、それらを判断して二カ月延したんだと、お風呂屋さんについては若干の修正をしたんだと、こういう説明になろうかと思いますけれども、やはりほんとうの市民の立場に立って、ものを考えるということであるなれば、もっと深い意味合いで委員会がさらに市長を呼んで、それをたしかめていくという御努力があってもいいんじゃなかろうかという気がするわけですが、市長を呼んで、そこで公共性の問題、市民の立場に立ったいわゆる政治的判断というものを求めなかったという点についてですね、御説明を願いたいと思うわけでございます。

〔建設委員長（藤谷祐一君）登壇〕

○建設委員長（藤谷祐一君）　非常にこれはむずかしい問題で、解釈の仕方でいろいろあるんですが、私どもの審査

の過程におきまして、できるだけ安いほうがいいんだと、これはもうはっきりしております。できるだけ値上げをしないほうがいいんだと、このままお置き願いたいという気持ちは変っておりません。どなたもそのとおりでございました。

しかし、いろいろと考えてみますと、このまま抱え置いて破滅を来たすことがはっきりしておるのに、認めないことは、かえって皆さんに不幸になる。市民の中にも、いろいろとお考えはあると思います。われわれも了としてはおりませんが、しかし、やむをえないんじゃないかと、こうなったら。経営できないものを無理に上げずにおくことはむしろ破滅を来たす基をつくると。そうすると、皆がまた困るんじゃないかということからいろいろ判断いたしまして、一部強い反対もございましようし、また、公聴会を開くことも一つの方法でございましようが、そういう人たちがかならず全部であるかというと、理解をすれば全部ではないと思います。そういうことも考えまして、非常にこれはむずかしい問題で、委員の大多数はそういう方向に傾いて、一部修正してでもこれはどうしても通してやらないと将来、確実に困る時期がくるという判断からこうなったと思います。

市長に出てもらって、いろいろ最後の市長の政治的腹を聞いたかどうかということでございますが、もちろん、市長は来ないけれども、いままでの説明からいきますと、市長は来たからよろしいとはいえんと思います。そういう状況ではないと思いました。私どもは。従って、管理者によく聞き、また、従来の事業をよく調べましたが、どうしてもこうしなければならない。ただ、市民感情といいますか、できるだけ一日も遅らかして、皆さんに私どもの苦衷を知ってもらうという気持ちで、二カ月延した次第でございます。

とくに浴場関係の方々にも、水の使用量につきましてもよく調べましたが、最近は非常に使用量も増えております昔の基準ではいけないということで、変えたわけでございまするが、こういうことも大衆の気持ちを察知いたしまし

て、できるだけ私どもといたしましては、その気持ちにこたえたつもりでございます。
いろいろ判断があると思いますので、これ以上は申し上げませんが、御了解願いたいと思います。

〔橋詰興隆君登壇〕

○橋詰興隆君　いろいろと御苦心をなさった意味合いは、気持ちの問題としては、十分理解をいたしますが、実際に四月に水道局のほうから料金を取りに来る年月から上ってきたと、こういうことで、おそらく大部分の市民がそのときになって初めてこの問題が真底で自分たちのしあわせになる市政と、そうでない市政の判断をするであろうと思うんです。そのことを見通した中で、委員会でとくにお考えになった公共性をどのように判断するかと、ここらが委員会の審議でも私はまだ十分なされていないような気がいたします。
市長をあえて呼ぶ必要はなかったんだと、こういうことの意味合いに了解していけば、独立採算のほうに重点があるんだと、こういった受け取り方をせざるをえないと思う。
そこで、これ以上、委員長に質問しようとは思いませんが、この際、市長が先般一般質問の中で、財源等に答弁をなさっております、この問題については。しかし、それはあくまでも公共性の立場、いわゆる市長の立場に立って、政治的にどういう理由であるんだということに対して、明確な答弁がなされたとは思えません。この際、委員会が十分な審議をし、さらに市民の感情等も考慮にしながら修正をしたという事実、この事実に立って現在の立場で、市民に向ってどのように理解をしてもらおうとするのか、そこらあたりの見解を改めてただしておきたいと思うんです。
従って、これは水道局が答弁をするんでなくって、市長みずからの答弁として聞きたいと思いますので、ぜひ答えをいただきたいと思います。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君）　重ねてお尋ねでございますが、水道事業のことにつきましては、議案第百五十九号におきまして、るる御説明申し上げておるとおりでございまして、この御説明を申し上げましたことをよくかみしめていただきまして、本市の水道事業のために御協賛をいただきたいとお願い申し上げます。

〔橋詰興隆君「答弁になりませんから注意してください」と呼ぶ〕

○議長（錦安吉君）　橋詰議員、もう一ぺんいうてください。答弁しておりますから、答弁不足なら不足の旨を――。

〔橋詰興隆君登壇〕

○橋詰興隆君　先般の提案説明の中で、市長が第一点、二点、三点、四点、五点、六点それらをあげて説明をしております。しておりますが、この中で一番大事なことは、赤字になったから市民の皆さん、料金をたくさん取りますよと、こういういい方しかない。それを正当づけるためにここに六点の説明をなしておる。それぞれ木をついだような説明しかない。で、このことがかりに正しいとしても、市長の立場というのは、やはり市民の生活を向上させ、安定さすという、そういった高い政治的の配慮というものがなければいかぬであろうと、それらをどう市長が判断をしたのかということを尋ねておるわけです。つまり水道事業の公共性という問題を市長の立場では、どこまで尊重しておるのか。それが、たとえば市民の皆さんのほうから公聴会を開いて、みんなの意見を聞くということも一つの手であろうし、あるいは市長がちょうどいま港湾管理の問題、埋め立ての問題等で説明会を開いておるように、そういった行動があって、はじめて市長が市長としての市民に対する配慮が十分であるんだと。そういったことが市民に理解される中で、やはりこの問題の結論を出すべきであろう、こういうことでございます。それらを市長がどう判断しておるのか、ということを聞いておるわけです。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君）　市長が大所高所に立って判断いたしましたことを、議案説明といたしまして申し上げておるのでありまして、ただいま仰せられるような趣のことは、十分考察いたしました結果、かような処置をお願い申し上げておる、こう申しておるのでございますから、少しも私はあなたのお尋ねになっていらっしゃることと間違いないように思うんですが、どうぞひとつよくこの十何ページから十九ページ前後のところをよくお読みになっていただいて、ははあ、市長はずいぶん考えてやってるなということを御判断願いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦安吉君）　橋詰議員。

○橋詰興隆君　あとの質疑者もおりますから、私は留保いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦安吉君）　前川議員、関連ですか。

○前川辰男君　はい。

○議長（錦安吉君）　前川議員。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君　ただいまの市長の答弁ですけれども、ああいう答弁されると、おそらく質問という形にはなっていかないんじゃないかと思うんです。きわめてふまじめな答弁です。

先ほどから橋詰議員がいっておりますように、内容の問題です。市長こそ、まず読んでもらいたいと思う。市長の説明の中にはですね、あくまで水道行政というものを中心にいわれておるわけですよ。そうじゃなくして、市長の立場というものをですね、水道行政だけではなくして、市政全般の面からこれを見なけりゃならぬと、こういう立場で

はっきりしたものをいってくれ、すなわち他の物価に対する影響もあるだろうし、市民生活その他経済に対して非常に大きな関連を及ぼしてくる、波紋を与えるからその点をどう配慮されたかということをいってくれ、ということをいっているわけです。

たとえばですね、もう少し具体的に申し上げますというと、私どもの調べたところによると、今回の水道料金の値上げについて、もうすでに影響があらわれておるということです。ある業者の組合では、正月から現在七十円の料金を、もちろん水道を使う業種ですが、七十円の料金を八十円に上げようということがもうすでに内定しておると、こういうことも聞いておるんです。少なくとも四日市市民の市長であれば、その辺のところは十分調査をし、配慮をして、さらにここで出されるべきであるし、さらにその点について出ておらないから、橋詰議員が重ねて聞いておるわけです。

この点を再度御答弁願いたいと思いますけれども、おそらくいままでの態度だったら出ないと思いますが、よく考え方を改めて御答弁願いたいと思います。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君）　私はやはり全体を考えまして申し上げてきたのでございまして、やはり市全体の立場から考えております。

従いまして、ただいま仰せられたような分量は、私の説明の中には、多分に盛り込まれておるつもりでございます。

○議長（錦安吉君）　もうよろしいか。（前川辰男君「どうせ答弁にはならへん」と呼ぶ）

大島議員。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君　建設委員長にお尋ねいたします。

市長の説明の中に、一般会計から出資または貸し付けすることは可能ですが、一般会計でもその余裕がない状態であります、と、こういうふうに説明であります。

現在の時点において余裕がないという状況はわかりますが、では来年度の予算にこのことを繰り入れできるかどうかと、そういう委員会においての状況は、ありましたら教えていただきたいと、このように思います。

まず、それからお願いいたします。

〔建設委員長（藤谷祐一君）登壇〕

○建設委員長（藤谷祐一君）　水道会計が非常に苦しいから、来年度の予算を削って一般会計から水道のほうにつぎ込むかということについては、質問をいたしませんでした。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君　市長にお尋ねいたします。

この市長が説明されていることを、次回の予算にこの不足分を計上する考えがあるかないか。現在の時点においてないんだから、値上げはやむをえないというように取られます。来年度の予算にこれを組み入れるかどうか、このような考えをお尋ねいたしたいと思います。

「助役（庄司良一君）登壇」（大島武雄君「市長にお願いします」と呼ぶ）

○助役（庄司良一君）　市長にかわりまして（笑声）庄司助役として、代理をお認め願います。

いま大島議員から、市長説明には一般会計に余裕がないから繰り入れられないんだというような説明の点を強く取り上げられておられるようでございますが、もとより四日市が一般会計もあり余って使い道に困るというような実情

でもあればともかく、水道事業本来の、先ほど来、公共性あるいは独立採算制これのかみ合せ等について議論されておられましたが、市長におかれては、本市の水道事業は今日すでにみずからの計算において運営を行なうべきであり一般会計よりの繰り入れは不適当であるという判定に基づいて説明せられたわけでございます。

ただし、特別の災害があったとか、あるいは非常なる大きな先行投資を行なう、よくいわれます現実に十年二十年先を考えられたニュータウン構想、あるいは新しい町づくり、こういったことを想定いたしまして、今日どうしても先行投資をしなければならぬ、こういうような特殊な事情が発生した場合は、別といたしまして、通常の場合、水道会計に一般会計からの繰り入れはやらないという考え方に基づいておるわけでございます。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君　あすこの説明には、わざわざ一般会計からの貸し出しは可能であるがと、こう書いてあります。従いまして、いまの答弁でありますと、市長と全く裏腹のことを考えておるように思われます。

従いまして、現在の予算においては、苦しいことは当然わかっておりますけれども、県単事業あるいは私立のそのような補助金、公金等を節減してこのような事業に充てる考えは市長にあるかないか。そしてこの料金の値上げを仰制する考えはないか、ということをお尋ねしておるわけであります。その点について、市長からお願いいたします。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君）　ほかのものをやめて、そしてこれをやったらどうかと。ただいまのところは、そういう考えは持ちませんし、また、この水道事業の性格からいいまして、やはり水道事業そのものに立脚してやるのが本来の建て前になっておりますので、その辺は少しその事業に対する御理解を深めていただくことをお願い申し上げたいと存じます。（大島武雄君「他に質問者もありますから、これで打ち切ります」と呼ぶ）

○議長（錦安吉君）　酒井議員。

〔酒井昌一君登壇〕

○酒井昌一君　先ほどからの市長の答弁を聞いておりますと、非常に冷淡じゃないかと思うわけです。もう少しあたたかい気持ちで、市民の人々の気持ちを察して水道料のことについてよく審議されたかどうかということを、私は市長にあえて訴えたいと思います。

ひるがえってみますと、市長がかつて中部横断路を計画された。そのような先を、先手、先手を打ってこられた市長が、昭和三十一年から今日までの水道料金に対して、いささかの関心も示されなかった。そうして、今日に至ってこの不景気のどん底で、しかも市民の私たちにとって一番たよりになるのは市の行政です。値上げの面においても、まず電車賃、これは市としてどういう手の打ちようもない。また、ガスに対しても、また、電気に対しても値上げはされんけれども、市としての意向としては決定的なことはできない。せめて市民が望んでおることは、水道行政に対し、水道料の値上げだけはしないでほしい、そのような悲しい願いではないかと思います。それに対して、ただ一片のこの説明だけに市長が、先ほど同僚議員に返答されたように、よくかみしめてといわれたけれども、市長こそよくかみしめてその水道料の値上げについては、よくかみしめてやっていただきたいと私は思うんです。非常に市長の態度はふまじめであった。かように私は受け取りました。

で、本題に戻りますけれども、先ほどの御答弁の中で、いろいろございましたけれども、この際市民がたよりとするのは、ただ水道料の値上げをしてくれないこと、これだけであります。そういうけんけんごうごうとする声を、市長が知っておるかおらないか。私が市会議員の席を汚さしていただいてから、たえず市長には声なき声を聞かなければいけない、そういうことを申し上げました。また、「大衆は愚にして賢なり」ということも申し上げたはずです。

政治は、先手、先手を打たなければいけない、こういうことも申し上げたはずでございますけれども、そういう点についてほんとうに市長は市民の声を聞いてこれをしようとされるのか、あるいは独善的にされるのか、その点をひとつ御返答願いたいと思います。

値上げムードのおりから、せめて四日市だけでもその水道料金を値上げしないで、そうしてたとえ赤字になっても一般会計を節約してでもその中から補てんして、あるいは水道料をそのままにして水道会計に対しては一般会計から出す、そういうようなことをひとつ真剣に考えていただきたいと思います。

一家のことにしても、子供が事業に失敗したから親はしらない、おそらく市長も人の子の親であるならば、子供が事業に失敗したときには、親として何かおこりながらもその子供のためにしてやるのがほんとうではなかろうかと思います。それを、この市政の上に市長の親としてのあたたかい気持ちを反映していただきたい。具体的なことは申し上げませんが、精神的な面でひとつ市長にお願いしたい。

政治を行なうのは、人間であります。平田さんも人間であるなれば、どうか冷淡な態度を示さないで、水道料金についてもう少しじっくりと考えて、そうして結論としては今期のこの議会で値上げは可決しないで、さらに次期に回していただきたい。もう少し慎重に審議をして、そうしていただきたい、そういうふうに思うわけでございます。

市長の、とくに市長の御答弁をお願いします。先ほど庄司さんが助役として市長の代理と申し上げましたけれども市長がいらっしゃるんだから、市長が答弁をしていただきたい。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君）　ただいま市長は人間味のあふれた政治をすべきであると、こういうふうに拝聴いたしましたが、私は、きわめて人間味のある市政をやらさしていただいておるつもりでございます。と申しますのは、このたび

のこの水道のやむをえざる値上げにつきましては、もうすでに二年前にこういう仕事をすればこういうふうになりますと、そうしなければ市民に満足に水を与えることができませんと。ですから、それをちゃんと勘定に入れて、そしてこの水道事業というものをりっぱな秩序ある仕事にしていきまして、市民に迷惑のかからないよう万全の処置を講じてまいりまして、今日に至りましたのでございまするが、やはり水道事業の性格から申しまして、これはやむをえざるものであると。全国の平均からながめてみても、また、現在の水道の状況からながめてみても、水道を使っている方もあれば使わないという方もあるし、また、三、四年先には大きな水道というものも待ちかまえておるし、そういうものを事こまかに検討をいたしていきますと、皆さんにおかけ申すのは、市長としてはいやです。私も市民の方方と御一緒に一円でも安い水を出して、皆さんに喜んでいただきたいと、だれでもこれはお考えになることであります。あなたばかりでなしに、まず才一番に市長といたしましては上げたくありません。しかし、かような秩序あることをやっていきませんというと、将来に結局累積いたしていきまして、難渋をすることであると考えましたので、この際思い切ってかような正面切ってのやり方をお願い申し上げておる次才でございまするので、あるいは目先の問題につきましては、少しは忍びないところもあるでございましようけれども、よく四日市の水道事業の全体をおながめになりまして、これはやむをえざるものであるという御判断に立っていただきたいということをお願い申し上げておるのでございます。

この点、十分御了察くださいまして、市長といたしましてもいつまでも安く皆さんに水をあがっていただくことは心からの念願であります。市長もそのほうが皆さんに喜んでいただけるんでございますから——。まことに道を歩いておりましても苦しいのであります。しかし、市全体を担当いたしておりますものにつきましては、とくに水道の事業のそのものの性格からながめてみまして、ここにこの御提案を申さなきやならぬということは、ある意味において

はつらいことではございまするけれども、市長として踏み切りましたような次才でございますので、どうかわが四日市市の水道事業のために、皆さんが御一緒にいいときも味わっていただき、苦労もともにしていただき、そうして将来のわれわれののちに来るべき市民のためにも備えてやっていただきたいと、こう思いますので、どうか重ねてこういうことを申し上げますと、おいかりかもしれませんが、どうかその点、情ばかりでなしに、やはり理のほうのことにつきましても十分頭に入れていただきまして、この際情と理とをいかに処理すべきかということを御考察願って、御賛同賜わりたいと、切にお願い申し上げます。

〔酒井昌一君登壇〕

○酒井昌一君　ただいま市長のおっしゃったように、おいかりかと思いますけれどもとおっしゃったが、たしかにおこっております。で、ひとつこの際に私は値上げをしないほうがいいにきまっておる。これは皆さんがよく、市長でもそういうことはわかっておりますが、じゃ値上げをしないようにするにはどうしたらよいかということをひとつ考えていただきたい。

で、私たちの主張するとこは、一般会計に余裕を持たせて、もしくは余裕を出して、そこから水道料金というものを補てんをする。水道企業の補てんをする、そういうことをお願いしたいわけでございます。直接市民に関係があるかないか、水道とっている人もとっていない人もあるからというおことばもありましたけれども、それなれば、学校に行っていない家庭は、いや学校の教育費は出さんでもいいか、そういうことになります。道路は通らないから、その道路の分だけ通行税を引くとか、道路に対して私は通らないからそれだけ税金を安くしろとか、電車に乗らないから電車の分だけを安くしろとか、そういうことは理由にならない、と以上のようなことであって、ひとつ一般会計を何か余裕を持たせて、そうしてそこから水道事業の赤字を補てんしていただきたい、こういうふうになるかならない

かお願いしたいわけでございます。なるかならないかよりも、そういうふうにしていただきたい。もっともっと一般会計をしめて、そうしてそこからこの際値上げというものはやめて、そこから赤字を補てんしていただきたい、こういうふうに考えるんですが、市長としてはそれができるかできないか。御答弁としては、できないとおっしゃるかしれませんが、できるようにそれをお願いしたいわけでございます。この際水道料金の値上げをすることは、たとえ一%でも二%でも私は反対をいたします。

その点において、もう少しよく考えていただいて、そうして今期のこの議会において水道料金の値上げは、一時見送るというようなことに御決定願いたいと、市長に思うわけですが、市長によろしくその点御答弁願いたいと思います。

○議長（錦安吉君）　やや討論のようで、いまの発言ですが。酒井議員のはやや疑義があるんで、市長に質問ですか。

（「最後のほうが質問ですよ」と呼ぶ者あり）

質問のところを、それじゃ御答弁があったら――。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君）　御提案申し上げました趣旨に従いまして、御賛同えたいと思います。

○議長（錦安吉君）　暫時、休憩いたします。

午後零時四分休憩

午後二時十二分再開

○議長（錦安吉君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦安吉君）　山本議員。

〔山本栄一君登壇〕

○山本栄一君　建設委員長にお伺いをいたします。

私といたしましては、委員会から出されました修正案を尊重いたしたいのでございますが、以下三項目につきまして、委員長の御答弁をお願いいたします。

修正案によりますと、二カ月間実施を延期することによって、減収の額はどれほどであるか。その減収分は、どのような方法で埋めるつもりであるか。実施延期により将来の水道計画に支障を来たすようなことはないか。なお、公衆浴場に対して特定料金を実施した場合は、市の提案による値上げ実施の額との差はどれだけになるのか。そのために水道行政上、支障はないか。

以上のことについて、委員会において協議をされたかどうかをお伺いいたします。もし委員会で御協議がなかった場合は、委員長の御答弁は必要ございません。理事者から御答弁をいただきます。

以上、お伺いをいたします。

〔建設委員長（藤谷祐一君）登壇〕

○建設委員長（藤谷祐一君）　午前中から説明いたしておりますように、水道局といたしましては、できうれば一月から実施してほしい、料金は二月からしてほしいという強い要望がありました。しかしながら、市民感情もあり、政治的配慮もあるので、何とか工夫して四月まで延ばせというので、私ども四月まで二カ月延期いたしました。その間、千八百万の赤字は自然にうしろに送られております。しかし、極力経営の改善によってこの赤字は三カ年くらいに埋

めていきます、という言明がございました。詳しい数字につきましては、局のほうからいたさせます。

そうして、値上げを認めていただけば、改良事業にも着手できるし、引き続き水道の供給も可能であるという説明がございました。

それから、才三点の浴場の基本の水量の改良におきまして、だいたい年間百万円くらいの経費の減でございますが、これもなんとか経費の埋め合せでやっていきますという答弁でございました。

なお、数字のこまかい点につきましては、局のほうから御説明願います。

〔水道局次長（滝伝之助君）登壇〕

○水道局次長（滝伝之助君）　修正議案によりましての赤字をどうするかということでありますが、これは方法論で申し上げますと、千八百万の赤字は、この三月三十一日に損益計算書の上にはっきりと出てまいります。で、損益計算書に出ました赤字は、翌年度の、三十九年度の当初の議案に繰り越しをすると、この繰り越した赤字を四十年度で出てくる利益で一応埋めさせてもらいますので、四十年度の損益計算書の上においては、もう赤字は解消しております。

しかしながら、千八百万の赤字はいつまでたちましても、これはそれだけ継続しますので、一応われわれが考えておりますところでは四十年度、四十一年度、四十二年度と三年くらいの間にわたってあらゆる経費をちぢめて、徐々に解消していくより方法はないと思います。

それから、極端な例で申しますと、千八百万を一応本年度の改良費と同じくらいにやって一年に消すこともできますが、改良費は二千万円くらいでやった場合には、ますます漏水とかあるいは濁りを打つと、そういうようなことがございますので、できうれば赤字をもう一ぺん繰り越しても来年度は四千五百万の改良のほうには入れていきたいと

思いますので、まあそういう改良のほうで二、三百万、あるいはこっちのほうで百万というような、できる限りの経費をそういうところでちぢめていきたいと思うております。

〔山本栄一君登壇〕

○山本栄一君　ただいま建設委員長と水道局から御答弁があったのでございますが、私の質問をいたしましたこんごの水道行政に絶対に支障があるかないかということを、支障のあるような心配はないかということをお尋ねしたわけでございますが、その点についてはっきり御答弁をお願いします。

〔建設委員長（藤谷祐一君）登壇〕

○建設委員長（藤谷祐一君）　心配のあるないということにつきましては、非常にむずかしい問題で、かならずいたしますというお答えはございませんが、これによって私どもは自信をもってかならず四日市の将来の給水に皆さんに御迷惑はかけませんということは聞きました。経営上、心配があるかないかということは、さらに責任をもった回答はえておりません。

〔水道局長（山本文雄君）登壇〕

○水道局長（山本文雄君）　ただいま建設委員長から御答弁いただきましたが、私たち直接水道事業を担当いたします者といたしまして、ごんご十分に努力をいたしまして、企業性も十分発揮いたします。また、公共性も十分発揮いたしまして、この難関を突破していきたいわけでございますが、先ほど次長が申しましたように、水道管の老朽管、そういったものもできるだけ早く直す、それにはやはり運営をいかにうまくやるかということにかかっておると思います。

なお、御参考までに申し上げますと、ただいまの値上げは才二期の拡張事業に対しまして考えておりますが、昭和

四十二年にはこの拡張事業が終りましても、なおかつそこで一ぱいになりまして、四十三年から次の拡張ということになります。従いまして、それらの将来計画とも相にらみ合せまして、水道局担当者は一意専心この健全財政と、それから市民への給水の確保に努力をするということで、こんごさしていただきたいと、こういうふうに思っております。

○議長（錦安吉君）　ほかに質疑はありませんか。

他に質疑もないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

前川議員、どうぞ。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君　まず、この議案に対する建設委員会の各委員の御努力に対して感謝をいたします。

私は、水道料金の値上げをすることに対する反対の意見を表明いたします。なぜなれば、これが一般のいわゆる企業であれば、その収益によってまかなっていくということは何ら差しつかえないわけでございますが、ここに公営ということばが付いているわけです。七日から始まりました議会の中で、この問題についていろいろと市長に対する質問をしておったわけですが、いかんながらこの公営の意味が明確に出されてないということは、たいへん残念に思うわけです。

それから、もう一つこの質疑の中で終始出てきた問題といたしまして、どうしてもやむをえないということが出てきたわけですが、これはあくまでいわゆるこの水道企業の中でのやむをえないと、こういう説明にとどまったように

思われるわけです。そこで、繰り返し申し上げますが、あくまでこれは水道そのものを論議するんではなくして、市政全般の中で水道企業というものがいったいどういう性格で、どういう位置づけであるかということを明確にすることによって決定しなければならないと思うのです。その点につきまして、非常に残念ですが市長の答弁の中には、その片りんが見られなかったわけです。これは、市民にとってたいへん不幸なことではないかと思います。

いま申し上げましたように、市政全般の中でこれをとらえてみますというと、どういうことになるのかというと、これと類似したところの事業というのはほかにもたくさんございます。すなわち、市立病院において然り。これはすでに企業会計を取っております。ところが、この市立病院に対して市費が繰り入れられてないかということを見ますというと、明らかにこの建設に当っては、その手段方法は別といたしまして、企業会計外のところからはっきりと出されておるという事実があるわけです。このことによって、市費の繰り入れの問題に矛盾が起こり、さらにですね、清掃事業一つ取り上げて見てもそういうことです。これが独立採算でやられているかというと、そういうことでないということは、私がここで申し上げるまでもなくすでに御承知のはずでございます。

あるいは、教育にしても同じこと。そこで一つの投資をしたから、そこでそれだけでもって採算を取ると、こういうものではないはずです。少なくとも国なり、あるいは県なり市なりの仕事というものは、その全体、市民生活全体の中でバランスを取っていく考え方でなければならないと思うわけです。従って、清掃やあるいは教育、あるいは民生の事業と同じように水道事業というのも市民生活にとって非常に重要な、一番生活の基盤になるべきその一つであるわけです。

ですから、いわゆる市のいっておりますように、現在の料金では赤字が出てくるから、やむをえないから上げるとこういうことは筋が通らない。その公共性というものを考えれば、市立病院に対して取られておる処置、あるいは清

掃に対して取られておる処置、あるいは教育問題に対して出されておるところの市費の考え方、一人々々の市民にとってみれば、自分自身に直接つながりがあるのと、あるいはないのとあるわけです。そうではなくして、全般に平均というものを均てんさせる中で、調和を保っていくというのが市のやり方ではないかと思われます。従って、ここで赤字が出たから料金を上げて出すということに対しては、全く同意ができないわけです。

それから、もう一つ、物価に影響する問題について、これも市長から何ら答弁がなされなかった。すなわち私たちの生活の一番基盤であるべき水道料金というものが上がれば、その他の物価に影響を与えるということは、いまさら申し上げるまでもないと思います。そのために政府は、昨年の十二月に公共料金の値上げを抑制しました。この趣旨一年間たったからもういいというんではなくして、この趣旨を十分ふまえた上で考えていただきたいと、このことをあくまでわが会派の議員は市長に聞いておったはずです。それは、いわれておりません。

こういうような観点からみまして、私どもといたしましては、まだまだたくさん取るべき方法があるんではないかと思われます。その手続の問題といたしましては、非常に市長のほうからもこれはいわれておったし、あるいは委員長の報告にもありましたように、市民に与える影響というのは非常に大きいものがあるから、こういうことがいわれておるとすれば、先ほど橋詰議員が質問しました中でいったように、公聴会を開いて市民の意見をたくさん聞くと、そういう中で市民各位はこれは上げてもよろしいということであれば、また話は別です。（傍聴席で発言する者あり）ところが、そういう大事な手続、こんどの地方自治法の改正によって公聴会は開かなくてもいいとか、いろいろまあ理由はつくでしょうけれども、問題は、その考え方の問題です。そういうふうな手続をしていくということが、まず大切ではないか。

それから、さらに内容の問題といたしましては、先ほども繰り返し申し上げましたように、これの公益性というも

のを十分考えていけば、市費を繰り入れるということは、けっしてやぶさかでないはずです。まず、市費を繰り入れて調節をはかるということ、それから、さらに工業用水に示されておるように、工業用水でさえ、つまり金もうけのために使われるところの水です。この工業用水にさえ四分の一の国庫補助がある。それから、国の起債の問題にいたしましても、現在の上水道に対する、工業用水の起債につきましては、もっと内容がゆるいはずです。

こういう問題を考えていくと、このようないわゆる市費の繰り入れ、あるいは国庫補助の獲得、それから起債内容の軽減、これらをかみ合せていけばけっして市民が心配するような水道料金の値上げによって他の物価に影響を及ぼし、非常に家計が苦しくなるという矛盾は起こらないはずです。この点を私どもは市長にただしたわけですが、いかんながら出てこなかった。従って、委員会の中における結論も私どもの満足するようなところまで到達できなかったのではないかというふうに考えます。

それから、もう一ついい忘れましたが、それほど企業性というものを尊重されるなら、なぜ消火せんに使っておるところの金額を市に請求されないかということです。年間三百五十万といたしまして、ここ十数年間、全部水道会計の中でまかなわれておったはずです。そうしますと、先ほどの次長の説明にありました千八百万の赤字というのは、少なくとも解消しておったはずです。それがなされてないということは、私は、正しかったんじゃないかと。つまり公益性というものをここで認めておったと、こういうことになるんではないかと思うんです。この点で、市長の提案に非常に大きな矛盾もあります。さらにこれを拡大させていくのが普通ではないかと思われますが、この点も出ておらなかったと。

非常に個条的に申し上げましたが、以上のような理由でもって、私どもとしては残念ながらこの原案並びに修正案に対して同意することができません。以上。

〔傍聴席で拍手、発言する者あり〕

○議長（錦安吉君）　傍聴席の方にお願いいたします。

静かにお願いいたします。御静粛に願いたいのでございます。拍手とかそれから発声等、どうかお慎み願います。

次に、山中議員どうぞ。

〔山中忠一君登壇〕

○山中忠一君　午前中より水道料金の問題で、同僚議員が熱心に討議をされておるのでございます。

私は、公友会を代表いたしまして、水道料金の修正案に賛成を申し上げるものでございます。（傍聴席で発言する者あり）むろん私は市民の代表でございます。（傍聴席で発言する者あり）しばらく御静粛にお願い申し上げます。

〔「議長、整理」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦安吉君）　傍聴席の方に申し上げます。

傍聴される方は、議事について可否を表明することは禁止されておりますので、静粛に願います。（傍聴席で発言する者あり）

○山中忠一君（続）　先ほど来より社会クラブから反対論が出ておりまするが、私はけっして社会クラブの意見が間違っておるとは申し上げておりませんし、まことに当をえたところであるとは思いまするが、（傍聴席で発言する者あり）しかし、私は、四日市全市民の市の議会の一員といたしまするなれば、四日市全市を考えての上においての観点において判断を・・・（聞きにくい）みたいと思うのでございます。

○議長（錦安吉君）　静かに願います。

○山中忠一君（続）　先ほど前川議員からの論もございました。衛生方面にいたし、病院にいたし、いろいろの観点

からされまして一般会計を繰り入れているじゃないかということを申されましたが、同感でございます。ただし、その範囲を考えますときに、私は非常に異議があるのじゃないかということでございます。はなはだ私は幼稚なたとえをもって皆さまにすまんとは思いまするが、われわれ一般社会人がいにしえのことばに「めくら千人、目あき千人」ということを申し上げております。その観点におきましては、私は古今東西通じて誤ってはいないということを断言申し上げます。なぜなれば、歴史をくってみまするなれば、あるときには正当論にとまり、あるときには反対論にもなるというのが今日の社会の流れでございます。（傍聴席で発言する者あり。「休憩」と呼ぶ者あり。議場騒然）しばらく静粛にしていただきませんと、話が進行できません。

○議長（錦安吉君）　傍聴人に申し上げます。

議長の命令に従わぬときは、退席を命ずることがありますから、念のため申し上げておきます。（傍聴席で発言する者あり。「静かに、こっちにまかせてくれ」と呼ぶ者あり）

○山中忠一君（続）　ただここに、社会クラブの意見も、われわれの意見も一致しておる点は、皆さまあるはずでございます。私らも市民のためには一日も安い水道料金で暮らしていただきたい、潤沢に水を使っていただきたい、これをいかにしたなれば市民の皆さまに低減にして安全に、安い水をのんでいただけるかというこの観点は、社会クラブも公友会も意見は、私はマッチしておる意見だと確信を持つものでございます。

さすれば、いま四日市市民が七五％まで水道料金に出していただいて、そうして水道の利益を受けておられる。ここにある二五％の市民は、この水道の水源において日一日にして自分の水源が枯渇しておるのは、皆さまも御承知だと思います。さすれば、才二次の市民を養うために、残った二五％というこれをいかにして扱っていくかということが、私はこの四日市市民二十二万の皆さまであったなれば必ず考えていただかんならぬ。同病相哀れむ、これが四日

市市民の一員だという観点でございます。（傍聴席で発言する者あり）

皆さまが、ただここに意見が違うのは、ここに間違った意見は一つもないとしたところで、ある一つの大きな物体動物にたとえてみれば象でございます。私はしっぽをつかんだかもわかりません。社会クラブは頭をつかんだか知りませんが、ここに私は「めくら千人、目あき千人」ということを申し上げるのでございます。千人の見た観点、自分のなでた観点は私は間違っていない。象をめくらがつかんだときに、頭をつかんだら、頭が象であったとはどこに間違っておりますか。私がしっぽをつかんだ、これが象のしっぽだといえばよろしいが、象はこんなものであったというところに、私は観点が変ってくる。こういうふうに感じるのでございます。（傍聴席で発言する者あり）ここに私は、一つの物体を完全なものに見直していくところに、お互いに意見の交換もあり、また、皆さまの協力をえて一つの物体を正確につかむ、こういう観点のもとに、私は皆さまに水道料金が高くなる、たしかに皆さまに対しては日常生活の脅威でもあろうけれども（傍聴席で発言する者あり、議場騒然）しかし、われわれ公友会といたしまして、ここにある皆さまの意見を生かして、そうしてここに期限の執行の猶予をみて、そうして皆さまの、私は希望の一端を報いたなればというような気持ちで、修正案を私は支持、賛成するのでございます。

以上でございます。（拍手、傍聴席で発言する者あり）

○議長（錦安吉君）　暫時、休憩いたします。

休憩中に、運営委員会を開いていただきたいと思います。

午後二時三十九分休憩

午後三時一分再開

○議長（錦安吉君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

酒井議員、どうぞ。

〔酒井昌一君登壇〕

○酒井昌一君　公明党を代表して申し上げます。

水道の値上げには、絶対反対いたします。その理由としては、市長から説明があったように、議案説明の中で、日常生活の基盤として重要であるということ、そうしてあらゆる社会活動、経済活動の原動力であるがゆえに、その値上げというものは市民に及ぼす影響が大である、そういう観点において値上げを反対するものであります。

どうかその点について市長には御返答願いたいし、それからはなはだ失礼ですが、傍聴席の方に申し上げますが、私たちは大東亜戦争によって父とか母とか夫をなくしたという悲しい思い出がございます。この大東亜戦争の犠牲によって私たちは議会政治というものを、ここに民主主義というものは日本に与えられた。その観点において、どうか人の意見をよく聞き、そうして自分の意見もいって、そういう観点において傍聴席の方にお静かに願いたいと、ひらにこい願うものでございます。

○議長（錦安吉君）　これをもって討論を終結いたします。

これより議案第百五十九号の採決を行ないます。本案に対する委員長の報告は、修正であります。

本案を委員長の報告どおり決することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕（傍聴席で発言する者あり）

○議長（錦安吉君）　ありがとうございました。起立多数であります。よって、議案第百五十九号四日市市水道事業給水条例の一部科正については、委員長の報告どおり可決されました。

日程第十　九　議案第百六十四号「四日市市職員給与条例の一部改正について」ないし
日程第二十二　議案第百六十七号「市道路線認定について」

○議長（錦安吉君）　次に、日程第十九、議案第百六十四号四日市市職員給与条例の一部改正について、ないし日程第二十二、議案第百六十七号市道路線認定についての四議案を一括議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

「市長（平田佐矩君）登壇」

○市長（平田佐矩君）　ただいま御上程の議案について、御説明申し上げます。
議案第百六十四号の本市職員給与条例の改正案は、去る八月十二日人事院が国家公務員の給与について、基本給の七・九％を引き上げ、期末勤勉手当を〇・三カ月分増額し、宿日直手当、通勤手当等の増額を本年五月一日にさかのぼって実施するよう勧告いたしました。政府は、この勧告に従い本月十五日国会の決議をえて、九月一日にさかのぼって実施することといたしました。
本市といたしましても、この勧告の趣旨を慎重に検討し、給料、諸手当等を国の措置に準じて改定を実施いたしたく、ここに御提案申し上げた次第であります。
なお、これに要する経費につきましては、一応既決予算をもって立てかえ支出し、後日、補正予算をお願いいたしたいと存じますので、あわせて御了承を賜わりますようお願い申し上げます。
議案第百六十五号は、昭和三十九年十二月十五日に在職する職員に支給する期末手当の特別措置についての条例案であります。

期末手当につきましては、給与条例において支給率が定められておりますが、このほかに基本給の〇・一カ月分に一律六千円を加えた額、ただし、その額が九千円に満たないものについては九千円を期末手当の増額分として在職期間に応じ、期末手当の律に準じて支給しようとするもので、昨年同期と比較いたしますと五百円の増額となるのであります。
なお、予算措置につきましては、議案第百四十六号と同様に処理したいと存じますので、よろしく御了承をお願い申し上げます。
次に、議案第百六十六号は、本市農業委員会の委員の選挙区について、住居表示整備事業の実施及び町の区域の変更をしようとするものであります。
議案第百六十七号、市道路線の認定案は、稲葉町内部線のうち、消防署前の道路は最近著しく自動車の交通量が増し、混雑を極めておりますので、湯の山方面より国道に直行する自動車のバイパス路線として、三滝川明治橋南詰より国道四日市橋に至る堤塘敷を整備加工し、交通緩和をはかりたく、ここに市道として認定をお願い申し上げるものであります。
なにとぞよろしく御審議のうえ、御決議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（錦安吉君）　御質疑がありましたら、御発言願います。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（錦安吉君）　御質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。
おはかりいたします。議案第百六十四号ないし議案第百六十七号については、委員会の付託を省略し、直ちに採決を行ないたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦安吉君）　御異議なしと認めます。

それでは議案の採決を行ないます。

議案第百六十四号ないし議案第百六十七号の四件は、原案のとおり可決いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦安吉君）　御異議なしと認めます。よって、議案第百六十四号四日市市職員給与条例の一部改正について、ないし議案第百六十七号市道路線認定については、原案のとおり可決されました。

暫時、休憩いたします。

午後三時十分休憩

午後三時五十五分再開

○議長（錦安吉君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第二十三　議案第百六十八号「監査委員の選任について」

○議長（錦安吉君）　次に、日程第二十三、議案第百六十八号監査委員の選任についてを議題といたします。

市長の説明を求めます。

市長。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君）　ただいま御上程の議案について御説明申し上げます。

議案第百六十八号は、監査委員森新八氏が来たる二十四日をもって任期が満了となりますので、再び同氏を監査委員に御選任申し上げたく、ここに御提案申し上げた次第であります。

なにとぞよろしく御審議のうえ、御決議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（錦安吉君）　おはかりいたします。本件につきましては、別段、御質疑もないことと思いますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行ないたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦安吉君）　御異議なしと認めます。

それでは、採決を行ないます。

本案は、市長の推選者に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦安吉君）　御異議なしと認めます。よって、議案第百六十八号監査委員の選任については、これに同意することに決定いたしました。

日程第二十四　議案第百六十九号「審査請求について」

○議長（錦安吉君）　次に、議案第百六十九号審査請求についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君）　ただいま御上程の議案才百六十九号について、御説明申し上げます。

本市が、かねて申請をいたしておりました霞ケ浦地先海面約二百十万坪の埋め立て免許並びに海中土砂採取につきまして、県知事は、去る十二月十八日付をもって拒否並びに不許可の処分を通告してまいりました。

港湾の管理埋め立ての問題は、ここ数年にわたって県。市において検討を続け、議会におきましても特別委員会を設置して非常な御協力をいただいたのであります。

この間、本市は、昭和三十八年三月県に対し公有水面埋め立て免許の申請をいたしましたが、その後管理、埋め立てについて譲るべきは譲り、協調の精神に立って妥結をはかり、ときには深更あかつきに及ぶ接衝を重ねました結果去る十二月九日にはようやく知事。市長間における妥協点に達し、互いにメセを交換するに至りました。

ところが、今回突如として県は、この妥協を一方的に破棄し、管理問題は白紙に還元し、埋め立て等については、前述の処分が取られたことはまことに遺憾にたえません。

しかし、本市といたしましては、先に昭和三十五年に漁業権を買収し、強い信念をもって進めてまいったことでありまして、今日かような一方的措置にひるまず、あくまでも目的貫遂のため最善の努力を重ねたいと存じます。

先日も全員協議会並びに議員懇談会をお願いし、るるその間の事情を御説明申し上げ、種々御意見を拝聴したのでありますが、現在、市として取るべき道は、行政不服審査法の規定により運輸大臣に審査請求をすることであり、もし必要がある場合には、行政事件訴訟法の規定による訴訟提起もやむをえないものと考えます。よって、ここに強い決意をもって審査請求の申し立てについて御決議をお願いいたしました。

なお、この審査請求のための経費につきましては、取りあえず既決予算内において立てかえ支弁させていただきますよう重ねて御了承をお願いいたします。

なにとぞよろしく御審議を賜わりますようお願い申し上げます。

○議長（錦安吉君）　本件につきましては、すでに議員懇談会並びに全員協議会におきまして御審議願い、御了承をいただいておりますので、委員会の付託を省略し、直ちに採決を行ないたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」、「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦安吉君）　藤谷議員。

〔藤谷祐一君登壇〕

○藤谷祐一君　ただいま御提案の問題につきましては、先日、全員協議会並びに議員懇談会で聞いたことであります。しかし、字句を一々並べて審議したわけではございませんし、また、話し合いのうちにいろいろと話が出ておりましたが、いよいよこの字句が出てまいりますと一つの決定になります。

そこで、ちょっと御説明の中で、私はいままでの話を聞いておりますと、県が、埋め立て申請をしても十分調査をせずに、ただ市のいい分をそのまま却下してよこしたと。これでは困ると。そのいい分をさらに上級機関に訴えて、よく実情を審査してもらい、市の意のあるところを聞いてもらいたいんだということでございまして、こういうことからみますと、「もし必要がある場合には、行政事件訴訟法の規定による訴訟提起もやむをえないものと考えます」といいますと、行政裁判の請求をするということになります。

これは、おそらくこれをやるということになりますと、私ども感じた問題とはちょっと離れてまいります。私は、あくまでも運輸大臣に訴えて、この実情をよく聞いてもらい、県のいい分、市のいい分をよく審査の上で、できるだ

け早く埋め立ての許可なり管理の問題でなにか上のほうから指示をもらいたいという気持ちできようまでまいりましたが、行政裁判となりますと、ちょっと問題が変ってまいります。

これは、あくまでそういうお気持ちで提案されたのか、それは別だと、さらにそういう必要があるときは議員の皆さまとわれわれと相談の上で行政裁判の手続をするんだという段階であるのか、これをはっきりわけてもらいたいと思います。

〔助役（岩野見斉君）登壇〕

○助役（岩野見斉君）　市長にかわりましてお答えいたします。

このことは、もし必要がある場合には、こういう訴訟提起もやむをえないと述べておるだけでございまして、訴訟提起の際には、また改めて御審議をわずらわしてからいたします。（藤谷祐一君「了承」と呼ぶ）

○議長（錦安吉君）　他に御質疑はございませんか。

それでは、御異議なしと認めます。

議案の採決を行ないます。

議案第百六十九号は、原案のとおり可決いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦安吉君）　御異議なしと認めます。よって、議案第百六十九号審査請求については、原案のとおり可決されました。

日程第二十五　四日市市選挙管理委員の選挙

○議長（錦安吉君）　次に、日程第二十五　四日市市選挙管理委員の選挙を行ないます。

おはかりいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第百十八条第二項の規定により指名推選によることとし、指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦安吉君）　全員、御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることとし、指名の方法は、議長において指名することに決定いたしました。

選挙管理委員に

石田宗作君　田中久吉君

渡部精一君　北畠顯夫君

を指名いたします。

おはかりいたします。ただいま議長において指名いたしました四名の方を、四日市市選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦安吉君）　御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました

石田宗作君　田中久吉君

渡部精一君　北畠顯夫君

が、四日市市選挙管理委員に当選されました。

日程第二十六　四日市市選挙管理委員補充員の選挙

○議長（錦安吉君）　次に、日程第二十六、これより四日市市選挙管理委員補充員の選挙を行ないます。

おはかりいたします。選挙の方法につきましては、指名推選によることとし、指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦安吉君）　御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることとし、指名の方法は、議長において指名することに決定いたしました。

選挙管理委員補充員に

藪下　健次君　　分部　則忠君

上村　楠之丞君　　加藤　弘君

を指名いたします。

おはかりいたします。ただいま議長において指名いたしました四名の方を、四日市市選挙管理委員補充員と定めること、並びに補充の順序は、指名の順序によることといたしたいと存じます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦安吉君）　御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました

藪下　健次君　　分部　則忠君

上村　楠之丞君　　加藤　弘君

が、四日市市選挙管理委員補充員に当選されました。

日程第二十七　発議第七号「水道事業に対する意見書提出について」

○議長（錦安吉君）　次に、日程第二十七、発議第七号水道事業に対する意見書提出についてを議題といたします。

朗読いたさせます。

〔議事係長（小坂靖君）朗読〕

発議第七号

水道事業に対する意見書提出について

水道事業について政府関係諸機関に対し別紙のとおり意見書を提出するものとする。

昭和三十九年十二月十二日提出

四日市市議会議員

喜多野　等　外四名

水道事業に対する意見書

昨年十二月の閣議決定により、公共料金引き上げ抑制がなされたことは、諸物価に及ぼす影響を考え、民生安定上まことに当をえたことと存じます。

しかし、水道企業の現状を見ると、独立採算制を建て前とするため料金値上げをもって収支のバランスを取らざるをえなくなり、苦しい立場に追いこまれております。

このことは、閣議決定の趣旨とも矛盾することでもあり、その使命である公益性をもそこな　結果になります
とくに最近は、産業開発が進み、地下水の汲み上げ、あるいは河川の砂利採取等による水源の枯渇が激しく、
水源の確保に予想以上の資金を必要とするようになっております。
空気と水は、国民生活の最も基礎となるべきものであり、その公益的重要性を考え、他の事業に見られるごと
く、水道事業においても政府は速かに次の措置を講ぜられるよう強く要望する。
一、新設改良事業に対して国庫補助をすること。
一、起債は、利子五分五厘、据置期間八カ年、償還期間四十年とすること。
右地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。
昭和三十九年　月　日

四日市市議会議長　錦　安　君

内閣総理大臣
厚　生大臣
自　治大臣　宛
大　蔵大臣

○議長（錦安吉君）　提案者の説明を求めます。
喜多野議員。
〔喜多野等君登壇〕

○喜多野等君　水道事業に対する意見書提出について、提案説明を行ないます。
本水道事業につきましては、先ほども種々討論が行なわれたわけでございますが、本件につきまして建設委員会に
おいては、二日間にわたりまして種々意見の交換をまじあわし、なお、理事者側からもいろいろなお答えをいただい
たわけでございますが、その間に、各建設委員の中においてもいろいろな意見がまじあわされて、問題点がどこにあ
るかどうなるか、実際の問題としてこの根源はどこにあるのかというような点について、いろいろ細部まで討論され
たわけでございます。
こういうようなところで、いろいろな問題点をつかみ取ってみますと、やはり公益性と独立採算制と、こういうよ
うな問題によって地方自治体自体が相当苦難の道を歩まなければならないというような問題点が、多くクローズアッ
プしてきておるわけでございます。こういう点につきましては、当然、国家のほうで補助をし、なお、相当の低利の
資金の貸し付けを行ない、そういうことによって独立採算制を維持していくより維持の方法がないと、こういうよう
な問題点が出てきております。
そういう公共性を加味し、なおかつ独立採算制を取れ、そうかといって市勢の拡大は、どんどん産業開発等によっ
て拡大していく、それに付随して水道事業はついていかなきゃならない。ついていくけれども水道事業だけは独立採
算制を持てと、こういうような政府の御意向でございます。しかし、ほかの都市のように発展形体を伴わない都市で
あるならばいざしらず、四日市市は急激に臨海工業地帯の発達に伴い、一躍、三重県の中においても脚光をあびた
工業地帯として発展をしております。それに伴い人口の増加、または地域開発そういうものは急速な発展のテンポを
たどっておるわけでございます。
こういうような段階において、水道局自体に対しても独立採算制を要求し、公共性を要求するということ自体に大

きな無理があるんではないか。なお、こんごにもそういう問題は付与されてくる。なおかつ、市民全体は水の心配をさせられている、こういうようなことになりますと、実際の独立採算制の運営自体ができないと、だから料金を値上げしなければやっていけないのだ、こういうような方向に逃げるよりほかに方法はないわけです。だからといって一般会計からそれだけならば少々入れたらよいじゃないか、病院でもやってるじゃないか、どこでも、学校でもやってるじゃないか。だから、私が属している建設委員会の委員の一員としては、水道局だって一般の市費から入れたらいいじゃないか、ほかのところだってやってるじゃないかと。それだったら水道局だけなぜいじめられなきゃならないのかと、こういう意見も出てくるわけでございます。それは、本質的にいえば、政府の公共性、なお独立採算制を兼ねている、公共企業体が法律に基づいた規制を課せられているというところに、大きな問題点がこんごにもあるわけでございます。こんごの問題としても、水源を確保していって拡大していくというところに、相当の投下をしていかなければならないとするならば、また、きょうのような問題は、これは四十四、五年　五十年そういう間には、そういう問題は同じようなことを繰り返して起こしてこなければならないんじゃないかということを想定するわけですし、また、委員としてもそういうことを感ずるわけでございます。

それなれば、どういうような方法があるのか、その打開の方法はどうなのかということになれば、やはり国の補助をうるなり、できる限り低金利な起債をうるという、それしかないわけでございます。現在の立法下においての処置としては、そういう方法しかない。だとしますならば、そういう方法を早急にわれわれは政府に陳情もし、あらゆる方法をもってそういう方向に片づけていかないと、こんごの四日市の工業の発達の形態を見ましてもなんともしようがなくなる。こういうことは、火を見るより明らかでございますので、この件につきましては、どうしても皆さま方の御協賛を賜わって、やはり政府各級機関に対してこんご陳情活動をどんどん行なって、やはり相当多額な資金をこ

ちらに引きずり込んでこない限り、また、きょうのような二の舞を踏むと、こういう結果になるわけだと思います。ですから、われわれとしては、あくまでこういう点については政府各級機関に対して、こういう一つの意見書を出してですね、やはり猛省を促し、なおかつわれわれはこういう問題を聞いて、積極的に運動を展開していかなかったなれば、本日のワイワイさわいであぶはち取らずのようなことになってしまうと。だから、こんごは、こういう点については、みんなで協力してやっていただきたいと、このように私はお願いするわけでございます。

先ほど等のことにつきましては、非常に私も残念なことと思いますが、やはり現在の議会の段階において修正案が出て、やはり正反の討論が行なわれて、やはりほんとうに議会運営としてのひとつの過程を歩むということについては、非常に喜ばしいと思ったのでございますが、なかなかいろいろな問題がございまして、なかなかそれまでいかなかったということは、非常に残念に思うわけでございます。

なお、山中議員等の討論に対しても、いろいろ御高邁ななひとつのことばを賜わりまして、われわれも意味深長に玩味したわけでございますが、そういうひとつのたとえのお話も十分参照いたしますと、やはりこんごにおいては、こういう方法しかないというふうに私は考えますので、ぜひとも皆さんの御協賛を賜わりまして、こういう方向に運動を展開し、水道局自体もですね、そういう問題について相当積極的に問題を展開していくのが四日市市政の一番大切なことではないかと、このように思いますので、この意見書を提出させていただいた次第でございます。

以上でございます。（拍手）

○議長（錦安吉君）　御質疑がありましたら、御発言願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（錦安吉君）　質疑なしと認めます。

直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦安吉君）　御異議なしと認めます。よって、発議第七号水道事業に対する意見書提出については、原案のとおり決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦安吉君）　御異議なしと認めます。よって、発議第七号水道事業に対する意見書提出については、原案のとおり可決されました。

日日程第二十八　発議第八号「中小企業対策強化に関する決議について」

○議長（錦安吉君）　次に、日程第二十八、発議第八号中小企業対策の強化に関する決議についてを議題といたします。

朗読いたさせます。

〔議事係長（小坂靖君）朗読〕

発議第八号

中小企業対策強化に関する決議について

中小企業対策強化に関して別紙のとおり決議するものとする。

昭和三十九年十二月十　日提出

四日市市議会議員

橋　詰　興　隆

外四名

中小企業対策強化に関する決議

日本経済の発展伸長する中で、中小企業の占める位置と役割は、年々その重大性を増大している。

このことは、当四日市市においても全く同様であるが、現実においては大企業、大資本といわれるものに比して経営、資金、人手等においても極めて困難な状況下におかれている。

ことに、現下の経済情勢悪化がより深刻化し、長期化する見通しにあるとき、国・県の諸施政と相まって、当市の中小企業対策が当面的にも根本的にもなんらかの対策を行なわなければならないものと判断する。

従って

一、当面的にも中小企業者の年末金融対策を十分に行なうこと。

一、人手不足解消のため一段と積極的対策を実行すること。

一、根本的には、当市の中小企業対策を理念的にも計画的にも樹立し、対策を行なうこと。

右決議する。

昭和三十九年　月　日

四日市市議会

○議長（錦安吉君）　提案者の説明を願います。

橋詰議員。

〔橋詰興隆君登壇〕

○橋詰興隆君　本決議を発議いたしましたその主たる理由につきましては、先般の一般質問における会派の代表、あるいは私が申し上げました関連質問、さらには毎会期ごとに各議員各位がすでに強調をしてきておりますそういった経過をふまえながら、今日の当市内における中小企業の現状と将来というものを考えた中で、すでに皆さす方が十分に御了解を願っておるという理解をする中で、提案をいたしておるわけでございます。

つまり、決議文の全般に簡単に申し上げております要点、これらが過去の市長の施策と、あるいは毎年における当初施策の方針の説明、あるいは施策の決定の中で、常に理事者が強調をしながら、実際にはむずかしいといういいのがれの中で、なかなか具体性は伴わないと、こういった状況にあるときに、当議会としては、やはり理事者が日本の資本主義機構の中における中小企業の位置づけというものを地域にあてはめるという、そういった新しい観点における理解の中で、施策をできるものからやるという、そういったものも合せて進めていくということが、いま必要でなかろうかと、こう思う考え方の上に立って決議を提案いたしたのでございます。

こまかいその他の問題につきましては、いまさら申し上げようとは思いませんが、すでに議員各位が理解なさっておるその精神というものを、ここに文章にして、理事者のこれからの施策に実現をしてもらいたい、こういったのが真意でございます。従って、全議員がこの決議にぜひともの賛成をしてもらい、同時に具体的な施策が出てくるように、当面の問題と合わしてわれわれ自身の問題としていきたい、こういうことを申し上げて、説明のかわりにいたしたいと思います。

○議長（錦安吉君）　御質疑がございましたら、御発言願います。

別段、御質疑もございませんので、本件につきましては、直ちに採決を行ないたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦安吉君）　御異議なしと認めます。よって、発議第八号中小企業対策強化に関する決議については、原案のとおり決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦安吉君）　御異議なしと認めます。よって、発議第八号中小企業対策強化に関する決議については、原案のとおり可決されました。

日程第二十九　委員会報告第十号「陳情書審査結果報告」ないし

日程第三十一　委員会報告第十二号「請願書等審査結果報告」

○議長（錦安吉君）　次に、日程第二十九、委員会報告第十号ないし日程第三十一、委員会報告第十二号の三件を一括議題といたします。

御質疑、御意見がありましたら、御発言願います。

別段、御質疑、御意見もありませんので、本件を委員長の報告どおり決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦安吉君）　御異議なしと認めます。よって、委員会報告第十号ないし委員会報告第十二号は、各委員長の

報告どおり決定いたしました。

報告番号	請願陳情番号	件名	委員会	審査結果
一〇	陳情第三八号	雨池町の集団移住早期実現について	総務	採択
	陳情第四五号	富田出張所の新築について		
一一	請願第一〇号	精薄施設建設促進について	教育民生	採択
	請願第一一号	日永小学校の講堂改築並びに校地拡張について		
	請願第一二号	内部小学校の校舎改築について		
	請願第一三号	下野地区に市立保育園設置について		
	請願第一四号	納屋小学校の防音装置について		
	請願第一五号	八郷地区に市立保育園設置について		
	請願第一六号	あさけ保育園の定数増員方について		
	請願第一九号	市立河原田保育園の園児定数の改正並びに増築について		
	陳情第一八号	塩浜地区における騒音等の防止対策について		
	陳情第三四号	市に貸与中の宅地（橋北中学校敷地内）返還申入れについて		
	陳情第三九号	水泳プール建設について		
	陳情第四〇号	中学生のミルク給食完全実施について		

報告番号	請願陳情番号	件名	委員会	審査結果
	陳情第四一号	視聴覚教材の充実促進について	教育民生	採択
一一	陳情第四二号	中部東小学校屋内体育館（講堂）の早期建設について		
	陳情第四三号	中学生のミルク給食完全実施について		
	請願第一七号	四日市市上水道料金改訂における格別の措置について	建設	採択
一二	陳情第三二号	四日市港の厚生施設（築港病院）の改築に対する助成について		
	陳情第四四号	羽津山町地内民有道路を市道に編入並びに舗装について		

○議長（錦安吉君） なお、教育民生、産業経済、建設の各委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、お手元に配布いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

おはかりいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにいたしまして、御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（錦安吉君） 御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について左記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したから、会議規則第六十八条の規定により申し出ます。

記

一、事　件

請願第一一号　四日市市内から一万円以下の労働者をなくすることについて（昭和三十八年受付）

陳情第二七号　精神薄弱児収容施設建設のための敷地確保について

陳情第三七号　学校給食に使用されている脱脂粉乳を生乳に切りかえることについて

二、理　由

調査研究のため

昭和三十九年十二月二十二日

教育民生委員長　坂上長十郎

四日市市議会議長　錦　安君　殿

閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について左記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したから、会議規則第六十八条の規定により申し出ます。

記

一、事　件

請願第一八号　高物価と重税反対、国民の生活と権利を守ることの決議について

陳情第三二号　農業共済事業の市へ移譲について（昭和三十八年受付）

二、理　由

調査研究のため

昭和三十九年十二月二十二日

産業経済委員長　伊藤泰一

四日市市議会議長　錦　安吉　殿

閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、左記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したから、会議規則第六十八条の規定により申し出ます。

記

一、事　件

陳情第一六号　国道一号線諏訪交差点付近における地下道建設について

陳情第二五号　戦災復旧事業区域内近鉄駅裏地区の事業推進について

二、理　由

調査研究のため

昭和三十九年十二月二十二日

四日市市議会議長　錦　安　君　殿

建設委員長　藤　谷　祐　一

○議長（錦安吉君）　次に、監査委員より現金出納検査の結果報告について、報告第三十九号ないし報告第四十七号の九件がまいっております。お手元に配布いたしておりますので、これによって御了承願います。

なお、この際御報告いたします。

四日市港管理機構調査特別委員会の名称を、四日市港対策委員会に改めまして、現在の委員の方々にごやっかいになるということにいたしたいと思いますが、過日の代表者会議でも御相談申し上げまして、各会派で御了承願っておると存ずるのでございますが、そのようにいたしますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦安吉君）　ありがとうございます。それでは、どうぞお願いいたします。

以上をもちまして、本定例会の議事日程は全部終了いたしましたので、会議を閉じることにいたします。

この際、市長からごあいさつがあります。

市長。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君）　年末まことに御多忙中のところを、ぼう大な議案を御審議いただき、まことにありがたく存じ上げます。

また、議会開会中に、港湾管理及び埋め立てについて、県との間に最終的な事態が起こりましたところ、議員各位におかれましては、全員御協力のもとに善処する道を与えていただきましたことは、感激の至りであります。

また、今議会におきましては、各派議員から市政全般にわたりまして、建設的かつ有益な御意見を拝聴いたしたのでありますが、理事者といたしましては、議会の御意思を十分尊重いたしまして、積極的にこんごの市政運営に当ってまいりますつもりでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日、まことにありがとうございました。厚くお礼を申し上げます。

○議長（錦安吉君）　これをもって昭和三十九年十二月、四日市市議会定例会を閉会いたします。

年末御多端の折から、連日にわたってまことに御苦労でございました。

なお、この際お願いをいたしておきたいことがございますが、お手元におくばりをいたしてございます港湾問題の説明会日程でございますが、このように説明会を開催されますので、四日市港湾対策委員並びに関係地区内の議員の方におかれましては、できる限り御出席くださいますようお願いを申し上げます。

どうもありがとうございました。（拍手）

午後四時三十四分閉会

右、地方自治法第百二十三条第二項の規定に基づき署名する。

四日市市議会議長　錦　安　吉

署名議員　服部昌弘

署名議員　永田利一郎